

オープンデータ通信網サービス契約約款

平成9年3月経企第8-302号
施行 平成9年4月1日

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このオープンデータ通信網サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより、オープンデータ通信網サービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、オープンデータ通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 オープンデータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 オープンデータ通信網サービス	オープンデータ通信網を使用して行う電気通信サービス
5 オープンデータ通信網サービス取扱所	オープンデータ通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 収容オープンデータ通信網サービス取扱所	取扱所交換設備が設置されているオープンデータ通信網サービス取扱所
7 取扱所交換設備	加入契約回線又は契約者回線を収容するために収容オープンデータ通信網サービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
8 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（第4種オープンデータ通信網サービスについては、当社と別に定める電気通信事業者との接続に係る電気通信設備の接続点を含みます。）
9 アクセスポイント	第2種オープンデータ通信網サービス、第4種オープンデータ通信網サービス、第7種オープンデータ通信網サービス又は第9種オープンデータ通信網サービスを提供するために、当社が別に定めるオープンデータ通信網サービス取扱所において、当社が設置する電気通信設備又は相互接続点
10 サービス接続点	オープンデータ通信網サービスに係る電気通信設備と別に定める当社の電気通信設備との接続点
11 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者（第4種オープンデータ通信網サービスについては、別に定める電気通信事業者を含みます。）

12 他社接続回線	相互接続点を介して当社のオープンデータ通信網、接続契約者回線又は特定契約者回線と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者が設置するもの（ダイヤルアップ回線等を除きます。）
13 利用回線	アクセスポイント又は相互接続点を介して接続契約者回線又は特定契約者回線と相互に接続する他社接続回線であって、別紙４の１の(2)、(4)のア若しくは(4)のイの(ア)又は別紙４の２の(1)に定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約に基づき設置されるもの
14 特定利用回線	アクセスポイント又は相互接続点を介して接続契約者回線又は特定契約者回線と相互に接続する他社接続回線であって、別紙４の１の(4)のイの(1)又は別紙４の２の(2)に定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約に基づき設置されるもの
15 接続契約者回線	第１種オープンデータ通信網契約、臨時第１種オープンデータ通信網契約、第４種オープンデータ通信網契約、臨時第４種オープンデータ通信網契約又は第７種オープンデータ通信網契約に基づいて、別に定める収容オープンデータ通信網サービス取扱所の取扱所交換設備と相互接続点（別紙４の１の(1)若しくは(2)又は別紙４の２に定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約に基づき設置される他社接続回線との接続に係るものに限り、）又はサービス接続点（特定接続回線との接続に係るものに限り、）との間に、当社が設置する電気通信回線
16 特定事業者	特定他社接続回線に係る協定事業者
17 特定他社接続回線	別紙４の１の(1)、(2)、(4)のア又は別紙４の２の(1)のイに定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約に基づき設置される他社接続回線
18 特定接続回線	サービス接続点を介して接続契約者回線と相互に接続する電気通信回線であって、別紙４の１の(3)に定める電気通信サービスに関する契約に基づき設置されるもの
19 加入契約回線	他社接続回線、特定接続回線又は接続契約者回線
20 契約者回線	第１種オープンデータ通信網契約又は臨時第１種オープンデータ通信網契約に基づいて、取扱所交換設備と当該契約の申込者が指定する場所に設置する電気通信設備又はその取扱所交換設備が設置されている収容オープンデータ通信網サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線
21 特定契約者回線	第１種オープンデータ通信網契約に基づいて、サービス接続点（データホスティングサービス契約約款に規定する第４種データホスティングサービスに係るものに限り、）と当該契約の申込者が指定する場所又は相互接続点との間に、当社が設置する電気通信回線
22 協定事業者の契約者回線	アクセスポイントを介してオープンデータ通信網と相互に接続する電気通信設備であって、協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき、協定事業者の取扱所交換設備とその契約の申込者が指定した場所との間に協定事業者が設置したもの（利用回線及び特定利用回線を除きます。）
23 ダイヤルアップ回線等	オープンデータ通信網サービスの提供を受けるために利用する当社の電話サービス等契約約款に規定する指定加入契約者回線又は協定事業者の契約者回線
24 契約者回線等	加入契約回線、契約者回線、特定契約者回線又はダイヤルアップ回線等
25 無線利用回線	第９種オープンデータ通信網サービスの提供を行うために、無線業務区域（当社が設置する公衆無線基地局設備（公衆無線LANサービス契約約款に規定する無線基地局設備をいいます。以下同じとします。）から電波の届く範囲をいいます。以下同じとします。）における移動無線装置（公衆無線基地局設備と通信する機能を有し、無線業務区域において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置をいいます。以下同じとします。）からアクセスポイントの間に、当社が設置する電気通信回線
26 他社相互接続通信	相互接続点又はアクセスポイントにおいて当社のオープンデータ通信網と接続する協定事業者の設置する電気通信設備を通じて送受される通信
27 第１種オープンデータ通信網契約	当社から第１種オープンデータ通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時第１種オープンデータ通信網契約となるものを除きます。）
28 臨時第１種オープンデータ通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第１種オープンデータ通信網サービスの提供を受けるための契約

29 第1種オープンデータ通信網契約者	当社と第1種オープンデータ通信網契約を締結している者
30 臨時第1種オープンデータ通信網契約者	当社と臨時第1種オープンデータ通信網契約を締結している者
31 第2種オープンデータ通信網契約	当社から第2種オープンデータ通信網サービスの提供を受けるための契約
32 第2種オープンデータ通信網契約者	当社と第2種オープンデータ通信網契約を締結している者
33 第4種オープンデータ通信網契約	当社から第4種オープンデータ通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時第4種オープンデータ通信網契約となるものを除きます。）
34 臨時第4種オープンデータ通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第4種オープンデータ通信網サービスの提供を受けるための契約
35 第4種オープンデータ通信網契約者	当社と第4種オープンデータ通信網契約を締結している者
36 臨時第4種オープンデータ通信網契約者	当社と臨時第4種オープンデータ通信網契約を締結している者
37 第7種オープンデータ通信網契約	当社から第7種オープンデータ通信網サービスの提供を受けるための契約
38 第7種オープンデータ通信網契約者	当社と第7種オープンデータ通信網契約を締結している者
39 オープンデータ通信網契約	第1種オープンデータ通信網契約、臨時第1種オープンデータ通信網契約、第2種オープンデータ通信網契約、第4種オープンデータ通信網契約、臨時第4種オープンデータ通信網契約又は第7種オープンデータ通信網契約
40 オープンデータ通信網契約者	第1種オープンデータ通信網契約者、臨時第1種オープンデータ通信網契約者、第2種オープンデータ通信網契約者、第4種オープンデータ通信網契約者、臨時第4種オープンデータ通信網契約者又は第7種オープンデータ通信網契約者
41 契約者識別符号	第4種オープンデータ通信網契約者又は臨時第4種オープンデータ通信網契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、第4種オープンデータ通信網契約又は臨時第4種オープンデータ通信網契約に基づいて当社が第4種オープンデータ通信網契約者又は臨時第4種オープンデータ通信網契約者に割り当てるもの
42 利用者識別符号	第9種オープンデータ通信網サービスの利用者を識別するための英字及び数字の組合せであって、当社が発行するもの
43 暗証符号	第4種オープンデータ通信網契約者又は臨時第4種オープンデータ通信網契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、第4種オープンデータ通信網契約者又は臨時第4種オープンデータ通信網契約者が当社に通知するもの
44 グループ識別符号	第7種オープンデータ通信網契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、第7種オープンデータ通信網契約に基づいて当社が第7種オープンデータ通信網契約者に割り当てるもの
45 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称
46 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
47 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
48 端末設備	契約者回線の終端、特定契約者回線（相互接続点に係るものを除きます。）の終端又は別紙4の1の(1)のアの(イ)、別紙4の1の(1)のイの(イ)若しくは別紙4の1の(1)のウの(イ)に定める協定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに係る他社接続回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
49 自営端末設備	電気通信事業者以外の者が設置する端末設備
50 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

51 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
52 収容区域	1の収容オープンデータ通信網サービス取扱所に契約者回線を収容する区域で当社が別に定めるもの
53 加入区域	1の収容オープンデータ通信網サービス取扱所の収容区域のうち、次に定める区域で、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでオープンデータ通信網サービスを提供するもの (1) 当該収容オープンデータ通信網サービス取扱所内の区域（料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する特定終端型に係るものを除きます。） (2) 当社が別に定める建物内の区域（料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する特定終端型に係るもの）に限りません。）
54 区域外	1の収容オープンデータ通信網サービス取扱所の収容区域のうち加入区域以外のもの
55 区域外線路	加入区域を超える地点から引込柱までの間の線路
56 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 オープンデータ通信網サービスの種類

（オープンデータ通信網サービスの種類）

第4条 当社の提供するオープンデータ通信網サービスは、次のとおりとします。

第1種オープンデータ通信網サービス	特定の加入契約回線等（加入契約回線、契約者回線又は特定契約者回線をいいます。以下同じとします。）を使用して行うオープンデータ通信網サービス
第2種オープンデータ通信網サービス	ダイヤルアップ回線等（当社の電話サービス等契約約款に規定する指定加入契約者回線に係るものに限りません。）から、アクセスポイントに接続して提供するオープンデータ通信網サービスのうち、第4種オープンデータ通信網サービス及び第7種オープンデータ通信網サービスを除くもの
第4種オープンデータ通信網サービス	ダイヤルアップ回線等又は利用回線等（利用回線又は特定利用回線をいいます。以下同じとします。）からアクセスポイントに接続して提供するオープンデータ通信網サービスのうち、第7種オープンデータ通信網サービスを除くもの
第7種オープンデータ通信網サービス	ダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して提供するオープンデータ通信網サービスであって、グループ識別符号を利用するもの
第9種オープンデータ通信網サービス	無線利用回線からアクセスポイントに接続して提供するオープンデータ通信網サービスであって、利用者識別符号を利用するもの

第3章 オープンデータ通信網サービスの提供範囲

（オープンデータ通信網サービスの提供区間）

第5条 当社が提供するオープンデータ通信網サービスの提供区間は、別に定めるところによります。

2 当社は、相互接続点及びアクセスポイントの所在場所をオープンデータ通信網サービス取扱所に掲示します。

（注）本条第1項に規定する提供区間は、別記1に定めるものとします。

第6条 削除

（他社相互接続通信を行うことのできる地域）

第7条 他社相互接続通信を行うことのできる地域は、別に定めるところによります。

（注）本条に規定する別に定める地域は、協定事業者が定める電話サービス、総合デジタル通信サービス、又

は別紙4に規定する協定事業者の電気通信サービスに係る契約約款の規定によることとします。

第4章 契約

第1節 第1種オープンデータ通信網契約及び第1種オープンデータ通信網利用契約

(第1種オープンデータ通信網サービスの品目等)

第8条 当社の提供する第1種オープンデータ通信網サービスには、料金表第1表第1(第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する品目及び通信若しくは設備の態様による細目又はインターネットプロトコルに係る細目(以下「品目等」といいます。)があります。

(契約の締結)

第9条 当社は、第1種オープンデータ通信網サービスの提供を受ける者と第1種オープンデータ通信網サービスに係る契約を締結します。

(契約の種別)

第10条 第1種オープンデータ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1表第1(第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) 第1種オープンデータ通信網契約
- (2) 臨時第1種オープンデータ通信網契約

(契約の単位)

第11条 当社は、加入契約回線等(接続契約者回線を使用するものにあつては、接続契約者回線とし、他社接続回線と接続する特定契約者回線を使用するものにあつては、特定契約者回線とします。)1回線ごとに1の第1種オープンデータ通信網契約(臨時第1種オープンデータ通信網契約を含みます。以下同じとします。)を締結します。この場合、第1種オープンデータ通信網契約者(臨時第1種オープンデータ通信網契約者を含みます。以下同じとします。)は、1の第1種オープンデータ通信網契約につき1人に限ります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、料金表第1表第1(第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する特定サービス型に係る第1種オープンデータ通信網サービスについては、1以上の契約者回線(料金表第1表第1(第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する特定サービス型に係るもの)により当社が構成する1の契約者回線群(以下「契約者回線群」といいます。)ごとに1の第1種オープンデータ通信網契約を締結します。この場合、第1種オープンデータ通信網契約者は、1の第1種オープンデータ通信網契約につき1人に限ります。

3 第1項の場合において、別紙4の1の(1)のアの(ウ)、(I)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)若しくは(サ)、別紙4の1の(1)のイの(ウ)又は別紙4の1の(1)のウの(ウ)、(I)、(オ)、(カ)若しくは(ケ)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る他社接続回線を使用する場合は、協定事業者の当該電気通信サービスに関する契約約款に規定する1のアクセス回線又は1の契約者回線につき、1の接続契約者回線と接続します。

(契約者回線の終端等)

第12条 当社は、収容オープンデータ通信網サービス取扱所(別に定めるところにより当社が指定した収容オープンデータ通信網サービス取扱所とします。)内の建物若しくは工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点若しくは第1種オープンデータ通信網契約者が指定した場所内の建物若しくは工作物において、堅固に施設できる地点に保安器若しくは配線盤等を設置し、又は収容オープンデータ通信網サービス取扱所内の建物において、サービス接続点と接続し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、第1種オープンデータ通信網契約者(別紙4の1の(1)のアの(イ)、別紙4の1の(1)のイの(イ)又は別紙4の1の(1)のウの(イ)に定める協定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに係る他社接続回線と接続する第1種オープンデータ通信網契約に係るもの)に限ります。)が指定した場所内の建物又は工作物において堅固に施設できる地点に端末設備を設置します。

3 当社は、第1種オープンデータ通信網契約者(特定契約者回線(相互接続点に係るものを除きます。))を使用するもの)に限ります。)が指定した場所内の建物又は工作物において堅固に施設できる地点に端末設備を設置し、これを特定契約者回線の終端とします。

4 当社は、前3項の地点を定めるときは、第1種オープンデータ通信網契約者と協議します。

5 当社は、取扱所交換設備が設置されている収容オープンデータ通信網サービス取扱所の所在場所を当社が指定するオープンデータ通信網サービス取扱所に掲示します。

(収容オープンデータ通信網サービス取扱所)

第 12 条の 2 契約者回線又は接続契約者回線は、収容オープンデータ通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

2 当社は、別に定める規定による場合のほか、技術上及びオープンデータ通信網サービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容オープンデータ通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(注) 本条第 2 項に規定する別に定める規定による場合は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合とします。

(第 1 種オープンデータ通信網契約申込の方法)

第 13 条 第 1 種オープンデータ通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した所定の契約申込書を契約事務を行うオープンデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第 1 種オープンデータ通信網サービスの品目等
 - (2) 相互接続点の所在場所又は契約者回線若しくは特定契約者回線 (相互接続点に係るものを除きます。) の終端の場所
 - (3) その他第 1 種オープンデータ通信網契約申込の内容を特定するための事項
- 2 他社接続回線又は特定接続回線と接続する第 1 種オープンデータ通信網契約申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をオープンデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。
- (1) 相互に接続する他社接続回線又は特定接続回線に係るサービスの種類
 - (2) 相互に接続する他社接続回線又は特定接続回線に係るサービスの品目等
 - (3) 相互に接続する他社接続回線又は特定接続回線に係る区間
 - (4) 相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の氏名又は名称
 - (5) その他他社接続回線又は特定接続回線と接続する第 1 種オープンデータ通信網契約申込の内容を特定するための事項
- 3 接続契約者回線に係る第 1 種オープンデータ通信網契約申込をするときは、前 2 項に掲げる事項のほか、接続契約者回線に係る第 1 種オープンデータ通信網契約申込の内容を特定するための事項について記載した当社所定の契約申込書をオープンデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(第 1 種オープンデータ通信網契約申込の承諾)

第 14 条 当社は、第 1 種オープンデータ通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

ただし、料金表第 1 表第 1 (第 1 種オープンデータ通信網サービスに係るもの) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、臨時第 1 種オープンデータ通信網契約の申込みがあった場合は、申込みのあった第 1 種オープンデータ通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時第 1 種オープンデータ通信網契約申込を承諾します。
- 3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その第 1 種オープンデータ通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みのあった契約者回線、特定契約者回線又は接続契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が第 1 種オープンデータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用 (特定他社接続回線の料金若しくは工事に関する費用であって、当社が設定するもの又は特定接続回線の料金若しくは工事に関する費用であって、当社がこの約款において設定するものを含みます。) の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 他社接続回線と接続する第 1 種オープンデータ通信網契約又は臨時第 1 種オープンデータ通信網契約の申込みにあつては、その他社接続回線との相互接続に関してその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
 - (4) 特定接続回線と接続する第 1 種オープンデータ通信網契約の申込みにあつては、その特定接続回線に係る電気通信サービスに関する契約約款等の規定により当社が特定接続回線に係る契約の申込みを承諾しないとき。
 - (5) サービス接続点に係る契約者回線を有する第 1 種オープンデータ通信網契約の申込みにあつては、サービス接続点を介して接続する電気通信サービス (以下「特定サービス」といいます。) に関する契約又は論理パスがないとき。
 - (6) サービス接続点に係る契約者回線を有する第 1 種オープンデータ通信網契約の申込みにあつては、その

特定サービスの契約者と同一の者でないとき。

- (7) 申込者が第92条（利用停止）第1項各号又は第2項各号の規定のいずれかに該当し、オープンデータ通信網サービスの利用の停止を受けている、又は当社が行うオープンデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (8) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (9) その他オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第15条 第1種オープンデータ通信網サービスについては、料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に定めるところにより最低利用期間があります。

ただし、料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 第1種オープンデータ通信網契約者は、前項の最低利用期間内に第1種オープンデータ通信網契約の解除又は品目等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。

（品目等の変更）

第16条 第1種オープンデータ通信網契約者は、第1種オープンデータ通信網サービスの品目及び細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第14条（第1種オープンデータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（加入契約回線等の移転）

第17条 第1種オープンデータ通信網契約者は、加入契約回線等の移転の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表第1（第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第14条（第1種オープンデータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第18条 削除

（変更等の通知）

第19条 第1種オープンデータ通信網契約者は、次の場合には、そのことを事前に又は変更後速やかに、オープンデータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。

- (1) 第1種オープンデータ通信網契約に係る他社接続回線の移転
- (2) 第1種オープンデータ通信網契約に係る特定サービスに関する契約の解除又は論理パスの廃止
- 2 当社は、前項の通知の内容が第14条（第1種オープンデータ通信網契約申込の承諾）第3項に該当するときは、第23条（第1種オープンデータ通信網契約者が行う第1種オープンデータ通信網契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。
- 3 第1種オープンデータ通信網契約者は、次の場合には、そのことを速やかにオープンデータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。
 - (1) 第1種オープンデータ通信網契約に係る、別紙4の1の(1)、(2)若しくは(4)に規定する協定事業者の電気通信サービスに係る契約又は別紙4の1の(3)に規定する当社の電気通信サービスに係る契約の解除
 - (2) 第1種オープンデータ通信網契約に係る他社接続回線の利用休止
- 4 当社は、前項の通知があったときは、第23条（第1種オープンデータ通信網契約者が行う第1種オープンデータ通信網契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。

（注）本条第1項又は第3項の通知があったときは、当社は、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

（注）当社は、第1種オープンデータ通信網契約者から本条第1項又は第3項の通知がないときは、第114条（協定事業者からの通知）第1項の通知により、本条第1項又は第3項の通知があったものとみなすことがあります。

(その他の契約内容の変更)

第20条 当社は、第1種オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、第13条(第1種オープンデータ通信網契約申込の方法)第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第14条(第1種オープンデータ通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第1種オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断)

第21条 当社は、第1種オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、第1種オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断(その第1種オープンデータ通信網契約に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(第1種オープンデータ通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第22条 第1種オープンデータ通信網契約者が第1種オープンデータ通信網契約に基づいて第1種オープンデータ通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(第1種オープンデータ通信網契約者が行う第1種オープンデータ通信網契約の解除)

第23条 第1種オープンデータ通信網契約者は、第1種オープンデータ通信網契約を解除しようとするときはそのことをあらかじめオープンデータ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種オープンデータ通信網契約の解除)

第24条 当社は、次の場合には、その第1種オープンデータ通信網契約を解除することがあります。

(1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。

(2) 第92条(利用停止)の規定により第1種オープンデータ通信網サービスの利用停止をされた第1種オープンデータ通信網契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(3) 相互接続協定の解除、相互接続協定に係る協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、第1種オープンデータ通信網契約者が他社接続回線又は接続契約者回線を利用することができなくなった場合であって、その加入契約回線等の移転、利用の一時中断又は第89条(他社接続回線接続変更)に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。

(4) 第1種オープンデータ通信網契約者が第92条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がオープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

2 当社は、前項の規定により、その第1種オープンデータ通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種オープンデータ通信網契約者にそのことを通知します。

(インターネット接続事業者の債権の譲り受け)

第25条 第1種オープンデータ通信網契約の申込みの承諾を受けた者は、別に定めるインターネット接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

(注) 本条に規定するインターネット接続事業者は、別紙2に定めるものとします。

(第1種オープンデータ通信網利用契約)

第26条 第1種オープンデータ通信網サービスに係る契約には、第10条(契約の種別)に規定するもののほか、第1種オープンデータ通信網利用契約があります。

2 当社が別に定める協定事業者(以下「特定協定事業者」といいます。)が、それぞれ定める契約約款等の規定に基づいて、その特定協定事業者と別に定める契約(以下「指定サービス契約」といいます。)を締結したときは、その契約者は、当社と第1種オープンデータ通信網利用契約を締結したこととなります。

(注) 本条に規定する特定協定事業者及び指定サービス契約は、別紙3に定めるものとします。

(特定協定事業者の契約約款による取扱制限)

第27条 第1種オープンデータ通信網利用契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスの取扱いについては、その特定協定事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(第1種オープンデータ通信網利用契約の解除)

第28条 当社は、特定協定事業者が提供する指定サービス契約の解除があった場合には、第1種オープンデータ通信網利用契約を解除したものとします。

(第1種オープンデータ通信網利用契約に係る債権の譲渡)

第29条 第1種オープンデータ通信網利用契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスの契約者は、当社が第1種オープンデータ通信網利用契約により生じた債権を当該指定サービス契約を提供する特定協定事業者へ譲渡することを承認していただきます。

(その他の提供条件)

第30条 第1種オープンデータ通信網契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記3及び別記4に定めるものとします。

第2節 第2種オープンデータ通信網契約

(契約の単位)

第31条 当社は、当社の電話サービス等契約約款に規定する加入電話契約等に基づき設置された1の指定加入契約者回線ごとに1の第2種オープンデータ通信網契約を締結します。この場合、第2種オープンデータ通信網契約者は、1の第2種オープンデータ通信網契約につき1人に限ります。

(第2種オープンデータ通信網契約申込を行うことができる者の条件)

第32条 第2種オープンデータ通信網契約の申込みを行うことができる者は、当社の電話サービス等契約約款に規定する加入電話契約等を締結している者に限ります。

(第2種オープンデータ通信網契約申込の方法)

第33条 第2種オープンデータ通信網契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うオープンデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(第2種オープンデータ通信網契約申込の承諾)

第34条 当社は、第2種オープンデータ通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種オープンデータ通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第2種オープンデータ通信網契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が、第2種オープンデータ通信網サービス又は当社の電話サービス等契約約款に規定する加入電話サービス等に係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込者が、その申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (4) その他第2種オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(第2種オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断)

第35条 当社は、第2種オープンデータ通信網契約者から、ダイヤルアップ回線等として利用している電話サービス等契約約款に規定する加入電話サービス等の利用の一時中断の請求があったときには、その第2種オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断(その第2種オープンデータ通信網契約に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(当社が行う第2種オープンデータ通信網契約の解除)

第36条 当社は、次の場合には、その第2種オープンデータ通信網契約を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第92条(利用停止)の規定により第2種オープンデータ通信網サービスの利用を停止された第2種オープンデータ通信網契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 第2種オープンデータ通信網契約者が第92条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がオープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しく支障を及ぼすと認められるとき。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、第32条(第2種オープンデータ通信網契約申込を行うことができる者

の条件)を満たさなくなったときは、その第2種オープンデータ通信網契約を解除します。

- 3 当社は、前2項の規定により、その第2種オープンデータ通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種オープンデータ通信網契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第37条 契約の締結、第2種オープンデータ通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止、第2種オープンデータ通信網契約者が行う第2種オープンデータ通信網契約の解除、インターネット接続事業者の債権の譲り受けの取扱いについては、第1種オープンデータ通信網契約の場合に準ずるものとします。

- 2 第2種オープンデータ通信網契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注)本条に規定する別に定める内容は、別記3及び別記4に定めるものとします。

第38条～第47条 削除

第3節 第4種オープンデータ通信網契約

(第4種オープンデータ通信網サービスの品目等)

第48条 第4種オープンデータ通信網サービスには、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する品目及び設備の態様による細目があります。

(契約の種別)

第48条の2 第4種オープンデータ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) 第4種オープンデータ通信網契約
- (2) 臨時第4種オープンデータ通信網契約

(契約の単位)

第49条 当社は、1の契約者識別符号ごとに1の第4種オープンデータ通信網契約(臨時第4種オープンデータ通信網契約を含みます。以下同じとします。)を締結します。この場合、第4種オープンデータ通信網契約者(臨時第4種オープンデータ通信網契約者を含みます。以下同じとします。)は、1の第4種オープンデータ通信網契約につき1人に限ります。

(第4種オープンデータ通信網契約申込の方法)

第50条 第4種オープンデータ通信網契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うオープンデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 前項の場合において、利用回線等と接続する第4種オープンデータ通信網契約申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をオープンデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。
- (1) 相互に接続する利用回線等に係るサービスの種類等
 - (2) 相互に接続する利用回線等に係る区間
 - (3) 相互に接続する利用回線等に係る協定事業者の氏名又は名称
 - (4) その他利用回線等と接続する第4種オープンデータ通信網契約申込の内容を特定するための事項

(注)本条の場合において、当社は、第4種オープンデータ通信網契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第4種オープンデータ通信網契約申込の承諾)

第51条 当社は、第4種オープンデータ通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

ただし、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第4種オープンデータ通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 第4種オープンデータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 申込者が第4種オープンデータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用(特定他社接続回線の料金

又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (3) 利用回線等と接続する第4種オープンデータ通信網契約の申込みにあつては、その利用回線等との相互接続に関してその利用回線等に係る協定事業者の承諾が得られないとき、又はその他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。
- (4) 申込者が第92条(利用停止)第1項各号又は第2項各号の規定のいずれかに該当し、オープンデータ通信網サービスの利用の停止を受けている、又は当社が行うオープンデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) その他オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第52条 第4種オープンデータ通信網サービスについては、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 第4種オープンデータ通信網契約者は、前項の最低利用期間内に第4種オープンデータ通信網契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する額を一括して支払っていただきます。

(利用回線等の移転等)

第52条の2 第4種オープンデータ通信網契約者(利用回線等と接続する第4種オープンデータ通信網契約に係るもの)に限り、以下この条において同じとします。)は、第4種オープンデータ通信網契約に係る利用回線等の移転の場合には、その変更の内容を事前にオープンデータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。

- 2 当社は、前項の通知の内容が取扱所交換設備の変更(その取扱所交換設備の設定の変更又はその第4種オープンデータ通信網契約に係るオープンデータ通信網サービス取扱所の変更をいいます。以下同じとします。)を要するものであるときは、当社は、その取扱所交換設備の変更を行います。
- 3 第4種オープンデータ通信網契約者は、利用回線等に係る協定事業者との電気通信サービスに係る契約の解除の場合には、そのことを速やかにオープンデータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。
- 4 当社は、前項の通知があったとき(第55条(細目の変更)の変更の通知があったときを除きます。)は、第57条(その他の提供条件)の第4種オープンデータ通信網契約者が行う第4種オープンデータ通信網契約の解除の通知があったものとして取り扱います。

(注) 当社は、第4種オープンデータ通信網契約者から本条第1項又は第3項の通知がないときは、第114条(協定事業者からの通知)第1項の通知により、本条第1項又は第3項の通知があったものとみなすことがあります。

(メールアドレスの割当て)

第53条 第4種オープンデータ通信網契約者は電子メール(メールのアドレス(以下「メールアドレス」といいます。))を使用してオープンデータ通信網サービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができるものとし、当社は、そのためのメールアドレスを当社が別に定めるところにより割り当てます。この場合のメールアドレスの数は、1の第4種オープンデータ通信網契約につき別に定める数とします。

ただし、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、第4種オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの変更その他電子メールの利用内容の変更を行います。
- 3 電子メールとして蓄積できる通信の情報量及び期間は、当社が別に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する別に定める数は1とします。

(注) 本条第3項に規定する通信の情報量は20メガバイトまで、期間は90日間とします。

(契約者識別機能の利用)

第54条 第4種オープンデータ通信網契約者は、契約者識別機能(公衆無線基地局設備又は当社が別に定める他事業者等(以下「他事業者」といいます。))の電気通信設備から送信された契約者識別符号及び暗証符号を、その第4種オープンデータ通信網契約者のものであることを識別することにより、その公衆無線基地局設備を利用した通信又はその他事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにする機能をいいます。

す。)を利用することができます。

ただし、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(細目の変更)

第55条 第4種オープンデータ通信網契約者は、第4種オープンデータ通信網サービスの設備の態様による細目の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第51条(第4種オープンデータ通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(当社が行う第4種オープンデータ通信網契約の解除)

第56条 当社は、次の場合には、その第4種オープンデータ通信網契約を解除することがあります。

(1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。

(2) 第92条(利用停止)の規定により第4種オープンデータ通信網サービスの利用停止をされた第4種オープンデータ通信網契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(3) 第4種オープンデータ通信網契約者が第92条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がオープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 当社は、前2項の規定により、その第4種オープンデータ通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ第4種オープンデータ通信網契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第57条 契約の締結、第4種オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断、権利の譲渡の禁止、第4種オープンデータ通信網契約者が行う第4種オープンデータ通信網契約の解除及びインターネット接続事業者の債権の譲り受けの取扱いについては、第1種オープンデータ通信網契約の場合に準ずるものとします。

2 第4種オープンデータ通信網契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条第2項に規定する別に定める内容は、別記3、別記4及び別記8に定めるものとします。

第58条～第59条 削除

第4節 第7種オープンデータ通信網契約

(第7種オープンデータ通信網サービスの細目)

第59条の2 第7種オープンデータ通信網サービスには、料金表第1表第4(第7種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する設備の態様による細目があります。

(契約の単位)

第60条 当社は、1のグループ識別符号ごとに1の第7種オープンデータ通信網契約を締結します。この場合、第7種オープンデータ通信網契約者は、1の第7種オープンデータ通信網契約につき1人に限ります。

(第7種オープンデータ通信網契約申込の方法)

第61条 第7種オープンデータ通信網契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うオープンデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(注) 本条の場合において、当社は、第7種オープンデータ通信網契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

(第7種オープンデータ通信網契約申込の承諾)

第62条 当社は、第7種オープンデータ通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第7種オープンデータ通信網契約の申込みを承諾し

ないことがあります。

- (1) 第7種オープンデータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が、第7種オープンデータ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込者が、当社が別に定める経理的基礎を有していないとき。
- (4) 申込者が第92条（利用停止）第1項各号又は第2項各号の規定のいずれかに該当し、オープンデータ通信網サービスの利用の停止を受けている、又は当社が行うオープンデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 申込者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (6) その他オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（当社が行う第7種オープンデータ通信網契約の解除）

第63条 当社は、次の場合には、その第7種オープンデータ通信網契約を解除することがあります。

- (1) この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過し、催告を受けてもなお支払わないとき。
 - (2) 第92条（利用停止）の規定により第7種オープンデータ通信網サービスの利用停止をされた第7種オープンデータ通信網契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (3) 第7種オープンデータ通信網契約者が第92条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合には、その事実がオープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき。
- 2 当社は、前項の規定により、その第7種オープンデータ通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ第7種オープンデータ通信網契約者にそのことを通知します。

第64条～第67条 削除

（その他の提供条件）

第68条 契約の締結、第7種オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断、権利の譲渡の禁止、第7種オープンデータ通信網契約者が行う第7種オープンデータ通信網契約の解除及びインターネット接続事業者の債権の譲り受けの取扱いについては、第1種オープンデータ通信網契約の場合に準ずるものとします。

2 第7種オープンデータ通信網契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

（注）本条第2項に規定する別に定める内容は、別記3及び別記4に定めるものとします。

第69条～第71条 削除

第5章 利用

（利用者識別符号発行の申込）

第72条 第9種オープンデータ通信網サービスの利用にあたっては、利用者識別符号の発行を申込みしていただきます。この場合、利用者識別符号の発行の申込者は、1の申込みにつき1人に限ります。

（利用者識別符号の発行）

第73条 当社は、利用者識別符号の発行の申込みがあったときは、次の場合を除き、その申込みを承諾し、利用者識別符号を発行します。

- (1) 第9種オープンデータ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 利用者識別符号の発行の申込みをした者が、利用者識別符号の料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込者が第92条（利用停止）第1項各号又は第2項各号の規定のいずれかに該当し、オープンデータ通信網サービスの利用の停止を受けている、又は当社が行うオープンデータ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 利用者識別符号の発行が、当社が別に定める利用者識別符号の発行に関する規定に反するとき。
- (5) その他オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（第9種オープンデータ通信網サービスの利用等）

第74条 第9種オープンデータ通信網サービスは、当社が別に定めるところに従って、利用者識別符号を送信することにより利用することができます。この場合、I E E E 8 0 2 . 1 1 b又はI E E E 8 0 2 . 1 1 gに

準拠するインタフェースにより通信を行うことができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用者識別符号に係る第9種オープンデータ通信網サービスを利用することができません。
 - (1) 当社が別に定める利用者識別符号の利用期限（その利用者識別を送信して第9種オープンデータ通信網サービスを利用することができる期限をいいます。以下同じとします。）を経過したとき。
 - (2) 無線利用回線を使用することができないとき
- 3 当社は、第9種オープンデータ通信網サービスの利用者がアクセスポイントに接続した場合において、料金表に規定する利用期間を経過したときは、その接続を切断します。
- 4 利用者識別符号の利用について、この約款に定めのない事項は当社が別に定めるところによります。

（インターネット接続事業者の債権の譲り受け）

第75条 第9種オープンデータ通信網サービスの利用者は、オープンデータ通信網を経由して、オープンデータ通信網と相互に接続する別に定めるインターネット接続事業者が提供するサービスを利用することがあります。この場合において、第9種オープンデータ通信網サービスの利用者は、当社がそのインターネット接続事業者が提供するサービスの利用により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

第76条～第77条 削除

第6章 付加機能

（付加機能の提供）

第78条 当社は、オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、そのオープンデータ通信網契約について、次の場合を除き、料金表第1表第6（付加機能使用料）により付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したオープンデータ通信網契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

（注）当社は、30日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるオープンデータ通信網サービスについては、臨時付加機能（オープンデータ通信網契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける機能をいいます。以下同じとします。）に限り提供します。

（付加機能の廃止）

第79条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けているオープンデータ通信網契約者から廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

（付加機能の利用の一時中断）

第80条 当社は、付加機能を利用しているオープンデータ通信網契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備及びメールアドレス等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第7章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第81条 当社は、オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、その加入契約回線等について別に定める端末設備を提供します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、別紙4の1の(1)のアの(イ)、別紙4の1の(1)のイの(イ)若しくは別紙4の1の(1)のウの(イ)に定める協定事業者のIPルーティング網接続専用サービスに係る他社接続回線と接続するもの又は特定契約者回線（相互接続点に係るものを除きます。）を使用するものについては、第12条（契約者回線の終端等）に定めるところにより端末設備を提供します。

(注) 当社は、その契約者回線が 30 日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時端末設備(契約者が 30 日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。以下同じとします。)に限り提供します。

(端末設備の種類の変更)

第 82 条 当社は、オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その端末設備の種類の変更を行います。

(端末設備の移転)

第 83 条 当社は、オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の接続変更)

第 84 条 当社は、契約者回線を利用するオープンデータ通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備についてそのオープンデータ通信網契約者に係る他の契約者回線への接続の変更(以下「接続変更」といいます。)を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 81 条(端末設備の提供)の規定に準じて取り扱います。

(端末設備の利用の一時中断)

第 85 条 当社は、オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第 8 章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線との接続)

第 86 条 オープンデータ通信網契約者(第 1 種オープンデータ通信網契約者に限ります。以下この条において同じとします。)は、その契約者回線の終端において又はその契約者回線等(契約者回線、特定契約者回線(相互接続点に係るものを除きます。)及び別紙 4 の 1 の(1)のアの(イ)、別紙 4 の 1 の(1)のイの(イ)又は別紙 4 の 1 の(1)のウの(イ)に定める他社接続回線をいいます。以下この条において同じとします。)の終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線(以下「他社回線」といいます。)との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をオープンデータ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約約款の規定により当社が承諾しない場合又はその電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(他社接続回線の相互接続)

第 87 条 当社は、他社接続回線と接続する第 1 種オープンデータ通信網契約申込、第 4 種オープンデータ通信網契約申込若しくは第 7 種オープンデータ通信網契約申込又は他社接続回線に係る加入契約回線の移転の請求を承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(相互接続点の所在地の変更)

第 88 条 当社は、相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所内でその所在地を変更することがあります。

(他社接続回線接続変更)

第 89 条 当社は、第 1 種オープンデータ通信網契約者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、その他社接続回線と接続する相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更(以下「他社接続回線接続変更」といいます。)を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 14 条(第 1 種オープンデータ通信網契約申込の承諾)又は第 51 条(第 4 種オープンデータ通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第 90 条 削除

第 9 章 利用中止等

(利用中止)

第 91 条 当社は、次の場合には、オープンデータ通信網サービス又は付加機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
 - (2) 第 88 条（相互接続点の所在地の変更）の規定により、通信の利用を中止するとき。
 - (3) 第 94 条（通信利用の制限）の規定により、通信の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりオープンデータ通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをオープンデータ通信網契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 92 条 当社は、オープンデータ通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（そのオープンデータ通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったオープンデータ通信網サービスの料金、工事に関する費用（特定他社接続回線の料金若しくは工事に関する費用であって、当社が設定するもの又は特定接続回線の料金若しくは工事に関する費用であって、当社がこの約款において設定するものを含みます。）又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのオープンデータ通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第 112 条（利用に係るオープンデータ通信網契約者の義務）第 1 項各号の規定に違反したとき又は同条第 2 項の規定に該当するとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線又は特定契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 別に定める規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線又は特定契約者回線から取りはずさなかったとき。
 - (5) 第 2 種オープンデータ通信網契約者にあつては、電話サービス等契約約款に規定する加入電話サービス等が利用停止になったとき。
 - (6) 特定サービスに関する契約約款の規定により、特定サービスの利用停止が行われたとき又は特定接続回線に係る電気通信サービスに関する契約約款の規定により、特定接続回線の利用停止が行われたとき。
- 2 当社は、第 9 種オープンデータ通信網サービスについて、次のいずれかに該当するときは、その利用者識別符号に係る第 9 種オープンデータ通信網サービスの利用を停止することがあります。
- (1) 利用者識別符号の発行を受けた者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第 112 条（利用に係るオープンデータ通信網契約者の義務）第 1 項各号の規定に違反したとき又は同条第 2 項の規定に該当するとき。
 - (3) その他当社が別に定める利用者識別符号の利用に関する規定に違反したとき。
- 3 当社は、当社と複数のオープンデータ通信網契約を締結しているオープンデータ通信網契約者（利用者識別符号の発行を受けた者を含みます。以下この条において同じとします。）が、そのいずれかのオープンデータ通信網契約に係るオープンデータ通信網サービス（第 9 種オープンデータ通信網サービスを含みます。以下この条において同じとします。）で第 112 条（利用に係るオープンデータ通信網契約者の義務）第 1 項各号の規定に違反したとき又は同条第 2 項の規定に該当するときは、その全てのオープンデータ通信網契約に係るオープンデータ通信網サービスの利用を停止することがあります。
- 4 当社は、前 3 項の規定によりオープンデータ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をオープンデータ通信網契約者又は利用者識別符号の発行を受けた者に通知します。
- ただし、オープンデータ通信網契約者が、第 112 条（利用に係るオープンデータ通信網契約者の義務）第 1 項各号の規定に違反したとき又は同条第 2 項の規定に該当するときであつて、オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、この限りではありません。

(注) 本条第1項第4号に規定する別に定める規定は、別記10及び別記12に定めるものとします。

(接続休止)

第93条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る協定事業者の電気通信事業の休止により、オープンデータ通信網契約者が当社のオープンデータ通信網サービス又は付加機能を全く利用できなくなったときは、そのオープンデータ通信網サービス又は付加機能について接続休止(そのオープンデータ通信網サービス又は付加機能に係る電気通信設備及びメールアドレス等を他に転用することを条件としてそのオープンデータ通信網サービス又は付加機能を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。

2 当社は、前項の規定により、接続休止しようとするときは、あらかじめ、そのオープンデータ通信網契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのオープンデータ通信網契約は解除又は付加機能は廃止されたものとして取り扱います。この場合は、そのオープンデータ通信網契約者にそのことを通知します。

(通信利用の制限)

第94条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線等に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 オープンデータ通信網契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信しないことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうしたとき
- (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるとき
- (3) その通信が、電子メールに係るものであって、当社が別に定める方法により送信されるものであるとき

3 当社は、第2種オープンデータ通信網サービス、第4種オープンデータ通信網サービス、第7種オープンデータ通信網サービス又は第9種オープンデータ通信網サービスの利用者がアクセスポイントに接続した場合において一定時間通信を行わないときには、その接続を切断します。

4 当社は、第4種オープンデータ通信網サービス(別に定める協定事業者のIP通信網サービスに係る利用回線等を使用するものに限り、)については、保守等のために必要があるときは、当社が別に定める日にその接続を切断することがあります。

5 当社は、第4種オープンデータ通信網契約者に係るメールアドレス宛に送信された電子メールの受信について、別に定める方法により、迷惑メール(無断で他人に送信される、広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール又は社会通念上他人に嫌悪感を抱かせる若しくはそのおそれのある電子メールをいいます。)の送信元と判断するIPアドレスから送信されたものを優先して取り扱います。

6 当社は、利用者が情報ページを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト(別に定めるものをいいます。)に基づき、当該情報ページ、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。

(注) 本条第1項に規定する別に定める基準は、別記19に定めるものとします。

(注) 本条第6項に規定する別に定めるものは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供

する児童ポルノアドレスリストとします。

(利用回線による制約)

第94条の2 利用回線と接続するオープンデータ通信網契約者は、その利用回線に係る協定事業者の契約約款に規定するところにより、利用回線を使用することができない場合においては、オープンデータ通信網サービスを利用することはできません。

2 前項に規定するほか、利用回線に係る電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏洩又は利用回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その利用回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又はオープンデータ通信網サービスが全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下「DSL方式に起因する事象」といいます。)となることがあります。

(無線利用回線による制約)

第94条の3 第9種オープンデータ通信網サービスに係る利用者識別符号の発行を受けた者は、無線利用回線を使用することができない場合においては、その第9種オープンデータ通信網サービスを利用することはできません。

2 前項に規定するほか、次に掲げる理由により、その無線利用回線による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は第9種オープンデータ通信網サービスが全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、「無線特性に起因する事象」といいます。)となることがあります。

- (1) 無線利用回線に係る回線距離及び公衆無線基地局設備の整備状況
- (2) 他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備からの信号漏洩による電波障害及び電波干渉等
- (3) 電気製品及び特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害及び電波干渉等
- (4) 遮蔽物による電波障害
- (5) 無線利用回線の終端に接続される移動無線装置の故障

3 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、事前の通知なく公衆無線基地局設備の点検又は全部を移設、増設若しくは減設(以下「移設等」といいます。)することがあります。この場合、無線業務区域であっても通信を行うことができなくなることがあります。

(接続通信時間の測定等)

第95条 ダイアルアップ回線等、利用回線等若しくは無線利用回線からアクセスポイントへの接続時間又は契約者識別機能の利用に係る通信時間(以下「接続通信時間」といいます。)の測定等については、料金表第1表第2(第2種オープンデータ通信網サービスに係るもの)、第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)、第4(第7種オープンデータ通信網サービスに係るもの)及び第5(第9種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に定めるところによります。

2 第1種オープンデータ通信網サービスに係る利用速度の測定等については、料金表第1表第1(第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に定めるところによります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第96条 当社が提供するオープンデータ通信網サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する料金とし、当社が提供するオープンデータ通信網サービスの態様に応じて、利用料、通信料、契約者回線使用料、接続契約者回線等使用料、加算額、付加機能使用料、線路設置費及び設備費を合算したものとします。

2 当社が提供するオープンデータ通信網サービスに係る工事に関する費用及び手続きに関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)及び第3表(手続きに関する費用)に規定する工事費及び手続きに関する費用とします。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第97条 オープンデータ通信網契約者は、そのオープンデータ通信網契約に基づいて当社がオープンデータ通信網サービス(第9種オープンデータ通信網サービスを除きます。以下この条において同じとします。)又は

端末設備若しくは付加機能の提供を開始した日から起算して、その契約の解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する料金のうち月額又は日額で規定されているもの（以下「定額利用料」といいます。）の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、オープンデータ通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、オープンデータ通信網契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要しません。
- (3) 前2号の規定によるほか、オープンデータ通信網契約者は、次の場合を除き、オープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 オープンデータ通信網契約者の責めによらない理由により、そのオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能についての定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、そのオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能についての定額利用料
3 契約者回線等（ダイヤルアップ回線等を除きます。）の移転又は他社接続回線接続変更に伴って、オープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を利用できなくなった期間が生じたとき（オープンデータ通信網契約者の都合によりオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能を利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能についての定額利用料

3 第1項の期間において、オープンデータ通信網契約者が他社相互接続通信を行うことができないため、当社のオープンデータ通信網サービス又は付加機能を全く利用することができないときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 協定事業者による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他オープンデータ通信網契約者に帰する理由により、他社相互接続通信を行うことができなかった場合であっても、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、オープンデータ通信網契約者は、次の場合を除き、他社相互接続通信を行うことができないため、オープンデータ通信網サービス又は付加機能を全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 オープンデータ通信網契約者の責めによらない理由により、他社相互接続通信を行うことができない状態（第1種オープンデータ通信網サービス及び第4種オープンデータ通信網サービスの場合、他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、当社のオープンデータ通信網サービス又は付加機能が全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合を除きます。）にその事を当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。（DSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は付加機能についての定額利用料

2 他社相互接続通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社相互接続通信を行うことができないため、そのオープンデータ通信網サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は付加機能についての定額利用料
3 オープンデータ通信網サービス又は付加機能の接続休止をしたとき。	オープンデータ通信網サービス又は付加機能の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は付加機能についての定額利用料

4 第1項の期間において、オープンデータ通信網契約者が特定接続回線を利用することができないため、当社のオープンデータ通信網サービス又は付加機能を全く利用することができないときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 特定接続回線に係る契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は特定接続回線に係る契約の解除その他オープンデータ通信網契約者に帰する理由により、特定接続回線を利用することができなかった場合であっても、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、オープンデータ通信網契約者は、次の場合を除き、特定接続回線を利用することができないため、オープンデータ通信網サービス又は付加機能を全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 オープンデータ通信網契約者の責めによらない理由により、特定接続回線を利用することができない状態（特定接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、当社のオープンデータ通信網サービス又は付加機能が全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合を除きます。）にその事を当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は付加機能についての定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、当該特定接続回線を利用することができないため、そのオープンデータ通信網サービス又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間に対応するそのオープンデータ通信網サービス又は付加機能についての定額利用料

5 前4項の規定にかかわらず、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

6 当社は、支払いを要しないこととされた定額利用料が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（利用料金等の支払義務）

第98条 第2種オープンデータ通信網契約者、第4種オープンデータ通信網契約者及び第7種オープンデータ通信網契約者は、料金表第1表第2（第2種オープンデータ通信網サービスに係るもの）、第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）及び第4（第7種オープンデータ通信網サービスに係るもの）の規定により測定した接続通信時間に基づいて算定した利用料金及び通信料の支払いを要します。

（第9種オープンデータ通信網サービスに係る利用料の支払義務）

第99条 利用者識別符号の発行の申込みを行い、その申込みの承諾を受けたものは、料金表に規定する利用期間に基づく利用料の支払いを要します。

2 利用者識別符号の発行を受けた者の責めによらない理由により、その第9種オープンデータ通信網サービスを全ての無線業務区域において全く利用することができない状態（その利用に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において「その状態」といいます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続したときは、当該利用者識別符号（前項に規定する利用期間において12時間以上その状態が連続した場合に限ります。）について、その利用期間経過後、同じ長さの利用期間を新たに設定します。

ただし、料金表第1表第5（第9種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 当社は、利用者識別符号に係る利用可能料金の返金はいりません。

4 オープンデータ通信網契約者は、利用者識別符号に係る利用可能料金を第9種オープンデータ通信網サービス以外の料金等又は工事に関する費用の支払いに利用することはできません。

第100条 削除

(工事費の支払義務)

第101条 オープンデータ通信網契約者は、オープンデータ通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。

この場合において、支払いを要する費用の額は、上記の工事費の額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、工事の着手前にそのオープンデータ通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この節において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、オープンデータ通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第101条の2 オープンデータ通信網契約者は、次条第1項の規定により設備費を支払っていただく場合を除いて、次の場合には、線路設置費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置工事等の着手前にそのオープンデータ通信網契約の解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- (1) 契約者回線の終端が区域外となるオープンデータ通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
- (2) 契約者回線の終端が区域外にあるオープンデータ通信網サービスについて、契約者回線の品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (3) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の端末設備の設置範囲内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

- 2 オープンデータ通信網契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第101条の3 オープンデータ通信網契約者は、現在設置されている通常の電気通信設備以外の特別な電気通信設備の新設を要するオープンデータ通信網契約の申込み(契約者回線の品目の変更又は移転の請求を含みます。)をし、その承諾を受けたときは、設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置工事等の着手前にそのオープンデータ通信網契約の解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 オープンデータ通信網契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(前項に掲げる特別な電気通信設備の新設の工事に限ります。)の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第102条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第103条 オープンデータ通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第104条 オープンデータ通信網契約者は、料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 特定他社接続回線等の料金等

(特定他社接続回線等の料金等)

第105条 第1種オープンデータ通信網契約者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、そのオープンデータ通信網契約に基づいて使用する特定他社接続回線の料金等(第1種オープンデータ通信網サービス又は第4種オープンデータ通信網サービスに係る特定他社接続回線の料金、手続きに関する費用及び工事に関する費用であって、当社が設定するものをいいます。以下同じとします。)を当社に支払っていただきます。

2 第1種オープンデータ通信網契約者は、そのオープンデータ通信網契約に基づいて使用する特定接続回線の料金等(第1種オープンデータ通信網サービスに係る特定接続回線(別紙4の1の(3)に定める電気通信サービスに係る回線終端装置を含みます。)の料金、手続きに関する費用及び工事に関する費用であって、当社がこの約款において設定するものをいいます。以下同じとします。)を当社に支払っていただきます。

3 特定他社接続回線の料金等及び特定接続回線の料金等に関するその他の提供条件(責任の制限を含みます。)は、この約款及び料金表通則に定めるところによります。

第11章 保守

(オープンデータ通信網契約者の維持責任)

第106条 オープンデータ通信網契約者(第1種オープンデータ通信網契約者に限ります。以下この章において同じとします。)は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(オープンデータ通信網契約者の切分責任)

第107条 オープンデータ通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線又は特定契約者回線に接続されている場合であって、当社のオープンデータ通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をさせていただきます。

2 前項の確認に際して、オープンデータ通信網契約者から請求があったときは、当社は、オープンデータ通信網サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果をオープンデータ通信網契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、オープンデータ通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、オープンデータ通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注)本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているオープンデータ通信網契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第108条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第94条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの

	通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 本条の表中第2順位に規定する別に定める基準は、別記19に定めるものとします。

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した加入契約回線等について、暫定的にそのオープンデータ通信網サービス取扱所を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第109条 当社は、オープンデータ通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が、この約款及び料金表通則に定めるところにより協定事業者の提供区間に係る料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを、特定接続回線を使用している場合は、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのオープンデータ通信網サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、オープンデータ通信網契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者の契約約款に定めるところによりその損害を賠償する場合又はDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、オープンデータ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応する当該オープンデータ通信網サービスに係る次の料金の合計額（そのオープンデータ通信網サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）に規定する定額利用料

(2) 料金表第1表（料金）に規定する利用料金又は通信料（オープンデータ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6月の1日当たりの平均利用料（前6月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失によりオープンデータ通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、第1種オープンデータ通信網利用契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスであるときは、その賠償の責任を負いません。

5 当社は、第9種オープンデータ通信網サービスであるときは、利用者識別符号の発行を受けた者及び第9種オープンデータ通信網サービスの利用者の損害の賠償の責任を負いません。

(免責)

第110条 当社は、オープンデータ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、オープンデータ通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線又は特定契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第111条 当社は、オープンデータ通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき（他社接続回線を使用するオープンデータ通信網サービスにおいて、当社の電気通信設備と他社接続回線との接続に関しその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他その請求内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係るオープンデータ通信網契約者の義務)

第112条 オープンデータ通信網契約者（利用者識別符号の発行を受けた者を含みます。以下この条において同じとします。）は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がオープンデータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社がオープンデータ通信網サービスに関する業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がオープンデータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がオープンデータ通信網契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、オープンデータ通信網サービスを利用しないこと。

2 当社は、前項の規定によるほか、オープンデータ通信網契約者の行為が別に定める規定に該当する行為であると当社が判断した場合は、利用に係るオープンデータ通信網契約者の義務に違反しているものとみなします。

(注) オープンデータ通信網契約者は、本条の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(注) 本条第2項に規定する別に定める行為は、別記7に定めるところによります。

(オープンデータ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第113条 オープンデータ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等については、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記15及び別記16に定めるところによります。

(他の電気通信事業者への通知)

第113条の2 当社は、その業務遂行に必要な範囲において、別に定める第4種オープンデータ通信網契約者に係る契約者識別符号を別に定める電気通信事業者に通知することがあります。この場合において、その第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が通知を行うことに同意していただきます。

2 オープンデータ通信網契約者（第2種オープンデータ通信網契約者又は第4種オープンデータ通信網契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、第37条（その他の提供条件）、第57条（その他の提供条件）のオープンデータ通信網契約者が行うオープンデータ通信網契約の解除、第36条（当社が行う第2種オープンデータ通信網契約の解除）又は第56条（当社が行う第4種オープンデータ通信網契約の解除）の規定に基づき契約を解除した後、現にオープンデータ通信網サービスの料金その他の債務の支払いがない場合は、別に定める電気通信事業者からの請求に基づき、別に定めるところにより不払いに関する契約者の情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(注) 本条第1項に規定する別に定める電気通信事業者は、ソフトバンク BB 株式会社とします。

(注) 本条第2項に規定する別に定める電気通信事業者は、ソフトバンク BB 株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社とします。

(注) 本条第2項に規定する別に定める内容は、プライバシーポリシーに定めるものとします。

(協定事業者からの通知)

第114条 当社は、オープンデータ通信網契約者が別に定める変更等の通知の届出を行わなかった場合は、当社と協定事業者との相互接続協定に基づき、協定事業者から、オープンデータ通信網契約者と協定事業者との別

に定める電気通信サービスに関する契約に係る氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。

(注) 本条第1項に規定する別に定める内容は、別記3に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する別に定める電気通信サービスは、協定事業者が定める電話サービス、総合デジタル通信サービス又は別紙4に規定する協定事業者の電気通信サービスとします。

(別に定める電気通信事業者によるオープンデータ通信網サービスに関する料金の回収代行)

第114条の2 当社は、オープンデータ通信網契約者(第2種オープンデータ通信網契約者又は第4種オープンデータ通信網契約者に限ります。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、次の場合を除いて、当社がこの約款の規定によりそのオープンデータ通信網契約者に請求することとした料金又は工事に係る費用について、当社の代理人として別に定める電気通信事業者が請求し回収する取扱いを行います。

(1) その請求をしたオープンデータ通信網契約者が、当社が請求することとした料金又は工事に係る費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) そのオープンデータ通信網契約者の請求について、当該電気通信事業者が承諾しないとき。

(3) その他オープンデータ通信網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 前項の規定により当該電気通信事業者が請求した料金又は工事に係る費用について、そのオープンデータ通信網契約者が、当該電気通信事業者が定める支払期日を経過してもなおその電気通信事業者に支払わないときは、そのオープンデータ通信網契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(注) 本条第1項に規定する別に定める電気通信事業者は、ソフトバンクモバイル株式会社とします。

(特約条項等)

第114条の3 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、オープンデータ通信網契約者に対して別に定める提供条件(以下「特約条項等」といいます。)でオープンデータ通信網サービスの提供をすることがあります。

この場合、当社とオープンデータ通信網契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

(法令に規定する事項)

第115条 オープンデータ通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に規定する事項は、別記9から別記14に定めるところによります。

(閲覧)

第116条 オープンデータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は当社が指定する当社のオープンデータ通信網サービス取扱所において、オープンデータ通信網サービスを利用するうえで参考となる別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

3 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(注) 本条第2項に規定する別に定める事項は、別記20に定めるものとします。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第117条 オープンデータ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記17及び別記18に定めるものとします。

別記

1 オープンデータ通信網サービスの提供区間

(1) 当社が提供する第1種オープンデータ通信網サービスの提供区間は、次のとおりとします。

ア イ以外のもの

(ア) 相互接続点、契約者回線の終端又はサービス接続点（オープンデータ通信網サービスに係る電気通信設備と当社のIPデータサービス又は法人向けBBサービスに係る電気通信設備との接続点をいいます。以下アにおいて同じとします。）相互間（同一の相互接続点に終始する場合があります。）のもの

(イ) 相互接続点、契約者回線の終端又はサービス接続点から無線利用回線の終端、アクセスポイント又はIX等（別に定めるインターネットとの相互接続点に係る電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との接続点間のもの

イ 特定契約者回線型に係るもの

(ア) 相互接続点又は特定契約者回線の終端からサービス接続点（オープンデータ通信網サービスに係る電気通信設備と当社のデータホスティングサービスに係る電気通信設備との接続点をいいます。）間のもの

(2) 当社が提供する第2種オープンデータ通信網サービス、第4種オープンデータ通信網サービス及び第7種オープンデータ通信網サービスの提供区間は、次のとおりとします。

ア アクセスポイント相互間（同一のアクセスポイントに終始する場合があります。）のもの

イ アクセスポイントから相互接続点、契約者回線の終端、無線利用回線の終端、サービス接続点又はIX等との接続点間のもの

(3) 当社が提供する第9種オープンデータ通信網サービスの提供区間は、次のとおりとします。

ア 無線利用回線の終端相互間のもの

イ 無線利用回線の終端からアクセスポイント（第9種オープンデータ通信網サービスに係るものを除きます。）、相互接続点、契約者回線の終端、サービス接続点又はIX等との接続点間のもの

(4) IX等との接続点において接続を行う場合において、当社は、そのIX等との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

2 無線業務区域に関する事項

(1) 無線業務区域によっては、第9種オープンデータ通信網サービスを利用できない時間があります。

(2) 当社はオープンデータ通信網サービス取扱所等において、公衆無線基地局設備の設置場所に関する資料を閲覧に供します。

(3) 別に定める公衆無線基地局設備に係る無線業務区域においては、第9種オープンデータ通信網サービスの提供ができないことがあります。

3 氏名等の変更

(1) オープンデータ通信網契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、オープンデータ通信網サービス取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 オープンデータ通信網契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりオープンデータ通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてオープンデータ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

5 無線利用回線に係る通信の安全性の確保

当社は、無線利用回線（別に定める無線業務区域に係るものを除きます。）において、ESS-ID及びWEPキーを利用して通信の安全性を確保します。

ただし、これにより、通信の安全性を完全に確保することを当社が保証するものではありません。

6 認証に係る通信の安全性の確保

当社は、利用者識別符号の認証を行う場合において、SSLを利用して安全性を確保します。
ただし、これにより認証に係る通信の安全性を完全に確保することを当社が保証するものではありません。

7 オープンデータ通信網サービスの禁止事項

オープンデータ通信網契約者は以下の行為を行わないことを守っていただきます。

- (1) 当社若しくは他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他人への不当な差別を助長し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為
- (9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為
- (10) 他人になりすましてオープンデータ通信網サービスを利用する行為
- (11) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 迷惑メールを送信する行為
- (13) 顧客勧誘の手段に迷惑メールを利用する Web サイトの運営を行う行為
- (14) 他人の設備等又はオープンデータ通信網サービスの設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) Web サイト若しくは電子メール等を利用する方法により、他人の ID 及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (22) 当社が別に定める基準を超過した通信量を発生させることにより、オープンデータ通信網サービスに係る設備に過大な負荷を生じさせる行為又はオープンデータ通信網サービスの利用若しくは運営に支障を与える若しくは与えるおそれのある行為
- (23) その他公序良俗に違反し又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為

8 電子メールによる情報提供

- (1) オープンデータ通信網契約者は、当社が、当社又はオープンデータ通信網サービスに関する提携先等第三者の提供するサービス等に関する情報提供（広告及び宣伝を含みます。）を行うために、電子メールを送付することに承諾していただきます。
- (2) オープンデータ通信網契約者は、当社に通知することにより(1)に規定する電子メールの送付を中止又は再開することができます。

9 自営端末設備の接続

- (1) オープンデータ通信網契約者（第1種オープンデータ通信網契約者に限ります。以下9から11において同じとします。）は、その契約者回線等（契約者回線又は特定契約者回線をいいます。以下12までにおいて同じとします。）の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法

施行規則」といいます。)第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。以下同じとします。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) オープンデータ通信網契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) オープンデータ通信網契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) オープンデータ通信網契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

10 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、オープンデータ通信網契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、オープンデータ通信網契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、オープンデータ通信網契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

11 自営電気通信設備の接続

- (1) オープンデータ通信網契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第52条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) オープンデータ通信網契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) オープンデータ通信網契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) オープンデータ通信網契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

12 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記10(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

13 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよ

う維持します。

14 オープンデータ通信網契約者に係る情報の利用

(1) 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、オープンデータ通信網契約者に係る情報（申込時又はオープンデータ通信網サービス提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

ア オープンデータ通信網契約者からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内又は情報の提供等のオープンデータ通信網契約者に対する取扱い業務

イ 課金計算に係る業務

ウ 料金請求に係る業務

エ 市場調査及びその分析

オ 当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等

カ 当社サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行のため、当該協定事業者に対しオープンデータ通信網契約者に係る個人情報を提供すること

キ 情報通信業界の発展及びオープンデータ通信網契約者のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知

ク 当社の電気通信サービスについての工事、保守又は障害対応などの取扱い業務

ケ その他、当社サービス及びそれに付随するサービスの提供に必要な業務

(2) (1)に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。）第23条第4項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、オープンデータ通信網契約者に係る情報を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

ア (1)のイからオ及びキ（アについては、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。）に規定する業務等

イ 当社と共同利用者に係る商品、サービスの提供可否判断及び提供

(3) (2)の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、当該オープンデータ通信網契約者に係る情報について、責任を有するものとします。

(4) オープンデータ通信網契約者は、(1)から(3)に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。

(注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年8月31日総務省告示第695号。以下同じとします。）」第14条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいい、当社は、同ポリシーをホームページ上において公表します。

(注) 当社は、別に定める共同利用者を「個人情報保護のための行動指針」において定めるものとします。

15 オープンデータ通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

(1) 契約者回線等（契約者回線（その終端の場所が収容オープンデータ通信網サービス取扱所内であるものを除きます。））、特定契約者回線（相互接続点に係るものを除きます。）又は別紙4の1の(1)のイの(イ)、別紙4の1の(1)のウの(ウ)若しくは別紙4の1の(1)のウの(ウ)に定める特定他社接続回線をいいます。以下15において同じとします。）の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下15において同じとします。）又は建物内において、当社が契約者回線等を設置するために必要な場所は、そのオープンデータ通信網契約者から提供していただきます。

(2) 当社は、契約者回線等の終端のある構内又は建物内において、オープンデータ通信網契約者から管路等の特別な設備を使用して契約者回線等を設置することを求められたときはオープンデータ通信網契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

16 オープンデータ通信網契約者からの電気の提供

当社がオープンデータ通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、オープンデータ通信網契約者から提供していただくことがあります。

17 協定事業者の専用サービス等に関する手続きの代行

当社は、オープンデータ通信網契約の申込みをする者又はオープンデータ通信網契約者から要請があったときは、当社のオープンデータ通信網サービスと一体的に利用する協定事業者の専用サービス、DSLインターネット接続サービス、ブロードバンド通信ネットワークサービス、高速イーサネット網接続サービス、イーサネ

ット通信網サービス、高速イーサネット網サービス、パワードイーサネットサービス、高速イーサネット専用サービス、第 種イーサネット網サービス、中継伝送サービス又は IP 通信網サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について手続きの代行を行います。

18 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

- (1) 当社は、オープンデータ通信網契約者(当社が別に定めるオープンデータ通信網契約者に限ります。以下 18 において同じとします。)から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのオープンデータ通信網契約者に代わって J P R S 等にその契約者回線等で使用する IP アドレスの割当て若しくは返却又はドメイン名(当社が別に定めるものを除きます。以下 18 において同じとします。)の割当て、変更、移転若しくは廃止等の申請手続き等を行います。
- (2) (1)の場合、オープンデータ通信網契約者は、当社が別に定めるところにより、料金表第 4 表 1 (申請手数料)に規定する手数料を支払っていただきます。
- (3) オープンデータ通信網契約者は、その契約者回線等においてドメイン名を利用している場合は、当社が別に定めるところにより、料金表第 4 表 2 (ドメイン名維持管理料)に規定する料金を支払っていただきます。
- (4) オープンデータ通信網契約者は、ドメイン名を利用している場合において、オープンデータ通信網契約の解除をするときは、そのドメイン名について、あらかじめ指定事業者(J P R S に対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、J P R S が定める者をいいます。以下 18 において同じとします。)の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求をしていただきます。
- (5) 当社は、オープンデータ通信網契約者がそのオープンデータ通信網契約を解除する場合において、(4)に規定する申請手続きに係る請求が行われなかったときは、そのドメイン名について、廃止の申請手続きを行うことがあります。この場合、当社はドメイン名の廃止に伴い発生する損害について責任を負いません。
- (6) (4)又は(5)の場合において、指定事業者の変更又はドメイン名の廃止が完了するまでの間にドメイン名の維持管理料の支払いを要する期日が到来した場合は、オープンデータ通信網契約者は、料金表第 4 表 2 (ドメイン名維持管理料)に規定する料金を支払っていただきます。

19 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

20 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電気的条件 (3) 論理的条件
--

料金表

通則

(料金の設定)

- 1 第4種オープンデータ通信網サービス(第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定するタイプ1、タイプ4及びタイプ5に係るものに限ります。)のうち、当社が別に定めるアクセスポイント(「特定アクセスポイント」といいます。以下同じとします。)に接続するものについては、当社の別に定める電気通信サービス又は協定事業者の電気通信サービスの提供区間を併せて当社が料金を定めます。
 - 2 第4種オープンデータ通信網サービス(第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定するタイプ1(プラン2、プラン5又はプラン7に係るものであって別に定めるアクセスポイントに接続するものに限ります。)及びタイプ3に係るものに限ります。)及び第7種オープンデータ通信網サービス(第1表第4(第7種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定するタイプ2に係るものに限ります。)は、協定事業者の電気通信サービスの提供区間を併せて当社が1の料金を定めます。
 - 3 第2種オープンデータ通信網サービスは、電話サービス等契約約款に定める加入電話サービス等の提供区間を併せて料金を定めます。
 - 4 第1種オープンデータ通信網サービス及び第4種オープンデータ通信網サービス(第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定するタイプ5に係るものに限ります。)に係る特定他社接続回線の料金等については、当社が設定するものとします。ただし、別紙4の1又は別紙4の2の(1)のイに定める特定事業者の電気通信サービスに関する契約約款に規定するところによりその特定事業者が定める料金及び工事に関する費用についてはこの限りではありません。
 - 5 第1種オープンデータ通信網サービスに係る特定接続回線の料金等については、この約款において設定するものとします。
 - 6 第4種オープンデータ通信網サービスにおける契約者識別機能のうち、他事業者の別に定める通信方式に係る電気通信設備から接続するものの利用料金については、他事業者の別に定める電気通信サービスの提供区間を併せて当社が料金を定めます。
- (注)6における他事業者は、i P a s s社をいいます。

(料金の計算方法等)

- 7 当社は、オープンデータ通信網契約者(臨時第1種オープンデータ通信網契約者及び臨時第4種オープンデータ通信網契約者を除きます。以下9までにおいて同じとします。)がその契約に基づき支払う料金は、料金月(1の暦月の起算日(当社がオープンデータ通信網契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
- 8 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下この通則において「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日にオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日にオープンデータ通信網サービスの解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日にオープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能の提供を開始し、その日にそのオープンデータ通信網サービスの解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日に月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。
 - (5) 料金月の初日以外の日にオープンデータ通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
 - (6) 第97条(定額利用料の支払義務)第2項第3号の表、第3項第2号の表及び第4項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (7) 10の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 9 8の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- 10 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、7に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 11 第109条(責任の制限)第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の算定に当たっては、8及び9の規定に準じて取り扱います。

(端数処理)

- 12 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

13 オープンデータ通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関又はオープンデータ通信網サービス取扱所等において支払っていただきます。

(注) 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

14 当社は、当社に特別の事情がある場合は、13の規定にかかわらず、オープンデータ通信網契約者(臨時第1種オープンデータ通信網契約者、第2種オープンデータ通信網契約者、第4種オープンデータ通信網契約者(タイプ3のコース6の公衆無線接続型に係るものに限ります。))及び臨時第4種オープンデータ通信網契約者を除きます。)の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

15 当社は、オープンデータ通信網契約者の1月の支払額(この約款(オープンデータ通信網契約者が電話サービス等契約約款に定める電話等契約者又はIP電話サービス契約約款に定めるIP電話契約者である場合は、当該約款に定める料金を含みます。))のうち、当社が別に定める料金に係るものに限ります。)が3,000円に満たないときは、2又は3月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめオープンデータ通信網契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(前受金)

16 当社は、料金又は工事に関する費用について、オープンデータ通信網契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

17 第97条(定額利用料の支払義務)から第101条の3(設備費の支払義務)まで及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は消費税法第63条の2に定めるところにより、必要に応じて税込価額(税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。)を併記します。

ただし、第9種オープンデータ通信網サービスの利用料に係るものについては、税込価額を表記します。

(注) 当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。

18 17の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、オープンデータ通信網契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

19 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1表(料金)、第2表(工事に関する費用)並びに第97条(定額利用料の支払義務)から第101条の3(設備費の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)までの規定にかかわらず、臨時にその料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のオープンデータ通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第1表 料金

第1 第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの

1 適用

第1種オープンデータ通信網サービスに係る料金の適用については、第97条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用																																							
(1) 品目に係る料金の適用	当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。 ア イーサネット型のもの																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 Mb/s</td> <td>1 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2 Mb/s</td> <td>2 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 Mb/s</td> <td>3 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4 Mb/s</td> <td>4 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5 Mb/s</td> <td>5 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 0 Mb/s</td> <td>1 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 0 Mb/s</td> <td>3 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 0 0 Mb/s</td> <td>1 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2 0 0 Mb/s</td> <td>2 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 0 0 Mb/s</td> <td>3 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4 0 0 Mb/s</td> <td>4 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5 0 0 Mb/s</td> <td>5 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6 0 0 Mb/s</td> <td>6 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>7 0 0 Mb/s</td> <td>7 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8 0 0 Mb/s</td> <td>8 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>9 0 0 Mb/s</td> <td>9 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Gb/s</td> <td>1 . 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 0 Gb/s</td> <td>1 0 . 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	1 Mb/s	1 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2 Mb/s	2 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	3 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	4 Mb/s	4 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	5 Mb/s	5 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 0 Mb/s	1 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3 0 Mb/s	3 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 0 0 Mb/s	1 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2 0 0 Mb/s	2 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3 0 0 Mb/s	3 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	4 0 0 Mb/s	4 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	5 0 0 Mb/s	5 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	6 0 0 Mb/s	6 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	7 0 0 Mb/s	7 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	8 0 0 Mb/s	8 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	9 0 0 Mb/s	9 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 Gb/s	1 . 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 0 Gb/s	1 0 . 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容																																					
	1 Mb/s	1 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	2 Mb/s	2 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	3 Mb/s	3 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	4 Mb/s	4 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	5 Mb/s	5 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	1 0 Mb/s	1 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	3 0 Mb/s	3 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	1 0 0 Mb/s	1 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	2 0 0 Mb/s	2 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	3 0 0 Mb/s	3 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	4 0 0 Mb/s	4 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	5 0 0 Mb/s	5 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	6 0 0 Mb/s	6 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	7 0 0 Mb/s	7 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	8 0 0 Mb/s	8 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	9 0 0 Mb/s	9 0 0 . 0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
	1 Gb/s	1 . 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																					
1 0 Gb/s	1 0 . 0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																						
	<p>備 考</p> <p>1 イーサネット型は、別表 1(1)に定める技術的条件に係る契約者回線又は他社接続回線（別紙3、別紙4の1の(1)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき提供するものに限り、以下アにおいて同じとします。）を使用するものをいいます。</p> <p>2 イーサネット型であって(2)欄アに規定する予備型のものについては、品目はありません。</p> <p>3 1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s及び10 Mb/sの品目については、ユーザ・網インタフェースは10BASE-T又は100BASE-TXのものに限ります。</p> <p>4 30 Mb/s及び100 Mb/sの品目については、ユーザ・網インタフェースは100BASE-TXのものに限ります。</p> <p>5 200 Mb/s、300 Mb/s、400 Mb/s、500 Mb/s、600 Mb/s、700 Mb/s、800 Mb/s、900 Mb/s及び1 Gb/sの品目については、ユーザ・網インタフェースは1000BASE-T、1000BASE-LX又は1000BASE-SXのものに限り、1000BASE-Tに係るものは接続契約者回線を使用するものには提供しません。</p> <p>6 10 Gb/sの品目については、ユーザ・網インタフェースは10GBASE-LRのものに限ります。</p> <p>7 30 Mb/s、200 Mb/s、400 Mb/s、500 Mb/s、700 Mb/s、800 Mb/s、900 Mb/s及び10 Gb/sの品目については、契約者回線を使用するものに限って提供します。</p> <p>8 特定他社接続回線を使用するものは、第10条（契約の種別）の規定にかかわらず、臨時第1種オープンデータ通信網契約は締結しません。</p> <p>9 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、イーサネット型のもの以外への品目等の変更を請求することはできません。</p> <p>10 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、加入契約回線等の変更（接続契約者回線を除く加入契約回線等に係る第1種オープンデータ通信網サービスから接続契約者回線に係る第1種オープンデータ通信網サービスへの変更をいいます。）を伴う品目等の変更を請求することはできません。</p>																																						

11 当社は、契約者回線（契約者回線の終端の設置場所が加入区域にないもの、(2)欄アに規定する特定終端型のもの又は100Mb/sの品目であって(2)欄アに規定するタイプ5のものに限ります。）の終端又は(6)欄に規定する区分3に係る特定他社接続回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

イ 利用回線型のもの【商品名：ブロードバンドアクセスプラス】

品目	内容
50 Mb/s	網ふくそうが発生していない状態で利用回線の終端の場所への伝送方向については最大50メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの

備考
 1 利用回線型は、利用回線(別紙4の1の(2)に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき提供するものに限ります。以下イにおいて同じとします。)を使用するものであって、オに規定する特定契約者回線型以外のものをいいます。
 2 利用回線型は、第10条(契約の種別)の規定にかかわらず、臨時第1種オープンデータ通信網契約は締結しません。
 3 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条(品目等の変更)の規定にかかわらず、利用回線型のもの以外への品目等の変更を請求することはできません。
 4 利用回線型のものに係る接続契約者回線等使用料及び利用回線の料金は、2(料金額)(1)に規定する利用料に含みます。

ウ 特定接続回線型のもの

品目	内容
100 Mb/s	最大100.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	最大1.0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの

備考
 1 特定接続回線型は、特定接続回線を使用するものをいいます。
 2 特定接続回線型は、第10条(契約の種別)の規定にかかわらず、臨時第1種オープンデータ通信網契約は締結しません。
 3 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条(品目等の変更)の規定にかかわらず、品目の変更及び特定接続回線型のもの以外への品目等の変更を請求することはできません。
 4 特定接続回線型のものに係る接続契約者回線等使用料、特定接続回線の料金(別紙4の1の(3)に定める電気通信サービスに係る回線終端装置に係るものを含みます。)は、2(料金額)(1)ウ(ア)に規定する基本料に含みます。

エ 特定サービス型のもの

品目	内容
100 Mb/s	100.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	1.0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの

備考
 1 特定サービス型は、サービス接続点に終端する契約者回線に係る契約者回線群を使用するものをいいます。
 2 1の契約者回線群を構成する契約者回線は、それぞれの終端を介して接続する特定サービスに係る契約者回線等(IPデータサービス契約約款に規定する契約者回線等をいいます。以下この備考において同じとします。)が同一であるもの(IPデータサービス契約約款に規定する複数契約者回線利用に係る料金の適用を受けているときは、その適用を受ける複数の契約者回線を、1の契約者回線とみなします。)に限ります。
 3 特定サービス型は、第10条(契約の種別)の規定にかかわらず、臨時第1種オープンデータ通信網契約は締結しません。
 4 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条(品目等の変更)の規定にかかわらず、特定サービス型のもの以外への品目等の変更を請求することはできません。
 5 特定サービス型のものに係る契約者回線使用料は、2(料金額)(1)に規定する利用料に含みます。

オ 特定契約者回線型のもの

品目	内容
50 Mb/s	網ふくそうが発生していない状態で利用回線の終端の場所への伝送方向については最大50メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大3メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの

100 Mb/s	最大100.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
<p>備考</p> <p>1 特定契約者回線型は、特定契約者回線を使用するものをいいます。</p> <p>2 特定契約者回線型は、データホスティングサービス契約約款に規定する第4種データホスティングサービスと接続して行う通信に限り利用することができます。</p> <p>3 特定契約者回線型であって(2)欄オに規定するタイプ4及びタイプ5のものについては、品目はありません。</p> <p>4 特定契約者回線型は、第10条(契約の種別)の規定にかかわらず、臨時第1種オープンデータ通信網契約は締結しません。</p> <p>5 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条(品目等の変更)の規定にかかわらず、品目の変更及び特定契約者回線型のもの以外への品目等の変更を請求することはできません。</p> <p>6 特定契約者回線型のものに係る特定契約者回線(回線終端装置を含みます。)の料金及び特定契約者回線と相互接続点を介して接続する利用回線(別紙4の1の(4)のアに定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき提供するものに限り)の料金は、2(料金額)(1)に規定する利用料に含まれます。</p>	

(2) 細目に係る料金の適用

ア 第1種オープンデータ通信網サービス((1)欄アに規定するものに限り)には、次の通信若しくは設備の態様による細目又はインターネットプロトコルに係る細目があります。

(ア) 通信の態様による細目1

区分	内容
半二重方式	契約者回線の終端若しくは接続契約者回線の終端の場所からオープンデータ通信網への伝送方向又は他の伝送方向の一方ごとに、当該品目に規定する速度までの符号伝送が可能なもの
全二重方式	契約者回線の終端若しくは接続契約者回線の終端の場所からオープンデータ通信網への伝送方向及び他の伝送方向について、同時に当該品目に規定する速度までの符号伝送が可能なもの

備考

1 通信の態様による細目1の区分は、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s、10 Mb/s、30 Mb/s 若しくは100 Mb/sの品目のもの又は(イ)に規定する予備型であってユーザ・網インタフェースが10BASE-T若しくは100BASE-TXのものにあります。

2 半二重方式に係るものは、ユーザ・網インタフェースが100BASE-TXのものは提供しません。

(イ) 通信の態様による細目2

区分	内容
一般型	予備型以外のもの
予備型	一般型に係る第1種オープンデータ通信網契約を締結していることを条件とするものであって、その一般型に係る第1種オープンデータ通信網サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に限り利用することができるもの

備考

1 予備型については、ユーザ・網インタフェースが10GBASE-LRのものは提供しません。

2 予備型に係る第1種オープンデータ通信網契約と、予備型に対応する一般型に係る第1種オープンデータ通信網契約(以下「対応一般型契約」といいます。)は、いずれも(イ)に規定する特定取扱所型のものであって(ウ)に規定するIPv4型のもの又はいずれも特定取扱所型以外のIPv4型のものであって、(3)欄アに規定するプランが同一のものに限り、次の組み合わせの条件を満たすものに限り。

区分	予備型に係る細目等	対応一般型契約に係る細目等
(I)に規定する特定取扱所型以外のものであって(3)欄アに規定するプラン2のもの	ユーザ・網インタフェースが10BASE-T又は100BASE-TXのもの	1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s、10 Mb/s、30 Mb/s 又は100 Mb/s の品目に係るものであって、(カ)に規定するタイプ1又はタイプ2のもの
	ユーザ・網インタフェースが1000BASE-T、1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの	200 Mb/s、300 Mb/s、400 Mb/s、500 Mb/s、600 Mb/s、700 Mb/s、800 Mb/s、900 Mb/s 又は1 Gb/s の品目に係るもの
(I)に規定する特定取扱所型であって(3)欄アに規定するプラン1又はプラン2のもの	ユーザ・網インタフェースが10BASE-Tのもの	10 Mb/s の品目に係るものであってユーザ・網インタフェースが10BASE-Tのもの
	ユーザ・網インタフェースが100BASE-TXのもの	10 Mb/s の品目に係るものであってユーザ・網インタフェースが100BASE-TXのもの又は100 Mb/s の品目に係るものであって、(カ)に規定するタイプ5以外のもの
	ユーザ・網インタフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの	1 Gb/s の品目に係るものであって、(カ)に規定するタイプ5以外のもの

- 3 予備型については、第10条(契約の種別)の規定にかかわらず、臨時第1種オープンデータ通信網契約は締結しません。
- 4 当社は、予備型(3)欄アに規定するプラン1に係るものに限り、()に係る第1種オープンデータ通信網契約者がその条件を満たさなくなったときは、その予備型に係る第1種オープンデータ通信網契約について、第23条(第1種オープンデータ通信網契約者が行う第1種オープンデータ通信網契約の解除)の解除の通知があったものとして取り扱います。
- 5 当社は、予備型(3)欄アに規定するプラン2に係るものに限り、()に係る第1種オープンデータ通信網契約者がその条件を満たさなくなった場合であって、一般型への細目の変更の請求を行わないときは、その予備型に係る第1種オープンデータ通信網契約について、第23条(第1種オープンデータ通信網契約者が行う第1種オープンデータ通信網契約の解除)の解除の通知があったものとして取り扱います。
- 6 予備型(I)に規定する特定取扱所型であって(3)欄アに規定するプラン1のものに限り、以下6において同じとします。()に対応する対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスについては、予備型に係る第1種オープンデータ通信網サービスが利用できる状態であるときは、当該対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスを利用できるものとみなし、第97条(定額利用料の支払義務)第2項第3号の表の規定を適用しません。
- 7 予備型については、第97条(定額利用料の支払義務)第2項第3号の表中に規定する「オープンデータ通信網サービスを全く利用できない状態」に、対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスが利用できる状態であるため予備型に係る第1種オープンデータ通信網サービスを利用できない状態を含みません。

(ウ) インターネットプロトコルに係る細目

区分	内容
IPv4型	インターネットプロトコルバージョン4(以下「IPv4」といいます。)を使用して通信を行うものであって、IPv6併用型以外のもの
IPv6型【商品名: IPv6ネイティブ】	インターネットプロトコルバージョン6(以下「IPv6」といいます。)を使用して通信を行うものであって、IPv6併用型以外のもの
IPv6併用型【商品名: IPv6デュアルスタック】	1の加入契約回線等において、IPv4及びIPv6を同時に使用して通信を行うことが可能なもの

備考

- 1 I P v 6 型については、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s 及び1 0 0 Mb/s の品目に限り提供し、予備型のものはありません。
- 2 I P v 6 併用型については、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s、1 0 Mb/s、1 0 0 Mb/s、1 Gb/s 及び1 0 Gb/s の品目に限り提供し、予備型のものはありません。
- 3 I P v 6 併用型に係る第1種オープンデータ通信網サービスについては、第97条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表中に規定する「オープンデータ通信網サービスを全く利用できない状態」に、I P v 4 を使用して行う通信又はI P v 6 を使用して行う通信のいずれかが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるI P v 4 を使用して行う通信又はI P v 6 を使用して行う通信のいずれかの通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合を含みます。

(I) 設備の態様による細目1

区 分	内 容
一般取扱所型	特定取扱所型以外のもの
特定取扱所型【商品名：DCコネク】	別紙1の1の(1)のAの(イ)に定める収容オープンデータ通信網サービス取扱所に契約者回線が終端するもの

備考

- 1 設備の態様による細目1の区分は、契約者回線を使用するものにあります。
- 2 一般取扱所型に係るものは、1 0 Gb/s の品目のものは提供しません。
- 3 特定取扱所型に係るものは、1 0 Mb/s、1 0 0 Mb/s、1 Gb/s 及び1 0 Gb/s の品目並びに予備型のものに限り提供し、I P v 6 型のもの又はユーザ・網インタフェースが1 0 0 0 B A S E - T のものは提供しません。
- 4 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、細目の変更を請求することはできません。
- 5 予備型であって特定取扱所型のもの（(3)欄アに規定するプラン1のものに限ります。）に係る契約者回線使用料は、2（料金額）(1)に規定する利用料に含まれます。

(オ) 設備の態様による細目2

区 分	内 容
一般終端型	特定終端型以外のもの
特定終端型【商品名：データセンターアクセス】	契約者回線が、当社が別に定める建物内の第1種オープンデータ通信網契約者が指定する場所で終端するもの

備考

- 1 設備の態様による細目2の区分は、一般取扱所型のものにあります。
- 2 一般終端型に係るものは、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s、1 0 Mb/s、1 0 0 Mb/s 及び1 Gb/s の品目のもの並びに予備型のものに限り提供し、ユーザ・網インタフェースが1 0 0 0 B A S E - T のものは提供しません。
- 3 特定終端型に係るものは、第10条（契約の種別）の規定にかかわらず、臨時第1種オープンデータ通信網契約は締結しません。
- 4 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、細目の変更を請求することはできません。

(カ) 設備の態様による細目3

区 分	内 容
タイプ1【商品名：イーサネットアクセス/イーサネットアクセス BGP コネク/DCコネク/データセンターアクセス】	タイプ2及びタイプ5以外のもの
タイプ2【商品名：イーサネットアクセス/イーサネットアクセス BGP コネク/DCコネク/データセンターアクセス】	契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所への伝送方向については固定伝送速度（あらかじめ設定された符号伝送速度をいいます。以下第1において同じとします。）までの符号伝送が可能なもの
タイプ5【商品名：DCコネク(S)】	別に定める取扱所交換設備に契約者回線を収容するもの

備 考

- 1 設備の態様による細目3の区分は、一般型のものにあります。
- 2 タイプ1については、1Gb/sの品目は、IPv4型のもの及びIPv6併用型であって特定取扱所型のものに限り提供し、特定取扱所型であって10Mb/sの品目のものは10Gb/sの品目のものは提供しません。
- 3 タイプ2については、特定取扱所型以外のものはIPv4型のものであって100Mb/sの品目に限り、特定取扱所型の場合は10Mb/s又は100Mb/sの品目に限り提供します。
- 4 タイプ5については、100Mb/s、1Gb/s又は10Gb/sの品目であって特定取扱所型のものに限り提供し、ユーザ・網インタフェースが1000BASE-LXのものは提供しません。
- 5 タイプ2（特定取扱所型以外のものに限ります。）に係る固定伝送速度には、次の細目があります。

固定伝送速度の細目	内 容
5 Mb/s	5.0メガビット/秒
10 Mb/s	10.0メガビット/秒
15 Mb/s	15.0メガビット/秒
20 Mb/s	20.0メガビット/秒
25 Mb/s	25.0メガビット/秒
30 Mb/s	30.0メガビット/秒
35 Mb/s	35.0メガビット/秒
40 Mb/s	40.0メガビット/秒
45 Mb/s	45.0メガビット/秒
50 Mb/s	50.0メガビット/秒
60 Mb/s	60.0メガビット/秒
70 Mb/s	70.0メガビット/秒
80 Mb/s	80.0メガビット/秒

- 6 タイプ2（特定取扱所型のものに限ります。）に係る固定伝送速度には、次の細目があります。

品目	固定伝送速度の細目	内 容
10 Mb/s	1 Mb/s	1.0メガビット/秒
	2 Mb/s	2.0メガビット/秒
	3 Mb/s	3.0メガビット/秒
	4 Mb/s	4.0メガビット/秒
100 Mb/s	5 Mb/s	5.0メガビット/秒
	6 Mb/s	6.0メガビット/秒
	7 Mb/s	7.0メガビット/秒
	8 Mb/s	8.0メガビット/秒
	9 Mb/s	9.0メガビット/秒
	10 Mb/s	10.0メガビット/秒
	15 Mb/s	15.0メガビット/秒
	20 Mb/s	20.0メガビット/秒
	25 Mb/s	25.0メガビット/秒
	30 Mb/s	30.0メガビット/秒
	35 Mb/s	35.0メガビット/秒
	40 Mb/s	40.0メガビット/秒
	45 Mb/s	45.0メガビット/秒
	50 Mb/s	50.0メガビット/秒
	60 Mb/s	60.0メガビット/秒
	70 Mb/s	70.0メガビット/秒
80 Mb/s	80.0メガビット/秒	

- 7 タイプ5については、第10条（契約の種別）の規定にかかわらず、臨時第1種オープンデータ通信網契約は締結しません。

- 8 タイプ5に係る第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条(品目等の変更)の規定にかかわらず、品目及びインターネットプロトコルに係る細目の変更を請求することはできません。
- 9 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条(品目等の変更)の規定にかかわらず、細目の変更(タイプ5に係るものに限り、)を請求することはできません。
- 10 タイプ5に係る第1種オープンデータ通信網契約者は、第17条(加入契約回線等の移転)の規定にかかわらず、移転の請求をすることはできません。
- 11 タイプ5に係る契約者回線使用料及び100Mb/sの品目に係る回線終端装置の料金は、2(料金額)(1)に規定する利用料に含まれます。

(キ) 設備の態様による細目4

区 分	内 容
クラス1	クラス2以外のもの
クラス2	接続契約者回線又は契約者回線において、その品目に係る符号伝送の速度を保証しないものであって、概ねその品目に係る符号伝送速度による通信を行うことができるもの

備考

- 1 設備の態様による細目4の区分は、接続契約者回線に係るものであって一般型のタイプ1のもの(接続契約者回線の区分が区分3のものに限り、)又は契約者回線に係るものであって特定終端型のものにあります。
- 2 クラス2に係るもの(接続契約者回線に係るものに限り、)は、IPv4型のものであって3Mb/s又は10Mb/sの品目に限り提供します。
- 3 クラス2に係るもの(特定終端型に係るものに限り、)は、1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、4Mb/s、5Mb/sの品目のもの及びタイプ2のものは提供しません。
- 4 第1種オープンデータ通信網契約者(接続契約者回線に係るものに限り、)は、第16条(品目等の変更)の規定にかかわらず、細目の変更を請求することはできません。
- 5 クラス2のもの(接続契約者回線に係るものに限り、)に係る接続契約者回線等使用料は、2(料金額)(1)に規定する利用料に含まれます。

イ 第1種オープンデータ通信網サービス((1)欄イに規定するものに限り、)には、次の設備の態様による細目があります。

区 分	内 容
タイプ1	利用回線が、利用回線型サービスに係るもの
タイプ2	利用回線が、契約者回線型サービスに係るもの

備考

- 1 「利用回線型サービス」とは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の専用サービスに関する契約約款に規定する「利用回線型サービス」を、「契約者回線型サービス」とは、同契約約款に規定する「契約者回線型サービス」をいいます。以下第1において同じとします。
- 2 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条(品目等の変更)の規定にかかわらず、細目の変更を請求することはできません。

ウ 第1種オープンデータ通信網サービス((1)欄ウに規定するものに限り、)には、次の使用する特定接続回線による細目があります。

区 分	内 容
タイプ1【商品名：法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネットアクセス(S)】	法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネット接続サービス型に係る特定接続回線を使用するもの
タイプ2【商品名：法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネットアクセス(S)】	法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネット接続サービス型に係る特定接続回線を使用するもの
タイプ3【商品名：法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネットアクセス(S)】	法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネット接続サービス型に係る特定接続回線を使用するもの
タイプ4【商品名：法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネットアクセス(S)】	法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネット接続サービス型に係る特定接続回線を使用するもの
タイプ5【商品名：法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネットアクセス(S)】	法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネット接続サービス型に係る特定接続回線を使用するもの
タイプ6【商品名：法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネットアクセス(S)】	法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネット接続サービス型に係る特定接続回線を使用するもの
タイプ7【商品名：法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネットアクセス(S)】	法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネット接続サービス型に係る特定接続回線を使用するもの

タイプ8【商品名：イーサネットアクセス（S）】	法人向けBBサービス利用規約に規定する第3種光回線インターネット接続サービス 型に係る特定接続回線を使用するもの
タイプ9【商品名：イーサネットアクセス（S）】	法人向けBBサービス利用規約に規定する第3種光回線インターネット接続サービス 型に係る特定接続回線を使用するもの
タイプ10【商品名：イーサネットアクセス（S） BGPコネク】	法人向けBBサービス利用規約に規定するBGPインターネット接続サービスに係る特定接続回線を使用するもの

備考

- タイプ1、タイプ2、タイプ3、タイプ4、タイプ5、タイプ6及びタイプ7に係るものは100Mb/sの品目に限り、タイプ8及びタイプ9に係るものは1Gb/sの品目に限り提供します。
- タイプ10に係るものは、動的経路選択を行うものに限り提供します。
- タイプ6、タイプ7及びタイプ9に係る第1種オープンデータ通信網契約者は、別に定める契約に基づき提供する電気通信設備を利用するものとし、当該電気通信設備に係る料金は、2（料金額）(1)に規定する利用料に含まれます。
- 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、タイプ5及びタイプ10に係る細目の変更を請求することはできません。

エ 第1種オープンデータ通信網サービス（(1)欄工に規定するものに限り。）には、次の設備の態様による細目があります。

区分	内容
タイプ1	タイプ2以外のもの
タイプ2	IPv6を使用して通信を行うもの

備考

- タイプ1に係るものは1Gb/sの品目に限り、タイプ2に係るものは、100Mb/sの品目に限り提供します。
- 1の契約者回線群を構成する契約者回線は、設備の態様による細目が同一であるものに限り。
- 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、細目の変更を請求することはできません。

オ 第1種オープンデータ通信網サービス（(1)欄オに規定するものに限り。）には、次の設備又は通信の態様による細目があります。

(ア) 設備の態様による細目1

区分	内容
タイプ1【商品名：Managed Ether DSLアクセス2】	相互接続点を介して別紙4の1の(4)のアに定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき提供する利用回線と接続する特定契約者回線を使用するもの
タイプ3【商品名：Managed Ether 光アクセス2】	契約者が指定する場所に終端する特定契約者回線（法人向けBBサービス利用規約に規定する第2種光回線インターネット接続サービス 型に相当するものに限り。）を使用するもの
タイプ4【商品名：Managed Ether DSLアクセス°ランF/光アクセス°ランF】	相互接続点を介して別紙4の1の(4)のイに定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき提供する他社接続回線と接続する特定契約者回線を使用するもの
タイプ5【商品名：Managed Ether EIPアクセス/EIPバックアップ】	相互接続点を介して別紙4の1の(4)のウに定める協定事業者の移動体通信設備（携帯通信事業者（電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいいます。）の電気通信サービスに係る電気通信設備等をいいます。）に係る他社接続回線と接続する特定契約者回線を使用するもの

備考

- タイプ1に係るものは50Mb/sの品目に限り、タイプ3に係るものは100Mb/sの品目に限り提供します。
- タイプ5に係るものについては、第97条（定額利用料の支払義務）第3項第2号の表中に規定する「他社相互接続通信を行うことができない状態」に、協定事業者の契約約款に規定する、移動無線装置が協定事業者の営業区域内に在圏しないため又は営業区域内において電波の伝わりにくいところにあるため通信を行うことができない状態を含みません。

3 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、細目の変更を請求することはできません。

(1) 設備の態様による細目2

区 分	内 容
クラス1	利用回線が、利用回線型サービスに係るもの
クラス2	利用回線が、契約者回線型サービスに係るもの
備 考 1 設備の態様による細目2の区分は、タイプ1のものにあります。 2 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、細目の変更を請求することはできません。	

(ウ) 通信の態様による細目

区 分	内 容
一般型	予備型以外のもの
予備型	特定契約者回線型であってタイプ3又はタイプ4（(3)欄カに規定するプラン2に係るものに限り、）に係る第1種オープンデータ通信網契約（以下、「対応オープンデータ通信網契約」といいます。）を締結していることを条件とするものであって、その対応オープンデータ通信網契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に限り利用することができるもの
備 考 1 通信の態様による細目の区分は、タイプ5のものにあります。 2 当社は、予備型に係る第1種オープンデータ通信網契約者がその条件を満たさなくなったときは、その予備型に係る第1種オープンデータ通信網契約について、第23条（第1種オープンデータ通信網契約者が行う第1種オープンデータ通信網契約の解除）の解除の通知があったものとして取り扱います。 3 予備型に対応する対応オープンデータ通信網契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスについては、予備型に係る第1種オープンデータ通信網サービスが利用できる状態であるときは、当該対応オープンデータ通信網契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスを利用できるものとみなし、第97条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表及び第109条（責任の制限）第1項の規定を適用しません。 4 予備型については、第97条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表中に規定する「オープンデータ通信網サービスを全く利用できない状態」及び第109条（責任の制限）第1項に規定する「オープンデータ通信網サービスが全く利用できない状態」に、対応オープンデータ通信網契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスが利用できる状態であるため予備型に係る第1種オープンデータ通信網サービスを利用できない状態を含みません。 5 第1種オープンデータ通信網契約者は、第16条（品目等の変更）の規定にかかわらず、細目の変更を請求することはできません。 6 予備型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの料金は、対応オープンデータ通信網契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスの利用料に含みます。	

(3) 第1種オープンデータ通信網サービスに係るプラン等

ア 第1種オープンデータ通信網サービス（(1)欄アに規定するイーサネット型のものに限り、）には、経路選択の方式により、次のプランがあります。

区 分	内 容
プラン1	プラン2以外のもの
プラン2	動的経路選択を行うもの
備 考 1 イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス（IPv6併用型に係るものに限り、）は、IPv4を使用して行う通信及びIPv6を使用して行う通信のそれぞれにプランがあります。 2 プラン1に係るものは、予備型であって、特定取扱所型以外のものは提供しません。	

イ 第1種オープンデータ通信網サービス（(2)欄アに規定するタイプ1又はタイプ5に係るものに限り、）には、料金の適用の方法により、次のコースがあります。

区 分	内 容
コース 1	コース 2 以外のもの
コース 2	当社が(5)欄の規定により測定した利用速度に基づいて算定した利用料を適用するもの

備 考

- 1 コース 1 (I P v 6 併用型であってタイプ 1 に係るものに限ります。) に係るものは、 1 Mb/s、 2 Mb/s、 3 Mb/s、 4 Mb/s、 5 Mb/s、 1 0 Mb/s 又は 1 0 0 Mb/s の品目に限り提供します。
- 2 コース 1 (I P v 6 型に係るものに限ります。) に係るものは、 1 Mb/s、 2 Mb/s、 3 Mb/s、 4 Mb/s 又は 5 Mb/s の品目に限り提供します。
- 3 コース 1 (特定取扱所型であってタイプ 1 に係るものに限ります。) に係るものは、 1 0 0 Mb/s の品目に限り提供します。
- 4 コース 1 (タイプ 5 に係るものに限ります。) に係るものは、 1 0 0 Mb/s、 1 Gb/s 又は 1 0 Gb/s の品目に限り提供します。
- 5 コース 2 (特定終端型に係るものに限ります。) に係るものは、 1 0 0 Mb/s 又は 1 Gb/s の品目に限り提供し、 クラス 2 に係るものは提供しません。
- 6 コース 2 (特定終端型以外のものであってタイプ 1 に係るものに限ります。) に係るものは、 1 0 0 Mb/s、 3 0 0 Mb/s、 6 0 0 Mb/s 又は 1 Gb/s の品目に限り提供します。
- 7 コース 2 (タイプ 5 に係るものに限ります。) に係るものは、 1 Gb/s 又は 1 0 Gb/s の品目に限り提供します。

ウ 第 1 種オープンデータ通信網サービス ((1) 欄イに規定するものに限ります。) には、 利用することのできる I P アドレスの数により、 次のプランがあります。

区 分	内 容
プラン 1	1 まで
プラン 2	8 まで

エ 第 1 種オープンデータ通信網サービス ((2) 欄ウに規定するタイプ 1 0 のものに限ります。 以下オまでにおいて同じとします。) には、 動的経路選択における情報の提供方法により、 次のプランがあります。

区 分	内 容
プラン 1	すべての経路情報を伝達するもの
プラン 2	特定の経路情報のみを伝達するもの

オ 第 1 種オープンデータ通信網サービスには、 料金の適用方法により、 次のコースがあります。

区 分	内 容
コース 1	コース 2 以外のもの
コース 2	当社が(5)欄の規定により測定した利用速度に基づいて算定した利用料を適用するもの

カ 第 1 種オープンデータ通信網サービス ((2) 欄オに規定するタイプ 4 に係るものに限ります。) には、 次のプランがあります。

区 分	内 容
プラン 1	利用回線 (別紙 4 の 1 の(4)のイの(ア)に定める協定事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 4 に係るもの (契約者回線の終端への伝送方向については最大 1 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なものを除きます。) に限ります。) と接続する特定契約者回線に係るもの

	<p>プラン 2</p> <p>特定利用回線（別紙 4 の 1 の(4)のイの(イ)に定める協定事業者の I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5 - 1 のプラン 2、プラン 3（提供の形態による細目を規定している場合は、- 2 型に係るものを除きます。）、プラン 4 若しくはプラン 5 - 1 に係るものであって最大 1 0 0 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー 5 - 1 に係るものであって同時に通信可能な 1 の着信先ごとに最大 2 0 0 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの、若しくはメニュー 5 - 1 のプラン 1 に係るものであって最大 1 ギガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの又はメニュー 5 - 2 に係るものであって、最大 1 0 0 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの（提供の形態による細目を規定している場合は、- 2 型に係るものを、通信方式の態様による区別を規定している場合は、カテゴリ 3 - 2 に係るものを除きます。）若しくは同時に通信可能な 1 の着信先ごとに最大 2 0 0 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なものに限り、）と接続する特定契約者回線に係るもの</p> <p>キ 第 1 種オープンデータ通信網契約者は、アに規定するプランの変更（(2)欄アに規定する予備型であって特定取扱所型に係る第 1 種オープンデータ通信網契約者又は(2)欄アに規定するタイプ 5 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約者によるアに規定するプランの変更を除きます。）及びイに規定するコースの変更の請求をすることができます。</p> <p>ク 当社は、キの請求があったときは、第 14 条（第 1 種オープンデータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>
(4) 利用速度に係る料金の適用	<p>ア 第 1 種オープンデータ通信網サービス（(1)欄アに規定する 1 0 0 Mb/s の品目であって、(3)欄イに規定するコース 2 に係るものに限り、）は、2（料金額）(1)アに規定する基本料を適用し、(5)欄の規定により測定した利用速度が 5 Mb/s を超える場合、その利用速度に対応する 2（料金額）(1)アに規定する加算料を加算して適用します。</p> <p>イ 第 1 種オープンデータ通信網サービス（(1)欄アに規定する 3 0 0 Mb/s の品目であって、(3)欄イに規定するコース 2 に係るものに限り、）は、2（料金額）(1)アに規定する基本料を適用し、(5)欄の規定により測定した最大受信速度が 1 0 0 Mb/s を超える場合、その最大受信速度に対応する 2（料金額）(1)アに規定する加算料を加算して適用します。</p> <p>ウ 第 1 種オープンデータ通信網サービス（(1)欄アに規定する 6 0 0 Mb/s 又は 1 Gb/s の品目であって、(2)欄アに規定するタイプ 5 に係るものを除き、(3)欄イに規定するコース 2 に係るものに限り、）は、2（料金額）(1)アに規定する基本料を適用し、(5)欄の規定により測定した最大受信速度が 1 0 0 Mb/s を超える場合又は最大送信速度が 4 0 0 Mb/s を超える場合、その最大受信速度及び最大送信速度に対応する 2（料金額）(1)アに規定するそれぞれの加算料のうち、大きい額を加算して、当該料金月の料金額として適用します。</p> <p>エ 第 1 種オープンデータ通信網サービス（(1)欄アに規定する 1 Gb/s 又は 1 0 Gb/s の品目に係るもの（(2)欄アに規定するタイプ 5 に係るものに限り、）又は(2)欄ウに規定するタイプ 1 0 のものであって、(3)欄オに規定するコース 2 に係るものに限り、）は、2（料金額）(1)ア又は(1)ウに規定する基本料を適用し、(5)欄の規定により測定した最大受信速度又は最大送信速度のうち大きい値のものが、当社と第 1 種オープンデータ通信網契約者（(1)欄アに規定する 1 Gb/s 又は 1 0 Gb/s の品目に係るもの（(2)欄アに規定するタイプ 5 に係るものに限り、）又は(2)欄ウに規定するタイプ 1 0 に係るものであって、(3)欄オに規定するコース 2 に係るものに限り、）の間で予定した値を越えた場合は、その最大受信速度又は最大送信速度のうち大きい値のものに対応する 2（料金額）(1)ア又は(1)ウに規定する加算料を加算して、当該料金月の料金額として適用します。</p> <p>オ 第 1 種オープンデータ通信網サービス（(1)欄エに規定する 1 0 0 Mb/s の品目に係るものに限り、）は、(5)欄の規定により測定した利用速度に対応する 2（料金額）(1)エに規定する料金額を、当該料金月の料金額として適用します。</p> <p>カ 第 1 種オープンデータ通信網サービス（(1)欄エに規定する 1 Gb/s の品目に係るものに限り、）は、(5)欄の規定により測定した合算最大受信速度及び合算最大送信速度に対応する 2（料金額）(1)エに規定するそれぞれの料金額のうち、大きい額を当該料金月の料金額として適用します。</p>
(5) 利用速度の測定等	<p>ア 第 1 種オープンデータ通信網サービス（(1)欄アに規定する 1 0 0 Mb/s の品目であって、(3)欄イに規定するコース 2 に係るものに限り、）に係る利用速度は、最大受信速度（契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その料金月における全ての測定値の中から、その値の高い上位 5 % の測定値を除いて得た残りの測定値の最大の値をいいます。以下同じとします。）とし、当社の機器により測定します。</p>

イ 第1種オープンデータ通信網サービス（(1)欄アに規定する300Mb/s、600Mb/s、1Gb/s若しくは10Gb/sの品目であって、(3)欄イに規定するコース2に係るもの又は(2)欄ウに規定するタイプ10のものであって、(3)欄オに規定するコース2に係るものに限ります。）に係る利用速度は、最大受信速度又は最大送信速度（契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所からオープンデータ通信網への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、その料金月における全ての測定値の中から、その値の高い上位5%の測定値を除いて得た残りの測定値の最大の値をいいます。）とし、当社の機器により測定します。

ウ 第1種オープンデータ通信網サービス（(1)欄エに規定する100Mb/sの品目に係るものに限ります。）に係る利用速度は、合算最大受信速度（契約者回線の終端の場所への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、契約者回線群単位に合算したその料金月における全ての測定値の中から、その値の高い上位5%の測定値を除いて得た残りの測定値の最大の値をいいます。以下同じとします。）とし、当社の機器により測定します。

エ 第1種オープンデータ通信網サービス（(1)欄エに規定する1Gb/sの品目に係るものに限ります。）に係る利用速度は、合算最大受信速度又は合算最大送信速度（契約者回線の終端の場所からオープンデータ通信網への伝送方向についての通信速度を一定時間ごとに測定し、契約者回線群単位に合算したその料金月における全ての測定値の中から、その値の高い上位5%の測定値を除いて得た残りの測定値の最大の値をいいます。）とし、当社の機器により測定します。

オ ア、イ、ウ又はエの場合において、当社の機器の故障等により正しく算定できなかったときは、その正しく算定できなかった期間の測定値は、0とします。

(6) 接続契約者回線等に係る料金の適用

ア 第1種オープンデータ通信網サービス（(1)欄アに規定するものに限ります。以下この欄において同じとします。）に係る接続契約者回線には、次の区分があります。

区 分	内 容
区分2	株式会社ケイ・オプティコムの高速度イーサネット専用サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分3	日本電信電話株式会社等のIPルーティング網接続専用サービス（第3種サービスのタイプ2に係るものに限ります。）に係る他社接続回線と接続するもの
区分4	株式会社STNetの高速度イーサネット網接続サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分5	別に定める特定協定事業者に係る電気通信サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分6	北海道総合通信網株式会社のイーサネット通信網サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分7	東北インテリジェント通信株式会社の高速度イーサネット網サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分8	株式会社エネルギー・コミュニケーションズのイーサネット通信網サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分9	KDDI株式会社のパワードイーサネットサービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分10	北陸通信ネットワーク株式会社のイーサネット通信網サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分11	九州通信ネットワーク株式会社の高速度イーサネット専用サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分12	沖縄通信ネットワーク株式会社の高速度イーサネット専用サービスに係る他社接続回線と接続するもの
区分13	中部テレコミュニケーション株式会社の第1種イーサネット網サービスに係る他社接続回線と接続するもの

備考
区分3に係るもの（クラス2に係るものを除きます。）は、2（料金額）(3)に規定する加算料を適用します。

イ 区分2に関する接続契約者回線に係る料金の適用
 (ア) 区分2に係る接続契約者回線については、1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、4Mb/s、5Mb/s、10Mb/s、100Mb/s若しくは1Gb/sの品目又は予備型に限り提供します。
 (イ) 10Mb/sの品目については、全二重方式のものに限り提供します。
 (ウ) 1Mb/s、2Mb/s、3Mb/s、4Mb/s、5Mb/s又は10Mb/sの品目については、ユーザ・ネットワークインタフェースは10BASE-Tのものに限ります。

ウ 区分3に関する接続契約者回線及び特定他社接続回線（以下「接続契約者回線等」といいます。）に係る料金の適用

(ア) 10 Mb/s の品目 ((2) 欄アに規定する I P v 4 型であってタイプ 1 に係るものに限ります。) については、全二重方式のものに限り提供します。

(イ) 区分 3 に係る接続契約者回線等には次の品目があります。
クラス 2 以外のもの

接続契約者回線等の品目	ユーザ・ネットワークインタフェース	内 容
1 Mb/s	10BASE-T 又は 100BASE-TX	1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
2 Mb/s		2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
3 Mb/s		3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
4 Mb/s		4.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
5 Mb/s		5.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
10 Mb/s	100BASE-TX	10.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
100 Mb/s		100.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
300 Mb/s	1000BASE-SX又は	300.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
600 Mb/s		600.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	1000BASE-LX	1.0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの

クラス 2 のもの

接続契約者回線等の品目	ユーザ・ネットワークインタフェース	内 容
3 Mb/s	10BASE-T 又は	3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
10 Mb/s	100BASE-TX	10.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

(ウ) 第 1 種オープンデータ通信網サービスの品目及び区分 3 に係る接続契約者回線等の品目については、別紙 7 に定める組合せの条件があります。

(I) 区分 3 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約者は、接続契約者回線等の品目の変更の請求をすることができます。

(オ) 当社は、(I) の請求があったときは、第 14 条 (第 1 種オープンデータ通信網契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(カ) 区分 3 に係る接続契約者回線等について、協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するとき一時的にその経路を変更した場合の料金は、その接続契約者回線等を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。

エ 区分 4、区分 6、区分 7、区分 8、区分 10、区分 11、区分 12 及び区分 13 に関する接続契約者回線に係る料金の適用

(ア) 区分 4、区分 8、区分 10、区分 11、区分 12 及び区分 13 に係る接続契約者回線については、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s、10 Mb/s 若しくは 100 Mb/s の品目又は予備型 (ユーザ・ネットワークインタフェースが 10BASE-T 又は 100BASE-TX のもの) に限り、区分 6 及び区分 7 に係る接続契約者回線については、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s、10 Mb/s 又は 100 Mb/s の品目に限り提供します。

(イ) 10 Mb/s の品目については、全二重方式のものに限り提供します。

(ウ) 1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s 又は 10 Mb/s の品目については、ユーザ・ネットワークインタフェースは 10BASE-T のものに限り提供します。

オ 区分 5 に関する接続契約者回線に係る料金の適用

(ア) 区分 5 に係る接続契約者回線については、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s、10 Mb/s 又は 100 Mb/s の品目に限り提供します。

(イ) 10 Mb/s の品目については、全二重方式のものに限り提供します。

カ 区分 9 に関する接続契約者回線に係る料金の適用

(ア) 区分 9 に係る接続契約者回線については、1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s、10 Mb/s、100 Mb/s 若しくは 1 Gb/s の品目又は予備型に限り提供します。

(イ) 10 Mb/s の品目 ((2) 欄アに規定する I P v 4 型であってタイプ 1 に係るもの) については、全二重方式のものに限り提供します。

(ウ) 1 Mb/s、2 Mb/s、3 Mb/s、4 Mb/s、5 Mb/s 又は 10 Mb/s の品目については、ユーザ・ネットワークインタフェースは 10BASE-T のものに限り提供します。

(7) 最低利用期間に係る料金の適用
ア 第 1 種オープンデータ通信網サービスについては、臨時第 1 種オープンデータ通信網契約に係るもの並びに (1) 欄イに規定する利用回線型のもの、(1) 欄エに規定する特定サービス型のもの並びに (1) 欄オに規定する特定契約者回線型のものであってタイプ 1 及びタイプ 5 に係るものを除いて、最低利用期間があります。

イ アに規定する最低利用期間は、第1種オープンデータ通信網サービスを提供した日から起算して次表のとおりとします。

区 分	最低利用期間
(ア) (1)及び(ウ)以外のもの	1年間
(イ) (2)欄アに規定する予備型であって特定取扱所型のもの((3)欄アに規定するプラン1に係るものに限ります。)	6月間
(ウ) (2)欄オに規定するタイプ4のもの	1月間

ウ 第1種オープンデータ通信網契約者は、最低利用期間内に第1種オープンデータ通信網契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金(2(料金額)に規定する「利用料(2(料金額)(1)ア及びウに規定する加算料を除きます。)」、「契約者回線使用料」及び「接続契約者回線等使用料」を合算した額とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

エ 第1種オープンデータ通信網契約者は、最低利用期間内に第1種オープンデータ通信網サービスの品目若しくは細目の変更、ユーザ・網インタフェースの変更((2)欄アに規定する予備型であって特定取扱所型((3)欄アに規定するプラン1に係るものに限ります。)に係るものを除きます。)、(3)欄に規定するプランの変更又は(6)欄に規定する区分3に係る接続契約者回線等の品目の変更若しくは移転があった場合は、その品目、細目若しくはプラン等の変更又は移転について変更前の料金額((3)欄イに規定するコース2に係るものについては、2(料金額)(1)アに規定する基本料の額とします。以下エにおいて同じとします。)から変更後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

オ エの場合に、品目、細目又はプラン等の変更と同時にその加入契約回線等の設置場所において、加入契約回線等の新設又は第1種オープンデータ通信網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の加入契約回線等の料金額を合算して行います。

(8) サービス品質(月間累積故障回復時間)に係る料金の適用

ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全てにおいて、臨時第1種オープンデータ通信網契約に係るものを除く第1種オープンデータ通信網契約者(イーサネット型のものに限る、予備型(特定取扱所型であってプラン1のものに限ります。)に係るもの並びにタイプ1(クラス2のもの(接続契約者回線に係るものに限ります。)、IPv6型及びIPv6併用型(特定取扱所型以外のものに限ります。)に係るものに限ります。)及びタイプ5に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)の責めによらない理由により、その第1種オープンデータ通信網サービス(イーサネット型のものに限る、予備型(特定取扱所型であってプラン1のものに限ります。)に係るもの並びにタイプ1(クラス2のもの(接続契約者回線に係るものに限ります。)、IPv6型及びIPv6併用型(特定取扱所型以外のものに限ります。)に係るものに限ります。)及びタイプ5に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)を全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信(IPv6併用型に係るイーサネット型のものについては、IPv4を使用して行う通信又はIPv6を使用して行う通信のいずれかの通信とします。)に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合(対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスが利用できる状態であるため、予備型に係る第1種オープンデータ通信網サービスを利用できないときを除きます。)に、その状態が連続した時間を料金月単位に累積した時間(以下この欄において「月間累積故障回復時間」といいます。)が30分以上であるときに限り、その第1種オープンデータ通信網サービスに係る料金を返還します。

ただし、その状態が生じた場合において、その第1種オープンデータ通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止の状態であるときはこの限りではありません。

イ 月間累積故障回復時間は、アに規定する状態が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻(第107条(オープンデータ通信網契約者の切分責任)の規定により、その第1種オープンデータ通信網契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。)とします。)から起算してその状態が終了するまでの時間を料金月単位に合算し、算定します。

ウ アの規定の適用にあたり、予備型(特定取扱所型であってプラン1のものに限ります。以下ウにおいて同じとします。)に対応する対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスについては、予備型に係る第1種オープンデータ通信網サービスが利用できる状態であるときは、当該対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスを利用できるものとみなし、月間累積故障回復時間を算定します。

エ アの場合に返還する料金の額は、その契約に係る料金額(2(料金額)(1)に規定する利用料の額をいい、この表の(1)から(5)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。)に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額(「月間累積故障回復時間返還料金額」といいます。以下この欄、(10)欄、(11)欄及び(12)欄において同じとします。)とします。

月間累積故障回復時間	料金返還率
30分以上 240分未満	1/30
240分以上 1,440分未満	1/10
1,440分以上 4,320分未満	1/5
4,320分以上	1

オ アの規定による場合は、第97条（定額利用料の支払義務）第2項の表の1欄の規定は適用しません。

カ オまでの規定にかかわらず、オまでの適用により返還する料金額は、返還上限額（当該料金月のその契約に係る料金の額（利用料に限ります。）をいいます。以下(14)欄までにおいて同じとします。）を上限とします。

(9) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

ア 当社は、当社が別に定める提供区間の全てにおいて、臨時第1種オープンデータ通信網契約を除く第1種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のIPv6型及びIPv6併用型（特定取扱所型以外のものに限ります。）に係るイーサネット型のものに限ります。以下この欄において同じとします。）の責めによらない理由により、その第1種オープンデータ通信網サービス（タイプ1のIPv6型及びIPv6併用型（特定取扱所型以外のものに限ります。）に係るイーサネット型のものに限ります。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信（IPv6併用型に係るイーサネット型のものについては、IPv4を使用して行う通信又はIPv6を使用して行う通信のいずれかの通信とします。）に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第107条（オープンデータ通信網契約者の切分責任）の規定により、その第1種オープンデータ通信網契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して30分以上その状態が連続したときに限り、その第1種オープンデータ通信網サービスに係る料金を返還します。

ただし、その状態が生じた場合において、その第1種オープンデータ通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止の状態であるときはこの限りではありません。

イ アの場合に返還する料金の額は、その契約に係る料金額（2（料金額）(1)に規定する利用料の額をいい、この表の(1)から(5)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額（「故障回復時間返還料金額」といいます。以下(11)欄までにおいて同じとします。）とします。

アに規定する状態が連続した時間（故障回復時間）	料金返還率
30分以上 60分未満	1/90
60分以上 720分未満	1/30
720分以上 1,440分未満	1/10
1,440分以上 4,320分未満	1/5
4,320分以上	1

ウ アの規定による場合は、第97条（定額利用料の支払義務）第2項の表の1欄の規定は適用しません。

エ アに規定する状態が1の料金月に複数回発生した場合は、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

オ エまでの規定にかかわらず、エまでの適用により返還する料金額は、返還上限額を上限とします。

(10) サービス品質（遅延時間）に係る料金の適用

ア 当社は、別に定める提供区間の全てにおいて別に定める方法により測定（IPv6併用型に係るイーサネット型のものについては、IPv4を使用して行う通信に係る提供区間又はIPv6を使用して行う通信に係る提供区間のそれぞれについて測定します。）した遅延時間（その1の提供区間の一端から送信したIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。以下同じとします。）の料金月単位での平均時間（IPv6併用型に係るイーサネット型のものについては、IPv4を使用して行う通信に係る提供区間に係るもの又はIPv6を使用して行う通信に係る提供区間に係るもののいずれかの平均時間とします。）が、2の料金月を連続して40ミリ秒を超えた場合は、その連続する2の料金月のうちの最終料金月における臨時第1種オープンデータ通信網契約に係るものを除く第1種オープンデータ通信網サービス（イーサネット型のものに限り、予備型のもの（特定取扱所型であってプラン1に係るものに限ります。）並びにタイプ1（クラス2のもの（接続契約者回線に係るものに限ります。））及びタイプ5に係るものを除きます。以下この欄において同じとしま

	<p>す。)の2(料金額)(1)に規定する料金額(この表の(1)から(5)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。)に30分の1を乗じて得た額(「遅延時間返還料金額」といいます。以下(12)欄までにおいて同じとします。)を、その第1種オープンデータ通信網契約者(イーサネット型のものに限り、予備型のもの(特定取扱所型であってプラン1に係るもの)に限り、)並びにタイプ1(クラス2のもの(接続契約者回線に係るもの)に限り、)に限り、)及びタイプ5に係るものを除きます。)に返還します。</p> <p>この場合において、返還の対象となる第1種オープンデータ通信網サービスは、その2の料金月を連続して当社が提供しているものに限り、料金月の初日以外の日オープンデータ通信網サービスの提供の開始若しくは解除があった場合又はその2の料金月を連続して利用中止、利用停止若しくは接続休止があった場合を除きます。</p> <p>イ この欄及び(8)欄又は(9)欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、月間累積故障回復時間返還料金額又は故障回復時間返還料金額及び遅延時間返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。</p>
<p>(11) サービス品質(故障通知時間)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、別に定める提供区間において当社の設置した第1種オープンデータ通信網サービス(イーサネット型のものに限り、予備型(特定取扱所型であってプラン1のものに限り、)に限り、)並びにタイプ1(クラス2のもの(接続契約者回線に係るもの)に限り、)に限り、)及びタイプ5に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。以下この欄において同じとします。)に係る電気通信設備の故障又は滅失(以下この欄において「故障等」といいます。)について当社が知った場合であって、第1種オープンデータ通信網契約者(イーサネット型のものに限り、予備型(特定取扱所型であってプラン1のものに限り、)に限り、)並びにタイプ1(クラス2のもの(接続契約者回線に係るもの)に限り、)に限り、)及びタイプ5に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)の責めによらない理由により、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第1種オープンデータ通信網契約者があらかじめ指定した連絡先(当社と第1種オープンデータ通信網契約者の協議により定めたものに限り、)に通知しなかったときは、2(料金額)(1)に規定する料金額(この表の(1)から(5)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。)に30分の1を乗じて得た額(「故障通知時間返還料金額」といいます。以下この欄において同じとします。)を、その第1種オープンデータ通信網契約者に返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>(ア) その故障等を当社が知った時点において、その第1種オープンデータ通信網サービスについて利用中止、利用停止又は接続休止をしているとき。</p> <p>(イ) 当社の責めによらない理由により、第1種オープンデータ通信網契約者が指定した連絡先に通知できないとき。</p> <p>イ アの場合において、その故障等を当社が知った時刻から起算して30分以内にその故障等をその第1種オープンデータ通信網契約者に通知しなかった場合が1の料金月に複数回発生した場合は、それぞれの故障通知時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ウ この欄、(8)欄又は(9)欄及び(10)欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、月間累積故障回復時間返還料金額又は故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び故障通知時間返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。</p>
<p>(12) サービス品質(パケット損失率)に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、別に定める提供区間の全てにおいて別に定める方法により測定したパケット損失率(その1の提供区間の一端から送信したIPパケットのその提供区間における損失率をいいます。以下同じとします。)の料金月単位での平均パケット損失率が、2の料金月を連続して0.2%を超えた場合は、その連続する2の料金月のうちの最終料金月における臨時第1種オープンデータ通信網契約を除く第1種オープンデータ通信網サービス(イーサネット型のものに限り、予備型(特定取扱所型であってプラン1のものに限り、)に限り、)に係るもの、IPv6型及びIPv6併用型に係るもの並びにタイプ1(クラス2のもの(接続契約者回線に係るもの)に限り、)に限り、)及びタイプ5に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)の2(料金額)(1)アに規定する料金額(この表の(1)から(5)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。)に30分の1を乗じて得た額(「パケット損失率返還料金額」といいます。以下この欄において同じとします。)を、その第1種オープンデータ通信網契約者(イーサネット型のものに限り、予備型(特定取扱所型であってプラン1のものに限り、)に限り、)に係るもの、IPv6型及びIPv6併用型に係るもの並びにタイプ1(クラス2のもの(接続契約者回線に係るもの)に限り、)に限り、)及びタイプ5に係るものを除きます。)に返還します。</p> <p>この場合において、返還の対象となる第1種オープンデータ通信網サービスは、その2の料金月を連続して当社が提供しているものに限り、料金月の初日以外の日オープンデータ通信網サービスの提供の開始若しくは解除があった場合又はその2の料金月を連続して利用</p>

	<p>中止、利用停止若しくは接続休止があった場合を除きます。</p> <p>イ この欄、(8)欄、(10)欄及び(11)欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、月間累積故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額、故障通知時間返還料金額及びパケット損失率返還料金額の合計額を、返還上限額を上限として返還します。</p>										
(13) サービス品質（遅延時間）の申出に係る料金の適用	<p>当社は、別に定める提供区間の全てにおいて別に定める方法により測定（IPv6併用型に係るイーサネット型のものについては、IPv4を使用して行う通信に係る提供区間について測定します。）した遅延時間（その1の提供区間の一端から送信したIPパケットのその提供区間の往復に要する時間をいいます。以下同じとします。）の料金月単位での平均時間が、2の料金月を連続して30ミリ秒を超えた場合であって、当社がその測定結果を公開した日から1ヶ月以内に第1種オープンデータ通信網契約者（イーサネット型であってタイプ5に係るもの又は特定接続回線型のものに限ります。以下この欄において同じとします。）が当社に申告を行ったときに限り、その連続する2の料金月のうちの最終料金月における第1種オープンデータ通信網サービス（イーサネット型であってタイプ5に係るもの又は特定接続回線型のものに限ります。以下この欄において同じとします。）の2（料金額）(1)に規定する料金額（この表の(1)から(3)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。）に30分の1を乗じて得た額（「遅延時間返還料金額」といいます。以下この欄及び(14)欄において同じとします。）を、その第1種オープンデータ通信網契約者に返還します。</p> <p>この場合において、返還の対象となる第1種オープンデータ通信網サービスは、その2の料金月を連続して当社が提供しているものに限りに、料金月の初日以外の日にオープンデータ通信網サービスの提供の開始若しくは解除があった場合又はその2の料金月を連続して利用中止、利用停止若しくは接続休止があった場合を除きます。</p>										
(14) サービス品質（平均不稼動時間）の申出に係る料金の適用	<p>ア 当社は別に定める設備の全てにおいて、別に定める方法により測定（IPv6併用型に係るイーサネット型のものについては、IPv4を使用して行う通信に係る提供区間について測定します。）した平均不稼動時間（1の料金月において、それぞれの設備が稼動していなかった時間を合計し、その設備の数で除した時間をいいます。以下同じとします。）について、45分を超えた場合であって、当社がその測定結果を公開した日から1ヶ月以内に、第1種オープンデータ通信網契約者（イーサネット型であってタイプ5に係るもの又は特定接続回線型のものに限ります。）が当社に申告を行ったときに限り、その第1種オープンデータ通信網サービス（イーサネット型であってタイプ5に係るもの又は特定接続回線型のものに限ります。）に係る料金額を返還します。</p> <p>イ アの場合に返還する料金の額は、その契約に係る料金額（2（料金額）(1)に規定する利用料の額をいい、この表の(1)から(3)欄の適用による場合は、適用した後の料金額とします。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額（以下「平均不稼動時間返還料金額」といいます。）とします。</p> <table border="1" data-bbox="368 1290 1506 1469"> <thead> <tr> <th>1の料金月における平均不稼動時間</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45分超 720分以内</td> <td>1/30</td> </tr> <tr> <td>720分超 1,440分以内</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>1,440分超 4,320分以内</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>4,320分超</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ アの規定による場合は、当社は、第97条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄の規定は適用しません。</p> <p>エ この欄及び(13)欄の規定による料金の返還が1の料金月において発生した場合は、遅延時間返還料金額及び平均不稼動時間返還料金額のうちいずれか大きい返還料金額に限り返還します。</p>	1の料金月における平均不稼動時間	料金返還率	45分超 720分以内	1/30	720分超 1,440分以内	1/10	1,440分超 4,320分以内	1/3	4,320分超	1
1の料金月における平均不稼動時間	料金返還率										
45分超 720分以内	1/30										
720分超 1,440分以内	1/10										
1,440分超 4,320分以内	1/3										
4,320分超	1										
(15) 契約者回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用	<p>契約者回線の終端が加入区域内にない場合の加算額は、その契約者回線の終端が収容されている収容オープンデータ通信網サービス取扱所の加入区域を超える地点から引込柱までの区域外線路について適用します。</p>										
(16) 端末設備に係る料金の適用	<p>当社の回線接続装置又は回線終端装置を設置した場合、回線接続装置又は回線終端装置に係る料金額を適用します。</p>										

2 料金額

(1) 利用料

ア イーサネット型のもの

(ア) 一般型

a 特定取扱所型以外のもの

(a) I P v 4 型のもの

タイプ1

以外のもの

() プラン1

() - 1 コース1

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料 金 額	
	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
1 Mb/s	96,000円(税込100,800円)	9,600円(税込10,080円)
2 Mb/s	191,000円(税込200,550円)	19,100円(税込20,055円)
3 Mb/s	281,000円(税込295,050円)	28,100円(税込29,505円)
4 Mb/s	366,000円(税込384,300円)	36,600円(税込38,430円)
5 Mb/s	446,000円(税込468,300円)	44,600円(税込46,830円)
10 Mb/s	半二重方式	500,000円(税込525,000円)
	全二重方式	796,000円(税込835,800円)
30 Mb/s	1,920,000円(税込2,016,000円)	
100 Mb/s	6,800,000円(税込7,140,000円)	680,000円(税込714,000円)
200 Mb/s	12,800,000円 (税込13,440,000円)	
300 Mb/s	19,200,000円 (税込20,160,000円)	
400 Mb/s	25,600,000円 (税込26,880,000円)	
500 Mb/s	32,000,000円 (税込33,600,000円)	
600 Mb/s	38,400,000円 (税込40,320,000円)	
700 Mb/s	44,800,000円 (税込47,040,000円)	
800 Mb/s	51,200,000円 (税込53,760,000円)	
900 Mb/s	57,600,000円 (税込60,480,000円)	
1 Gb/s	62,400,000円 (税込65,520,000円)	

() - 2 コース2

() - 2 - 1 基本料

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料 金 額	
	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
100 Mb/s	550,000円(税込577,500円)	55,000円(税込57,750円)
300 Mb/s	8,000,000円(税込8,400,000円)	800,000円(税込840,000円)
600 Mb/s		
1 Gb/s		

品 目	区 分	料 金 額		
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
1 0 0 Mb/s	利用速度が 5 Mb/s を超えて 1 0 Mb/s までの場合	4 5 0 , 0 0 0 円 (税込 472,500 円)	4 5 , 0 0 0 円 (税込 47,250 円)	
	利用速度が 1 0 Mb/s を超えて 1 5 Mb/s までの場合	9 0 0 , 0 0 0 円 (税込 945,000 円)	9 0 , 0 0 0 円 (税込 94,500 円)	
	利用速度が 1 5 Mb/s を超えて 2 0 Mb/s までの場合	1 , 3 5 0 , 0 0 0 円 (税込 1,417,500 円)	1 3 5 , 0 0 0 円 (税込 141,750 円)	
	利用速度が 2 0 Mb/s を超えて 2 5 Mb/s までの場合	1 , 8 0 0 , 0 0 0 円 (税込 1,890,000 円)	1 8 0 , 0 0 0 円 (税込 189,000 円)	
	利用速度が 2 5 Mb/s を超えて 3 0 Mb/s までの場合	2 , 2 5 0 , 0 0 0 円 (税込 2,362,500 円)	2 2 5 , 0 0 0 円 (税込 236,250 円)	
	利用速度が 3 0 Mb/s を超えて 3 5 Mb/s までの場合	2 , 7 0 0 , 0 0 0 円 (税込 2,835,000 円)	2 7 0 , 0 0 0 円 (税込 283,500 円)	
	利用速度が 3 5 Mb/s を超えて 4 0 Mb/s までの場合	3 , 1 5 0 , 0 0 0 円 (税込 3,307,500 円)	3 1 5 , 0 0 0 円 (税込 330,750 円)	
	利用速度が 4 0 Mb/s を超えて 4 5 Mb/s までの場合	3 , 6 0 0 , 0 0 0 円 (税込 3,780,000 円)	3 6 0 , 0 0 0 円 (税込 378,000 円)	
	利用速度が 4 5 Mb/s を超えて 5 0 Mb/s までの場合	4 , 0 5 0 , 0 0 0 円 (税込 4,252,500 円)	4 0 5 , 0 0 0 円 (税込 425,250 円)	
	利用速度が 5 0 Mb/s を超えて 5 5 Mb/s までの場合	4 , 5 0 0 , 0 0 0 円 (税込 4,725,000 円)	4 5 0 , 0 0 0 円 (税込 472,500 円)	
	利用速度が 5 5 Mb/s を超えて 6 0 Mb/s までの場合	4 , 9 5 0 , 0 0 0 円 (税込 5,197,500 円)	4 9 5 , 0 0 0 円 (税込 519,750 円)	
	利用速度が 6 0 Mb/s を超えて 6 5 Mb/s までの場合	5 , 4 0 0 , 0 0 0 円 (税込 5,670,000 円)	5 4 0 , 0 0 0 円 (税込 567,000 円)	
	利用速度が 6 5 Mb/s を超えて 7 0 Mb/s までの場合	5 , 8 5 0 , 0 0 0 円 (税込 6,142,500 円)	5 8 5 , 0 0 0 円 (税込 614,250 円)	
	利用速度が 7 0 Mb/s を超えて 7 5 Mb/s までの場合	6 , 3 0 0 , 0 0 0 円 (税込 6,615,000 円)	6 3 0 , 0 0 0 円 (税込 661,500 円)	
	利用速度が 7 5 Mb/s を超えて 8 0 Mb/s までの場合	6 , 7 5 0 , 0 0 0 円 (税込 7,087,500 円)	6 7 5 , 0 0 0 円 (税込 708,750 円)	
	利用速度が 8 0 Mb/s を超えて 8 5 Mb/s までの場合	7 , 2 0 0 , 0 0 0 円 (税込 7,560,000 円)	7 2 0 , 0 0 0 円 (税込 756,000 円)	
	利用速度が 8 5 Mb/s を超えて 9 0 Mb/s までの場合	7 , 6 5 0 , 0 0 0 円 (税込 8,032,500 円)	7 6 5 , 0 0 0 円 (税込 803,250 円)	
	利用速度が 9 0 Mb/s を超えて 1 0 0 Mb/s までの場合	8 , 1 0 0 , 0 0 0 円 (税込 8,505,000 円)	8 1 0 , 0 0 0 円 (税込 850,500 円)	
3 0 0 Mb/s、 6 0 0 Mb/s 又は 1 Gb/s	利用速度が最大受信速度である場合	利用速度が 1 0 0 Mb/s を超えて 1 2 0 Mb/s までの場合	1 , 2 8 0 , 0 0 0 円 (税込 1,344,000 円)	1 2 8 , 0 0 0 円 (税込 134,400 円)
		利用速度が 1 2 0 Mb/s を超えて 1 4 0 Mb/s までの場合	2 , 5 6 0 , 0 0 0 円 (税込 2,688,000 円)	2 5 6 , 0 0 0 円 (税込 268,800 円)
		利用速度が 1 4 0 Mb/s を超えて 1 6 0 Mb/s までの場合	3 , 8 4 0 , 0 0 0 円 (税込 4,032,000 円)	3 8 4 , 0 0 0 円 (税込 403,200 円)
		利用速度が 1 6 0 Mb/s を超えて 1 8 0 Mb/s までの場合	5 , 1 2 0 , 0 0 0 円 (税込 5,376,000 円)	5 1 2 , 0 0 0 円 (税込 537,600 円)
		利用速度が 1 8 0 Mb/s を超えて 2 0 0 Mb/s までの場合	6 , 4 0 0 , 0 0 0 円 (税込 6,720,000 円)	6 4 0 , 0 0 0 円 (税込 672,000 円)
		利用速度が 2 0 0 Mb/s を超えて 2 5 0 Mb/s までの場合	9 , 6 0 0 , 0 0 0 円 (税込 10,080,000 円)	9 6 0 , 0 0 0 円 (税込 1,008,000 円)
		利用速度が 2 5 0 Mb/s を超えて 3 0 0 Mb/s までの場合	1 2 , 8 0 0 , 0 0 0 円 (税込 13,440,000 円)	1 , 2 8 0 , 0 0 0 円 (税込 1,344,000 円)

	利用速度が300Mb/sを超えて350Mb/sまでの場合	16,000,000円 (税込16,800,000円)	1,600,000円 (税込1,680,000円)
	利用速度が350Mb/sを超えて400Mb/sまでの場合	19,200,000円 (税込20,160,000円)	1,920,000円 (税込2,016,000円)
	利用速度が400Mb/sを超えて450Mb/sまでの場合	22,400,000円 (税込23,520,000円)	2,240,000円 (税込2,352,000円)
	利用速度が450Mb/sを超えて500Mb/sまでの場合	25,600,000円 (税込26,880,000円)	2,560,000円 (税込2,688,000円)
	利用速度が500Mb/sを超えて550Mb/sまでの場合	28,800,000円 (税込30,240,000円)	2,880,000円 (税込3,024,000円)
	利用速度が550Mb/sを超えて600Mb/sまでの場合	32,000,000円 (税込33,600,000円)	3,200,000円 (税込3,360,000円)
	利用速度が600Mb/sを超えて650Mb/sまでの場合	35,200,000円 (税込36,960,000円)	3,520,000円 (税込3,696,000円)
	利用速度が650Mb/sを超えて700Mb/sまでの場合	38,400,000円 (税込40,320,000円)	3,840,000円 (税込4,032,000円)
	利用速度が700Mb/sを超えて750Mb/sまでの場合	41,600,000円 (税込43,680,000円)	4,160,000円 (税込4,368,000円)
	利用速度が750Mb/sを超えて800Mb/sまでの場合	44,800,000円 (税込47,040,000円)	4,480,000円 (税込4,704,000円)
	利用速度が800Mb/sを超えて850Mb/sまでの場合	48,000,000円 (税込50,400,000円)	4,800,000円 (税込5,040,000円)
	利用速度が850Mb/sを超えて900Mb/sまでの場合	51,200,000円 (税込53,760,000円)	5,120,000円 (税込5,376,000円)
	利用速度が900Mb/sを超えて1000Mb/sまでの場合	54,400,000円 (税込57,120,000円)	5,440,000円 (税込5,712,000円)
利用速度が最大送信速度である場合	利用速度が400Mb/sを超えて480Mb/sまでの場合	1,280,000円 (税込1,344,000円)	128,000円 (税込134,400円)
	利用速度が480Mb/sを超えて560Mb/sまでの場合	2,560,000円 (税込2,688,000円)	256,000円 (税込268,800円)
	利用速度が560Mb/sを超えて640Mb/sまでの場合	3,840,000円 (税込4,032,000円)	384,000円 (税込403,200円)
	利用速度が640Mb/sを超えて720Mb/sまでの場合	5,120,000円 (税込5,376,000円)	512,000円 (税込537,600円)
	利用速度が720Mb/sを超えて800Mb/sまでの場合	6,400,000円 (税込6,720,000円)	640,000円 (税込672,000円)
	利用速度が800Mb/sを超えて1000Mb/sまでの場合	9,600,000円 (税込10,080,000円)	960,000円 (税込1,008,000円)

() プラン2
()-1 コース1

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料 金 額		
	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
1 Mb/s	96,000円(税込100,800円)	9,600円(税込10,080円)	
2 Mb/s	191,000円(税込200,550円)	19,100円(税込20,055円)	
3 Mb/s	281,000円(税込295,050円)	28,100円(税込29,505円)	
4 Mb/s	366,000円(税込384,300円)	36,600円(税込38,430円)	
5 Mb/s	446,000円(税込468,300円)	44,600円(税込46,830円)	
10 Mb/s	半二重方式	650,000円(税込682,500円)	65,000円(税込68,250円)
	全二重方式	796,000円(税込835,800円)	79,600円(税込83,580円)
30 Mb/s	1,920,000円(税込2,016,000円)		
100 Mb/s	8,800,000円(税込9,240,000円)	880,000円(税込924,000円)	
200 Mb/s	12,800,000円 (税込13,440,000円)		

300 Mb/s	19,200,000円 (税込20,160,000円)	
400 Mb/s	25,600,000円 (税込26,880,000円)	
500 Mb/s	32,000,000円 (税込33,600,000円)	
600 Mb/s	38,400,000円 (税込40,320,000円)	
700 Mb/s	44,800,000円 (税込47,040,000円)	
800 Mb/s	51,200,000円 (税込53,760,000円)	
900 Mb/s	57,600,000円 (税込60,480,000円)	
1 Gb/s	62,400,000円 (税込65,520,000円)	

() - 2 コース2

1の加入契約回線等ごとに

品 目	区 分	料 金 額		
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
100 Mb/s	基本料	700,000円 (税込735,000円)	70,000円 (税込73,500円)	
	加算料	利用速度が5 Mb/s を超えて10 Mb/s までの場合	600,000円 (税込630,000円)	60,000円 (税込63,000円)
		利用速度が10 Mb/s を超えて15 Mb/s までの場合	1,200,000円 (税込1,260,000円)	120,000円 (税込126,000円)
		利用速度が15 Mb/s を超えて20 Mb/s までの場合	1,800,000円 (税込1,890,000円)	180,000円 (税込189,000円)
		利用速度が20 Mb/s を超えて25 Mb/s までの場合	2,400,000円 (税込2,520,000円)	240,000円 (税込252,000円)
		利用速度が25 Mb/s を超えて30 Mb/s までの場合	3,000,000円 (税込3,150,000円)	300,000円 (税込315,000円)
		利用速度が30 Mb/s を超えて35 Mb/s までの場合	3,600,000円 (税込3,780,000円)	360,000円 (税込378,000円)
		利用速度が35 Mb/s を超えて40 Mb/s までの場合	4,200,000円 (税込4,410,000円)	420,000円 (税込441,000円)
		利用速度が40 Mb/s を超えて45 Mb/s までの場合	4,800,000円 (税込5,040,000円)	480,000円 (税込504,000円)
		利用速度が45 Mb/s を超えて50 Mb/s までの場合	5,400,000円 (税込5,670,000円)	540,000円 (税込567,000円)
		利用速度が50 Mb/s を超えて55 Mb/s までの場合	6,000,000円 (税込6,300,000円)	600,000円 (税込630,000円)
		利用速度が55 Mb/s を超えて60 Mb/s までの場合	6,600,000円 (税込6,930,000円)	660,000円 (税込693,000円)
		利用速度が60 Mb/s を超えて65 Mb/s までの場合	7,200,000円 (税込7,560,000円)	720,000円 (税込756,000円)
		利用速度が65 Mb/s を超えて70 Mb/s までの場合	7,800,000円 (税込8,190,000円)	780,000円 (税込819,000円)
利用速度が70 Mb/s を超えて75 Mb/s までの場合	8,400,000円 (税込8,820,000円)	840,000円 (税込882,000円)		
利用速度が75 Mb/s を超えて80 Mb/s までの場合	9,000,000円 (税込9,450,000円)	900,000円 (税込945,000円)		

	利用速度が80 Mb/s を超えて 85 Mb/s までの場合	9,600,000円 (税込 10,080,000円)	960,000円 (税込 1,008,000円)
	利用速度が85 Mb/s を超えて 90 Mb/s までの場合	10,200,000円 (税込 10,710,000円)	1,020,000円 (税込 1,071,000円)
	利用速度が90 Mb/s を超えて 100 Mb/s までの場合	10,800,000円 (税込 11,340,000円)	1,080,000円 (税込 1,134,000円)
300 Mb/s、 600 Mb/s 又は1 Gb/s	基本料及び加算料	プラン1のコース2に係るものに準じます。	

クラス2 (接続契約者回線に係るものに限り。)
() コース1

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料 金 額 (月額)
3 Mb/s	196,000円(税込 205,800円)
10 Mb/s	296,000円(税込 310,800円)

タイプ2

1の加入契約回線等ごとに

品 目	固定伝送速度の細目	料 金 額			
		プラン1		プラン2	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
100Mb/s	5 Mb/s	450,000円 (税込 472,500円)	45,000円 (税込 47,250円)	600,000円 (税込 630,000円)	60,000円 (税込 63,000円)
	10Mb/s	800,000円 (税込 840,000円)	80,000円 (税込 84,000円)	1,050,000円 (税込 1,102,500円)	105,000円 (税込 110,250円)
	15Mb/s	1,150,000円 (税込 1,207,500円)	115,000円 (税込 120,750円)	1,500,000円 (税込 1,575,000円)	150,000円 (税込 157,500円)
	20Mb/s	1,500,000円 (税込 1,575,000円)	150,000円 (税込 157,500円)	1,950,000円 (税込 2,047,500円)	195,000円 (税込 204,750円)
	25Mb/s	1,850,000円 (税込 1,942,500円)	185,000円 (税込 194,250円)	2,400,000円 (税込 2,520,000円)	240,000円 (税込 252,000円)
	30Mb/s	2,200,000円 (税込 2,310,000円)	220,000円 (税込 231,000円)	2,850,000円 (税込 2,992,500円)	285,000円 (税込 299,250円)
	35Mb/s	2,550,000円 (税込 2,677,500円)	255,000円 (税込 267,750円)	3,300,000円 (税込 3,465,000円)	330,000円 (税込 346,500円)
	40Mb/s	2,900,000円 (税込 3,045,000円)	290,000円 (税込 304,500円)	3,750,000円 (税込 3,937,500円)	375,000円 (税込 393,750円)
	45Mb/s	3,250,000円 (税込 3,412,500円)	325,000円 (税込 341,250円)	4,200,000円 (税込 4,410,000円)	420,000円 (税込 441,000円)
	50Mb/s	3,600,000円 (税込 3,780,000円)	360,000円 (税込 378,000円)	4,650,000円 (税込 4,882,500円)	465,000円 (税込 488,250円)
	60Mb/s	4,300,000円 (税込 4,515,000円)	430,000円 (税込 451,500円)	5,550,000円 (税込 5,827,500円)	555,000円 (税込 582,750円)
	70Mb/s	5,000,000円 (税込 5,250,000円)	500,000円 (税込 525,000円)	6,450,000円 (税込 6,772,500円)	645,000円 (税込 677,250円)
	80Mb/s	5,700,000円 (税込 5,985,000円)	570,000円 (税込 598,500円)	7,350,000円 (税込 7,717,500円)	735,000円 (税込 771,750円)

(b) I P v 6 型のもの
 タイプ 1
 コース 1

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料 金 額	
	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
1 Mb/s	1 0 0 , 0 0 0 円(税込 105,000 円)	1 0 , 0 0 0 円(税込 10,500 円)
2 Mb/s	2 0 0 , 0 0 0 円(税込 210,000 円)	2 0 , 0 0 0 円(税込 21,000 円)
3 Mb/s	3 0 0 , 0 0 0 円(税込 315,000 円)	3 0 , 0 0 0 円(税込 31,500 円)
4 Mb/s	4 0 0 , 0 0 0 円(税込 420,000 円)	4 0 , 0 0 0 円(税込 42,000 円)
5 Mb/S	5 0 0 , 0 0 0 円(税込 525,000 円)	5 0 , 0 0 0 円(税込 52,500 円)

コース 2

1の加入契約回線等ごとに

品 目	区 分	料 金 額		
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	
1 0 0 Mb/s	基本料	8 0 0 , 0 0 0 円 (税込 840,000 円)	8 0 , 0 0 0 円 (税込 84,000 円)	
	加算料	利用速度が 5 Mb/s を超えて 1 0 Mb/s までの場合	6 0 0 , 0 0 0 円 (税込 630,000 円)	6 0 , 0 0 0 円 (税込 63,000 円)
		利用速度が 1 0 Mb/s を超えて 1 5 Mb/s までの場合	1 , 2 0 0 , 0 0 0 円 (税込 1,260,000 円)	1 2 0 , 0 0 0 円 (税込 126,000 円)
		利用速度が 1 5 Mb/s を超えて 2 0 Mb/s までの場合	1 , 8 0 0 , 0 0 0 円 (税込 1,890,000 円)	1 8 0 , 0 0 0 円 (税込 189,000 円)
		利用速度が 2 0 Mb/s を超えて 2 5 Mb/s までの場合	2 , 4 0 0 , 0 0 0 円 (税込 2,520,000 円)	2 4 0 , 0 0 0 円 (税込 252,000 円)
		利用速度が 2 5 Mb/s を超えて 3 0 Mb/s までの場合	3 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 3,150,000 円)	3 0 0 , 0 0 0 円 (税込 315,000 円)
		利用速度が 3 0 Mb/s を超えて 3 5 Mb/s までの場合	3 , 6 0 0 , 0 0 0 円 (税込 3,780,000 円)	3 6 0 , 0 0 0 円 (税込 378,000 円)
		利用速度が 3 5 Mb/s を超えて 4 0 Mb/s までの場合	4 , 2 0 0 , 0 0 0 円 (税込 4,410,000 円)	4 2 0 , 0 0 0 円 (税込 441,000 円)
		利用速度が 4 0 Mb/s を超えて 4 5 Mb/s までの場合	4 , 8 0 0 , 0 0 0 円 (税込 5,040,000 円)	4 8 0 , 0 0 0 円 (税込 504,000 円)
		利用速度が 4 5 Mb/s を超えて 5 0 Mb/s までの場合	5 , 4 0 0 , 0 0 0 円 (税込 5,670,000 円)	5 4 0 , 0 0 0 円 (税込 567,000 円)
		利用速度が 5 0 Mb/s を超えて 5 5 Mb/s までの場合	6 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 6,300,000 円)	6 0 0 , 0 0 0 円 (税込 630,000 円)
		利用速度が 5 5 Mb/s を超えて 6 0 Mb/s までの場合	6 , 6 0 0 , 0 0 0 円 (税込 6,930,000 円)	6 6 0 , 0 0 0 円 (税込 693,000 円)
		利用速度が 6 0 Mb/s を超えて 6 5 Mb/s までの場合	7 , 2 0 0 , 0 0 0 円 (税込 7,560,000 円)	7 2 0 , 0 0 0 円 (税込 756,000 円)
		利用速度が 6 5 Mb/s を超えて 7 0 Mb/s までの場合	7 , 8 0 0 , 0 0 0 円 (税込 8,190,000 円)	7 8 0 , 0 0 0 円 (税込 819,000 円)
		利用速度が 7 0 Mb/s を超えて 7 5 Mb/s までの場合	8 , 4 0 0 , 0 0 0 円 (税込 8,820,000 円)	8 4 0 , 0 0 0 円 (税込 882,000 円)
		利用速度が 7 5 Mb/s を超えて 8 0 Mb/s までの場合	9 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 9,450,000 円)	9 0 0 , 0 0 0 円 (税込 945,000 円)
		利用速度が 8 0 Mb/s を超えて 8 5 Mb/s までの場合	9 , 6 0 0 , 0 0 0 円 (税込 10,080,000 円)	9 6 0 , 0 0 0 円 (税込 1,008,000 円)
		利用速度が 8 5 Mb/s を超えて 9 0 Mb/s までの場合	1 0 , 2 0 0 , 0 0 0 円 (税込 10,710,000 円)	1 , 0 2 0 , 0 0 0 円 (税込 1,071,000 円)
		利用速度が 9 0 Mb/s を超えて 1 0 0 Mb/s までの場合	1 0 , 8 0 0 , 0 0 0 円 (税込 11,340,000 円)	1 , 0 8 0 , 0 0 0 円 (税込 1,134,000 円)

(c) I P v 6 併用型のもの
 タイプ1
 コース1

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料 金 額	
	臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
1 Mb/s	9 6 , 0 0 0 円(税込 100,800 円)	9 , 6 0 0 円(税込 10,080 円)
2 Mb/s	1 9 1 , 0 0 0 円(税込 200,550 円)	1 9 , 1 0 0 円(税込 20,055 円)
3 Mb/s	2 8 1 , 0 0 0 円(税込 295,050 円)	2 8 , 1 0 0 円(税込 29,505 円)
4 Mb/s	3 6 6 , 0 0 0 円(税込 384,300 円)	3 6 , 6 0 0 円(税込 38,430 円)
5 Mb/s	4 4 6 , 0 0 0 円(税込 468,300 円)	4 4 , 6 0 0 円(税込 46,830 円)
1 0 Mb/s	7 9 6 , 0 0 0 円(税込 835,800 円)	7 9 , 6 0 0 円(税込 83,580 円)
1 0 0 Mb/s	6 , 8 0 0 , 0 0 0 円(税込 7,140,000 円)	6 8 0 , 0 0 0 円(税込 714,000 円)

コース2

1の加入契約回線等ごとに

品 目	区 分	料 金 額		
		臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)	
1 0 0 Mb/s	基本料	5 5 0 , 0 0 0 円 (税込 577,500 円)	5 5 , 0 0 0 円 (税込 57,750 円)	
	加算料	利用速度が 5 Mb/s を超えて 1 0 Mb/s までの場合	4 5 0 , 0 0 0 円 (税込 472,500 円)	4 5 , 0 0 0 円 (税込 47,250 円)
		利用速度が 1 0 Mb/s を超えて 1 5 Mb/s までの場合	9 0 0 , 0 0 0 円 (税込 945,000 円)	9 0 , 0 0 0 円 (税込 94,500 円)
		利用速度が 1 5 Mb/s を超えて 2 0 Mb/s までの場合	1 , 3 5 0 , 0 0 0 円 (税込 1,417,500 円)	1 3 5 , 0 0 0 円 (税込 141,750 円)
		利用速度が 2 0 Mb/s を超えて 2 5 Mb/s までの場合	1 , 8 0 0 , 0 0 0 円 (税込 1,890,000 円)	1 8 0 , 0 0 0 円 (税込 189,000 円)
		利用速度が 2 5 Mb/s を超えて 3 0 Mb/s までの場合	2 , 2 5 0 , 0 0 0 円 (税込 2,362,500 円)	2 2 5 , 0 0 0 円 (税込 236,250 円)
		利用速度が 3 0 Mb/s を超えて 3 5 Mb/s までの場合	2 , 7 0 0 , 0 0 0 円 (税込 2,835,000 円)	2 7 0 , 0 0 0 円 (税込 283,500 円)
		利用速度が 3 5 Mb/s を超えて 4 0 Mb/s までの場合	3 , 1 5 0 , 0 0 0 円 (税込 3,307,500 円)	3 1 5 , 0 0 0 円 (税込 330,750 円)
		利用速度が 4 0 Mb/s を超えて 4 5 Mb/s までの場合	3 , 6 0 0 , 0 0 0 円 (税込 3,780,000 円)	3 6 0 , 0 0 0 円 (税込 378,000 円)
		利用速度が 4 5 Mb/s を超えて 5 0 Mb/s までの場合	4 , 0 5 0 , 0 0 0 円 (税込 4,252,500 円)	4 0 5 , 0 0 0 円 (税込 425,250 円)
		利用速度が 5 0 Mb/s を超えて 5 5 Mb/s までの場合	4 , 5 0 0 , 0 0 0 円 (税込 4,725,000 円)	4 5 0 , 0 0 0 円 (税込 472,500 円)
		利用速度が 5 5 Mb/s を超えて 6 0 Mb/s までの場合	4 , 9 5 0 , 0 0 0 円 (税込 5,197,500 円)	4 9 5 , 0 0 0 円 (税込 519,750 円)
		利用速度が 6 0 Mb/s を超えて 6 5 Mb/s までの場合	5 , 4 0 0 , 0 0 0 円 (税込 5,670,000 円)	5 4 0 , 0 0 0 円 (税込 567,000 円)
		利用速度が 6 5 Mb/s を超えて 7 0 Mb/s までの場合	5 , 8 5 0 , 0 0 0 円 (税込 6,142,500 円)	5 8 5 , 0 0 0 円 (税込 614,250 円)
		利用速度が 7 0 Mb/s を超えて 7 5 Mb/s までの場合	6 , 3 0 0 , 0 0 0 円 (税込 6,615,000 円)	6 3 0 , 0 0 0 円 (税込 661,500 円)
		利用速度が 7 5 Mb/s を超えて 8 0 Mb/s までの場合	6 , 7 5 0 , 0 0 0 円 (税込 7,087,500 円)	6 7 5 , 0 0 0 円 (税込 708,750 円)
		利用速度が 8 0 Mb/s を超えて 8 5 Mb/s までの場合	7 , 2 0 0 , 0 0 0 円 (税込 7,560,000 円)	7 2 0 , 0 0 0 円 (税込 756,000 円)
利用速度が 8 5 Mb/s を超えて 9 0 Mb/s までの場合	7 , 6 5 0 , 0 0 0 円 (税込 8,032,500 円)	7 6 5 , 0 0 0 円 (税込 803,250 円)		

	利用速度が90Mb/sを超えて 100Mb/sまでの場合	8,100,000円 (税込8,505,000円)	810,000円 (税込850,500円)
--	---------------------------------	------------------------------	--------------------------

b 特定取扱所型のもの

(a) IPv4型及びIPv6併用型のもの

タイプ1

コース1

1の契約者回線ごとに

品目	料金額(月額)	
	臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
100Mb/s	6,800,000円 (税込7,140,000円)	680,000円 (税込714,000円)

コース2

() 基本料

1の契約者回線ごとに

品目	料金額(月額)	
	臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
100Mb/s	550,000円 (税込577,500円)	55,000円 (税込57,750円)
1Gb/s	8,000,000円 (税込8,400,000円)	800,000円 (税込840,000円)

() 加算料

1の契約者回線ごとに

品目	区分	料金額(月額)	
		臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
100Mb/s	利用速度が5Mb/sを超えて10Mb/sまでの場合	450,000円 (税込472,500円)	45,000円 (税込47,250円)
	利用速度が10Mb/sを超えて15Mb/sまでの場合	900,000円 (税込945,000円)	90,000円 (税込94,500円)
	利用速度が15Mb/sを超えて20Mb/sまでの場合	1,350,000円 (税込1,417,500円)	135,000円 (税込141,750円)
	利用速度が20Mb/sを超えて25Mb/sまでの場合	1,800,000円 (税込1,890,000円)	180,000円 (税込189,000円)
	利用速度が25Mb/sを超えて30Mb/sまでの場合	2,250,000円 (税込2,362,500円)	225,000円 (税込236,250円)
	利用速度が30Mb/sを超えて35Mb/sまでの場合	2,700,000円 (税込2,835,000円)	270,000円 (税込283,500円)
	利用速度が35Mb/sを超えて40Mb/sまでの場合	3,150,000円 (税込3,307,500円)	315,000円 (税込330,750円)
	利用速度が40Mb/sを超えて45Mb/sまでの場合	3,600,000円 (税込3,780,000円)	360,000円 (税込378,000円)
	利用速度が45Mb/sを超えて50Mb/sまでの場合	4,050,000円 (税込4,252,500円)	405,000円 (税込425,250円)
	利用速度が50Mb/sを超えて55Mb/sまでの場合	4,500,000円 (税込4,725,000円)	450,000円 (税込472,500円)
	利用速度が55Mb/sを超えて60Mb/sまでの場合	4,950,000円 (税込5,197,500円)	495,000円 (税込519,750円)
	利用速度が60Mb/sを超えて65Mb/sまでの場合	5,400,000円 (税込5,670,000円)	540,000円 (税込567,000円)
	利用速度が65Mb/sを超えて70Mb/sまでの場合	5,850,000円 (税込6,142,500円)	585,000円 (税込614,250円)
	利用速度が70Mb/sを超えて75Mb/sまでの場合	6,300,000円 (税込6,615,000円)	630,000円 (税込661,500円)

	利用速度が75Mb/sを超えて80Mb/sまでの場合	6,750,000円 (税込7,087,500円)	675,000円 (税込708,750円)
	利用速度が80Mb/sを超えて85Mb/sまでの場合	7,200,000円 (税込7,560,000円)	720,000円 (税込756,000円)
	利用速度が85Mb/sを超えて90Mb/sまでの場合	7,650,000円 (税込8,032,500円)	765,000円 (税込803,250円)
	利用速度が90Mb/sを超えて100Mb/sまでの場合	8,100,000円 (税込8,505,000円)	810,000円 (税込850,500円)
1Gb/s	利用速度が最大受信速度である場合		
	利用速度が100Mb/sを超えて120Mb/sまでの場合	1,280,000円 (税込1,344,000円)	128,000円 (税込134,400円)
	利用速度が120Mb/sを超えて140Mb/sまでの場合	2,560,000円 (税込2,688,000円)	256,000円 (税込268,800円)
	利用速度が140Mb/sを超えて160Mb/sまでの場合	3,840,000円 (税込4,032,000円)	384,000円 (税込403,200円)
	利用速度が160Mb/sを超えて180Mb/sまでの場合	5,120,000円 (税込5,376,000円)	512,000円 (税込537,600円)
	利用速度が180Mb/sを超えて200Mb/sまでの場合	6,400,000円 (税込6,720,000円)	640,000円 (税込672,000円)
	利用速度が200Mb/sを超えて250Mb/sまでの場合	9,600,000円 (税込10,080,000円)	960,000円 (税込1,008,000円)
	利用速度が250Mb/sを超えて300Mb/sまでの場合	12,800,000円 (税込13,440,000円)	1,280,000円 (税込1,344,000円)
	利用速度が300Mb/sを超えて350Mb/sまでの場合	16,000,000円 (税込16,800,000円)	1,600,000円 (税込1,680,000円)
	利用速度が350Mb/sを超えて400Mb/sまでの場合	19,200,000円 (税込20,160,000円)	1,920,000円 (税込2,016,000円)
	利用速度が400Mb/sを超えて450Mb/sまでの場合	22,400,000円 (税込23,520,000円)	2,240,000円 (税込2,352,000円)
	利用速度が450Mb/sを超えて500Mb/sまでの場合	25,600,000円 (税込26,880,000円)	2,560,000円 (税込2,688,000円)
	利用速度が500Mb/sを超えて550Mb/sまでの場合	28,800,000円 (税込30,240,000円)	2,880,000円 (税込3,024,000円)
	利用速度が550Mb/sを超えて600Mb/sまでの場合	32,000,000円 (税込33,600,000円)	3,200,000円 (税込3,360,000円)
	利用速度が600Mb/sを超えて650Mb/sまでの場合	35,200,000円 (税込36,960,000円)	3,520,000円 (税込3,696,000円)
	利用速度が650Mb/sを超えて700Mb/sまでの場合	38,400,000円 (税込40,320,000円)	3,840,000円 (税込4,032,000円)
	利用速度が700Mb/sを超えて750Mb/sまでの場合	41,600,000円 (税込43,680,000円)	4,160,000円 (税込4,368,000円)
	利用速度が750Mb/sを超えて800Mb/sまでの場合	44,800,000円 (税込47,040,000円)	4,480,000円 (税込4,704,000円)
	利用速度が800Mb/sを超えて850Mb/sまでの場合	48,000,000円 (税込50,400,000円)	4,800,000円 (税込5,040,000円)
	利用速度が850Mb/sを超えて900Mb/sまでの場合	51,200,000円 (税込53,760,000円)	5,120,000円 (税込5,376,000円)
	利用速度が900Mb/sを超えて1000Mb/sまでの場合	54,400,000円 (税込57,120,000円)	5,440,000円 (税込5,712,000円)
	利用速度が最大送信速度である場合		
	利用速度が400Mb/sを超えて480Mb/sまでの場合	1,280,000円 (税込1,344,000円)	128,000円 (税込134,400円)
	利用速度が480Mb/sを超えて560Mb/sまでの場合	2,560,000円 (税込2,688,000円)	256,000円 (税込268,800円)
	利用速度が560Mb/sを超えて640Mb/sまでの場合	3,840,000円 (税込4,032,000円)	384,000円 (税込403,200円)

利用速度が640Mb/sを超えて720Mb/sまでの場合	5,120,000円 (税込5,376,000円)	512,000円 (税込537,600円)
利用速度が720Mb/sを超えて800Mb/sまでの場合	6,400,000円 (税込6,720,000円)	640,000円 (税込672,000円)
利用速度が800Mb/sを超えて1000Mb/sまでの場合	9,600,000円 (税込10,080,000円)	960,000円 (税込1,008,000円)

タイプ2

1の契約者回線ごとに

品 目	固定伝送速度の細目	料金額(月額)	
		臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
10Mb/s	1Mb/s	120,000円 (税込126,000円)	12,000円 (税込12,600円)
	2Mb/s	240,000円 (税込252,000円)	24,000円 (税込25,200円)
	3Mb/s	310,000円 (税込325,500円)	31,000円 (税込32,550円)
	4Mb/s	370,000円 (税込388,500円)	37,000円 (税込38,850円)
100Mb/s	5Mb/s	450,000円 (税込472,500円)	45,000円 (税込47,250円)
	6Mb/s	520,000円 (税込546,000円)	52,000円 (税込54,600円)
	7Mb/s	590,000円 (税込619,500円)	59,000円 (税込61,950円)
	8Mb/s	660,000円 (税込693,000円)	66,000円 (税込69,300円)
	9Mb/s	730,000円 (税込766,500円)	73,000円 (税込76,650円)
	10Mb/s	800,000円 (税込840,000円)	80,000円 (税込84,000円)
	15Mb/s	1,150,000円 (税込1,207,500円)	115,000円 (税込120,750円)
	20Mb/s	1,500,000円 (税込1,575,000円)	150,000円 (税込157,500円)
	25Mb/s	1,850,000円 (税込1,942,500円)	185,000円 (税込194,250円)
	30Mb/s	2,200,000円 (税込2,310,000円)	220,000円 (税込231,000円)
	35Mb/s	2,550,000円 (税込2,677,500円)	255,000円 (税込267,750円)
	40Mb/s	2,900,000円 (税込3,045,000円)	290,000円 (税込304,500円)
	45Mb/s	3,250,000円 (税込3,412,500円)	325,000円 (税込341,250円)
	50Mb/s	3,600,000円 (税込3,780,000円)	360,000円 (税込378,000円)
	60Mb/s	4,300,000円 (税込4,515,000円)	430,000円 (税込451,500円)
	70Mb/s	5,000,000円 (税込5,250,000円)	500,000円 (税込525,000円)
80Mb/s	5,700,000円 (税込5,985,000円)	570,000円 (税込598,500円)	

タイプ5
コース1

1の契約者回線ごとに

品目	料金額(月額)
100 Mb/s	198,000円(税込207,900円)
1 Gb/s	3,250,000円(税込3,412,500円)
10 Gb/s	実費

コース2
() 基本料

1の契約者回線ごとに

品目	料金額(月額)
1 Gb/s	実費
10 Gb/s	実費

() 加算料

1の契約者回線ごとに

品目	料金額(月額)
1 Gb/s	実費
10 Gb/s	実費

- (1) 予備型
a 特定取扱所型以外のもの
(a) IPv4型のもの
プラン2

1の加入契約回線等ごとに

区分	料金額(月額)
ユーザ・網インタフェースが10BASE-T又は100BASE-TXのもの	50,000円(税込52,500円)
ユーザ・網インタフェースが1000BASE-T、1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの	100,000円(税込105,000円)

- b 特定取扱所型のもの
(a) IPv4型のもの
プラン1

1の契約者回線ごとに

区分		料金額(月額)
ユーザ・網インタフェースが10BASE-T又は100BASE-TXのもの	対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスと契約者回線の一部を共用するもの	60,000円(税込63,000円)
	対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスと契約者回線の一部を共用しないもの	70,000円(税込73,500円)
ユーザ・網インタフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの	対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスと契約者回線の一部を共用するもの	110,000円(税込115,500円)
	対応一般型契約に係る第1種オープンデータ通信網サービスと契約者回線の一部を共用しないもの	130,000円(税込136,500円)

プラン2

1の契約者回線ごとに

区 分	料金額(月額)
ユーザ・網インタフェースが10BASE-T又は100BASE-TXのもの	50,000円(税込52,500円)
ユーザ・網インタフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXのもの	100,000円(税込105,000円)

イ 利用回線型のもの

1の加入契約回線ごとに

品 目	区 分		料 金 額(月額)
50Mb/s	タイプ1	プラン1	9,110円(税込9,565円)
		プラン2	14,110円(税込14,815円)
	タイプ2	プラン1	10,910円(税込11,455円)
		プラン2	15,910円(税込16,705円)

ウ 特定接続回線型のもの

(ア) 基本料

1の加入契約回線ごとに

品 目	区 分			料 金 額(月額)
100Mb/s	タイプ1			198,000円(税込207,900円)
	タイプ2			340,000円(税込357,000円)
	タイプ3			490,000円(税込514,500円)
	タイプ4			980,000円(税込1,029,000円)
	タイプ5			50,000円(税込52,500円)
	タイプ6			96,000円(税込100,800円)
	タイプ7			116,000円(税込121,800円)
		タイプ10	プラン1	コース1
			コース2	
		プラン2	コース1	
			コース2	
1Gb/s	タイプ8			7,800,000円(税込8,190,000円)
	タイプ9			550,000円(税込577,500円)
	タイプ10	プラン1	コース1	実費
			コース2	
		プラン2	コース1	
			コース2	

(イ) 加算料

1の加入契約回線ごとに

品 目	区 分			料金額(月額)
100Mb/s	タイプ10	プラン1	コース2	実費
		プラン2	コース2	
1Gb/s	タイプ10	プラン1	コース2	
		プラン2	コース2	

エ 特定サービス型のもの

(ア) タイプ1

a 利用速度が合算最大受信速度である場合

1の契約者回線群ごとに

品 目	区 分	料 金 額(月額)
1Gb/s	利用速度が5Mb/sまでの場合	500,000円 (税込525,000円)

利用速度が 5 Mb/s を超えて 10 Mb/s までの場合	1,000,000円 (税込 1,050,000円)
利用速度が 10 Mb/s を超えて 15 Mb/s までの場合	1,500,000円 (税込 1,575,000円)
利用速度が 15 Mb/s を超えて 20 Mb/s までの場合	2,000,000円 (税込 2,100,000円)
利用速度が 20 Mb/s を超えて 25 Mb/s までの場合	2,500,000円 (税込 2,625,000円)
利用速度が 25 Mb/s を超えて 30 Mb/s までの場合	3,000,000円 (税込 3,150,000円)
利用速度が 30 Mb/s を超えて 35 Mb/s までの場合	3,500,000円 (税込 3,675,000円)
利用速度が 35 Mb/s を超えて 40 Mb/s までの場合	4,000,000円 (税込 4,200,000円)
利用速度が 40 Mb/s を超えて 45 Mb/s までの場合	4,400,000円 (税込 4,620,000円)
利用速度が 45 Mb/s を超えて 50 Mb/s までの場合	4,800,000円 (税込 5,040,000円)
利用速度が 50 Mb/s を超えて 60 Mb/s までの場合	5,600,000円 (税込 5,880,000円)
利用速度が 60 Mb/s を超えて 70 Mb/s までの場合	6,200,000円 (税込 6,510,000円)
利用速度が 70 Mb/s を超えて 80 Mb/s までの場合	6,800,000円 (税込 7,140,000円)
利用速度が 80 Mb/s を超えて 90 Mb/s までの場合	7,400,000円 (税込 7,770,000円)
利用速度が 90 Mb/s を超えて 100 Mb/s までの場合	8,000,000円 (税込 8,400,000円)
利用速度が 100 Mb/s を超えて 120 Mb/s までの場合	9,200,000円 (税込 9,660,000円)
利用速度が 120 Mb/s を超えて 140 Mb/s までの場合	10,400,000円 (税込 10,920,000円)
利用速度が 140 Mb/s を超えて 160 Mb/s までの場合	11,600,000円 (税込 12,180,000円)
利用速度が 160 Mb/s を超えて 180 Mb/s までの場合	12,800,000円 (税込 13,440,000円)
利用速度が 180 Mb/s を超えて 200 Mb/s までの場合	14,000,000円 (税込 14,700,000円)
利用速度が 200 Mb/s を超えて 250 Mb/s までの場合	17,000,000円 (税込 17,850,000円)
利用速度が 250 Mb/s を超えて 300 Mb/s までの場合	20,000,000円 (税込 21,000,000円)
利用速度が 300 Mb/s を超えて 350 Mb/s までの場合	23,000,000円 (税込 24,150,000円)
利用速度が 350 Mb/s を超えて 400 Mb/s までの場合	26,000,000円 (税込 27,300,000円)
利用速度が 400 Mb/s を超えて 450 Mb/s までの場合	29,000,000円 (税込 30,450,000円)
利用速度が 450 Mb/s を超えて 500 Mb/s までの場合	32,000,000円 (税込 33,600,000円)
利用速度が 500 Mb/s を超えて 550 Mb/s までの場合	35,000,000円 (税込 36,750,000円)
利用速度が 550 Mb/s を超えて 600 Mb/s までの場合	38,000,000円 (税込 39,900,000円)
利用速度が 600 Mb/s を超えて 650 Mb/s までの場合	41,000,000円 (税込 43,050,000円)

利用速度が 6 5 0 Mb/s を超えて 7 0 0 Mb/s までの場合	4 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 46,200,000 円)
利用速度が 7 0 0 Mb/s を超えて 7 5 0 Mb/s までの場合	4 7 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 49,350,000 円)
利用速度が 7 5 0 Mb/s を超えて 8 0 0 Mb/s までの場合	5 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 52,500,000 円)
利用速度が 8 0 0 Mb/s を超えて 8 5 0 Mb/s までの場合	5 3 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 55,650,000 円)
利用速度が 8 5 0 Mb/s を超えて 9 0 0 Mb/s までの場合	5 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 58,800,000 円)
利用速度が 9 0 0 Mb/s を超えて 9 5 0 Mb/s までの場合	5 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 61,950,000 円)
利用速度が 9 5 0 Mb/s を超えて 1 0 0 0 Mb/s までの場合	6 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 65,100,000 円)

b 利用速度が合算最大送信速度である場合

1の契約者回線群ごとに

品 目	区 分	料 金 額 (月額)
1 Gb/s	利用速度が 1 0 0 Mb/s までの場合	0 円
	利用速度が 1 0 0 Mb/s を超えて 1 2 0 Mb/s までの場合	3 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 3,150,000 円)
	利用速度が 1 2 0 Mb/s を超えて 1 4 0 Mb/s までの場合	3 , 5 0 0 , 0 0 0 円 (税込 3,675,000 円)
	利用速度が 1 4 0 Mb/s を超えて 1 6 0 Mb/s までの場合	4 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 4,200,000 円)
	利用速度が 1 6 0 Mb/s を超えて 1 8 0 Mb/s までの場合	4 , 4 0 0 , 0 0 0 円 (税込 4,620,000 円)
	利用速度が 1 8 0 Mb/s を超えて 2 0 0 Mb/s までの場合	4 , 8 0 0 , 0 0 0 円 (税込 5,040,000 円)
	利用速度が 2 0 0 Mb/s を超えて 2 4 0 Mb/s までの場合	5 , 6 0 0 , 0 0 0 円 (税込 5,880,000 円)
	利用速度が 2 4 0 Mb/s を超えて 2 8 0 Mb/s までの場合	6 , 2 0 0 , 0 0 0 円 (税込 6,510,000 円)
	利用速度が 2 8 0 Mb/s を超えて 3 2 0 Mb/s までの場合	6 , 8 0 0 , 0 0 0 円 (税込 7,140,000 円)
	利用速度が 3 2 0 Mb/s を超えて 3 6 0 Mb/s までの場合	7 , 4 0 0 , 0 0 0 円 (税込 7,770,000 円)
	利用速度が 3 6 0 Mb/s を超えて 4 0 0 Mb/s までの場合	8 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 8,400,000 円)
	利用速度が 4 0 0 Mb/s を超えて 4 8 0 Mb/s までの場合	9 , 2 0 0 , 0 0 0 円 (税込 9,660,000 円)
	利用速度が 4 8 0 Mb/s を超えて 5 6 0 Mb/s までの場合	1 0 , 4 0 0 , 0 0 0 円 (税込 10,920,000 円)
	利用速度が 5 6 0 Mb/s を超えて 6 4 0 Mb/s までの場合	1 1 , 6 0 0 , 0 0 0 円 (税込 12,180,000 円)
	利用速度が 6 4 0 Mb/s を超えて 7 2 0 Mb/s までの場合	1 2 , 8 0 0 , 0 0 0 円 (税込 13,440,000 円)
	利用速度が 7 2 0 Mb/s を超えて 8 0 0 Mb/s までの場合	1 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 14,700,000 円)
利用速度が 8 0 0 Mb/s を超えて 1 0 0 0 Mb/s までの場合	1 7 , 0 0 0 , 0 0 0 円 (税込 17,850,000 円)	

(1) タイプ2

1の契約者回線群ごとに

品目	区分	料金額(月額)
100 Mb/s	利用速度が5 Mb/s までの場合	500,000円 (税込525,000円)
	利用速度が5 Mb/s を超えて10 Mb/s までの場合	1,000,000円 (税込1,050,000円)
	利用速度が10 Mb/s を超えて15 Mb/s までの場合	1,500,000円 (税込1,575,000円)
	利用速度が15 Mb/s を超えて20 Mb/s までの場合	2,000,000円 (税込2,100,000円)
	利用速度が20 Mb/s を超えて25 Mb/s までの場合	2,500,000円 (税込2,625,000円)
	利用速度が25 Mb/s を超えて30 Mb/s までの場合	3,000,000円 (税込3,150,000円)
	利用速度が30 Mb/s を超えて35 Mb/s までの場合	3,500,000円 (税込3,675,000円)
	利用速度が35 Mb/s を超えて40 Mb/s までの場合	4,000,000円 (税込4,200,000円)
	利用速度が40 Mb/s を超えて45 Mb/s までの場合	4,400,000円 (税込4,620,000円)
	利用速度が45 Mb/s を超えて50 Mb/s までの場合	4,800,000円 (税込5,040,000円)
	利用速度が50 Mb/s を超えて60 Mb/s までの場合	5,600,000円 (税込5,880,000円)
	利用速度が60 Mb/s を超えて70 Mb/s までの場合	6,200,000円 (税込6,510,000円)
	利用速度が70 Mb/s を超えて80 Mb/s までの場合	6,800,000円 (税込7,140,000円)
	利用速度が80 Mb/s を超えて90 Mb/s までの場合	7,400,000円 (税込7,770,000円)
利用速度が90 Mb/s を超えて100 Mb/s までの場合	8,000,000円 (税込8,400,000円)	

オ 特定契約者回線型のもの

(ア) (1)及び(ウ)以外のもの

1の特定契約者回線ごとに

品目	区分	料金額(月額)	
50 Mb/s	タイプ1	クラス1	9,110円(税込9,565円)
		クラス2	10,910円(税込11,455円)
100 Mb/s	タイプ3	47,000円(税込49,350円)	

(イ) タイプ4のもの

1の特定契約者回線ごとに

区分	料金額(月額)
プラン1	2,600円(税込2,730円)
プラン2	2,600円(税込2,730円)

(ウ) タイプ5のもの

1の特定契約者回線ごとに

区分	料金額(月額)
一般型	1,000円(税込1,050円)

(2) 契約者回線使用料
 ア イーサネット型のもの
 (ア) 基本料

1の契約者回線ごとに

区 分	料 金 額	
	臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
契約者回線使用料	4,000円(税込4,200円)	400円(税込420円)

備 考

取扱所交換設備に收容されている契約者回線の終端の場所が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、別に算定する実費を支払っていただきます。

(1) 加算料
 a 特定終端型に係るもの
 (a) クラス1に係るもの

1の契約者回線ごとに

品目	料 金 額(月額)
1 Mb/s	146,000円(税込153,300円)
2 Mb/s	
3 Mb/s	
4 Mb/s	
5 Mb/s	
10 Mb/s	
30 Mb/s	173,000円(税込181,650円)
100 Mb/s	236,000円(税込247,800円)
200 Mb/s	373,000円(税込391,650円)
300 Mb/s	510,000円(税込535,500円)
400 Mb/s	537,000円(税込563,850円)
500 Mb/s	563,000円(税込591,150円)
600 Mb/s	590,000円(税込619,500円)
700 Mb/s	620,000円(税込651,000円)
800 Mb/s	650,000円(税込682,500円)
900 Mb/s	680,000円(税込714,000円)
1 Gb/s	710,000円(税込745,500円)

(b) クラス2に係るもの

1の契約者回線ごとに

品目	料 金 額(月額)
10 Mb/s	103,000円(税込108,150円)
30 Mb/s	124,000円(税込130,200円)
100 Mb/s	165,000円(税込173,250円)
200 Mb/s	283,000円(税込297,150円)
300 Mb/s	371,000円(税込389,550円)
400 Mb/s	376,000円(税込394,800円)
500 Mb/s	380,000円(税込399,000円)
600 Mb/s	386,000円(税込405,300円)
700 Mb/s	393,000円(税込412,650円)
800 Mb/s	401,000円(税込421,050円)
900 Mb/s	408,000円(税込428,400円)
1 Gb/s	416,000円(税込436,800円)

(3) 接続契約者回線等使用料

ア 基本料

1の接続契約者回線ごとに

区 分	料 金 額	
	臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
接続契約者回線等使用料	4,000円(税込4,200円)	400円(税込420円)
備考 取扱所交換設備に收容されている加入契約回線(区分5に係る接続契約者回線に限ります。)の終端の場所 が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、別に算定する実費を支払っていただき ます。		

イ 加算料

(ア) 区分3に係るもの

a 接続契約者回線に係るユーザ網インタフェースが10BASE-Tに係るもの

1の接続契約者回線等ごとに

接続契約者回線等の品目	料 金 額(月額)
1 Mb/s	49,000円(税込51,450円)
2 Mb/s	63,000円(税込66,150円)
3 Mb/s	77,000円(税込80,850円)
4 Mb/s	91,000円(税込95,550円)
5 Mb/s	105,000円(税込110,250円)
10 Mb/s	146,000円(税込153,300円)
備考 「区域内」(特定他社接続回線の終端が、別紙5に定める単位料金区域(日本電信電話株式会社等の電話サ ービス契約約款に規定する単位料金区域をいいます。以下同じとします。))に所属する場合をいいます。以下 cまでにおいて同じとします。)のものに限り提供します。	

b 接続契約者回線に係るユーザ網インタフェースが100BASE-TXに係るもの

1の接続契約者回線等ごとに

接続契約者回線等の品目	料 金 額(月額)
100 Mb/s	236,000円(税込247,800円)
備考 「区域内」のものに限り提供します。	

c 接続契約者回線に係るユーザ網インタフェースが1000BASE-LX又は1000BASE-SXに係るもの

1の接続契約者回線等ごとに

接続契約者回線等の品目	料 金 額(月額)
300 Mb/s	510,000円(税込535,500円)
600 Mb/s	590,000円(税込619,500円)
1 Gb/s	710,000円(税込745,500円)
備考 「区域内」のものに限り提供します。	

(4) 加算額

種 別	単 位	区 分	料 金 額	
			臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
(ア) 区域外線路			別に算定する実費	
(イ) 回線終端装置	イーサネット型のもの	回線終端装置型の場合	1台ごとに 40,000円 (税込42,000円)	4,000円 (税込4,200円)

	回線終端 装置型 の場合	1台ごとに	4,000円 (税込4,200円)	-
	回線終端 装置型 の場合	1台ごとに	40,000円 (税込42,000円)	-
(ウ) 特別な電気通信設備			別に算定する実費	

第1の2 第1種オープンデータ通信網サービスに係る特定他社接続回線（別紙4の1の(1)のア（別紙4の1の(1)のアの(イ)を除きます。））、別紙4の1の(1)のイ（別紙4の1の(1)のイの(イ)を除きます。）又は別紙4の1の(1)のウ（別紙4の1の(1)のウの(イ)を除きます。）に定める特定事業者の電気通信サービスに係るものに限り、以下第1の2において同じとします。）に関する料金

1 適用

第1種オープンデータ通信網サービスに係る特定他社接続回線に係る料金の適用については、第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定によるほか、次のとおりとします。

料 金 の 適 用	
(1) 特定事業者の電気通信サービスに係る料金表の適用	次に掲げる事項については、別紙4の1の(1)のア（別紙4の1の(1)のアの(イ)を除きます。））、別紙4の1の(1)のイ（別紙4の1の(1)のイの(イ)を除きます。）又は別紙4の1の(1)のウ（別紙4の1の(1)のウの(イ)を除きます。）に定める特定事業者の電気通信サービスに係る料金表の規定を準用します。 ア 特定他社接続回線の品目に係る料金の適用（品目については、当社が別に定めるものに限り、） イ 特定他社接続回線の回線距離の測定 ウ 収容区域及び加入区域の設定 エ 特定他社接続回線の回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用 オ 復旧等に伴い特定他社接続回線の経路を変更した場合の料金の適用
(2) 特定他社接続回線の最低利用期間に係る料金の適用	ア 第1種オープンデータ通信網サービスに係る特定他社接続回線については、最低利用期間があります。 イ アに規定する最低利用期間は、特定事業者が特定他社接続回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。 ウ 第1種オープンデータ通信網契約者（別紙4の1の(1)のア（別紙4の1の(1)のアの(イ)を除きます。））、別紙4の1の(1)のイ（別紙4の1の(1)のイの(イ)を除きます。）又は別紙4の1の(1)のウ（別紙4の1の(1)のウの(イ)を除きます。）に定める特定事業者の電気通信サービスに関する契約を締結している第1種オープンデータ通信網契約者（別紙4の1の(1)のウ（別紙4の1の(1)のウの(イ)を除きます。））に定める特定事業者の電気通信サービスに関する契約をいいます。以下この欄において同じとします。）の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）に規定する「利用料」の額とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 エ 第1種オープンデータ通信網契約者は、最低利用期間内に特定他社接続回線の品目の変更又は移転があった場合は、その変更について変更前の料金額から変更後の料金額を控除し残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 オ エの場合に、特定他社接続回線の品目の変更と同時にその特定他社接続回線の設置場所において、特定他社接続回線の新設又は特定他社接続回線に係る契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の特定他社接続回線の金額を合算して行います。

2 料金額

(1) 利用料

- ア 株式会社ケイ・オブティコムに係るもの
- (ア) (イ)以外のもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料 金 額（月 額）	
	区域内	区域外
1 Mb/s	50,400円(税込52,920円)	70,200円(税込73,710円)
2 Mb/s	62,100円(税込65,205円)	86,600円(税込90,930円)
3 Mb/s	79,600円(税込83,580円)	110,000円(税込115,500円)
4 Mb/s	97,200円(税込102,060円)	133,400円(税込140,070円)
5 Mb/s	126,400円(税込132,720円)	173,200円(税込181,860円)
10 Mb/s	211,800円(税込222,390円)	449,300円(税込471,765円)
100 Mb/s	351,000円(税込368,550円)	786,300円(税込825,615円)

備考

特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙5に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

(1) 1Gb/sのもの

1の特定他社接続回線ごとに

距離区分		料金額（月額）
回 線 距 離	15キロメートルまでのもの	1,365,600円(税込1,433,880円)
	30キロメートルまでのもの	2,535,600円(税込2,662,380円)
	40キロメートルまでのもの	2,800,800円(税込2,940,840円)
	50キロメートルまでのもの	3,034,800円(税込3,186,540円)
	60キロメートルまでのもの	3,220,800円(税込3,381,840円)
	70キロメートルまでのもの	3,370,800円(税込3,539,340円)
	80キロメートルまでのもの	3,501,600円(税込3,676,680円)
	90キロメートルまでのもの	3,626,400円(税込3,807,720円)
	100キロメートルまでのもの	3,747,600円(税込3,934,980円)
	120キロメートルまでのもの	3,865,200円(税込4,058,460円)
	120キロメートルを超えるもの	3,979,200円(税込4,178,160円)

イ 株式会社STNetに係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
1 Mb/s	54,000円(税込56,700円)	54,000円(税込56,700円)
2 Mb/s	75,600円(税込79,380円)	75,600円(税込79,380円)
3 Mb/s	92,400円(税込97,020円)	92,400円(税込97,020円)
4 Mb/s	111,600円(税込117,180円)	111,600円(税込117,180円)
5 Mb/s	130,800円(税込137,340円)	130,800円(税込137,340円)
10 Mb/s	168,000円(税込176,400円)	168,000円(税込176,400円)
100 Mb/s	372,000円(税込390,600円)	372,000円(税込390,600円)

備考

特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙5に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

ウ 北海道総合通信網株式会社に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
1 Mb/s	56,500円(税込59,325円)	56,500円(税込59,325円)
2 Mb/s	65,900円(税込69,195円)	65,900円(税込69,195円)
3 Mb/s	82,400円(税込86,520円)	82,400円(税込86,520円)
4 Mb/s	96,500円(税込101,325円)	96,500円(税込101,325円)
5 Mb/s	109,400円(税込114,870円)	109,400円(税込114,870円)
10 Mb/s	138,800円(税込145,740円)	263,500円(税込276,675円)
100 Mb/s	391,800円(税込411,390円)	732,900円(税込769,545円)

備考

特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙5に定める単位料金区域に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

エ 東北インテリジェント通信株式会社に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
1 Mb/s	56,400円(税込59,220円)	75,600円(税込79,380円)
2 Mb/s	73,200円(税込76,860円)	111,600円(税込117,180円)
3 Mb/s	91,200円(税込95,760円)	150,000円(税込157,500円)
4 Mb/s	109,200円(税込114,660円)	183,600円(税込192,780円)
5 Mb/s	128,400円(税込134,820円)	216,000円(税込226,800円)
10 Mb/s	201,600円(税込211,680円)	363,600円(税込381,780円)
100 Mb/s	300,000円(税込315,000円)	780,000円(税込819,000円)

備 考
 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙5に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

オ 株式会社エネルギー・コミュニケーションズに係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
1 Mb/s	49,200円(税込51,660円)	49,200円(税込51,660円)
2 Mb/s	66,700円(税込70,035円)	66,700円(税込70,035円)
3 Mb/s	83,100円(税込87,255円)	83,100円(税込87,255円)
4 Mb/s	103,000円(税込108,150円)	103,000円(税込108,150円)
5 Mb/s	121,700円(税込127,785円)	121,700円(税込127,785円)
10 Mb/s	161,500円(税込169,575円)	161,500円(税込169,575円)
100 Mb/s	339,300円(税込356,265円)	339,300円(税込356,265円)

備 考
 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙5に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

カ KDDI株式会社に係るもの

(ア) (イ)以外のとき

1の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）		
	区域内		区域外
	特定区域内	特定区域外	
1 Mb/s	52,900円 (税込55,545円)	73,100円 (税込76,755円)	
2 Mb/s	73,800円 (税込77,490円)	97,400円 (税込102,270円)	
3 Mb/s	86,100円 (税込90,405円)	121,800円 (税込127,890円)	
4 Mb/s	110,600円 (税込116,130円)	146,100円 (税込153,405円)	
5 Mb/s	135,200円 (税込141,960円)	170,500円 (税込179,025円)	
10 Mb/s	196,600円 (税込206,430円)	267,900円 (税込281,295円)	
20 Mb/s	221,400円 (税込232,470円)	332,100円 (税込348,705円)	
30 Mb/s	246,000円 (税込258,300円)	393,600円 (税込413,280円)	
40 Mb/s	258,300円 (税込271,215円)	442,800円 (税込464,940円)	

5 0 Mb/s		2 7 0 , 6 0 0 円 (税込 284,130 円)	4 9 2 , 0 0 0 円 (税込 516,600 円)
1 0 0 Mb/s		3 3 1 , 8 0 0 円 (税込 348,390 円)	7 3 0 , 5 0 0 円 (税込 767,025 円)
2 0 0 Mb/s	9 2 2 , 5 0 0 円 (税込 968,625 円)	9 8 4 , 0 0 0 円 (税込 1,033,200 円)	1 , 4 8 8 , 3 0 0 円 (税込 1,562,715 円)
3 0 0 Mb/s	9 5 9 , 4 0 0 円 (税込 1,007,370 円)	1 , 2 5 4 , 6 0 0 円 (税込 1,317,330 円)	2 , 0 1 7 , 2 0 0 円 (税込 2,118,060 円)
4 0 0 Mb/s	1 , 0 0 8 , 6 0 0 円 (税込 1,059,030 円)	1 , 5 3 7 , 5 0 0 円 (税込 1,614,375 円)	2 , 5 4 6 , 1 0 0 円 (税込 2,673,405 円)
5 0 0 Mb/s	1 , 0 4 5 , 5 0 0 円 (税込 1,097,775 円)	1 , 8 0 8 , 1 0 0 円 (税込 1,898,505 円)	3 , 0 7 5 , 0 0 0 円 (税込 3,228,750 円)
1 Gb/s	1 , 2 1 7 , 7 0 0 円 (税込 1,278,585 円)	3 , 1 8 5 , 7 0 0 円 (税込 3,344,985 円)	5 , 7 0 7 , 2 0 0 円 (税込 5,992,560 円)

備 考

特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙5に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

ただし、200Mb/s から 1Gb/s に係る特定他社接続回線については、区域内のうち、当社が別に定める特定の区域に所属する場合は「特定区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は、「特定区域外」に係る料金を適用するものとします。

(イ) ユーザ・網インタフェース接続による特定他社接続回線であるとき

1 の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額（月額）		
	区域内		区域外
	特定区域内	特定区域外	
1 Mb/s		9 7 , 1 0 0 円 (税込 101,955 円)	1 4 3 , 3 0 0 円 (税込 150,465 円)
2 Mb/s		1 3 2 , 2 0 0 円 (税込 138,810 円)	2 1 1 , 7 0 0 円 (税込 222,285 円)
3 Mb/s		1 3 9 , 5 0 0 円 (税込 146,475 円)	2 2 4 , 8 0 0 円 (税込 236,040 円)
4 Mb/s		1 6 6 , 9 0 0 円 (税込 175,245 円)	2 6 0 , 1 0 0 円 (税込 273,105 円)
5 Mb/s		1 8 3 , 7 0 0 円 (税込 192,885 円)	2 9 3 , 9 0 0 円 (税込 308,595 円)
1 0 Mb/s		2 0 2 , 0 0 0 円 (税込 212,100 円)	3 5 0 , 0 0 0 円 (税込 367,500 円)
2 0 Mb/s		2 2 6 , 0 0 0 円 (税込 237,300 円)	3 8 4 , 3 0 0 円 (税込 403,515 円)
3 0 Mb/s		2 5 0 , 0 0 0 円 (税込 262,500 円)	4 1 8 , 6 0 0 円 (税込 439,530 円)
4 0 Mb/s		2 7 1 , 6 0 0 円 (税込 285,180 円)	4 5 3 , 0 0 0 円 (税込 475,650 円)
5 0 Mb/s		2 8 3 , 6 0 0 円 (税込 297,780 円)	4 8 7 , 3 0 0 円 (税込 511,665 円)
1 0 0 Mb/s		3 4 3 , 6 0 0 円 (税込 360,780 円)	7 2 3 , 5 0 0 円 (税込 759,675 円)
2 0 0 Mb/s	1 , 0 0 9 , 2 0 0 円 (税込 1,059,660 円)	1 , 1 2 5 , 6 0 0 円 (税込 1,181,880 円)	1 , 4 2 8 , 3 0 0 円 (税込 1,499,715 円)
3 0 0 Mb/s	1 , 0 5 1 , 2 0 0 円 (税込 1,103,760 円)	1 , 4 4 4 , 8 0 0 円 (税込 1,517,040 円)	1 , 9 5 7 , 2 0 0 円 (税込 2,055,060 円)
4 0 0 Mb/s	1 , 1 0 6 , 4 0 0 円 (税込 1,161,720 円)	1 , 7 7 8 , 4 0 0 円 (税込 1,867,320 円)	2 , 4 8 6 , 1 0 0 円 (税込 2,610,405 円)
5 0 0 Mb/s	1 , 1 4 8 , 4 0 0 円 (税込 1,205,820 円)	2 , 0 9 7 , 6 0 0 円 (税込 2,202,480 円)	3 , 0 1 5 , 0 0 0 円 (税込 3,165,750 円)

1 Gb/s	1,344,000円 (税込1,411,200円)	3,720,000円 (税込3,906,000円)	5,647,200円 (税込5,929,560円)
--------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

備考
 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。
 ただし、200Mb/s から 1Gb/s に係る特定他社接続回線については、区域内のうち、当社が別に定める特定の区域に所属する場合は「特定区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は、「特定区域外」に係る料金を適用するものとします。

キ 中部テレコミュニケーション株式会社に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
1 Mb/s	55,200円(税込57,960円)	79,200円(税込83,160円)
2 Mb/s	79,200円(税込83,160円)	115,200円(税込120,960円)
3 Mb/s	103,200円(税込108,360円)	151,200円(税込158,760円)
4 Mb/s	127,200円(税込133,560円)	187,200円(税込196,560円)
5 Mb/s	151,200円(税込158,760円)	223,200円(税込234,360円)
10 Mb/s	175,200円(税込183,960円)	307,200円(税込322,560円)
100 Mb/s	411,600円(税込432,180円)	807,600円(税込847,980円)

備考
 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙5に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

ク 北陸通信ネットワーク株式会社に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
1 Mb/s	54,000円(税込56,700円)	75,600円(税込79,380円)
2 Mb/s	73,200円(税込76,860円)	111,600円(税込117,180円)
3 Mb/s	91,200円(税込95,760円)	150,000円(税込157,500円)
4 Mb/s	112,800円(税込118,440円)	186,000円(税込195,300円)
5 Mb/s	133,200円(税込139,860円)	219,600円(税込230,580円)
10 Mb/s	166,800円(税込175,140円)	356,400円(税込374,220円)
100 Mb/s	324,000円(税込340,200円)	747,600円(税込784,980円)

備考
 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙5に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

ケ 九州通信ネットワーク株式会社に係るもの

1の特定他社接続回線ごとに

品目	料金額（月額）	
	区域内	区域外
1 Mb/s	51,500円(税込54,075円)	78,400円(税込82,320円)
2 Mb/s	73,800円(税込77,490円)	111,200円(税込116,760円)
3 Mb/s	90,100円(税込94,605円)	146,300円(税込153,615円)
4 Mb/s	108,900円(税込114,345円)	181,400円(税込190,470円)
5 Mb/s	128,700円(税込135,135円)	210,600円(税込221,130円)
10 Mb/s	193,100円(税込202,755円)	312,400円(税込328,020円)
100 Mb/s	395,500円(税込415,275円)	758,200円(税込796,110円)

備考
 特定他社接続回線の終端（相互接続点に係るものを除きます。）が、別紙5に定める都道府県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

コ 沖縄通信ネットワーク株式会社に係るもの

1 の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1 Mb/s	69,700円(税込 73,185円)
2 Mb/s	88,200円(税込 92,610円)
3 Mb/s	105,300円(税込 110,565円)
4 Mb/s	126,900円(税込 133,245円)
5 Mb/s	144,000円(税込 151,200円)
10 Mb/s	162,500円(税込 170,625円)
100 Mb/s	1,354,000円(税込 1,421,700円)
備 考	沖縄通信ネットワーク株式会社の専用サービス約款に規定する臨時専用契約に係るものは提供しません。

第2 第2種オープンデータ通信網サービスに係るもの

1 適用

第2種オープンデータ通信網サービスに係る料金の適用については、第98条（利用料金等の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。【商品名：おとくラインダイヤルアップ】

料 金 の 適 用	
(1) 接続通信時間の測定	<p>ア 第2種オープンデータ通信網サービスに係る接続通信時間は、アクセスポイントにおいて利用者からの通信開始の信号を受信した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、又は第94条（通信利用の制限）第3項の規定によりその通信をできない状態とした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ アの規定に係る接続通信時間には、その第2種オープンデータ通信網契約者以外の者が、その第2種オープンデータ通信網契約者に係る電話サービス等契約約款に規定する指定加入契約者回線より接続した場合の接続通信時間を含みます。</p>

2 料金額

(1) 利用料

区 分	料金額（1の通信につき次の秒数までごとに7.9円(税込8.295円)）
利用料金	180秒

第3 第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの

1 適用

第4種オープンデータ通信網サービスに係る料金の適用については、第97条（定額利用料の支払義務）及び第98条（利用料金等の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用											
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、第4種オープンデータ通信網サービス（特定アクセスポイントに接続するものに限る、(2)欄に規定するタイプ1、タイプ4及びタイプ5に係るものに限ります。）に係る通信料を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33.6Kb/s</td> <td>33.6キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>64Kb/s</td> <td>64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	33.6Kb/s	33.6キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	64Kb/s	64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの				
	品 目	内 容									
	33.6Kb/s	33.6キロビット/秒の符号伝送が可能なもの									
64Kb/s	64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの										
(2) 細目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり設備の態様による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>タイプ3、タイプ4及びタイプ5を除くもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ3</td> <td>協定事業者の電気通信サービスの提供区間を併せて当社が1の料金を設定するものであって、タイプ5を除くもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ4</td> <td>あらかじめ当社が指定したIPアドレスを利用して提供するもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ5</td> <td>利用回線と接続して提供するものであって、協定事業者の電気通信サービスの提供区間及びIP電話サービス契約約款に規定するプラン2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて当社が1の料金を設定するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> タイプ1、タイプ3及びタイプ5に係るものは、第48条の2（契約の種別）の規定にかかわらず、臨時第4種オープンデータ通信網契約は締結しません。 タイプ4に係るものは、別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定する無線アクセス機能を使用するものは提供しません。 タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、別に定めるダイヤルアップ回線等から特定アクセスポイントに接続して通信を行うことができます。 <p>イ タイプ3に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、第55条（細目の変更）の規定にかかわらず、タイプの変更（(3)欄イに規定するコース1から(3)欄アに規定するタイプ1のプラン1への変更並びに(3)欄ウに規定するコース6の特定利用限定型及び公衆無線接続型に係る変更に限ります。）の請求をすることができません。</p> <p>ウ タイプ4に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、第55条（細目の変更）の規定にかかわらず、(3)欄オに規定するコース1に係るものを除いて、タイプの変更を請求することができません。</p>	区 分	内 容	タイプ1	タイプ3、タイプ4及びタイプ5を除くもの	タイプ3	協定事業者の電気通信サービスの提供区間を併せて当社が1の料金を設定するものであって、タイプ5を除くもの	タイプ4	あらかじめ当社が指定したIPアドレスを利用して提供するもの	タイプ5	利用回線と接続して提供するものであって、協定事業者の電気通信サービスの提供区間及びIP電話サービス契約約款に規定するプラン2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて当社が1の料金を設定するもの
	区 分	内 容									
タイプ1	タイプ3、タイプ4及びタイプ5を除くもの										
タイプ3	協定事業者の電気通信サービスの提供区間を併せて当社が1の料金を設定するものであって、タイプ5を除くもの										
タイプ4	あらかじめ当社が指定したIPアドレスを利用して提供するもの										
タイプ5	利用回線と接続して提供するものであって、協定事業者の電気通信サービスの提供区間及びIP電話サービス契約約款に規定するプラン2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて当社が1の料金を設定するもの										
(3) 第4種オープンデータ通信網サービスに係るプラン等	<p>ア 第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ1に係るものに限ります。）には、次のプランがあります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1【商品名：「たっぷり」コース】</td> <td>ダイヤルアップ回線等であって、別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー1に係るものからアクセスポイントに接続して行う通信のほか、別に定めるダイヤルアップ回線等から特定アクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2【商品名：「ルッツ・ADSL」コース】</td> <td>利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー4（通信の態様による細目を規定している場合は、プラン1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるものであって、IP電話サービス契約約款に規定するプラン2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて、1の基本料を設定するもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3【商品名：ブロードバンドアクセス「ルッツ」プラン】</td> <td>利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー4のプラン2に係るものに限ります。）からアクセスポイントに接続して行う通信のほか、別に定めるダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1【商品名：「たっぷり」コース】	ダイヤルアップ回線等であって、別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー1に係るものからアクセスポイントに接続して行う通信のほか、別に定めるダイヤルアップ回線等から特定アクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの	プラン2【商品名：「ルッツ・ADSL」コース】	利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー4（通信の態様による細目を規定している場合は、プラン1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるものであって、IP電話サービス契約約款に規定するプラン2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて、1の基本料を設定するもの	プラン3【商品名：ブロードバンドアクセス「ルッツ」プラン】	利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー4のプラン2に係るものに限ります。）からアクセスポイントに接続して行う通信のほか、別に定めるダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの		
区 分	内 容										
プラン1【商品名：「たっぷり」コース】	ダイヤルアップ回線等であって、別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー1に係るものからアクセスポイントに接続して行う通信のほか、別に定めるダイヤルアップ回線等から特定アクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの										
プラン2【商品名：「ルッツ・ADSL」コース】	利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー4（通信の態様による細目を規定している場合は、プラン1に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるものであって、IP電話サービス契約約款に規定するプラン2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて、1の基本料を設定するもの										
プラン3【商品名：ブロードバンドアクセス「ルッツ」プラン】	利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー4のプラン2に係るものに限ります。）からアクセスポイントに接続して行う通信のほか、別に定めるダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの										

<p>プラン4【商品名：ブロードバンドアクセス「フルツ」プラン】</p>	<p>特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン2（提供の形態による細目を規定している場合は、1型に係るものに限ります。）に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものに限ります。）からアクセスポイントに接続して行う通信のほか、別に定めるダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるもの</p>
<p>プラン5【商品名：「フルツ光」コース】</p>	<p>特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1に係るものであって、最大46メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの若しくは同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、メニュー5-1のプラン3（提供の形態による細目を規定している場合は、2型に係るものを除きます。））、プラン4若しくはプラン5-1に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの又はメニュー5-2に係るものであって、最大46メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（提供の形態による細目を規定している場合は、2型に係るものを、通信方式の態様による区別を規定している場合は、カテゴリ3-2に係るものを除きます。）若しくは同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なものに限ります。）からアクセスポイントに接続して行う通信のほか、別に定めるダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるものであって、IP電話サービス契約約款に規定するプラン2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて、1の基本料を設定するもの</p>
<p>プラン7【商品名：「アクセスコミュニティ」コース】</p>	<p>特定利用回線（別に定める協定事業者の光ネットアクセスサービス契約約款に規定するプラン1（カテゴリ1についてはタイプ1又はタイプ3に限ります。）又はプラン2に係るものに限ります。）からアクセスポイントに接続して行う通信のほか、別に定めるダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことができるものであって、IP電話サービス契約約款に規定するプラン2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて、1の基本料を設定するもの</p>

備考

- プラン1、プラン2及びプラン5に係るものは、別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定する無線アクセス機能を使用するものは提供しません。ただし、第4種オープンデータ通信網契約者が第6（付加機能使用料）に規定する移動体通信接続機能の提供を受けている場合は、この限りではありません。
- プラン3又はプラン4に係るものは、第54条（契約者識別機能の利用）の規定にかかわらず、契約者識別機能（公衆無線基地局設備から利用する通信に係るものに限ります。）を提供しません。
- プラン2、プラン5及びプラン7に係るものは、別に定めるダイヤルアップ回線等から別に定めるアクセスポイントに接続して通信を行うことができます。この場合、2(1)ア(イ)に規定する加算料を適用するものとします。

イ 第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ3に係るものに限ります。以下ウまでにおいて同じとします。）には、次のコースがあります。

区分	内容
コース1	2(1)ア(イ)に規定する加算料のみを適用するもの
コース2【商品名：「まるごと」コース】	月間累積接続通信時間（1の契約者識別符号ごとに接続通信時間を料金月単位に通信が開始された順に累積したものをいいます。以下第2において同じとします。）が1時間を超えない部分について2(1)ア(ア)に規定する基本料を適用し、月間累積接続通信時間が1時間を超える部分について2(1)ア(イ)に規定する加算料を加算するもの

コース3【商品名：「まるごと」コース】	月間累積接続通信時間が5時間を超えない部分について2(1)ア(ア)に規定する基本料を適用し、月間累積接続通信時間が5時間を超える部分について2(1)ア(イ)に規定する加算料を加算するもの
コース4【商品名：「まるごと」コース】	月間累積接続通信時間が10時間を超えない部分について2(1)ア(ア)に規定する基本料を適用し、月間累積接続通信時間が10時間を超える部分について2(1)ア(イ)に規定する加算料を加算するもの
コース6	2(1)ア(ア)に規定する基本料及び2(1)ア(イ)に規定する加算料を適用するもの
備考	
<p>1 コース1に係るものは、タイプ1(プラン2、プラン5又はプラン7に係るものに限ります。)又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込者からの申込があった場合に、当社がその申込を承諾した日から起算して90日間に限り提供します。</p> <p>2 コース1に係るものは、第54条(契約者識別機能の利用)の規定にかかわらず、契約者識別機能を提供しません。</p> <p>3 月間累積接続通信時間に係る1の通信が複数の日にわたる場合は、切断した日の通信として取り扱います。</p> <p>4 月間累積接続通信時間に係る別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</p>	

ウ コース6に係る第4種オープンデータ通信網サービスには、次の区別があります。

区 分	内 容
通常型【商品名：「メール」コース】	特定利用限定型及び公衆無線接続型以外のもの
特定利用限定型【商品名：「IP電話」コース】	第1種オープンデータ通信網サービスに接続する別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスを利用して通信を行うことができるものであって、IP電話サービス契約約款に規定するプラン2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて、1の基本料を設定するもの
公衆無線接続型【商品名：「Ei Bizプラン」】	(6)欄に規定する契約者識別機能使用料(公衆無線基地局設備から利用する通信に係るものに限ります。)を併せて1の基本料を設定するもの
備考	
<p>1 特定利用限定型に係るものは、第4種オープンデータ通信網契約者が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスを利用していることを条件とし、当該電気通信サービスの解除を行った場合は、特定利用限定型に係る第4種オープンデータ通信網サービスの解除を行ったものとして取り扱います。</p> <p>2 公衆無線接続型に係るものは、その第4種オープンデータ通信網契約者の名義が個人以外の場合に限り提供します。</p> <p>3 公衆無線接続型に係るものは、第4種オープンデータ通信網契約者が最初にその契約の申込みを行う場合は、10以上の契約を同時に行うときに限り提供します。</p> <p>4 公衆無線接続型に係るものは、第53条(メールアドレスの割当て)の規定にかかわらず、メールアドレスを割り当てません。</p>	

エ 第4種オープンデータ通信網サービス(タイプ4に係るものに限ります。以下オまでにおいて同じとします。)には、次のプランがあります。【商品名：ブロードバンドアクセス「フレッツ」プラン】

区 分	内 容
プラン1	主として協定事業者の契約者回線(別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー1に係るものに限ります。)を使用するもの
プラン2	主として利用回線(別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー4(通信の態様による細目を規定している場合は、プラン1に係るものに限ります。)に係るものに限ります。)を使用するもの

プラン 3	主として特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン1（提供の形態による細目を規定している場合は、型に係るものに限ります。）に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものに限ります。）を使用するもの
プラン 4	主として特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン2（提供の形態による細目を規定している場合は、型に係るものに限ります。）に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものに限ります。）を使用するもの
プラン 5	主として特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン3（提供の形態による細目を規定している場合は、型に係るものに限ります。）又はプラン4に係るものであって、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものに限ります。）を使用するもの
プラン 6	主として特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1に係るものであって、最大46メガビット/秒までの符号伝送速度が可能なもの又はメニュー5-2に係るものであって、最大46メガビット/秒までの符号伝送速度が可能なもの若しくは最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの（提供の形態による細目を規定している場合は、型に係るもの限り、通信方式の態様による区別を規定している場合は、カテゴリ-3に係るものを除きます。）に限ります。）を使用するもの
プラン 7	主として利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー4のプラン2に係るものに限ります。）を使用するもの
プラン 8	主として特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン1に係るものであって、最大概ね1ギガビット/秒までの符号伝送が可能なものに限ります。）を使用するもの
プラン 9	主として特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン3の-1型若しくはプラン5-1に係るもの又はメニュー5-1に係るものであって同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なものに限ります。）を使用するもの
プラン 10	主として特定利用回線（別に定める協定事業者のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の-1型若しくはカテゴリ-3-1に係るもの又はメニュー5-2に係るものであって同時に通信可能な1の着信先ごとに最大200メガビット/秒までの符号伝送が可能なものに限ります。）を使用するもの

オ 第4種オープンデータ通信網サービス（別に定めるダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続する場合を除きます。）には、利用することのできるIPアドレスの数により、次のコースがあります。

区 分	利用できるIPアドレスの数
コース1	1まで
コース2	8まで
コース3	16まで
コース4	32まで
コース5	64まで

備 考

- コース2又はコース3に係るものは、プラン1に係る第4種オープンデータ通信網サービスには提供しません。
- コース4又はコース5に係るものは、プラン3に係る第4種オープンデータ通信網サービスに限り提供します。

- 3 コース1に係るものは、第48条の2(契約の種別)の規定にかかわらず、臨時第4種オープンデータ通信網契約は締結しません。
- 4 コース1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、別に定めるダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことができます。この場合、(2)欄アの規定にかかわらず、当該通信については、別に定めるダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続することに、あらかじめ当社が指定したIPアドレスと異なるIPアドレスを付与します。
- 5 コース1に係るものは、第54条(契約者識別機能の利用)の規定にかかわらず、契約者識別機能(公衆無線基地局設備から利用する通信に係るものに限り、)を提供しません。
- 6 コース2、コース3、コース4及びコース5に係るものは、第53条(メールアドレスの割当て)の規定にかかわらず、メールアドレスを割り当てません。
- 7 コース2、コース3、コース4及びコース5に係るものは、第54条(契約者識別機能の利用)の規定にかかわらず、契約者識別機能を提供しません。

カ 第4種オープンデータ通信網サービス(タイプ5に係るものに限り、)には、次のプランがあります。

区 分	内 容
プラン1【商品名：「ADSL」コース5M】	網ふくそうが発生していない状態で利用回線の終端の場所への伝送方向については最大5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
プラン2【商品名：「ADSL」コース24M】	網ふくそうが発生していない状態で利用回線の終端の場所への伝送方向については最大2.4メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
プラン3【商品名：「ADSL」コース50M】	網ふくそうが発生していない状態で利用回線の終端の場所への伝送方向については最大50メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大5メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの

キ 第4種オープンデータ通信網契約者は、ア、エ若しくはカに規定するプランの変更又はオに規定するコースの変更(オに規定するコース1に係るものを除きます。)の請求をすることができます。

ク 第4種オープンデータ通信網契約者は、次に掲げるものを除いてイに規定するコースの変更の請求をすることができます。

- (ア) コース1に係る第4種オープンデータ通信網契約者によるコース2、コース3、コース4及びコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (イ) コース6の特定利用限定型又は公衆無線接続型に係る変更の請求

ケ 当社は、キ又はクの請求があったときは、第51条(第4種オープンデータ通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

コ 当社は、第4種オープンデータ通信網サービス(タイプ1のプラン2、プラン5及びプラン7に係るものに限り、)について、別に定める方法により第4種オープンデータ通信網契約の申込みがあったときは、第97条(定額利用料の支払義務)第1項の規定の支払いを要する起算日について、オープンデータ通信網サービス又は端末設備若しくは付加機能の提供を開始した日とあるのを、特定起算日(第4種オープンデータ通信網契約者が当該プランに係る利用回線等からアクセスポイントに最初に接続した日の3日後をいいます。以下同じとします。)と読み替えて適用します。ただし、特定起算日前にプラン等の変更があったときは、変更後のプラン等の適用を開始した日と読み替えて適用します。以下「特定起算日に係る料金の適用」といいます。

サ コの規定にかかわらず、別に定める付加機能に係る定額利用料については、特定起算日に係る料金の適用を行いません。

シ 当社は、特定起算日に係る料金の適用を行うときは、通則8の規定にかかわらず、月額で定められている料金を特定起算日以降の利用日数に応じて日割します。

ス コの場合に、第4種オープンデータ通信網サービスの提供開始後、第4種オープンデータ通信網契約者が6月以上当該プランに係る利用回線等からアクセスポイントに接続して通信を行わないときは、当社は当該第4種オープンデータ通信網契約を解除します。

- セ 当社は第4種オープンデータ通信網契約者から細目の変更の請求（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7への変更の請求であって、別に定めるものに限ります。）があったときは、当該第4種オープンデータ通信網契約について変更予約状態（変更前のプラン等を提供するとともに変更後のプランに係る利用回線等からアクセスポイントに接続することができる状態をいいます。以下同じとします。）とし、第4種オープンデータ通信網契約者が変更後のプランに係る利用回線等からアクセスポイントに接続した日の3日後をプランの変更があった日として取り扱います。
- ソ セに規定する変更予約状態に係る第4種オープンデータ通信網契約者が、6月以上変更後のプランに係る利用回線等からアクセスポイントに接続して通信を行わないときは、当社は変更予約状態の取消し（セの変更の請求がなかったものとして変更後のプランに係る利用回線等からアクセスポイントに接続することが出来ない状態にすることをいいます。）を行います。
- タ 当社は、第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ3（コース1又はコース6に係るものを除きます。）に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、月間累積接続通信時間がイに規定する基本料に係る時間（以下「基本接続通信時間」といいます。）に満たない場合は、月間累積接続通信時間の繰越しに係る取扱い（繰越接続通信時間（基本接続通信時間から月間累積接続通信時間を減じて得た時間）をいいます。以下同じとします。）を翌料金月の基本接続通信時間と合算して得た時間（以下「合算接続通信時間」といいます。）を、翌料金月の基本接続通信時間とみなして取り扱うことをいいます。以下この欄において同じとします。）を適用します。
- チ 当社は、第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月から、この月間累積接続通信時間の繰越しに係る取扱いを適用します。
ただし、第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日が、当該料金月の初日である場合は、当該料金月から月間累積接続通信時間の繰越しに係る取扱いを適用します。
- ツ タの規定にかかわらず、月間累積接続通信時間の繰越しに係る取扱いを適用する料金月の翌料金月以降の料金月については、月間累積接続通信時間が合算接続通信時間に満たない場合に、月間累積接続通信時間の繰越しに係る取扱いを適用します。
この場合、繰越接続通信時間は、合算接続通信時間から月間累積接続通信時間を減じて得た時間とします。
- テ タ及びツに規定する繰越接続通信時間は、基本接続通信時間を上限とします。
- ト 当社は、テまでの規定にかかわらず、(2)欄に規定するタイプの変更又はクに規定するコースの変更があったときは、タイプ又はコースの変更前に適用される月間累積接続通信時間の繰越しに係る取扱いは、変更後のタイプ又はコースには、適用しません。
- ナ 第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ3（コース1又はコース6に係るものを除きます。）に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）は、月間累積接続通信時間が基本接続通信時間（月間累積接続通信時間の繰越しに係る取扱いの適用があった場合は、合算接続通信時間とします。以下この欄において同じとします。）に満たない場合であっても、その第4種オープンデータ通信網サービスに係る基本料を支払っていただきます。
ただし、次の場合に該当するときは、月間累積接続通信時間を基本接続通信時間で除した値を基本料に乗じて得た額を支払っていただきます。
- (1) 料金月の初日以外の日に第4種オープンデータ通信網サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に第4種オープンデータ通信網サービスの解除があったとき。
 - (3) 料金月の初日に第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始し、その日にその第4種オープンデータ通信網サービスの解除があったとき。
 - (4) 第4種オープンデータ通信網サービスの接続休止をしたとき。
- ニ 第4種オープンデータ通信網サービスについて、その第4種オープンデータ通信網契約者の責めによらない理由により、その第4種オープンデータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合は、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、月間累積接続通信時間が基本接続通信時間に満たないときに限り、第97条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表及び第3項第2号の表の規定（第4種オープンデータ通信網サービスの接続休止をしたときを除きます。）を適用します。
この場合の支払いを要しない料金は、次の算式により求めた時間により算定するものとします。

	$\text{基本接続通信時間} \times \frac{\text{利用できなかった日数}}{\text{当該料金月の日数}}$										
(4) 第4種オープンデータ通信網サービスの利用	第4種オープンデータ通信網サービスは、当社が別に定めるところに従って、契約者識別符号及び暗証符号を送信することにより利用することができます。										
(5) 通信料の適用	第4種オープンデータ通信網サービス(タイプ1、タイプ4及びタイプ5に係るものに限ります。)の利用者が特定アクセスポイントに接続して利用する場合には、2(料金額)(1)イに定める通信料を適用します。										
(6) 契約者識別機能使用料の適用	<p>ア 契約者識別機能を利用する場合には、2(料金額)(1)ア(ウ)に定める契約者識別機能使用料を適用します。</p> <p>イ 契約者識別機能の利用に係る接続通信時間は、(3)欄イの規定にかかわらず月間累積接続通信時間には含みません。</p> <p>ウ 公衆無線基地局設備から利用する通信に係る契約者識別機能使用料(タイプ3のコース6の公衆無線接続型に係るものを除きます。)については、その接続通信時間を1日単位に累計し、料金月単位に2,000円(税込2,100円)を上限に適用します。</p> <p>エ 公衆無線基地局設備から利用する1の通信が複数の日にわたる場合は、切断した日の通信として取り扱います。</p>										
(7) 接続通信時間の測定	<p>ア 第4種オープンデータ通信網サービスに係る接続通信時間は、アクセスポイント、公衆無線基地局設備又は他事業者の電気通信設備から送信された契約者識別符号及び暗証符号により当社が第4種オープンデータ通信網サービスの利用者を識別した時刻から起算し、当該サービスの利用者からの通信終了の信号を受け、又は第94条(通信利用の制限)第3項の規定によりその通信をできない状態とした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ アの規定に係る接続通信時間には、その第4種オープンデータ通信網契約者以外の者が、その第4種オープンデータ通信網契約者に係る契約者識別符号及び暗証符号を送信して接続した場合の接続通信時間を含みます。</p>										
(8) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア 第4種オープンデータ通信網サービスについては、臨時第4種オープンデータ通信網契約に係るもの及びタイプ3(コース1に係るもの)に限ります。)に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から起算して1月間とします。</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、タイプ1のプラン2、プラン5及びプラン7に係る第4種オープンデータ通信網サービスについては、そのプランの適用を開始した日(特定起算日に係る料金の適用を受ける場合は特定起算日とします。)から起算して、タイプ1のプラン2においては3月間、タイプ1のプラン5及びプラン7においては6月間とします。</p> <p>エ 第4種オープンデータ通信網契約者は、最低利用期間内に第4種オープンデータ通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) (イ)以外のもの</td> <td>残余の期間に対応する料金(2(料金額)に規定する「利用料(基本料及び回線使用料に限ります。)」の額とします。)に相当する額</td> </tr> <tr> <td>(イ) タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係るもの</td> <td style="text-align: right;">3,000円 (税込3,150円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 第4種オープンデータ通信網契約者(タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係るもの)は、最低利用期間内にタイプ又はプランの変更があった場合は、次表に規定する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係るもの</td> <td style="text-align: right;">3,000円 (税込3,150円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払いを要する額	(ア) (イ)以外のもの	残余の期間に対応する料金(2(料金額)に規定する「利用料(基本料及び回線使用料に限ります。)」の額とします。)に相当する額	(イ) タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係るもの	3,000円 (税込3,150円)	区分	支払いを要する額	(ア) タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係るもの	3,000円 (税込3,150円)
区分	支払いを要する額										
(ア) (イ)以外のもの	残余の期間に対応する料金(2(料金額)に規定する「利用料(基本料及び回線使用料に限ります。)」の額とします。)に相当する額										
(イ) タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係るもの	3,000円 (税込3,150円)										
区分	支払いを要する額										
(ア) タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係るもの	3,000円 (税込3,150円)										

2 料金額
 (1) 基本額
 ア 利用料
 (ア) 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額		
		臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)	
タイプ1	プラン1	1,250円 (税込1,312.5円)	-	
	プラン2	1,200円 (税込1,260円)	-	
	プラン3	2,650円 (税込2,782.5円)	-	
	プラン4	7,480円 (税込7,854円)	-	
	プラン5	1,200円 (税込1,260円)	-	
	プラン7	1,200円 (税込1,260円)	-	
タイプ3	コース1	-	-	
	コース2	400円 (税込420円)	-	
	コース3	1,400円 (税込1,470円)	-	
	コース4	2,350円 (税込2,467.5円)	-	
	コース6	通常型	200円 (税込210円)	-
		特定利用限定型	300円 (税込315円)	-
公衆無線接続型		680円 (税込714円)	-	
タイプ4	プラン1	コース1	4,500円 (税込4,725円)	-
		コース2	11,700円 (税込12,285円)	1,170円 (税込1,228.5円)
		コース3	23,000円 (税込24,150円)	2,300円 (税込2,415円)
	プラン3	コース1	49,000円 (税込51,450円)	-
		コース2	78,000円 (税込81,900円)	7,800円 (税込8,190円)
		コース3	98,000円 (税込102,900円)	9,800円 (税込10,290円)
		コース4	160,000円 (税込168,000円)	16,000円 (税込16,800円)
		コース5	190,000円 (税込199,500円)	19,000円 (税込19,950円)
	プラン4	コース1	25,500円 (税込26,775円)	-
		コース2	33,500円 (税込35,175円)	3,350円 (税込3,517.5円)
		コース3	53,500円 (税込56,175円)	5,350円 (税込5,617.5円)

プラン 5	コース 1	9,500円 (税込 9,975円)	-
	コース 2	15,800円 (税込 16,590円)	1,580円 (税込 1,659円)
	コース 3	35,800円 (税込 37,590円)	3,580円 (税込 3,759円)
プラン 6	コース 1	9,500円 (税込 9,975円)	-
	コース 2	15,800円 (税込 16,590円)	1,580円 (税込 1,659円)
	コース 3	35,800円 (税込 37,590円)	3,580円 (税込 3,759円)
プラン 7	コース 1	8,800円 (税込 9,240円)	-
	コース 2	13,800円 (税込 14,490円)	1,380円 (税込 1,449円)
	コース 3	28,800円 (税込 30,240円)	2,880円 (税込 3,024円)
プラン 8	コース 1	30,500円 (税込 32,025円)	-
	コース 2	40,000円 (税込 42,000円)	4,000円 (税込 4,200円)
	コース 3	59,000円 (税込 61,950円)	5,900円 (税込 6,195円)
プラン 9	コース 1	9,500円 (税込 9,975円)	-
	コース 2	15,800円 (税込 16,590円)	1,580円 (税込 1,659円)
	コース 3	35,800円 (税込 37,590円)	3,580円 (税込 3,759円)
プラン 10	コース 1	9,500円 (税込 9,975円)	-
	コース 2	15,800円 (税込 16,590円)	1,580円 (税込 1,659円)
	コース 3	35,800円 (税込 37,590円)	3,580円 (税込 3,759円)
タイプ 5	プラン 1	1,850円 (税込 1,942.5円)	-
	プラン 2	2,680円 (税込 2,814円)	-
	プラン 3	2,880円 (税込 3,024円)	-

(1) 加算料
a 利用料金

区 分	単 位	料 金 額
タイプ 1	1 の契約者識別符号につき 通信時間 1 分までごとに	10円(税込 10.5円)
タイプ 3		

b 回線使用料

1 の契約者識別符号ごとに

区 分	料金額 (月額)
タイプ 5 利用回線が、東日本電 信電話株式会社の利用 回線型サービスに係る ものであるとき	158円 (税込 165.9円)

利用回線が、西日本電信電話株式会社の利用回線型サービスに係るものであるとき	165円 (税込173.25円)
利用回線が、東日本電信電話株式会社の契約者回線型サービスに係るものであるとき	1,385円 (税込1,454.25円)
利用回線が、西日本電信電話株式会社の契約者回線型サービスに係るものであるとき	1,453円 (税込1,525.65円)

備考

「利用回線型サービス」とは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の専用サービスに関する契約約款に規定する「利用回線型サービス」を、「契約者回線型サービス」とは、同契約約款に規定する「契約者回線型サービス」をいいます。以下第3において同じとします。

(ウ) 契約者識別機能使用料

区 分		単 位	料 金 額
利用料金	a b及びc以外の場合	他事業者の電気通信サービスに係る1の通信につき通信時間1分までごとに	15円(税込15.75円)
	b 他事業者の別に定める通信方式に係る電気通信設備から契約者識別符号及び暗証符号を送信する場合		30円(税込31.5円)
	c 公衆無線基地局設備から契約者識別符号及び暗証符号(タイプ3のコース6の公衆無線接続型に係る第4種オープンデータ通信網契約者のものを除きます。)を送信する場合	公衆無線基地局設備に係る1の通信につき通信時間20分までごとに	150円(税込157.5円)

イ 通信料

品 目	区 分	料金額(1の通信につき次の秒数までごとに7.5円(税込7.875円))
33.6Kb/s及び64Kb/s	a 午前8時から午後11時までの間	180秒
	b a以外の時間帯	240秒

第4 第7種オープンデータ通信網サービスに係るもの

1 適用

第7種オープンデータ通信網サービスに係る料金の適用については、第97条（定額利用料の支払義務）及び第98条（利用料金等の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用							
(1) 細目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、設備の態様による細目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ1</td> <td>タイプ2を除くもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ2</td> <td>当社が別に定めるアクセスポイントに接続して提供するものであって、協定事業者の電気通信サービスの提供区間を併せて当社が1の料金を設定するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アに規定するタイプ2の料金は、当該料金月の月間累積接続通信時間（1のグループ識別符号ごとに接続通信時間を料金月単位に通信が開始された順に累積したものをいいます。以下第4において同じとします。）により2（料金額）(1)ア(イ)に規定する利用料を適用します。</p> <p>ウ 第7種オープンデータ通信網契約者（タイプ2に係るものに限り、）は、月間累積接続通信時間が150,000時間に満たない場合であっても、その第7種オープンデータ通信網サービス（タイプ2に係るものに限り、以下ウにおいて同じとします。）に係る利用料（2（料金額）(1)ア(イ)の表のaに規定する料金額とします。）を支払っていただきます。</p> <p>ただし、次の場合に該当するときは、月間累積接続通信時間を150,000時間で除した値を2（料金額）(1)ア(イ)の表のaに規定する料金額に乗じて得た額を支払っていただきます。</p> <p>(1) 料金月の初日以外の日第7種オープンデータ通信網サービスの提供の開始があったとき。</p> <p>(2) 料金月の初日以外の日第7種オープンデータ通信網サービスの解除があったとき。</p> <p>(3) 料金月の初日に第7種オープンデータ通信網サービスの提供を開始し、その日にその第7種オープンデータ通信網サービスの解除があったとき。</p> <p>(4) 第7種オープンデータ通信網サービスの接続休止をしたとき。</p> <p>エ タイプ2に係る第7種オープンデータ通信網サービスについて、その第7種オープンデータ通信網契約者の責めによらない理由により、その第7種オープンデータ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた場合は、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、月間累積接続通信時間が150,000時間に満たないときに限り、第97条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表及び第3項第2号の表の規定（第7種オープンデータ通信網サービスの接続休止をしたときを除きます。）を適用します。</p> <p>この場合の支払いを要しない料金は、次の算式により求めた時間により算定するものとします。</p> $150,000 \text{ 時間} \times \frac{\text{利用できなかった日数}}{\text{当該料金月の日数}}$	区 分	内 容	タイプ1	タイプ2を除くもの	タイプ2	当社が別に定めるアクセスポイントに接続して提供するものであって、協定事業者の電気通信サービスの提供区間を併せて当社が1の料金を設定するもの
区 分	内 容						
タイプ1	タイプ2を除くもの						
タイプ2	当社が別に定めるアクセスポイントに接続して提供するものであって、協定事業者の電気通信サービスの提供区間を併せて当社が1の料金を設定するもの						
(2) 第7種オープンデータ通信網サービスの利用	<p>第7種オープンデータ通信網サービスは、当社が別に定めるところに従って、グループ識別符号を送信することにより利用することができます。</p>						
(3) 接続通信時間の測定	<p>ア 第7種オープンデータ通信網サービスに係る接続通信時間は、アクセスポイントから送信されたグループ識別符号により当社が第7種オープンデータ通信網サービスの利用者を識別した時刻から起算し、当該サービスの利用者からの通信終了の信号を受け、又は第94条（通信利用の制限）第3項の規定によりその通信をできない状態とした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ アの規定に係る接続通信時間には、その第7種オープンデータ通信網契約者以外の者が、その第7種オープンデータ通信網契約者に係るグループ識別符号を送信して接続した場合の接続通信時間を含みます。</p>						

2 料金額

(1) 利用料

ア 基本料

(ア) タイプ1に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
利用料金	1の通信につき通信時間1分までごとに	5円(税込5.25円)

(イ) タイプ2に係るもの

区 分	月間累積接続通信時間		単 位	料 金 額
利用料金	a	150,000時間以下の場合	1のグループ識別符 号ごとに月額	54,000,000円 (税込56,700,000円)
	b	150,000時間を超えて300,000時間 以下の場合		104,400,000円 (税込109,620,000円)
	c	300,000時間を超えて450,000時間 以下の場合		151,200,000円 (税込158,760,000円)
	d	450,000時間を超えて600,000時間 以下の場合		194,000,000円 (税込203,700,000円)
	e	600,000時間を超えて750,000時間 以下の場合		234,000,000円 (税込245,700,000円)
	f	750,000時間を超えて900,000時間 以下の場合		270,000,000円 (税込283,500,000円)
	g	900,000時間を超え る場合	900,000時間以 下の部分	1のグループ識別符 号ごとに月額
	900,000時間を超え る部分	1のグループ識別符 号ごとに1分までご とに	6円 (税込6.3円)	

第5 第9種オープンデータ通信網サービスに係るもの

1 適用

第9種オープンデータ通信網サービスに係る料金の適用については、第99条（第9種オープンデータ通信網サービスに係る利用料金の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。【商品名：BBモバイルポイント Scratch Card / プリペイドID】

料 金 の 適 用											
(1) 第9種オープンデータ通信網サービスに係るプラン	ア 第9種オープンデータ通信網サービスには、次のプランがあります。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>当該利用者識別符号により最初に接続するときから3時間を利用期間とし、その利用期間に限り接続を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>当該利用者識別符号により最初に接続するときから24時間を利用期間とし、その利用期間に限り接続を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>当該利用者識別符号により最初に接続するときから336時間を利用期間とし、その利用期間に限り接続を行うことができるもの</td> </tr> <tr> <td>プラン4</td> <td>当該利用者識別符号により最初に接続するときから2,160時間を利用期間とし、その利用期間に限り接続を行うことができるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1	当該利用者識別符号により最初に接続するときから3時間を利用期間とし、その利用期間に限り接続を行うことができるもの	プラン2	当該利用者識別符号により最初に接続するときから24時間を利用期間とし、その利用期間に限り接続を行うことができるもの	プラン3	当該利用者識別符号により最初に接続するときから336時間を利用期間とし、その利用期間に限り接続を行うことができるもの	プラン4	当該利用者識別符号により最初に接続するときから2,160時間を利用期間とし、その利用期間に限り接続を行うことができるもの
	区 分	内 容									
	プラン1	当該利用者識別符号により最初に接続するときから3時間を利用期間とし、その利用期間に限り接続を行うことができるもの									
	プラン2	当該利用者識別符号により最初に接続するときから24時間を利用期間とし、その利用期間に限り接続を行うことができるもの									
プラン3	当該利用者識別符号により最初に接続するときから336時間を利用期間とし、その利用期間に限り接続を行うことができるもの										
プラン4	当該利用者識別符号により最初に接続するときから2,160時間を利用期間とし、その利用期間に限り接続を行うことができるもの										
イ プラン1に係る第9種オープンデータ通信網サービスについては、第99条（第9種オープンデータ通信網サービスに係る利用料の支払義務）第2項中、「利用期間において12時間以上その状態が連続した場合に限りませ。」とあるのは、「利用期間中にその状態が生じた場合に限りませ。」と読み替えて適用するものとしませ。											
(2) 接続通信時間の測定	第9種オープンデータ通信網サービスに係る接続通信時間はアクセスポイントから送信された利用者識別符号により当社が第9種オープンデータ通信網サービスの利用者を識別した時刻から起算し、当該サービスの利用者からの通信終了の信号を受け、又は第94条（通信利用の制限）第3項若しくは第74条（第9種オープンデータ通信網サービスの利用等）第3項の規定によりその通信をできない状態とした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定しませ。										

2 料金額

(1) 利用料

1の利用者識別符号ごとに

区 分	料 金 額
プラン1	150円
プラン2	500円
プラン3	1,000円
プラン4	4,000円

第6 付加機能使用料

1 適用

料 金 の 適 用	
(1) 付加機能の利用	当社に付加機能の利用を請求したオープンデータ通信網契約者（利用回線型、特定サービス型若しくは特定契約者回線型に係る第1種オープンデータ通信網契約者、第2種オープンデータ通信網契約者又はタイプ3のコース1に係る第4種オープンデータ通信網契約者を除きます。以下第6において同じとします。）は、2（付加機能の種類等）に定めるところにより付加機能を利用することができます。

2 付加機能の種類等

区 分	単 位	料 金 額			
		臨時以外のもの （月額）	臨時のもの （日額）		
情報ページ公開機能	利用者が、情報ページ（情報公開のためのデータベースをいいます。以下同じとします。）を使用してオープンデータ通信網サービス取扱所に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。	1の機能ごとに	500円 （税込525円）	50円 （税込52.5円）	
	<p>(1) 契約者回線等を設置しているオープンデータ通信網契約者（イーサネット型（予備型に係るもの、特定取扱所型であってIPv6併用型に係るもの及びタイプ5に係るもの）に限り提供します。）及び特定接続回線型に係る第1種オープンデータ通信網契約者、タイプ3のコース6の公衆無線接続型に係る第4種オープンデータ通信網契約者並びに第7種オープンデータ通信網契約者を除きます。）が、当該サービスを利用する回線として、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、利用者の1の契約者回線等につき1の機能を提供します。</p> <p>(3) 蓄積できる情報ページの量は、30メガバイトまでとします。</p>				
蓄積情報量増加機能	利用者が、電子メールの利用に係るメール蓄積装置又は情報ページの利用に係る情報蓄積装置に蓄積できる情報量（以下この欄において「蓄積情報量」といいます。）を増加させる機能をいいます。	電子メールの利用に係るもの	蓄積情報量の増加が480メガバイトにつき	500円 （税込525円）	50円 （税込52.5円）
	情報ページの利用に係るもの	5メガバイトごとに	250円 （税込262.5円）	25円 （税込26.25円）	
備考	<p>(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者又は情報ページ公開機能を利用しているオープンデータ通信網契約者が、当該サービスを利用する機能として、その電子メール又は情報ページ公開機能を指定するときに限り提供します。</p> <p>(2) 電子メールの利用に係るものであって、第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン3及びプラン4並びにタイプ4のコース1に係るものを除きます。）に係るものについては、(1)に規定するほか、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）及び電子メール制御機能の提供を受けることを条件に提供します。</p> <p>(3) 1の電子メールの蓄積情報量については480メガバイトの増加、1の情報ページ公開機能の蓄積情報量については70メガバイトの増加を限度とします。</p> <p>(4) 電子メールの利用に係る蓄積情報量増加機能の提供をするものについては、電子メールの利用に係るメール蓄積装置に情報を蓄積できる期間は、無期限とします。</p>				
ドメイン名変換機能	利用者にあらかじめ指定されたドメイン名を、オープンデータ通信網サービス取扱所に設置するドメイン名変換装置により、そのドメイン名に対応するIPアドレスに変換する機能をいいます。	1の機能ごとに	630,000円 （税込661,500円）	63,000円 （税込66,150円）	
	備考	第7種オープンデータ通信網サービスに係る契約者に限り提供します。			

IPv6トンネリング機能	IPv6トンネリング装置（IPv4対応設備（IPv4パケットの送受信が可能な電気通信設備をいいます。以下同じとします。）を介して、IPv6パケットに係る通信を行うためにIPv4対応設備とIPv6対応設備（IPv6パケットの送受信が可能な電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との間に設置される電気通信設備であって、IPv6パケットをIPv4パケットに格納し、又は格納されたIPv6パケットをIPv4パケットから抽出することができる機能を有するものをいいます。以下同じとします。）を利用してIPv6パケットに係る通信を行うことができる機能をいいます。	第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの	イーサネット型のもの	クラス2（接続契約者回線に係るものに限ります。）以外のもの	1の機能ごとに	200,000円 (税込210,000円)	20,000円 (税込21,000円)	
				クラス2（接続契約者回線に係るものに限ります。）であって3Mb/sのもの		20,000円 (税込21,000円)	-	
				クラス2（接続契約者回線に係るものに限ります。）であって10Mb/sのもの		40,000円 (税込42,000円)	-	
		第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの	タイプ4に係るもの	プラン1に係るもの	プラン1に係るもの		2,500円 (税込2,625円)	-
					プラン1に係るもの		2,500円 (税込2,625円)	-
					プラン2に係るもの		3,000円 (税込3,150円)	300円 (税込315円)
					プラン3に係るもの		3,500円 (税込3,675円)	350円 (税込367.5円)
					プラン1に係るもの		5,000円 (税込5,250円)	-
					プラン3に係るもの		14,000円 (税込14,700円)	1,400円 (税込1,470円)
					プラン3に係るもの		25,000円 (税込26,250円)	2,500円 (税込2,625円)

			コース 4に係 るもの	27,000円 (税込28,350円)	2,700円 (税込2,835円)
			コース 5に係 るもの	29,000円 (税込30,450円)	2,900円 (税込3,045円)
		プ ラ ン 4	コース 1に係 るもの	4,000円 (税込4,200円)	-
		に 係 る も の	コース 2に係 るもの	6,000円 (税込6,300円)	600円 (税込630円)
		の	コース 3に係 るもの	7,000円 (税込7,350円)	700円 (税込735円)
		プ ラ ン 5	コース 1に係 るもの	3,000円 (税込3,150円)	-
		に 係 る も の	コース 2に係 るもの	4,000円 (税込4,200円)	400円 (税込420円)
		の	コース 3に係 るもの	5,000円 (税込5,250円)	500円 (税込525円)
		プ ラ ン 6	コース 1に係 るもの	3,000円 (税込3,150円)	-
		に 係 る も の	コース 2に係 るもの	4,000円 (税込4,200円)	400円 (税込420円)
		の	コース 3に係 るもの	5,000円 (税込5,250円)	500円 (税込525円)
		プ ラ ン 7	コース 1に係 るもの	3,000円 (税込3,150円)	-
		に 係 る も の	コース 2に係 るもの	4,000円 (税込4,200円)	400円 (税込420円)
		の	コース 3に係 るもの	5,000円 (税込5,250円)	500円 (税込525円)
備 考	第1種オープンデータ通信網契約者（IPv4型であってタイプ1及びタイプ2に係るイーサネット型に係るもの（特定取扱所型に係るものを除きます。）に限ります。）又は第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ4に係るもの（プラン8、プラン9及びプラン10に係るものを除きます。）に限ります。）に限り提供します。				

メールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）	利用者がメールアドレスを使用して送り、又は受ける電子メールにコンピュータウィルスが含まれている場合に、当社が別に定めるところにより、そのコンピュータウィルスの削除等を行う機能をいいます。	1の機能ごとに	200円 (税込210円)	20円 (税込21円)												
	備考	(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者に限り提供します。 (2) 第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン3及びプラン4並びにタイプ4のコース1に係るものを除きます。）に係るものについては、(1)に規定するほか、電子メール制御機能の提供を受けることを条件に提供します。 (3) 当社は、1のメールアドレスにつき1の機能を提供します。 (4) 当社は、メールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。														
利用速度制限機能	利用する符号伝送速度を、あらかじめ利用者が指定した符号伝送速度の値（以下この欄において「上限値」といいます。）以下に制限する機能をいいます。	1の機能ごとに	-	-												
	備考	(1) イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網契約者（コース2に係るものに限り、予備型に係るもの、タイプ1のIPv6併用型に係るもの（特定取扱所型以外のものに限り、）及びタイプ5に係るものを除きます。）に限り提供します。 (2) 当社は、利用者の1の契約者回線等ごとに1の利用速度制限機能を提供します。 (3) 利用者が指定することのできる符号伝送速度の上限値は、次のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="277 1249 1458 2022"> <thead> <tr> <th>第1種オープンデータ通信網サービスの品目</th> <th>指定することのできる符号伝送速度の上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 Mb/s</td> <td>5.0メガビット/秒から5.0メガビット/秒ごとに90.0メガビット/秒まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">1 Gb/s</td> <td>受信速度（契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所への伝送方向についての通信速度をいいます。以下この欄において同じとします。）が100.0メガビット/秒及び送信速度（契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所からオープンデータ通信網への伝送方向についての通信速度をいいます。以下この欄において同じとします。）が400.0メガビット/秒まで</td> </tr> <tr> <td>受信速度が120.0メガビット/秒及び送信速度が480.0メガビット/秒まで</td> </tr> <tr> <td>受信速度が140.0メガビット/秒及び送信速度が560.0メガビット/秒まで</td> </tr> <tr> <td>受信速度が160.0メガビット/秒及び送信速度が640.0メガビット/秒まで</td> </tr> <tr> <td>受信速度が180.0メガビット/秒及び送信速度が720.0メガビット/秒まで</td> </tr> <tr> <td>受信速度が200.0メガビット/秒及び送信速度が800.0メガビット/秒まで</td> </tr> <tr> <td>受信速度が250.0メガビット/秒から50.0メガビット/秒ごとに900.0メガビット/秒まで</td> </tr> <tr> <td>受信速度が250.0メガビット/秒から50.0メガビット/秒ごとに900.0メガビット/秒まで</td> </tr> </tbody> </table>			第1種オープンデータ通信網サービスの品目	指定することのできる符号伝送速度の上限値	100 Mb/s	5.0メガビット/秒から5.0メガビット/秒ごとに90.0メガビット/秒まで	1 Gb/s	受信速度（契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所への伝送方向についての通信速度をいいます。以下この欄において同じとします。）が100.0メガビット/秒及び送信速度（契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所からオープンデータ通信網への伝送方向についての通信速度をいいます。以下この欄において同じとします。）が400.0メガビット/秒まで	受信速度が120.0メガビット/秒及び送信速度が480.0メガビット/秒まで	受信速度が140.0メガビット/秒及び送信速度が560.0メガビット/秒まで	受信速度が160.0メガビット/秒及び送信速度が640.0メガビット/秒まで	受信速度が180.0メガビット/秒及び送信速度が720.0メガビット/秒まで	受信速度が200.0メガビット/秒及び送信速度が800.0メガビット/秒まで	受信速度が250.0メガビット/秒から50.0メガビット/秒ごとに900.0メガビット/秒まで
第1種オープンデータ通信網サービスの品目	指定することのできる符号伝送速度の上限値															
100 Mb/s	5.0メガビット/秒から5.0メガビット/秒ごとに90.0メガビット/秒まで															
1 Gb/s	受信速度（契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所への伝送方向についての通信速度をいいます。以下この欄において同じとします。）が100.0メガビット/秒及び送信速度（契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所からオープンデータ通信網への伝送方向についての通信速度をいいます。以下この欄において同じとします。）が400.0メガビット/秒まで															
	受信速度が120.0メガビット/秒及び送信速度が480.0メガビット/秒まで															
	受信速度が140.0メガビット/秒及び送信速度が560.0メガビット/秒まで															
	受信速度が160.0メガビット/秒及び送信速度が640.0メガビット/秒まで															
	受信速度が180.0メガビット/秒及び送信速度が720.0メガビット/秒まで															
	受信速度が200.0メガビット/秒及び送信速度が800.0メガビット/秒まで															
	受信速度が250.0メガビット/秒から50.0メガビット/秒ごとに900.0メガビット/秒まで															
	受信速度が250.0メガビット/秒から50.0メガビット/秒ごとに900.0メガビット/秒まで															

電子メール制御機能	次に掲げる事項について、任意に利用することができる機能をいいます。 ア 着信規制（利用者に係るメール蓄積装置に送信された電子メールについて、利用者が別に定めるところによりあらかじめ指定したものである場合に、そのメール蓄積装置への蓄積ができなくすること等をいいます。） イ 自動転送（利用者に係るメール蓄積装置に送信された電子メールについて、利用者が別に定めるところによりあらかじめ指定したメールアドレスに対して、転送を行うことをいいます。）	1のメールアドレス（利用者に係るものに限ります。）ごとに	100円 (税込105円)	10円 (税込10.5円)	
	備考	(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者に限り提供します。 (2) 第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン3及びプラン4並びにタイプ4のコース1に係るものを除きます。）に係るものについては、(1)に規定するほか、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）の提供を受けることを条件に提供します。 (3) 着信規制又は自動転送を同時に行う場合は、着信規制、自動転送の順に優先的に取り扱います。			
情報ページウイルスチェック等機能	次に掲げる事項を提供する機能をいいます。 ア 情報ページウイルスチェック（利用者が情報ページの閲覧をする場合であって、その情報ページにコンピュータウイルスが含まれているときに、別に定めるところによりそのコンピュータウイルスの削除等を行うことをいいます。） イ 情報ページ閲覧規制（利用者が情報ページの閲覧をする場合に、当社が別に定めるところにより指定した情報ページの閲覧をできなくすることをいいます。）	タイプ1	1の機能ごとに	300円 (税込315円)	30円 (税込31.5円)
		タイプ2	利用者の数が10までのもの	12,000円 (税込12,600円)	
			利用者の数が25までのもの	30,000円 (税込31,500円)	
			利用者の数が50までのもの	60,000円 (税込63,000円)	
			利用者の数が100までのもの	80,000円 (税込84,000円)	
			利用者の数が200までのもの	100,000円 (税込105,000円)	
			利用者の数が300までのもの	120,000円 (税込126,000円)	
			利用者の数が400までのもの	140,000円 (税込147,000円)	
			利用者の数が500までのもの	160,000円 (税込168,000円)	
			利用者の数が600までのもの	180,000円 (税込189,000円)	
			利用者の数が700までのもの	195,000円 (税込204,750円)	
			利用者の数が800までのもの	210,000円 (税込220,500円)	
利用者の数が900までのもの	225,000円 (税込236,250円)				

			利用者の数が1,000までのもの	240,000円 (税込252,000円)	
			利用者の数が、1,000を超える2,000までのもの	その利用者の数が1,000のものとなした場合に適用される額に、1,000を超える100ごとに23,000円(税込24,150円)を加算した額	
備考	<p>(1) タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能については、第4種オープンデータ通信網契約者(タイプ3のコース6の公衆無線接続型及びタイプ4(コース1に係るものを除きます。))に係るものを除きます。)に限り提供します。</p> <p>(2) タイプ2に係る情報ページウイルスチェック等機能については、第1種オープンデータ通信網契約者(イーサネット型(予備型に係るもの、IPv6型に係るもの、特定取扱所型であってIPv6併用型に係るもの及びタイプ5に係るもの)に限り提供します。))及び特定接続回線型に係るものを除きます。))及びタイプ4に係る第4種オープンデータ通信網契約者(コース1に係るものを除きます。))に限り提供します。</p> <p>(3) 当社は、タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能については1の契約者識別符号につき1の機能を、タイプ2に係る情報ページウイルスチェック等機能については1の加入契約回線等につき1の機能を提供します。</p> <p>(4) 情報ページ閲覧規制は利用者が任意に利用することができます。</p> <p>(5) 当社は、情報ページウイルスチェック等機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>				
移動体通信接続機能	別に定めるアクセスポイントに接続してオープンデータ通信網サービスを利用可能とする機能をいいます。	アイ以外のもの		1の機能ごとに	料金額(月額)
		イ タイプ1(プラン2、プラン5又はプラン7に係るもの)に限ります。)、タイプ3(コース6の公衆無線接続型に限ります。))又はタイプ5に係るもの			580円 (税込609円)
備考	<p>(1) タイプ1(プラン3及びプラン4に係るものを除きます。))、タイプ3及びタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 当社は1の第4種オープンデータ通信網契約につき1の機能を提供します。</p> <p>(3) 移動体通信接続機能に係る接続通信時間は、第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する月間累積接続通信時間には含まれません。</p>				
	次に掲げる事項を提供する機能をいいます。	基本料		1の機能ごとに	100,000円 (税込105,000円)
攻撃通信検知・遮断機能	<p>ア 攻撃通信検知(攻撃通信を検知し、第1種オープンデータ通信網契約者に通知することをいいます。))</p> <p>イ 攻撃通信遮断(攻撃通信を検知し、遮断することをいいます。))</p>	加算料	別に定める機器を使用する場合	100Mb/sまでのとき	400,000円 (税込420,000円)
				1Gb/sまでのとき	1,000,000円 (税込1,050,000円)

備考	<p>(1) 第1種オープンデータ通信網契約者（イーサネット型（IPv4型に係るものに限り。）及び特定接続回線型（タイプ5に係るものを除きます。）に係るものに限り。）に限り提供します。</p> <p>(2) 攻撃通信とは、第1種オープンデータ通信網契約者の設備に支障を与える又は与えるおそれのあるものとして、別に定めるところによりあらかじめ第1種オープンデータ通信網契約者が指定する通信手順及び通信量等の条件に該当する通信並びに別に定める機器を使用して別に定めるところにより設定する条件に該当する通信をいいます。</p> <p>(3) 別に定める機器を使用する場合には、加算料を適用します。</p> <p>(4) 別に定める機器を使用する場合には、イーサネット型であって10Gb/sの品目のものには提供しません。</p> <p>(5) 別に定める機器を使用する場合のうち、100Mb/sまでのときとは、第1種オープンデータ通信網サービスの品目が100Mb/sまでのとき又は予備型に係るイーサネット型であってユーザ・網インタフェースが10BASE-T若しくは100BASE-TXのときとし、1Gb/sまでのときとは、第1種オープンデータ通信網サービスの品目が100Mb/sを超えて1Gb/sまでのとき又は予備型に係るイーサネット型であってユーザ・網インタフェースが1000BASE-SX若しくは1000BASE-LXのときとします。</p> <p>(6) 別に定める機器を使用する場合には、複数の第1種オープンデータ通信網契約者で別に定める機器を共有し、提供するものとします。</p> <p>(7) 別に定める機器を使用するものについては、機器の保守等又は攻撃通信遮断に伴い、IPパケットの損失が発生することがあります。</p> <p>(8) 当社は、攻撃通信検知・遮断機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
	特定通信遮断機能	<p>特定通信（契約者回線の終端又は接続契約者回線の終端の場所への伝送方向の通信であって、別に定めるところにより第1種オープンデータ通信網契約者があらかじめ指定する通信手順等の条件に該当するものをいいます。）を遮断する機能をいいます。</p>	<p>1の機能ごとに</p>	<p>100,000円 (税込105,000円)</p>
		備考	<p>(1) 攻撃通信検知・遮断機能の提供を受ける第1種オープンデータ通信網契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 第1種オープンデータ通信網契約者が指定することのできる特定通信の条件は、当社が別に定める数までとします。</p> <p>(3) 当社は、特定通信遮断機能の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>	

第7 一時金

1 線路設置費

(1) 適用

線路設置費の適用については、第101条の2（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

線 路 設 置 費 の 適 用	
ア 線路設置費の適用	(ア) 線路設置費は、区域外線路について適用します。 (イ) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。
イ 線路設置費の差額負担	(ア) オープンデータ通信網契約の申込みをする者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにオープンデータ通信網契約を締結して、その場所でオープンデータ通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 新たに提供を受けるオープンデータ通信網サービスに係るオープンデータ通信網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </div> </div> (イ) オープンデータ通信網サービスの品目等の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </div> </div>

(2) 線路設置費の額

区 分	料 金 額
線路設置費の額	別に算定する実費

2 設備費

(1) 適用

設備費の適用については、第101条の3（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

設 備 費 の 適 用	
設備費の適用	設備費は、特別な電気通信設備の部分について適用します。

(2) 設備費の額

区 分	料 金 額
設備費の額	別に算定する実費

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

オープンデータ通信網サービスに関する工事費の適用については、第101条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用																											
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなる加入契約回線、契約者回線若しくは特定契約者回線又はオープンデータ通信網サービス取扱所の交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定します。																										
(2) 契約者回線等に係る品目等の変更、移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	契約者回線等（ダイヤルアップ回線等を除きます。）に係る品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事について、通信又は設備の態様等による細目の変更、インターネットプロトコルに係る細目の変更又はプラン等の変更の場合の工事費は、変更後の通信又は設備の態様等による細目、インターネットプロトコルに係る細目又はプラン等に対応する設備に関する工事について、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。																										
(3) 端末設備に係る種類の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	端末設備に係る種類の変更の場合の工事費は、変更後の種類に対応する設備に関する工事について、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。																										
(4) 工事の適用区分	<p>ア 加入契約回線（利用回線、特定接続回線及び特定利用回線を除き、接続契約者回線と相互に接続する特定他社接続回線（区分3に係るものに限ります。）を含みます。以下アにおいて同じとします。）に係る工事の区分は次のとおりとします。</p> <p>ア）（イ）及び（ウ）に係る工事以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入契約回線の設置に係る工事</td> <td>加入契約回線の設置の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>加入契約回線の移転に係る工事</td> <td>加入契約回線の移転の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>加入契約回線の品目の変更に係る工事</td> <td>加入契約回線の品目の変更の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>加入契約回線の細目等の変更に係る工事</td> <td>加入契約回線の通信又は設備の態様による細目の変更、インターネットプロトコルに係る細目の変更又はプランの変更の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に係る工事</td> <td>オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>利用の一時中断をしたオープンデータ通信網サービスの再利用に係る工事</td> <td>オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>取扱所交換設備に係る工事</td> <td>取扱所交換設備の設定の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ） 他社接続回線（区分3に係る接続契約者回線と接続するものを除きます。以下（イ）において同じとします。）に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他社接続回線接続変更に係る工事</td> <td>他社接続回線接続変更を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>取扱所交換設備に係る工事</td> <td>取扱所交換設備の設定の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（ウ） 接続契約者回線等（区分3に係るものに限ります。以下第2表において同じとします。）に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接続契約者回線等の設置等に係る工事</td> <td>接続契約者回線等の設置、移転、品目の変更、利用の一時中断、再利用、回線終端装置の種類の変更又は回線相互接続等の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	加入契約回線の設置に係る工事	加入契約回線の設置の場合に適用します。	加入契約回線の移転に係る工事	加入契約回線の移転の場合に適用します。	加入契約回線の品目の変更に係る工事	加入契約回線の品目の変更の場合に適用します。	加入契約回線の細目等の変更に係る工事	加入契約回線の通信又は設備の態様による細目の変更、インターネットプロトコルに係る細目の変更又はプランの変更の場合に適用します。	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の場合に適用します。	利用の一時中断をしたオープンデータ通信網サービスの再利用に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。	取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。	工事の区分	適 用	他社接続回線接続変更に係る工事	他社接続回線接続変更を行う場合に適用します。	取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。	工事の区分	適 用	接続契約者回線等の設置等に係る工事	接続契約者回線等の設置、移転、品目の変更、利用の一時中断、再利用、回線終端装置の種類の変更又は回線相互接続等の場合に適用します。
工事の区分	適 用																										
加入契約回線の設置に係る工事	加入契約回線の設置の場合に適用します。																										
加入契約回線の移転に係る工事	加入契約回線の移転の場合に適用します。																										
加入契約回線の品目の変更に係る工事	加入契約回線の品目の変更の場合に適用します。																										
加入契約回線の細目等の変更に係る工事	加入契約回線の通信又は設備の態様による細目の変更、インターネットプロトコルに係る細目の変更又はプランの変更の場合に適用します。																										
オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の場合に適用します。																										
利用の一時中断をしたオープンデータ通信網サービスの再利用に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。																										
取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。																										
工事の区分	適 用																										
他社接続回線接続変更に係る工事	他社接続回線接続変更を行う場合に適用します。																										
取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。																										
工事の区分	適 用																										
接続契約者回線等の設置等に係る工事	接続契約者回線等の設置、移転、品目の変更、利用の一時中断、再利用、回線終端装置の種類の変更又は回線相互接続等の場合に適用します。																										

取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。
--------------	----------------------

イ 契約者回線に係る工事の区分は次のとおりとします。

工事の区分	適用
契約者回線の設置に係る工事	契約者回線の設置の場合に適用します。
契約者回線の移転に係る工事	契約者回線の移転の場合に適用します。
契約者回線の変更等に係る工事	契約者回線の品目、通信又は設備の態様による細目又はプランの変更及び回線相互接続等の場合に適用します。
オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断等に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断等の場合に適用します。
利用の一時中断をしたオープンデータ通信網サービスの再利用に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。
取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。

ウ 利用回線（特定契約者回線と接続するものを除きます。）に係る工事の区分は次のとおりとします。

(ア) 協定事業者の別紙4の1の(2)に定める電気通信サービスに関する契約に基づいて設置されるもの

工事の区分	適用
利用回線の設置に係る工事	利用回線の設置の場合に適用します。
利用回線の移転に係る工事	利用回線の移転の場合に適用します。
回線調整に関する工事	利用回線について、協定事業者が回線調整（協定事業者の専用サービスに関する契約約款に規定する「回線調整」をいい、「保安器の変更」を除きます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。
保安器の交換に関する工事	協定事業者が保安器の交換（協定事業者の専用サービスに関する契約約款に規定する「保安器の変更」をいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。
取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。

(イ) 協定事業者の別紙4の2の(1)のイに定める電気通信サービスに関する契約に基づいて設置されるもの

工事の区分	適用
利用回線の変更に係る工事	利用回線のプランの変更の場合に適用します。
他社接続回線接続変更に係る工事	他社接続回線接続変更を行う場合に適用します。
回線調整に関する工事	利用回線について、協定事業者が回線調整（協定事業者の専用サービスに関する契約約款に規定する「回線調整」をいい、「保安器の変更」を除きます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。

保安器の交換に関する工事	協定事業者が保安器の交換（協定事業者の専用サービスに関する契約約款に規定する「保安器の変更」をいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。
--------------	---

エ 特定接続回線に係る工事の区分は次のとおりとします。

工事の区分	適用
特定接続回線の設置に係る工事	特定接続回線の設置の場合に適用します。
特定接続回線の移転に係る工事	特定接続回線の移転の場合に適用します。
取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合（タイプ10に係るものに限ります。）に適用します。
特定のユーザ・網インタフェースの使用に係る工事	特定のユーザ・網インタフェース（1000BASE-SXに限ります。）を使用する場合（タイプ10に係るものに限ります。）に適用します。
オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	オープンデータ通信網サービス及び端末設備の利用の一時中断の場合に適用します。
利用の一時中断をしたオープンデータ通信網サービスの再利用に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。

オ 特定契約者回線に係る工事の区分は次のとおりとします。

(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

工事の区分	適用
特定契約者回線の設置に係る工事	特定契約者回線の設置の場合に適用します。
特定契約者回線の移転に係る工事	特定契約者回線の移転の場合に適用します。
オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の場合に適用します。
利用の一時中断をしたオープンデータ通信網サービスの再利用に係る工事	オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。

(イ) 別紙4の1の(4)のアに定める利用回線と接続するもの

工事の区分	適用
特定契約者回線等の設置に係る工事	特定契約者回線及び利用回線の設置の場合に適用します。
特定契約者回線等の移転に係る工事	特定契約者回線及び利用回線の移転の場合に適用します。
回線調整に関する工事	利用回線について、協定事業者が回線調整（協定事業者の専用サービスに関する契約約款に規定する「回線調整」をいい、「保安器の変更」を除きます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。
保安器の交換に関する工事	協定事業者が保安器の交換（協定事業者の専用サービスに関する契約約款に規定する「保安器の変更」をいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。
取扱所交換設備に係る工事	取扱所交換設備の設定の場合に適用します。

	(ウ) 別紙4の1の(4)のイに定める他社接続回線と接続するもの						
	<table border="1"> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適用</th> </tr> <tr> <td>特定契約者回線の設置に係る工事</td> <td>特定契約者回線の設置の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>特定契約者回線の変更に係る工事</td> <td>他社接続回線の移転等に伴う特定契約者回線の変更の場合に適用します。</td> </tr> </table>	工事の区分	適用	特定契約者回線の設置に係る工事	特定契約者回線の設置の場合に適用します。	特定契約者回線の変更に係る工事	他社接続回線の移転等に伴う特定契約者回線の変更の場合に適用します。
工事の区分	適用						
特定契約者回線の設置に係る工事	特定契約者回線の設置の場合に適用します。						
特定契約者回線の変更に係る工事	他社接続回線の移転等に伴う特定契約者回線の変更の場合に適用します。						
(5) 工事費の減額の適用	<p>ア 利用回線に関する工事及び特定契約者回線に関する工事（利用回線（別紙4の1の(4)のアに定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき提供するものに限り、）と接続するものに限り、）について、保安器に関する工事と同時に回線調整に関する工事を行うときは、2（工事費の額）(4)及び(6)イに規定する保安器の交換に係る工事費の額から、1の工事ごとに4,500円を減額した額を適用します。</p> <p>イ 利用回線の移転に係る工事及び特定契約者回線等の移転に係る工事（利用回線（別紙4の1の(4)のアに定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき提供するものに限り、）と接続するものに限り、）について、当社が別に定める場合には、2（工事費の額）(4)ア及び(6)イに規定する利用回線の移転に係る工事費又は特定契約者回線等の移転に係る工事費の額から、相互接続点1箇所ごとに800円を減額した額を適用します。</p>						
(6) 工事費の適用除外	<p>ア 利用回線に関する工事((4)欄ウ(ア)及び(4)欄オ(イ)に係るものに限り、回線調整に関する工事費及び保安器の交換に関する工事を除きます。)について、当社が行う伝送速度に係る試験により、その利用回線の伝送速度が当社が別に定める伝送速度を超えなかったときの工事費の支払いは、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 第1種オープンデータ通信網契約者の請求により、その第1種オープンデータ通信網サービスの提供を行わなかった場合は、伝送速度に係る試験までに行われた工事に関する工事費の支払いを要しません。</p> <p>イ 利用回線に関する工事((4)欄ウ(イ)に係るものに限り、以下ウまでにおいて同じとします。)について、当社が行う伝送速度に係る試験により、その利用回線の伝送速度が当社が別に定める伝送速度を超えなかったときの工事費の支払いは、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ5に係るものに限り、）の請求により、その第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ5に係るものに限り、）の提供を行わなかった場合は、伝送速度に係る試験までに行われた工事に関する工事費の支払いを要しません。</p> <p>ウ 利用回線に関する工事について、利用回線の変更に係る工事と同時に他社接続回線接続変更に係る工事を行う場合は、2（工事費の額）(4)イの規定にかかわらず、他社接続回線接続変更に係る工事費の支払いを要しません。</p>						

2 工事費の額

(1) 付加機能に係るもの

	区 分	単 位	工事費の額	
付加機能の利用開始に関する工事	情報ページ公開機能	1の工事ごとに	150円 (税込157.5円)	
	IPv6トンネリング機能	1の工事ごとに	2,000円 (税込2,100円)	
	利用速度制限機能	1の工事ごとに	3,000円 (税込3,150円)	
	情報ページウィルスチェック等機能	タイプ1	1の工事ごとに	150円 (税込157.5円)
		タイプ2	1の工事ごとに	10,000円 (税込10,500円)
	攻撃通信検知・遮断機能	1の工事ごとに	98,000円 (税込102,900円)	
付加機能の変更に関する工事	利用速度制限機能	1の工事ごとに	3,000円 (税込3,150円)	

付加機能の利用の一時中断に関する工事	1の工事ごとに	100円 (税込105円)
--------------------	---------	------------------

- (2) 加入契約回線（利用回線、特定接続回線及び特定利用回線を除きます。以下(2)において同じとします。）に係るもの
 アイ及びウに係る工事以外のもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
加入契約回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,050円)
加入契約回線の移転に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,050円)
加入契約回線の品目の変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,050円)
加入契約回線の細目等の変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,050円)
オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,050円)
取扱所交換設備に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	2,000円 (税込2,100円)

備 考
 オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。

イ 他社接続回線に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
他社接続回線接続変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,050円)
取扱所交換設備に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	2,000円 (税込2,100円)

ウ 接続契約者回線等に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
接続契約者回線等の設置等に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	3,000円 (税込3,150円)
	回線終端装置工事費	相互接続点1箇所ごとに	30,000円 (税込31,500円)
	屋内配線等工事費	1の工事ごとに	51,000円 (税込53,550円)
取扱所交換設備に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	2,000円 (税込2,100円)

備 考
 オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。

- (3) 契約者回線に係るもの

1の工事ごとに

区 分			工事費の額
契約者回線の設置、移転、変更及び一時中断に係る工事	タイプ5以外	特定終端型以外のもの	取扱所内工事費 1,000円(税込1,050円)
		特定終端型のもの	契約者回線工事費 12,000円(税込12,600円)
		契約者回線設定工事費 1,000円(税込1,050円)	
		回線終端装置工事費 30,000円(税込31,500円)	
	タイプ5	取扱所内工事費 198,000円(税込207,900円)	
取扱所交換設備に係る工事	タイプ5以外		2,000円(税込2,100円)
	タイプ5		3,000円(税込3,150円)

備考
オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に関する工事に係る工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。

(4) 利用回線に係るもの（特定契約者回線と接続するものを除きます。）

ア 協定事業者の別紙4の1の(2)に定める電気通信サービスに関する契約に基づいて設置されるもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
利用回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	3,600円 (税込3,780円)
利用回線の移転に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	3,600円 (税込3,780円)
回線調整に関する工事	回線収容替えを行う場合	1の工事ごとに	19,200円 (税込20,160円)
	ブリッジタップはずしを行う場合	1の工事ごとに	20,800円 (税込21,840円)
保安器の交換に係る工事	保安器交換工事費	1の工事ごとに	7,300円 (税込7,665円)
取扱所交換設備に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	2,000円 (税込2,100円)

備考
1 「回線収容替え」とは、協定事業者の専用サービスに関する契約約款に規定する「回線収容替え」を、「ブリッジタップはずし」とは、同契約約款に規定する「ブリッジタップはずし」をいいます。
2 当社は、回線調整の結果について協定事業者からの通知を受け、その第1種オープンデータ通信網契約者に通知します。
ただし、回線調整について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。
3 保安器の交換に係る工事について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。

イ 協定事業者の別紙4の2の(1)のイに定める電気通信サービスに関する契約に基づいて設置されるもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
利用回線の変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	2,200円 (税込2,310円)
他社接続回線接続変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	2,200円 (税込2,310円)
回線調整に関する工事	基本工事費	1の工事ごとに	11,000円 (税込11,550円)
	回線収容替えを行う場合	1の工事ごとに	8,000円 (税込8,400円)
	ブリッジタップはずしを行う場合	1の工事ごとに	9,000円 (税込9,450円)
保安器の交換に係る工事	保安器交換工事費	1の工事ごとに	8,000円 (税込8,400円)

備考
1 「回線収容替え」とは、協定事業者の専用サービスに関する契約約款に規定する「回線収容替え」を、「ブリッジタップはずし」とは、同契約約款に規定する「ブリッジタップはずし」をいいます。
2 当社は、回線調整の結果について協定事業者からの通知を受け、その第4種オープンデータ通信網契約者に通知します。
ただし、回線調整について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。
3 保安器の交換に係る工事について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。

(5) 特定接続回線に係るもの

ア 別紙4の1の(3)に定める電気通信サービスに関する契約に基づいて設置されるもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
特定接続回線の設置に係る工事	タイプ10以外	サービス接続点1箇所ごとに	50,000円 (税込 52,500円)
	タイプ10	サービス接続点1箇所ごとに	98,000円 (税込 102,900円)
特定接続回線の移転に係る工事	タイプ10以外	サービス接続点1箇所ごとに	50,000円 (税込 52,500円)
	タイプ10	サービス接続点1箇所ごとに	98,000円 (税込 102,900円)
取扱所交換設備に係る工事		サービス接続点1箇所ごとに	3,000円 (税込 3,150円)
	動的経路選択の設定に係る工事	サービス接続点1箇所ごとに	100,000円 (税込 105,000円)
特定のユーザ・網インターフェースの使用に係る工事	回線終端装置工事費	1の工事ごとに	98,000円 (税込 102,900円)
オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	サービス接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込 1,050円)
備 考 オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。			

(6) 特定契約者回線に係るもの

ア イ、ウ及びエ以外のもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
特定契約者回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	65,000円 (税込 68,250円)
特定契約者回線の移転に係る工事	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに	65,000円 (税込 68,250円)
	(イ) 同一の建物内の移転であって別に定める場合	1の工事ごとに	50,000円 (税込 52,500円)
オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込 1,050円)
備 考 オープンデータ通信網サービスの利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。			

イ 別紙4の1の(4)のアに定める利用回線と接続するもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
特定契約者回線等の設置に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	3,600円 (税込 3,780円)
特定契約者回線等の移転に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	3,600円 (税込 3,780円)
回線調整に関する工事	回線収容替えを行う場合	1の工事ごとに	19,200円 (税込 20,160円)
	ブリッジタップはずしを行う場合	1の工事ごとに	20,800円 (税込 21,840円)
保安器の交換に係る工事	保安器交換工事費	1の工事ごとに	7,300円 (税込 7,665円)
取扱所交換設備に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	17,000円 (税込 17,850円)

備考

- 1 「回線収容替え」とは、協定事業者の専用サービスに関する契約約款に規定する「回線収容替え」を、「ブリッジタップはずし」とは、同契約約款に規定する「ブリッジタップはずし」をいいます。
- 2 当社は、回線調整の結果について協定事業者からの通知を受け、その第1種オープンデータ通信網契約者に通知します。
ただし、回線調整について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。
- 3 保安器の交換に係る工事について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。

ウ 別紙4の1の(4)のイに定める他社接続回線と接続するもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
特定契約者回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,050円)
特定契約者回線の変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,050円)

エ 別紙4の1の(4)のウに定める他社接続回線と接続するもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
特定契約者回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点1箇所ごとに	1,000円 (税込1,050円)

(7) 第4種オープンデータ通信網サービス(タイプ4に限ります。)に係るもの

区 分	単 位	工事費の額
取扱所内交換設備に係る工事	1の工事ごとに	2,000円(税込2,100円)

備考

取扱所内交換設備に係る工事は、タイプ4に係る第4種オープンデータ通信網サービスの利用開始又は移転の場合に適用します。

(8) 第7種オープンデータ通信網サービス(タイプ1に限ります。)に係るもの

区 分	単 位	工事費の額
取扱所内設備に係る工事	アクセスポイント1箇所ごとに	100,000円 (税込105,000円)

第3表 手続きに関する費用

手続きに関する費用の額

1 利用回線に係るもの

(1) 協定事業者の別紙4の2の(1)のイに定める電気通信サービスに関する契約に基づいて設置されるもの

区 分	単 位	手続きに関する費用の額
手続きに関する費用	1のオープンデータ通信網契約ごとに	800円 (税込840円)
備 考 第4種オープンデータ通信網契約者が利用回線の設置の申込みをし、又はプランの変更若しくは他社接続回線接続変更の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要します。		

2 第4種オープンデータ通信網サービス(タイプ3のコース6の公衆無線接続型のものに限ります。)に係るもの

区 分	単 位	手続きに関する費用の額
手続きに関する費用	1のオープンデータ通信網契約ごとに	2,000円 (税込2,100円)
備 考 タイプ3のコース6の公衆無線接続型に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要します。		

第4表 附帯サービスに関する料金

料金額

1 申請手数料

(1) IPアドレスに係るもの

ア イ以外のもの

区 分	単 位	料 金 額
申請手数料	1の申請ごとに	5,500円(税込5,775円)

イ IPv6に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
申請手数料	1の申請ごとに	1,000円(税込1,050円)

(2) ドメイン名に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
申請手数料	ア イ以外のもの	1の申請ごとに 6,000円(税込6,300円)
	イ DNSSECに関する登録に係るもの	1の申請ごとに 3,000円(税込3,150円)

備 考

アに係る申請手数料は、ドメイン名の登録若しくは移転又はドメインに関する変更（別に定めるものに限ります。）に係る申請の場合に適用します。

2 ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	料金額（年額）
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名ごとに	5,000円(税込5,250円)

備 考

ドメイン名を登録した日の属する月（以下この欄において「起算月」といいます。）から翌年の起算月の末日までの期間は適用しません。

別表 オープンデータ通信網サービスにおける基本的な技術的事項

1 第1種オープンデータ通信網サービスの場合

(1) イーサネット型のもの

ア 10Mイーサネット

品目等	物理的条件	送出電力
10Mイーサネット	・10BASE-T (ISO/IEC 8802-3 準拠) ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100 の負荷抵抗に対して6.2V(P-P)以下

イ 100Mイーサネット

品目等	物理的条件	送出電力
100Mイーサネット	・100BASE-TX (IEEE 802.3u 準拠) ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100 の負荷抵抗に対して2.1V(P-P)以下

ウ 1Gイーサネット

品目等	物理的条件	光出力等
1Gイーサネット	・1000BASE-T (IEEE 802.3ab 準拠) ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100 の負荷抵抗に対して3.1V(0-P)以下
	・1000BASE-LX (IEEE 802.3z 準拠) F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は2芯光ファイバコネクタ	光出力 -3dBm 以下 (平均レベル) 使用中心波長 1.31 μm
	・1000BASE-SX (IEEE 802.3z 準拠) F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は2芯光ファイバコネクタ	光出力 0dBm 以下 (平均レベル) 使用中心波長 0.85 μm

エ 10Gイーサネット

品目等	物理的条件	光出力等
10Gイーサネット	・10GBASE-LR (IEEE 802.3ae 準拠) F04 形単芯光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は2芯光ファイバコネクタ	光出力 -3.9dBm 以下 (平均レベル) 使用中心波長 1.31 μm

(2) 特定契約者回線型のもの

ア 特定契約者回線 (相互接続点に係るものを除きます。)を使用するもの

品目等	物理的条件	送出電力
100Mb/s	・100BASE-TX (IEEE 802.3u 準拠) ISO8877 RJ-45 8極モジュラ	100 の負荷抵抗に対して2.1V(P-P)以下

附 則

(実施期日)

1 この約款は、平成9年4月1日から実施します。

(その他)

2 第3種オープンデータ通信網サービスのうち、100Mb/sの品目に係るものについては平成9年10月1日から提供するものとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年8月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年11月17日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成10年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成10年4月1日から実施します。

(インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款の廃止)

2 インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款(以下「旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款」といいます。)は、廃止します。

(旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款に規定する加入契約に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款の規定により締結している加入契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社と第5種オープンデータ通信網契約を締結したものとみなします。

(第1種オープンデータ通信網サービス及び第3種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の約款の規定により提供している第1種オープンデータ通信網サービス及び第3種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定による通常クラスの第1種オープンデータ通信網サービス及び第3種オープンデータ通信網サービスと読み替えるものとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

5 この改正規定実施前に、旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

6 この改正規定実施の際現に、旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款の規定により提供しているインターネット国際ゲートウェイサービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

(料金等の支払に関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款に規定する定期使用に係る加入契約に関する経過措置)

8 この改正規定実施の際現に、旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款の規定により当社が締結している定期使用に係る加入契約に関する料金その他の取扱いは、この改正規定実施の日において、改正後の規定による長期継続利用に係る料金額の適用とします。この場合において、その長期継続利用期間は、旧インターネット国際ゲートウェイサービス契約約款の規定による定期使用の使用期間とします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 10 年 6 月 1 日から実施します。

(工事に関する費用の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった工事に関する費用については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 10 年 6 月 25 日から実施します。

(インターネット接続事業者との相互接続利用契約に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している国際電信電話株式会社及びグローバルワンコミュニケーションズ株式会社との相互接続利用契約は、この改正規定実施の日において解除したこととなります。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 7 月 31 日から実施します。

附 則

実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 9 月 3 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 11 年 4 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の約款の規定により提供している第 4 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による第 4 種オープンデータ通信網サービスのサービスクラス 1 と読み替えるものとします。

(料金等の支払に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払われなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 11 年 4 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際限に、改正前の約款の規定により提供している第 4 種オープンデータ通信網サービスに係る下表左欄のサービスクラスは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供する第 4 種オープンデータ通信網サービスに係る下表右欄のプランとみなします。

クラス 1	プラン 1
クラス 2	プラン 2

(料金等の支払に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払われなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 4 月 8 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 5 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 8 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 10 月 13 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 11 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、オープンデータ通信網契約者から要請のあった特定他社接続回線については、当社が別に定める日までの間、改正後のこの約款の規定（第 82 条（定額利用料の日割）及び第 85 条（料金の計算方法等）の規定を除きます。）は適用がないものとし、その特定他社接続回線については、なお従前のとおり取り扱います。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 11 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 12 月 24 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 12 年 1 月 15 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 12 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 12 年 2 月 5 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

3 この改正規定実施の際現に通信中の第 6 種オープンデータ通信網サービスに係る通信（本邦内での利用に係るものに限り、）については、その通信の開始にさかのぼって、改正規定実施後の利用料金を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 3 月 22 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 3 月 27 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 4 月 11 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 5 月 1 日から実施します。ただし、通則及び料金表第 1 表第 4 (第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの) の変更に関する部分については、平成 12 年 5 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 5 月 15 日から実施します。ただし、第 8 (第 8 種オープンデータ通信網サービスに係るもの) 及び第 9 (付加機能使用料) の変更に関する部分については、平成 12 年 5 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 5 月 24 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 12 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結している通常クラスに係る第 3 種オープンデータ通信網契約については、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるタイプ 1 に係る第 3 種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているエコノミークラスに係る第 3 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料及び契約者回線使用料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するもの

(ア) 利用料

月額

単 位	料 金 額
契約者回線 1 回線ごとに	200,000円

(イ) 契約者回線使用料

月額

単 位	料 金 額
契約者回線 1 回線ごとに	4,000円

備 考

取扱所交換設備に收容されている契約者回線の終端の場所が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、別に算定する実費を支払っていただきます。

イ 臨時オープンデータ通信網契約に関するもの

(ア) 利用料

日額

単 位	料 金 額
契約者回線 1 回線ごとに	20,000円

(イ) 契約者回線使用料

日額

単 位	料 金 額
契約者回線 1 回線ごとに	400円

備 考

取扱所交換設備に收容されている契約者回線の終端の場所が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、別に算定する実費を支払っていただきます。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 6 月 27 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 7 月 1 日から実施します。
 2 前項の規定にかかわらず、エコノミークラスに係る第 1 種オープンデータ通信網サービス (1.5Mb/s の品目のものに限ります。) 及び第 2 種オープンデータ通信網サービス (1.5Mb/s 及び 6Mb/s の品目のものに限ります。) に関する変更については、平成 12 年 11 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(第 1 種オープンデータ通信網サービス及び第 2 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結している通常クラスに係る第 1 種オープンデータ通信網契約 (1.5Mb/s の品目のものに限ります。) については、この改正規定実施の日において、改正後の規定による通常クラスのタイプ 1 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているエコノミークラスに係る第 1 種オープンデータ通信網サービス (1.5Mb/s の品目のものに限ります。) 及び第 2 種オープンデータ通信網サービス (1.5Mb/s 及び 6Mb/s の品目のものに限ります。) に関する料金その他の取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料及び端末回線に係る料金については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 第 1 種オープンデータ通信網サービスのエコノミークラス

(ア) 臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するもの

a 利用料

月額

品 目	単 位	料 金 額
1.5Mb/s	加入契約回線 1 回線ごとに	148,000円

b 端末回線使用料

月額

品 目	単 位	料 金 額
1.5Mb/s	端末回線 1 回線ごとに	138,000円

(イ) 臨時オープンデータ通信網契約に関するもの

a 利用料

日額

品 目	単 位	料 金 額
1.5Mb/s	加入契約回線 1 回線ごとに	14,800円

b 端末回線使用料

日額

品 目	単 位	料 金 額
1.5Mb/s	端末回線 1 回線ごとに	13,800円

イ 第 2 種オープンデータ通信網サービス

(イ) 臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するもの

a 利用料

月額

品 目	単 位	料 金 額
1.5Mb/s	加入契約回線 1 回線ごとに	148,000円
6 Mb/s		781,000円

(イ) 臨時オープンデータ通信網契約に関するもの

a 利用料

日額

品 目	単 位	料 金 額
1.5Mb/s	加入契約回線 1 回線ごとに	14,800円
6 Mb/s		78,100円

(端末無線回線利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款による端末無線回線利用型オープンデータ通信網契約に関する経過措置)

- 6 この改正規定実施の際現に、当社が端末無線回線利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款により提供している端末無線回線利用型オープンデータ通信網契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定による通常クラスのタイプ 3 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に端末無線回線利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 8 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に通信中の第 4 種オープンデータ通信網サービスに係る通信(タイプ 3 に係るものに限ります。)については、その通信の開始にさかのぼって、改正後の規定を適用します。
(IP 通信網利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款による IP 通信網利用型オープンデータ通信網契約に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、当社が IP 通信網利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款により提供している IP 通信網利用型オープンデータ通信網契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるタイプ 1 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。
- 5 この改正規定実施前に IP 通信網利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款の規定により支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(特定他社接続回線に関する経過措置)
- 6 この改正規定実施の際現に、オープンデータ通信網契約者から要請のあった特定他社接続回線(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係るものを除きます。)については、当社が別に定める日までの間、改正後のこの約款の規定は適用がないものとし、その特定他社接続回線については、なお従前のとおり取り扱います。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 9 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に通信中の第 4 種オープンデータ通信網サービスに係る通信(タイプ 3 に係るものに限ります。)については、その通信の開始にさかのぼって、改正後の規定を適用します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 12 年 10 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 11 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 12 年 12 月 1 日から実施します。
- 2 前項の規定にかかわらず、タイプ 2 に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 12 年 12 月 15 日から、第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する変更(情報料回収代行に係るものを除きます。)については、平成 13 年 1 月 10 日から実施します。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ 2 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約については、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるタイプ 2 のプラン 1 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結している第7種オープンデータ通信網契約については、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるタイプ1に係る第7種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年1月10日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改定前の規定により提供しているタイプ3に係る第4種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改定後のこの約款の規定により提供するタイプ3に係る第4種オープンデータ通信網サービスの右欄のプランとみなします。

プラン1	プラン2
プラン2	プラン3
プラン3	プラン4
プラン4	プラン5

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。

(ADSL利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款による第2種契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社がADSL利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款により提供している第2種契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定による第4種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

- 3 この改正規定実施の際現に、当社がADSL利用型オープンデータ通信網試験サービス契約約款により提供している第2種ADSL利用型オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改定後のこの約款の規定により提供するタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網サービスの右欄のプランとみなします。

プラン1	プラン1
プラン2	プラン2

(経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年2月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年2月22日から実施します。

(事前登録に係る申請手数料に関する経過措置)

- 2 この改正規定にかかわらず、JPRSの規定する事前登録に係る申請手数料については、次に定める料金を加算した額とします。

区 分		単 位	料 金 額
申請手数料	第1区分	1の申請ごとに	3,000円
	第2区分	1の申請ごとに	10,000円
	第3区分	1の申請ごとに	1,500円

備 考

第1区分、第2区分、第3区分は、それぞれJPRSが定める第1区分、第2区分、第3区分をいいます。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の際現に、改正前の規定により締結している下表左欄の第 1 種オープンデータ通信網契約及び第 3 種オープンデータ通信網契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ改定後のこの約款の規定により提供する下表右欄の第 1 種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

通常クラス(タイプ 2 及びタイプ 3 を除きます。)に係る第 1 種オープンデータ通信網契約を締結していて動的経路選択を行っていないもの	通常クラス(タイプ 2 及びタイプ 3 を除きます。)のプラン 1 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約
通常クラス(タイプ 2 及びタイプ 3 を除きます。)に係る第 1 種オープンデータ通信網契約を締結していて動的経路選択を行っているもの	通常クラス(タイプ 2 及びタイプ 3 を除きます。)のプラン 2 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約
A T M 専用相当回線を利用するものに係る第 1 種オープンデータ通信網契約を締結していて動的経路選択を行っていないもの	A T M 型のプラン 1 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約
A T M 専用相当回線を利用するものに係る第 1 種オープンデータ通信網契約を締結していて動的経路選択を行っているもの	A T M 型のプラン 2 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約
タイプ 1 に係る第 3 種オープンデータ通信網契約を締結していて動的経路選択を行っていないもの	イーサネット型のタイプ 1 のプラン 1 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約
タイプ 1 に係る第 3 種オープンデータ通信網契約を締結していて動的経路選択を行っているもの	イーサネット型のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 1 種オープンデータ通信網契約
タイプ 2 に係る第 3 種オープンデータ通信網契約を締結していて、固定伝送速度の細目が 1Mb/s のもの	イーサネット型のタイプ 2 であって 1Mb/s の品目に係る第 1 種オープンデータ通信網契約
タイプ 2 に係る第 3 種オープンデータ通信網契約を締結していて、固定伝送速度の細目が 2Mb/s のもの	イーサネット型のタイプ 2 であって 2Mb/s の品目に係る第 1 種オープンデータ通信網契約

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 7 月 1 日から実施します。ただし、第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 13 年 7 月 13 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改定後のこの料金表の規定により提供するタイプ 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプラン 1 に係るコースとみなします。

プラン 1	プラン 1 に係るコース 1
プラン 2	プラン 1 に係るコース 2
プラン 3	プラン 1 に係るコース 3
プラン 4	プラン 1 に係るコース 4
プラン 5	プラン 1 に係るコース 5

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定の実施の際現に、改正前の約款の規定により提供しているオープンデータ通信網サービスについて、次の表の左欄の付加機能を利用するものは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供するオープンデータ通信網サービスの右欄の付加機能を利用するものとみなします。

情報ページ公開機能を利用するものであって、蓄積情報量増加機能（5メガバイトの蓄積情報量を増加するものに限り、）を利用するもの	情報ページ公開機能を利用するもの
情報ページ公開機能を利用するものであって、蓄積情報量増加機能（10メガバイトの蓄積情報量を増加するものに限り、）を利用するもの	情報ページ公開機能を利用するもの

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 8 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 13 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 3 に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス（1.5Mb/s に係るものに限り、）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料及び端末設備に係る料金については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 第 1 種オープンデータ通信網サービス（ATM型のもの及びイーサネット型のもの以外のもの）の通常クラス

(ア) 利用料

a タイプ3に係るもの

1の端末無線回線ごとに

品 目	料金額 (月額)
1. 5 Mb/s	99,000円
備考	
1 タイプ3のものについては、端末無線回線及び回線終端装置の部分を併せて1の料金を定めるものとします。	
2 利用することのできるIPアドレスの数は、8までとします。	

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年10月1日から実施します。ただし、タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成13年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ1のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約については、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網サービス(プラン2に係るものに限り、)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 第4種オープンデータ通信網サービス

(ア) 臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するもの

a 利用料

(a) 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
タイプ1	プラン2	1,300円

(イ) 臨時オープンデータ通信網契約に関するもの

a 利用料

(a) 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額 (日額)
タイプ1	プラン2	130円

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ4に係る第4種オープンデータ通信網契約については、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるタイプ4の64Kb/sの品目に係る第4種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年10月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約については、この改正規定実施の日において、改正後の規定によるタイプ1のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成13年11月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 13 年 12 月 7 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 12 月 15 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 12 月 25 日から実施します。ただし、タイプ 4 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータサービスに関する料金額の変更については、平成 14 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ 4 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の品目のものは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ 4 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプランとみなします。

64Kb/sのもの	プラン1
1.5Mb/sのもの	プラン2

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 タイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス及びタイプ 3 に係る第 7 種オープンデータ通信網サービスの回線使用料について、日本電信電話株式会社等の接続約款に規定する端末回線伝送機能（接続約款第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 1 - 2 欄で接続する場合に適用する日本電信電話株式会社等の局内スプリッタを利用しない場合に限り。）の基本料の額及びDSL回線管理機能の料金額の改定に係る認可があった場合は、その認可のあった日の属する料金月の翌料金月（その認可のあった日が料金月の初日である場合は、その認可のあった日の属する料金月とします。）の初日からその認可のあった料金額を適用するものとします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 2 月 15 日から実施します。ただし、第 5 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 14 年 4 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプラン 1 のものは、この改正規定実施の日において、それぞれ改定後のこの料金表の規定により提供するタイプ 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプラン 1 に係るコースのものとみなします。

ダイヤルアップ回線等を使用するタイプ 1 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス	プラン 1 のコース 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス
主として利用回線（別に定める協定事業者の IP 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 4 に係るもの	プラン 1 のコース 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス

に限ります。)を使用するものであって、別に定めるダイヤルアップ回線等からアクセスポイントに接続して通信を行うことのできるタイプ1のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網サービス

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年3月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。ただし、ウイルスチェック機能に関する変更については、平成14年5月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(旧第1種オープンデータ通信網サービス、旧第2種オープンデータ通信網サービス及び旧第3種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、平成12年5月24日付届出(経企第12-0042号)の附則に定める改正前の規定により提供しているエコノミークラスに係る第3種オープンデータ通信網サービス(1.5 Mb/sの品目のもの)に限り、以下4において「旧第3種オープンデータ通信網サービス」といいます。)、平成12年6月13日付認可申請(経企第12-0063号)に関する改正前の規定により提供しているエコノミークラスに係る第1種オープンデータ通信網サービス(1.5 Mb/sの品目のもの)に限り、以下4において「旧第1種オープンデータ通信網サービス」といいます。)及び第2種オープンデータ通信網サービス(1.5 Mb/s及び6 Mb/sの品目のもの)に限り、以下4において「旧第2種オープンデータ通信網サービス」といいます。)並びに平成13年8月21日付届出(経企第13-0115号)の附則に定める改正前の規定により提供しているタイプ3に係る第1種オープンデータ通信網サービス(1.5 Mb/sに係るもの)に限り、以下「旧タイプ3に係る第1種オープンデータ通信網サービス」といいます。)に関する料金その他の取扱いについては、次に掲げる付加機能をのぞいて、なお従前のとおりとします。

(1) IPv6トンネリング機能に係る料金については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 旧第3種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(ア) 付加機能使用料

単 位	料 金 額(月額)
1の機能ごとに	20,000円

イ 旧第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(ア) 付加機能使用料

品 目	単 位	料 金 額(月額)
1.5 Mb/s	1の機能ごとに	14,000円

ウ 旧第2種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(ア) 付加機能使用料

品 目	単 位	料 金 額(月額)
1.5 Mb/s	1の機能ごとに	14,000円
6 Mb/s		50,000円

エ 旧タイプ3に係る第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(ア) 付加機能使用料

品 目	単 位	料 金 額 (月額)
1.5 Mb/s	1の機能ごとに	14,000円

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成14年4月15日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ4に係る第4種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ4に係る第4種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプランに係るコースとみなします。

プラン1	プラン1のコース1
プラン2	プラン1のコース2

(料金等の支払いに関する経過措置)

- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成14年6月1日から実施します。
(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているイーサネット型のタイプ1に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するイーサネット型のタイプ1に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプランに係るコースとみなします。

プラン1	プラン1のコース1
プラン2	プラン2のコース1

(料金等の支払いに関する経過措置)

- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成14年6月7日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網サービスとみなします。
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 利用料

(ア) 基本料

区 分	月間累積接続通信時間	単 位	料金額 (月額)
プラン2	利用回線が、利用回線型サービスに係るものであるとき	1の契約者識別符号ごとに	51,600円

	利用回線が、契約者回線型サービスに係るものであるとき	53,500円
プラン3	利用回線が、利用回線型サービスに係るものであるとき	29,600円
	利用回線が、契約者回線型サービスに係るものであるとき	31,500円

(2) IPv6トンネリング機能に係る料金については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
ア 付加機能使用料

単 位	料金額(月額)
1の機能ごとに	5,000円

(3) ウィルスチェック機能(タイプ1に係るものに限ります。)に係る料金については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 付加機能使用料

単 位	料金額(月額)
1のドメイン名(サブドメイン名を使用している場合は、サブドメイン名とします。以下アにおいて同じとします。)に係るメールアドレスの数が10個までのもの	6,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10個を超え25個までのもの	15,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が25個を超え50個までのもの	30,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が50個を超え100個までのもの	40,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が100個を超え200個までのもの	62,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が200個を超え300個までのもの	80,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が300個を超え400個までのもの	96,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が400個を超え500個までのもの	110,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が500個を超え100個ごとに900個までのもの	そのメールアドレスの数が500個のもののみなした場合に適用される額に、500個を超える100個ごとに20,000円を加算した額
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が900個を超え1,000個までのもの	200,000円
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が1,000個を超え1,000個ごとに10,000個までのもの	そのメールアドレスの数が1,000個のもののみなした場合に適用される額に、1,000個を超える1,000個ごとに120,000円を加算した額

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成14年6月14日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施の際現に、改正前の約款の規定により協定事業者のDSL等接続専用サービスに関する契約を締結し利用回線を利用している者は、この改正規定実施の日において、協定事業者のDSL等接続専用サービスに関する契約のほか、協定事業者のブロードバンド通信ネットワークサービスに関する契約を締結し利用回線を利用している者とみなします。

(料金等支払に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 6 月 30 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 7 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のものは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの右欄のプランとみなします。

網ふくそうが発生していない状態で利用回線の終端の場所への伝送方向については最大 1.5 Mb/s まで、他の伝送方向については最大 512 Kb/s までの符号伝送が可能なものを利用しているもの	プラン 1
網ふくそうが発生していない状態で利用回線の終端の場所への伝送方向については最大 8 Mb/s まで、他の伝送方向については最大 1 Mb/s までの符号伝送が可能なものを利用しているもの	プラン 2

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るものは、改正後のこの約款の規定にかかわらず、移転及びプランの変更の請求はできません。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者から請求があった場合の工事費その他の取扱いは、当社が別に定める日までの間、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 工事に関する費用については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 工事費の額

(ア) 利用回線(協定事業者の IP 通信網サービスに係る契約に基づいて設置されるものを除きます。以下(ア)において同じとします。)に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
利用回線の設置又は移転に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点 1 箇所ごとに	1,000 円
他社接続回線接続変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点 1 箇所ごとに	1,000 円
利用回線の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点 1 箇所ごとに	1,000 円
取扱所交換設備に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点 1 箇所ごとに	2,000 円
回線調整に関する工事	基本工事費	回線調整工事費	1 の工事ごとに
	回線収容替えを行う場合	回線調整工事費	1 の工事ごとに
	ブリッジタップはずしを行う場合	回線調整工事費	1 の工事ごとに
保安器の交換に係る工事	保安器交換工事費	1 の工事ごとに	7,300 円

(料金等支払に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 8 月 1 日から実施します。ただし、タイプ 1 に係る第 7 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 14 年 7 月 15 日から実施します。

(料金等支払に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 9 月 1 日から実施します。ただし、タイプ 4 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス（コース 4 又はコース 5 に係るものに限ります。）及びその付加機能（IPv6 トンネリング機能）に関する変更については、平成 14 年 8 月 15 日から実施します。
(料金等支払に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 9 月 1 日から実施します。ただし、付加機能に関する変更については、平成 14 年 8 月 31 日から実施します。
(料金等支払に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 9 月 2 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 10 月 1 日から実施します。ただし、第 4 種オープンデータ通信網サービスに関するタイプ 5 のプラン 3 に係るプランの変更の取扱いについては当社が別に定める日から、第 4 種オープンデータ通信網サービス（タイプ 4 のプラン 1 からプラン 6 のコース 1 に係るものを除きます。）に係る付加機能（メールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型））に関する変更については平成 14 年 10 月 2 日から、第 1 種オープンデータ通信網サービス、第 2 種オープンデータ通信網サービス又は第 4 種オープンデータ通信網サービス（タイプ 4 のプラン 1 からプラン 6 のコース 1 に係るものに限ります。）に係る付加機能（メールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型））に関する変更については平成 14 年 10 月 16 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 タイプ 5 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータサービスについては、平成 14 年 10 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの間において、料金表第 1 表第 3 2 (1)アに規定する基本料の額（通則の規定により、料金を日割する場合は、日割する前の額とします。）から 200 円を減じて得た月額を適用します。
(付加機能に関する経過措置)
- 3 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により提供しているオープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するオープンデータ通信網サービスの次の表の右欄の付加機能とみなします。

タイプ 1 に係るウィルスチェック機能	タイプ 1 に係るメールウィルスチェック機能（ドメイン単位型）
タイプ 2 に係るウィルスチェック機能	タイプ 2 に係るメールウィルスチェック機能（ドメイン単位型）

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 14 年 11 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 11 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 12 月 1 日から実施します。ただし、電子メールに係る取扱いに関する変更については、平成 15 年 2 月 1 日から実施します。

(第 2 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 2 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、「旧第 2 種オープンデータ通信網サービス」とし、当該サービスに関する提供条件は、次に掲げるもののほか、第 1 種オープンデータ通信網サービスの場合（第 1 種オープンデータ通信網利用契約に係るものを除きます。）に準ずるものとし、

(1) 旧第 2 種オープンデータ通信網サービスについては、最低利用期間があります。

(2) (1)の最低利用期間の取扱いについては、第 4 種オープンデータ通信網サービスの場合に準ずるものとし、

3 旧第 2 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるもののほか、第 1 種オープンデータ通信網サービスの場合（通則の部分に限ります。）に準ずるものとし、

(1) 旧第 2 種オープンデータ通信網サービスに関する適用

旧第 2 種オープンデータ通信網サービスに係る料金の適用については、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用									
ア 品目に係る料金の適用	<p>当社は、料金表を適用するにあたって、次表のとおり、品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>128Kb/s</td> <td>1 2 8 キロビット / 秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">加入契約回線は、I インタフェースに係るものに限り、</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	128Kb/s	1 2 8 キロビット / 秒の符号伝送が可能なもの	備 考		加入契約回線は、I インタフェースに係るものに限り、	
品 目	内 容								
128Kb/s	1 2 8 キロビット / 秒の符号伝送が可能なもの								
備 考									
加入契約回線は、I インタフェースに係るものに限り、									
イ 最低利用期間に係る料金の適用	<p>(ア) 旧第 2 種オープンデータ通信網サービスについては、臨時オープンデータ通信網契約（旧第 2 種オープンデータ通信網サービスに係るものに限り、以下この附則において同じとします。）に係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>(イ) 旧第 2 種オープンデータ通信網契約者は、最低利用期間内に旧第 2 種オープンデータ通信網契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（この附則 3 (2) ア(ア)に規定する「利用料」の額とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>								

(2) 旧第 2 種オープンデータ通信網サービスに関する利用料については、次のとおりとします。

ア 臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するもの

(ア) 利用料

品 目	単 位	料 金 額 (月 額)
1 2 8 Kb/s	1 の加入契約回線ごとに	2 2 , 0 0 0 円

イ 臨時オープンデータ通信網契約に関するもの

(ア) 利用料

日 額

そのオープンデータ通信網サービスを臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の 10 分の 1

(3) 旧第 2 種オープンデータ通信網サービスに関する付加機能に係る料金は、次のとおりとします。

ア IPv6 トンネリング機能に係るもの

(ア) 臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するもの

単 位	料 金 額 (月 額)
1 の機能ごとに	2 , 5 0 0 円

(イ) 臨時オープンデータ通信網契約に関するもの

単 位	料 金 額 (月 額)
1 の機能ごとに	2 5 0 円

(料金等支払に関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 14 年 12 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 1 月 10 日から実施します。ただし、料金表第 1 表第 2 の 1 (適用) に規定する細目に係る料金の適用に関する変更については、平成 15 年 1 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ 1 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のコースは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ 1 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のコースとみなします。

コース 1 及びコース 2	コース 1
コース 3	コース 4
コース 4	コース 5

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 1 月 28 日から実施します。ただし、優先接続との複合利用に係る料金の取扱いに関する変更については、平成 15 年 2 月 1 日から、第 4 種オープンデータ通信サービスの細目又はプラン等の変更の請求に関する変更については、平成 15 年 2 月 3 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 3 平成 14 年 6 月 24 日付届出 (経本第 14-0082 号) の附則に定める第 4 種オープンデータサービスに関する経過措置について、この改正規定実施の日において、「移転及びプランの変更の請求はできません。」を「移転及びプランの変更の請求ができます。」に改めます。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 3 月 31 日から実施します。ただし、イーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス (区分 4 に係る接続契約者回線等を使用するものに限り。) に関する変更については、平成 15 年 5 月 1 日から実施します。
(オープンデータ通信網契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定の実施の際現に、改正前の約款の規定により当社と締結している他社接続回線 (別に定める協定事業者の電気通信サービスに係るものに限り。) を利用する第 1 種オープンデータ通信網契約、臨時第 1 種オープンデータ通信網契約、第 4 種オープンデータ通信網契約、臨時第 4 種オープンデータ通信網契約又は第 7 種オープンデータ通信網契約については、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による接続契約者回線を利用する第 1 種オープンデータ通信網契約、臨時第 1 種オープンデータ通信網契約、第 4 種オープンデータ通信網契約、臨時第 4 種オープンデータ通信網契約又は第 7 種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の他社接続回線を使用するものは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄の区分に係る接続契約者回線等を使用するものとみなします。

日本電信電話株式会社等のLAN型通信網サービスに係る他社接続回線を使用するもの	区分1に係る接続契約者回線等を使用するもの
大阪メディアポート株式会社の高速度イーサネット専用サービスに係る他社接続回線を使用するもの	区分2に係る接続契約者回線等を使用するもの
別に定める特定協定事業者に係る電気通信サービスに係る他社接続回線を使用するもの	区分5に係る接続契約者回線等を使用するもの

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種オープンデータ通信網サービスのイーサネット型に係る回線終端装置は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する第1種オープンデータ通信網サービスのイーサネット型に係る回線終端装置 型とみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月24日から実施します。ただし、タイプ6に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成15年3月26日から、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分3に係る接続契約者回線の300Mb/s又は600Mb/sの品目を使用するものに限りま)に関する変更については、平成15年3月31日から、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分3(300Mb/s又は600Mb/sの品目のもの)に限りま)及び区分4に係る接続契約者回線に係るものを除きま)に関する変更については、平成15年4月1日から、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分4に係る接続契約者回線に係るものに限りま)に関する変更については、平成15年5月1日から、実施します。

(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のものは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄の品目等のものとみなします。

1Gb/sの品目を使用するものであって、その接続契約者回線等に係る品目が300Mb/sのもの	300Mb/sの品目
1Gb/sの品目を使用するものであって、その接続契約者回線等に係る品目が600Mb/sのもの	600Mb/sの品目

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のものは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のタイプの品目等のものとみなします。

タイプ2の1Mb/s	タイプ1の1Mb/sの半二重方式のもの
タイプ2の2Mb/s	タイプ1の2Mb/sの半二重方式のもの
タイプ1の10Mb/s	タイプ1の10Mb/sの半二重方式のもの

- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型のタイプ3に係る第1種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するイーサネット型のタイプ2に係る第1種オープンデータ通信網サービスとみなします。

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種オープンデータ通信網サービスに係る優先接続利用割引は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する第4種オープンデータ通信網サービスに係る複合利用割引とみなします。

- 6 タイプ6に係る第4種オープンデータ通信網サービスについては、この改正規定実施の日から平成15年6月30日までの間において、第101条(工事費の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第3表(工事に関する費用)に規定する特定利用回線の設置に係る工事費及び料金表第4表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用について、その支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につ

いては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 4 月 15 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 5 月 1 日から実施します。ただし、イーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス(区分 7 及び区分 8 のものに限ります。)の変更については、平成 15 年 6 月 23 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 4 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 6 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 8 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成 15 年 3 月 26 日実施の附則第 6 項に定めるタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 15 年 6 月 30 日」を「平成 15 年 9 月 30 日」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 7 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 14 日から実施します。ただし、イーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス(区分 9 の接続契約者回線(100 Mb/s の品目を使用するものに限ります。))に限ります。)に関する変更については、平成 15 年 8 月 8 日から、イーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス(区分 9 の接続契約者回線(100 Mb/s の品目を除きます。))に限ります。)に関する変更については、平成 15 年 9 月 16 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 7 月 15 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成 14 年 7 月 1 日実施の附則第 4 項の(1)のアの(ア)に定める利用回線に係る工事費の額については、料金表第 3 表(工事に関する費用)に定める利用回線に係る工事費の額を適用することとします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 8 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と締結しているタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプランとみなします。

プラン 2	プラン 1
プラン 3	プラン 2

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 利用料

(ア) 基本料

1 の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額
タイプ 5	プラン 1	2,880 円
	利用回線が、利用回線型サービスに係るものであるとき	2,880 円
	利用回線が、契約者回線型サービスに係るものであるとき	2,880 円

(2) 工事に係る費用及び手続きに関する費用については、以下の場合において第 101 条（工事費の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第 3 表（工事に関する費用）に規定するプランの変更に係る工事費及び料金表第 4 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用について、その支払いを要しないこととします。

ア 改正前の規定により提供しているタイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者が、移転及びプラン等の変更（改正後の規定によるタイプ 5 に係るものへの変更に限り、）を同時に請求した場合

4 第 4 種オープンデータ通信網契約者（タイプ 1 のプラン 2、タイプ 3 のプラン 1 のコース 1（協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続を提供条件としているものを除きます。）及びタイプ 4（コース 1 に係るものを除きます。）に係るものを除きます。）は、この改正規定実施の日から平成 16 年 3 月 31 日までの間、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー及び東海旅客鉄道株式会社が実施する別に定める実験に係る設備から契約者識別機能を利用して通信を行うことができます。この場合の利用料金の適用については、第 98 条（利用料金等の支払義務）の規定によるほか次表のとおりとします。

区分	単位	料金額
利用料金	1 の契約者識別番号につき 1 日ごとに	200 円
備考		
1 契約者識別機能を利用した日に限り適用します。		
2 複数の日にわたる 1 の通信については、切断した日の通信として取り扱います。		
3 契約者識別機能の利用に係る接続通信時間は、料金表第 1 表第 2（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する月間累積接続通信時間には含まれません。		

（料金等の支払いに関する経過措置）

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 1 日から実施します。ただし、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスにおける回線使用料の料金額に関する変更については、平成 15 年 10 月 1 日から実施します。

（第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプラン等とみなします。

プラン 1	プラン 1 のコース 1
プラン 2	プラン 1 のコース 2

3 この改正規定実施の日から平成 16 年 1 月 31 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 3 料金月について、第 97 条（定額利用料の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 2（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）の支払いを要しないほか、料金表第 4 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限り、）の支払いを要しません。

(1) タイプ 1 のプラン 1（コース 2、コース 4 又はコース 5 に係るものに限り、）、タイプ 5 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込

(2) タイプ 1 のプラン 1（コース 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のプラン 2 に係るものに限り、）、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2 又はタイプ 3 のプラン 1（指定メールアドレス機能を利用しているものを除きます。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 1（コース 2、コース 4 又はコース 5 に係るものに限り、）、タイプ 5 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ 1 のプラン 1 のコース 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 1（コース 4 又はコース 5 に係るものに限り、以下エまでにおいて同じとします。）、タイプ 5 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ 5（平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものを含みます。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 1 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

4 この改正規定実施の日から平成 16 年 1 月 31 日までの間、次に掲げる変更の請求を行ったタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者（平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものを含みます。）は、当社がその変更の請求を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第 101 条（工事

費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第3表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプラン又はコースの変更に係る工事費及び料金表第4表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限り、)について、その支払いを要しません。

- (1) 平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、プラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) プラン1のコース1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、プラン1のコース2又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) プラン1のコース2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、プラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成15年8月1日実施の附則第4項に定める第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、この改正規定実施の日から、タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、別に定める実験に係る設備から契約者識別機能を利用して通信を行うことはできません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年8月29日から実施します。ただし、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分10の接続契約者回線を使用するものに限り、)に関する変更については、平成15年9月1日から実施します。
(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している次の第1種オープンデータ通信網サービス(イーサネット型に限り、)に係る接続契約者回線等使用料(加算料に限り、)は、この改正規定実施の日において、特定他社接続回線に関する利用料とみなします。
 - (1) 株式会社STNetの高速イーサネット網サービスに係る特定他社接続回線を使用するもの
 - (2) 北海道総合通信網株式会社のイーサネット通信網サービスに係る特定他社接続回線を使用するもの
 - (3) 東北インテリジェント通信株式会社の高速度イーサネット網サービスに係る特定他社接続回線を使用するもの
 - (4) 株式会社エネルギー・コミュニケーションズのイーサネット通信網サービスに係る特定他社接続回線を使用するもの
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年9月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成15年9月12日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年9月18日から実施します。ただし、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分4の接続契約者回線を使用するものに限り、)及び第6種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成15年10月1日から、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分3の接続契約者回線等を使用するものに限り、)に関する変更については、平成15年10月15日から、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分11の接続契約者回線を使用するものに限り、)に関する変更については、平成15年11月1日から実施します。
(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分3の接続契約者回線等を使用するものであって、ユーザ・網インタフェースが10BASE

- Tに係るものに限ります。)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとし
 します。

(1) 接続契約者回線等使用料のうち加算料については、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
 1の接続契約者回線等ごとに

品 目	料金額(月額)	
	区域内	
1 Mb/s	1 4 6 , 0 0 0 円	
2 Mb/s		
3 Mb/s		
4 Mb/s		
5 Mb/s		
1 0 Mb/s		
備考 「区域内」(特定他社接続回線の終端が、別に定める単位料金区域に所属する場合をいいます。)のものに 限り提供します。		

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 3 平成 15 年 7 月 1 日実施の附則第 2 項に定めるタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 15 年 9 月 30 日」を「平成 16 年 1 月 31 日」に改めます。
- 4 平成 15 年 3 月 26 日実施の附則第 6 項及び平成 15 年 9 月 1 日実施の附則第 3 項並びに第 4 項に定める第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「料金表第 3 表」を「料金表第 2 表」に改めるほか、「料金表第 4 表」を「料金表第 3 表」と改めます。
 (料金等の支払いに関する経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 9 月 19 日から実施します。
 (料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 10 月 6 日から実施します。ただし、タイプ 1 のプラン 1 のコース 7、タイプ 4 のプラン 7 のコース 1 及びタイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 15 年 11 月 1 日から実施します。
 (第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプラン等は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供するタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプラン等とみなします。

プラン 2 のコース 1	プラン 2 のコース 2
--------------	--------------

- 3 平成 15 年 10 月 16 日から平成 16 年 1 月 31 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 3 料金月について、第 97 条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 2(第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)の支払いを要しません。
 (1) タイプ 1 のプラン 1 のコース 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込
 (2) タイプ 1 のプラン 1(コース 1、コース 2 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のプラン 2 に係るものに限ります。)、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1(指定メールアドレス機能を利用しているものを除きます。)又はタイプ 5(平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものを含みます。)に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 1 のコース 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 4 平成 15 年 9 月 1 日実施の附則第 4 項に定めるタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「プラン 2」を「プラン 2 のコース 2」に改めます。
- 5 平成 15 年 11 月 1 日から平成 16 年 1 月 31 日までの間、次に掲げる変更の請求を行ったタイプ 5 に係る第 4 種

オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプラン又はコースの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) プラン2のコース1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、プラン1又はプラン2のコース2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年10月27日から実施します。
（第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス（区分3の接続契約者回線等を使用するものに限ります。）の次の表の左欄の品目に使用している接続契約者回線等は、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の規定により提供するイーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービスに使用する区分3の接続契約者回線等の次の表の右欄の品目のものとみなします。

ただし、次の表以外のユーザ・網インタフェースのものについては、それぞれ同じ値の品目のものに移行したものとみなします。

(1) ユーザ・網インタフェースが100BASE-TXのもの

1 Mb/s	100 Mb/s
2 Mb/s	
3 Mb/s	
4 Mb/s	
5 Mb/s	
10 Mb/s	
100 Mb/s	

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月14日から実施します。ただし、付加機能に関する変更については、平成15年11月17日から、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網サービスにおける回線使用料の料金額に関する変更については、平成15年12月1日から実施します。

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成16年1月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行ったタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者（平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものを含みます。）は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプラン又はコースの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) プラン1（平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1を含みます。）又はプラン2のコース1若しくはコース2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、プラン2のコース3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 15 年 12 月 24 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 1 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 2 月 1 日から実施します。ただし、第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 16 年 2 月 2 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス(コース 2 又はコース 3 に係るものに限ります。)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いてなお従前のとおりとします。
(1) 利用料については、次に定める額に消費税相当を加算した額とします。

1 の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額	
タイプ 5	プラン 2	コース 2	2,680 円
		コース 3	2,880 円

- 3 2にかかわらず、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者(コース 2 又はコース 3 に係るものに限ります。)が、当社 IP 電話サービス約款に規定するタイプ 1 に係る第 1 種 IP 電話サービス契約者である場合、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供しているタイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者(コース 2 又はコース 3 に係るものに限ります。)とみなします。
- 4 この改正規定実施の日から平成 16 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 3 料金月について、第 97 条(定額利用料の支払義務)及び第 105 条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 2 (第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)の支払いを要しないほか、第 101 条(工事費の支払義務)及び第 105 条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第 2 表(工事に関する費用)に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、收容局の設定に関する工事費及び料金表第 3 表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線及び特定利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
(1) タイプ 1 のプラン 1 のコース 6、タイプ 5 のプラン 2 のコース 3 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込
(2) タイプ 1 のプラン 1 (コース 1、コース 2 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のプラン 2 に係るものに限ります。)、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2 又はタイプ 3 のプラン 1 (指定メールアドレス機能を利用しているものを除きます。)に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 1 のコース 6 又はタイプ 5 のプラン 2 のコース 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
(3) タイプ 5 (平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものを含みます。)に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 1 のコース 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 この改正規定実施の日から平成 16 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第 101 条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第 2 表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプラン又はコースの変更に係る工事費、及び料金表第 3 表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
(1) タイプ 5 のプラン 2 のコース 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込
(2) タイプ 1 のプラン 1 (コース 1、コース 2 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のコース 2 に係るも

- のに限ります。)、タイプ1のプラン2、タイプ2又はタイプ3のプラン1(指定メールアドレス機能を利用しているものを除きます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2のコース1に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) タイプ5のプラン1(平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1を含みます。)又はタイプ5のプラン2(コース3に係るものを除きます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2のコース3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 6 平成15年8月1日実施の附則第4項に定める第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー及び東海旅客鉄道株式会社」を「株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成16年2月10日から平成16年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第2(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)の支払いを要しません。
- (1) タイプ1のプラン1(コース4又はコース5に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込
- (2) タイプ1のプラン1(コース1、コース2又は平成13年11月1日の改正規定実施前のプラン2に係るものに限ります。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(指定メールアドレス機能を利用しているものを除きます。)又はタイプ5(平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものを含みます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン1(コース4又はコース5に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年3月1日から実施します。ただし、イーサネット型に係る第1種オープンデータ通信網サービス(区分12の接続契約者回線を使用するものに限ります。)に関する変更については、平成16年4月1日から実施します。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成16年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第2(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)の支払いを要しません。
- (1) タイプ1のプラン1のコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込
- (2) タイプ1のプラン1(コース1、コース2又は平成13年11月1日の改正規定実施前のプラン2に係るものに限ります。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(指定メールアドレス機能を利用しているものを除きます。)又はタイプ5(平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものを含みます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン1のコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年3月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
 - 2 この改正規定実施の日から平成 16 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 3 料金月について、第 97 条(定額利用料の支払義務)及び第 105 条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 2 (第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)の支払いを要しないほか、第 101 条(工事費の支払義務)及び第 105 条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第 2 表(工事に係る費用)に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、收容局の設定に関する工事費及び料金表第 3 表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線及び特定利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ 1 のプラン 1 (コース 1、コース 3 又はコース 7 に係るものを除きます。)、タイプ 5 のプラン 2 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込
 - (2) タイプ 1 のプラン 1 (コース 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のプラン 2 に係るものに限ります。)、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2 又はタイプ 3 のプラン 1 (指定メールアドレス機能を利用しているものを除きます。)に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 1 (コース 1、コース 3 又はコース 7 に係るものを除きます。)又はタイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ 1 のプラン 1 のコース 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 1 (コース 4、コース 5、コース 6 又はコース 8 に係るものに限ります。)又はタイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ 5 (平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものを含みます。)に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 1 (コース 4、コース 5、コース 6 又はコース 8 に係るものに限ります。)に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - 3 この改正規定実施の日から平成 16 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第 101 条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第 2 表(工事に係る費用)に規定する利用回線のプラン又はコースの変更に係る工事費、及び料金表第 3 表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ 5 のプラン 1 (平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 を含みます。)又はタイプ 5 のプラン 2 のコース 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 (コース 2 又はコース 3 に係るものに限ります。)に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更請求
 - (2) タイプ 5 のプラン 2 のコース 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 のコース 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更請求
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 次に掲げる第 4 種オープンデータ通信網契約者は、この改正規定実施の日から平成 16 年 5 月 31 日までの間、別に定める無線基地局設備を利用して通信を行うことができます。

- (1) タイプ1（平成13年11月1日の改正規定実施前のプラン1のプラン2に係るものを含みます。）に係るもの
- (2) タイプ2に係るもの
- (3) タイプ3のプラン1（指定メールアドレス機能を利用するもの及びその申込を承諾した日から起算して90日間に限り提供するものを除きます。）に係るもの
- (4) タイプ5（平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1を含みます。）に係るもの
- (5) タイプ6に係るもの
- 3 前項の場合における接続通信時間は、料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する月間累積接続通信時間には含みません。
（付加機能に関する経過措置）
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているオープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの規定により提供するオープンデータ通信網サービスの次の表の右欄の付加機能とみなします。
- | | |
|------------------|-------------------------|
| 情報ページウィルスチェック等機能 | タイプ1に係る情報ページウィルスチェック等機能 |
|------------------|-------------------------|
- （料金等の支払いに関する経過措置）
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年4月12日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成16年4月15日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。
（料金前払いに伴う料金の減額に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用している料金前払いに伴う料金の減額の取扱いについては、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。
- (1) オープンデータ通信網契約者は、オープンデータ通信網サービスに関する月額料金について、当該月分を含む6か月分又は1年分の料金を一時に支払うことができます。
ただし、当該月分の料金が日割によるものであるとき、又は当該月分の料金の支払期日までに支払いがないときは、この限りではありません。
- (2) オープンデータ通信網契約者が、(1)の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その料金を次の割引率で減額します。

区 分	割 引 率
6か月分の月額料金を一時払いにより支払う場合	1.3パーセント
1年分の月額料金を一時払いにより支払う場合	3パーセント

- (3) 一時払いにより料金が支払われたオープンデータ通信網サービスについて、支払いを受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、(2)にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区 別	料 金 の 取 扱 い	
品目の変更又はオープンデータ通信網サービスの料金の改定等月額料金の変更があったとき。	月額料金の額が増加したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	月額料金の額が減少したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。

オープンデータ通信網契約者が現に利用しているオープンデータ通信網サービスに係る契約（臨時オープンデータ通信網契約を除きます。）を解除すると同時に、新たにオープンデータ通信網契約を締結してその場所でオープンデータ通信網サービスの提供を受けるとき。	新たに提供を受けるオープンデータ通信網サービスの月額料金の額が、解除するオープンデータ通信網サービスの月額料金の額より多いとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日からオープンデータ通信網契約の解除があった日の前日までの解除されたオープンデータ通信網サービスの料金及びオープンデータ通信網契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を支払っていただきます。
	新たに提供を受けるオープンデータ通信網サービスの月額料金の額が、解除するオープンデータ通信網サービスの月額料金の額より少ないとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日からオープンデータ通信網契約の解除があった日の前日までの解除されたオープンデータ通信網サービスの料金及びオープンデータ通信網契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
接続休止があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日から接続休止があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。
オープンデータ通信網契約の解除があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日からオープンデータ通信網契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額と支払いを受けた料金額との差額を返還します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 10 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 20 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 16 年 6 月 1 日から実施します。

（第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプラン等は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表第 1 表第 2（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）の規定により提供する第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプラン等とみなします。

タイプ 1 のプラン 1 のコース 3	タイプ 1 のプラン 4
タイプ 1 のプラン 1 のコース 7	タイプ 1 のプラン 3
タイプ 4 のプラン 1 のコース 1	タイプ 4 のプラン 1 のコース 1 の通常型
タイプ 4 のプラン 2 のコース 1	タイプ 4 のプラン 2 のコース 1 の通常型
タイプ 4 のプラン 3 のコース 1	タイプ 4 のプラン 3 のコース 1 の通常型
タイプ 4 のプラン 4 のコース 1	タイプ 4 のプラン 4 のコース 1 の通常型

タイプ4のプラン5のコース1	タイプ4のプラン5のコース1の通常型
タイプ4のプラン6のコース1	タイプ4のプラン6のコース1の通常型
タイプ4のプラン7のコース1	タイプ4のプラン7のコース1の通常型
タイプ5のプラン2のコース2	タイプ5のプラン2
タイプ5のプラン2のコース3	タイプ5のプラン3

3 この改正規定実施の際現に、第4種オープンデータ通信網契約者（改正前の規定により提供しているタイプ1（平成13年11月1日の改正規定実施前のプラン2に係るものを含みます。）、タイプ2、タイプ3のプラン1、タイプ4のコース1、タイプ5（平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものを含みます。）及びタイプ6に係るものに限ります。）が提供を受けているメールアドレス追加機能は、この改正規定実施の日において、メールアドレス追加機能に係る1のメールアドレスごとに、改正後のこの料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）の規定による1の第4種オープンデータ通信網契約（タイプ3のプラン1のコース6に係るものに限ります。）に移行したものとします。この場合において、その第4種オープンデータ通信網契約者は、改正後のこの約款の規定にかかわらず、最低利用期間の適用を受けないものとします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表に掲げるプラン等に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

ア 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分			料 金 額	
			臨時オープンデータ通信網契約以外の契約に関するもの（月額）	臨時オープンデータ通信網契約に関するもの（日額）
タイプ1	プラン1	コース1	1,950円 (税込2,047.5円)	195円 (税込204.75円)
		コース2	1,380円 (税込1,449円)	138円 (税込144.9円)
		コース4	1,980円 (税込2,079円)	-
		コース5	1,980円 (税込2,079円)	-
		コース6	1,980円 (税込2,079円)	-
		コース8	1,580円 (税込1,659円)	-
	プラン2		420円 (税込441円)	-
タイプ2			780円 (税込819円)	78円 (税込81.9円)
タイプ3	プラン1	コース5	4,700円 (税込4,935円)	-
タイプ5	プラン1	コース1	2,880円 (税込3,024円)	-
		コース2	2,880円 (税込3,024円)	-
	プラン2	コース1	1,850円 (税込1,942.5円)	-
タイプ6			6,480円 (税込6,804円)	-

イ 加算料

(ア) 利用料金

区 分		単 位	料 金 額
タイプ1	プラン2	1の契約者識別符号につき 通信時間1分までごとに	3円(税込3.15円)

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ3のプラン1のコース1に係るものであって、別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続を条件として提供するものに限ります。以下この項において同じと

します。)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 第4種オープンデータ通信網契約(タイプ3のプラン1のコース1に係るものであって、別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続を条件として提供するものに限り、以下この項において同じとします。)に係る適用

ア 当社は、第4種オープンデータ通信網契約について、第51条(第4種オープンデータ通信網契約申込の承諾)の規定にかかわらず、次のことを条件としてその申込を承諾し、提供します。

(ア) 申込者が、電話サービス等契約約款に規定する第1種中継電話等契約者であるとき。

(イ) 申込者が、別に定める協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。)を指定しているとき。

イ 当社は、次の場合には、第56条(当社が行う第4種オープンデータ通信網契約の解除)の規定にかかわらず、その第4種オープンデータ通信網契約を解除します。

(ア) その第4種オープンデータ通信網契約者が、1の各号の規定に該当しなくなったとき。

(イ) その第4種オープンデータ通信網契約者が、180日間連続して第4種オープンデータ通信網サービスを利用しなかったとき。

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している指定メールアドレス機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区分	単位	料金額	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
指定メールアドレス機能	1のメールアドレスごと	-	-
備考	(1) 電子メールを利用している改正前の規定によるタイプ3のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1のメールアドレスにつき1の機能を提供します。 (3) 利用者は、当社に指定メールアドレスを登録していただきます。 (4) 利用者は、指定メールアドレスに係るドメイン名の変更を請求することはできません。 (5) 当社は、この付加機能の廃止の申出があったときは、第57条(その他の提供条件)に規定する第4種オープンデータ通信網契約者が行う第4種オープンデータ通信網契約の解除の通知があったものとして取り扱います。 (6) 当社は、指定メールアドレスに係るドメイン名の取扱いを廃止することがあります。 (7) (6)の規定により、指定メールアドレスに係るドメイン名の取扱いを廃止する場合には、あらかじめそのことをオープンデータ通信網契約者にお知らせします		

7 第4種オープンデータ通信網契約者(平成15年8月1日の改正前の規定により提供しているタイプ5のプラン1に係るものに限り、以下この項において同じとします。)は、利用回線の移転と同時に請求する場合に限り、次のプラン等への変更をすることができます。

(1) 改正前の規定によるタイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網サービス

(2) 改正前の規定によるタイプ5のプラン2のコース1に係る第4種オープンデータ通信網サービス

この場合において、第4種オープンデータ通信網契約者は、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定するプランの変更及びコースの変更に係る工事費並びに料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用の支払い(利用回線に係るものに限り、)を要しません。

8 料金表第1表第2(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)の規定にかかわらず、第4種オープンデータ通信網契約者(改正前の規定により提供しているタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約を締結しているものに限り、)は、タイプ6のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網サービスへのプランの変更を請求することができます。この場合において、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、収容局の設定に関する工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(特定利用回線に係るものに限り、)について、その支払いを要しません。

9 この改正規定実施の日から平成16年9月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社

がその申込等を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日が属する料金月を含む3料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、收容局の設定に関する工事費、配線設備多重装置の設定に関する工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線及び特定利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ1（プラン2、プラン5又はプラン6に係るものに限ります。）、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込
 - (2) タイプ1のプラン1又はタイプ3のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1（プラン2、プラン5又はプラン6に係るものに限ります。）又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) 第4種オープンデータ通信網契約者（改正前の規定により提供しているタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続を条件として提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係るものに限ります。）による、タイプ1（プラン2、プラン5又はプラン6に係るものに限ります。）又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1（プラン5又はプラン6に係るものに限ります。）又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) 第4種オープンデータ通信網契約者（改正前の規定により提供しているタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）又はタイプ1のプラン1のコース2に係るものに限ります。）による、タイプ1（プラン5又はプラン6に係るものに限ります。）又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（改正前の規定により提供しているプラン1、プラン2のコース1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものを含みます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5又はタイプ1のプラン6に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 10 この改正規定実施の日から平成16年9月30日までの間、次の表に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日が属する料金月を含む12料金月において、料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）について、料金月単位に次の表に掲げる料金額を減額します。この場合において、申込等を行った第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日プラン等の変更を請求若しくは第4種オープンデータ通信網サービスの解除を行ったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

申 込 等 の 内 容	減額する料金額
(1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込	880円
(2) タイプ1（プラン1又はプラン2に係るものに限ります。）、タイプ3のプラン1又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	
(3) 第4種オープンデータ通信網契約者（改正前の規定により提供しているタイプ1のプラン1（コース1又はコース2に係るものに限ります。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続を条件として提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）、タイプ5（改正前の規定により提供しているプラン1、プラン2のコース1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係るものに限ります。）による、タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	
(4) タイプ1のプラン8に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込	790円
(5) (2)又は(3)に規定する第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン8に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	

- 11 この改正規定実施の日から平成16年9月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したとき

は、第 101 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (2) タイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) タイプ 5（改正前の規定により提供しているプラン 1、プラン 2 のコース 1 又は平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものに限ります。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

12 平成 15 年 9 月 1 日から平成 16 年 4 月 1 日の実施の附則により、3 料金月の利用料金について、その支払いを要しない取扱い（「当該取扱」といいます。以下この項において同じとします。）を受けた次の表の左欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者が、この改正規定実施の日から平成 16 年 9 月 30 日までの間、次の表の右欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した場合であって、その提供を開始した日において、当該取扱に残余の料金月があるときは、第 97 条（定額利用料の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、第 4 種オープンデータ通信網契約者はその残余の料金月に相当する第 4 種オープンデータ通信網サービスの料金表第 1 表第 2（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）について、その支払いを要しません。

タイプ 1 のプラン 1 のコース 2	タイプ 1 のプラン 2
タイプ 1 のプラン 1 のコース 4	タイプ 1 のプラン 5
タイプ 1 のプラン 1 のコース 5	タイプ 1 のプラン 6
タイプ 5 のプラン 2 のコース 1	タイプ 5 のプラン 1
タイプ 5 のプラン 2 のコース 3	タイプ 5 のプラン 2
タイプ 6	タイプ 6 のプラン 1

13 この附則の第 9 項、第 10 項及び第 12 項の規定（タイプ 1（プラン 2、プラン 5、プラン 6、プラン 7 及びプラン 8 に係るものに限ります。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への申込等に限ります。）の適用を受けた第 4 種オープンデータ通信網契約者においては、その規定の適用が終了したときから 1 2 料金月においては、第 9 項及び第 10 項の規定を適用しません。

14 この改正規定実施の日から平成 16 年 9 月 30 日までの間、契約者識別機能（公衆無線基地局設備から利用する通信に係るものに限ります。）を利用した第 4 種オープンデータ通信網契約者は、第 98 条（利用料金等の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 2（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する契約者識別機能使用料（公衆無線基地局設備から利用する通信に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

15 この改正規定実施の日から平成 16 年 9 月 30 日までの間、タイプ 1 に係る情報ページウィルスチェック等機能の提供を請求した第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がそのタイプ 1 に係る情報ページウィルスチェック等機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日が属する料金月を含む 3 料金月について、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 5（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（タイプ 1 に係る情報ページウィルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第 101 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ 1 に係る情報ページウィルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、1 の第 4 種オープンデータ通信網契約に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者は、タイプ 1 に係る情報ページウィルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供を請求したものについてはこの項の規定を適用しません。

16 この改正規定実施の日から平成 16 年 9 月 30 日までの間、タイプ 1（プラン 3 又はプラン 4 に係るものを除きます。）、タイプ 3 のプラン 1、タイプ 5 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込を行う申込者は、その申込と同時にタイプ 3 のプラン 1 のコース 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込を行った場合には、当社がその申込を承諾しタイプ 3 のプラン 1 のコース 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日が属する料金月を含む 3 料金月について、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 2（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（第 4 種オープンデータ通信網サービス（タイプ 3 のプラン 1 のコース 6 に係るものに限ります。）に係る基本料の部分に限ります。）の支払いを要しません。

17 この改正規定実施の日から平成 16 年 9 月 30 日までの間、タイプ 1（プラン 3 又はプラン 4 に係るものを除きます。）、タイプ 3 のプラン 1、タイプ 5 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込者は、その申込と同時にメールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の提供を請求した場合には、当社がそのメールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日が属する料金月を含む 3 料金月について、第 97 条（定額利用料の支

払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第5(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料(メールウィルスチェック機能(メールアドレス単位型)又は電子メール制御機能に係るもの)に限り、)の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 18 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年7月8日から実施します。

(旧第2種オープンデータ通信網サービスの廃止)

- 2 平成14年12月1日実施の附則(経本第14-0225号)第2項及び第3項に定める旧第2種オープンデータ通信網サービスについては、平成16年10月1日をもって廃止します。

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプラン等は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表第1表第2(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)の規定により提供する第4種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプラン等とみなします。

タイプ3のプラン1のコース6	タイプ3のプラン1のコース6の通常型
----------------	--------------------

- 4 平成16年6月1日実施の附則(涉外第16-0116号)第16項に定める第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「タイプ3のプラン1のコース6」を「タイプ3のプラン1のコース6の通常型」に改めます。

- 5 当社は、第55条(細目の変更)の規定にかかわらず、料金表第1表第2(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定したプラン等のほか、次に掲げるプラン等に係る第4種オープンデータ通信網契約者に限り、タイプ3のプラン1のコース6の同時利用条件型に係る第4種オープンデータ通信網契約へのプラン等の変更を請求することができます。

(1) 平成16年6月1日改正前の規定により提供しているタイプ1(プラン1のコース1又はプラン2に係るもの)に限り、)、タイプ2又はタイプ3(プラン1のコース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続を条件として提供するもの)に限り、)又はプラン1のコース5に係るものに限り、)

(2) 平成13年11月1日改正前の規定により提供しているタイプ1のプラン2

- 6 この改正規定実施の日から平成16年7月31日までの間、第4種オープンデータ通信網契約者がソフトバンクBB株式会社の提供するソフトバンクBBサービスの会員であるときには、タイプ3のプラン1のコース6の同時利用条件型に係る第4種オープンデータ通信網契約へのプラン等の変更を請求することはできません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年7月16日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年8月9日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 2 平成16年6月1日実施の附則(涉外第16-0116号)第9項から第12項及び第15項から第17項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成16年9月30日」を「平成16年12月31日」に改めます。

- 3 平成16年6月1日実施の附則(涉外第16-0116号)第9項により、3料金月の利用料金について、その支払

いを要しない取扱い（「当該取扱」といいます。以下この項において同じとします。）を受けた次の表の左欄のプラン等に係る第4種オープンデータ通信網契約者が、平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間、次の表の右欄のプラン等に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した場合であって、その提供を開始した日において、当該取扱に残余の料金月があるときは、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、第4種オープンデータ通信網契約者はその残余の料金月に相当する第4種オープンデータ通信網サービスの料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）について、その支払いを要しません。

タイプ5のプラン3	タイプ5のプラン2
-----------	-----------

4 平成16年10月14日から平成16年12月31日までの間、タイプ3のプラン1のコース6の同時利用条件型に係る第4種オープンデータ通信網契約者が、タイプ1（プラン2、プラン5又はプラン6に係るもの）に限ります。）又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときには、その提供を開始した日から、その提供を開始した日が属する料金月を含む3料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）の支払いを要しません。

5 平成16年10月14日から平成16年12月31日までの間、次の表に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日を含む12料金月について、料金表第1表第2（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）について、料金月単位に次に掲げる料金額を減額します。この場合において、変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日によりプラン等の変更を請求若しくは第4種オープンデータ通信網サービスの解除を行ったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

変更の請求の内容	減額する料金額
(1) タイプ3のプラン1のコース6の同時利用条件型に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	880円
(2) タイプ3のプラン1のコース6の同時利用条件型に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン8に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	790円

6 前2項の規定を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、その規定の適用が終了したときから12料金月について、2度以上の変更の請求により、再びタイプ1（前2項の規定を受けたプランに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行った場合、期間を限定した利用料の支払いを要しない適用又は利用料を減額する適用を受けることはできません。

7 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社との相互接続点におけるアクセスポイント（タイプ3に係る第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの、移動体通信設備との通信に係るもの、日本電信電話株式会社等のIP通信網サービスとの通信に係るもの及び特定アクセスポイントを除きます。）については、平成17年3月1日をもって廃止します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年10月20日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

（第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供している高速デジタル伝送型の通常クラスのタイプ1に係る第1種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの料金表の高速デジタル伝送型に係る第1種オープンデータ通信網サービスとみなします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次に掲げる第1種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

ア 高速デジタル伝送型のもの

(ア) 通常クラス

a タイプ2のもの(あらかじめ利用できるIPアドレスの数を制限するもの)

1の加入契約回線ごとに

品目	区分	料金額(月額)
1.5 Mb/s	プラン1(利用できるIPアドレスの数が8までのもの)	96,000円(税込100,800円)
	プラン2(利用できるIPアドレスの数が16までのものであって、プラン3を除くもの)	125,000円(税込131,250円)
	プラン3(利用できるIPアドレスの数が16までのものであって、その品目に係る符号伝送速度の値が384キロビット/秒以上となるもの)	75,000円(税込78,750円)

b タイプ3のもの(端末無線回線を使用するもの)

1の端末無線回線ごとに

品目	料金額(月額)
3 Mb/s	99,000円(税込103,950円)

備考

1 タイプ3のものについては、端末無線回線及び回線終端装置の部分を併せて1の料金を定めるものとします。

2 利用することのできるIPアドレスの数は、8までとします。

(イ) エコノミークラス(加入契約回線(その加入契約回線に接続される設備等を含みます。))においてその品目に係る符号伝送の速度を保証しないもの)

1の加入契約回線ごとに

品目	料金額(月額)
6.4 Kb/s	10,900円(税込11,445円)
12.8 Kb/s	22,000円(税込23,100円)

(2) 端末回線使用料については、次に定める額とします。

ア エコノミークラス

1の端末回線ごとに

品目	料金額	
	臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
6.4 Kb/s	18,000円(税込18,900円)	1,800円(税込1,890円)
12.8 Kb/s	28,000円(税込29,400円)	2,800円(税込2,940円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年11月15日から実施します。

(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供している利用回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の細目は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する利用回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプラン等とみなします。

タイプ1	タイプ1のプラン1のコース1
タイプ2	タイプ1のプラン2のコース1

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 1 日から実施します。
(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、特定事業者の ATM データ通信網サービスに関する契約約款及び料金表の規定により提供を受けている ATM データ論理チャネル(特定事業者が提供を開始した日から 1 年未満のものに限ります。)については、改正後のこの約款の規定による特定他社接続回線に係る最低利用期間の適用を受けるものとし、その最低利用期間は、特定事業者がその ATM データ論理チャネルの提供を開始した日から起算するものとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、特定事業者の ATM データ通信網サービスに関する契約約款及び料金表の規定により最低利用期間の適用を受けている ATM データ契約者回線については、改正後のこの約款の規定による特定他社接続回線に係る最低利用期間の適用を受けるものとし、その最低利用期間は、特定事業者がその ATM データ契約者回線の提供を開始した日から起算するものとします。
- 4 この改正規定の際現に改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス(改正前の規定により提供している区分 10 に係る接続契約者回線を使用するものに限ります。)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。
(1) 特定他社接続回線に係る利用料については、次に定める額とします。

1 の特定他社接続回線ごとに

品 目	料金額(月額)	
	区域内	区域外
1 Mb/s	5 5 , 2 0 0 円(税込 57,960 円)	7 9 , 2 0 0 円(税込 83,160 円)
2 Mb/s	7 9 , 2 0 0 円(税込 83,160 円)	1 1 5 , 2 0 0 円(税込 120,960 円)
3 Mb/s	1 0 3 , 2 0 0 円(税込 108,360 円)	1 5 1 , 2 0 0 円(税込 158,760 円)
4 Mb/s	1 2 7 , 2 0 0 円(税込 133,560 円)	1 8 7 , 2 0 0 円(税込 196,560 円)
5 Mb/s	1 5 1 , 2 0 0 円(税込 158,760 円)	2 2 3 , 2 0 0 円(税込 234,360 円)
1 0 Mb/s	1 7 5 , 2 0 0 円(税込 183,960 円)	3 0 7 , 2 0 0 円(税込 322,560 円)

備 考

特定他社接続回線の終端(相互接続点に係るものを除きます。)が、愛知県に所属する場合は「区域内」に係る料金を適用し、所属しない場合は「区域外」に係る料金を適用します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(損害賠償に関する経過措置)
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 12 月 15 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 14 日から実施します。ただし、タイプ 3 (プラン 1 のコース 6 の特定利用限定型に係るものに限ります。)に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 16 年 12 月 16 日より実施します。
(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供している特定利用回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の細目は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する特定利用回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄の細目とみなします。

タイプ 1	タイプ 2
タイプ 2	タイプ 3
タイプ 3	タイプ 4
タイプ 4	タイプ 5
タイプ 5	タイプ 6

- 3 第 1 種オープンデータ通信網サービス(タイプ 1 に係る特定利用回線型のものに限ります。以下第 4 項までにおいて同じとします。)について、平成 16 年 12 月 31 日までの間に、その申込を行った申込者は、当社がその申込を承諾し第 1 種オープンデータ通信網サービスを提供開始した日から、その提供を開始した日の属する料金

月を含む2料金月において、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第1表第1(第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)の支払いを要しないほか、第101条(工事費の支払い義務)及び第105条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する特定利用回線の設置に係る工事費に関するについて、その支払いを要しません。

- 4 第3項の適用を受ける第1種オープンデータ通信網契約(タイプ1に係る特定利用回線型のものに限り、以下第5項までにおいて同じとします。)の申込者が、電話サービス等契約約款に規定する加入電話契約等に係る申込を同時に行った場合は、第3項に規定する支払いを要しない料金月に続く10料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第1表第1(第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)の支払いを要しません。ただし、第1種オープンデータ通信網サービス及び電話サービス等契約約款に定める加入電話サービス等の提供を受ける住所は同一のものに限り、その住所において電話サービス等契約約款に定める加入電話サービス等の解除があった場合は、その解除を行った日よりこの項の規定を適用しません。
- 5 この附則の第3項及び第4項の規定の適用を受けた1の第1種オープンデータ通信網契約に係る第1種オープンデータ通信網契約者は、その第1種オープンデータ通信網契約を解除し再び申込を行ったものについては、この附則の第3項及び第4項を適用しません。
(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 6 平成16年10月1日実施の附則(涉外第16-0277号)第2項から第5項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成16年12月31日」を「平成17年2月28日」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。
(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定利用回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の細目は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する特定利用回線型に係る第1種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄の細目とみなします。

タイプ2	タイプ1
タイプ3	タイプ2
タイプ4	タイプ3
タイプ5	タイプ4
タイプ6	タイプ5

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 3 第4種オープンデータ通信網契約者(平成16年6月1日の改正規定実施前のプラン等に係るものに限り、以下、この項において同じとします。)が、この改正規定実施の日以降IP電話サービス契約約款に規定する第1種IP電話契約(プラン1に係るものに限り、以下、この項において同じとします。)を当社と締結することにより、当社が、平成16年6月1日の改正規定実施前の規定に係る料金表に規定する優先接続等との複合利用に係る料金の取扱いの適用を行う場合は、平成16年6月1日の改正規定実施前の規定にかかわらず、第4種オープンデータ通信網契約者からの申出を要するものとします。
- 4 平成16年12月14日実施の附則(涉外第16-0407号)第6項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成17年2月28日」を「平成17年4月30日」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成17年3月15日から平成17年4月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限り、以下、この項において同じとします。)について、その支払いを要しません。
(1) タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から実施します。ただし、この附則の第 2 項に規定するストリーミング機能及びストリーミングライブ機能の廃止に関する変更については、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。
(付加機能の廃止)
- 2 この改正規定実施前の料金表第 1 表第 5 (付加機能使用料)に規定するストリーミング機能及びストリーミングライブ機能については、平成 17 年 7 月 1 日をもって廃止します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(オープンデータ通信網サービスにおける基本機能の一部廃止)

- 1 オープンデータ通信網サービスにおける基本機能であるアノニマス F T P 機能及びキャッシュ機能については平成 17 年 8 月 1 日をもって、ネットニュース機能については平成 17 年 10 月 1 日をもって、それぞれ廃止します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 5 月 1 日から実施します。ただし、この改正規定実施前の料金表第 1 表第 5 (付加機能使用料)に規定するメーリングリスト機能及びメーリングリスト S 機能の廃止に関する変更については、平成 17 年 8 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成 17 年 3 月 1 日実施の附則(涉外第 16-0498 号)第 4 項及び平成 17 年 3 月 15 日実施の附則第 1 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 17 年 4 月 30 日」を「平成 17 年 5 月 31 日」に改めます。
(付加機能の廃止に関する経過措置)
- 3 平成 17 年 6 月 1 日から平成 17 年 7 月 31 日までの間、第 97 条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、この改正規定実施前の料金表第 1 表第 5 (付加機能使用料)に規定するメーリングリスト機能及びメーリングリスト S 機能に係る付加機能使用料の支払いを要しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 6 月 1 日から実施します。
(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- 2 平成 17 年 5 月 1 日実施の附則(涉外第 17-0033 号)第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 17 年 5 月 31 日」を「平成 17 年 8 月 31 日」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。ただし、第 4 種オープンデータ通信網サービスにおける通信料に関する変更については、平成 17 年 9 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 17 年 7 月 6 日から実施します。
(第 2 種オープンデータ通信網サービスに係る経過措置)
- この改正規定実施の際現に、当社の電話サービス等契約約款に規定する加入電話契約等を締結している者は、この改正規定実施の日において、第 2 種オープンデータ通信網契約を締結したものとします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成 17 年 9 月 1 日から実施します。
(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している利用回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄の細目及びプラン等は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの料金表の規定により提供する利用回線に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスの次の表の細目及びプランとみなします。

タイプ 2 のプラン 1 のコース 1	タイプ 1 のプラン 1
タイプ 2 のプラン 1 のコース 2	タイプ 1 のプラン 2
タイプ 2 のプラン 2 のコース 1	タイプ 2 のプラン 1
タイプ 2 のプラン 2 のコース 2	タイプ 2 のプラン 2

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種オープンデータ通信網サービス（高速デジタル型、A T M 型、A T M データ伝送 1 型、A T M データ伝送 2 型及び利用回線型（タイプ 1 に係るもの）に限ります。）に係るものに限ります。以下 3 において同じとします。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については次に定める額とします。

ア 高速デジタル型のもの

1 の加入契約回線ごとに

品 目	料 金 額			
	プラン 1（プラン 2 以外のもの）		プラン 2（動的経路選択を行うもの）	
	臨時以外のもの （月額）	臨時のもの （日額）	臨時以外のもの （月額）	臨時のもの （日額）
6 4 Kb/s	4 5 , 0 0 0 円 (税込 47,250 円)	4 , 5 0 0 円 (税込 4,725 円)	4 5 , 0 0 0 円 (税込 47,250 円)	4 , 5 0 0 円 (税込 4,725 円)
1 2 8 Kb/s	5 1 , 0 0 0 円 (税込 53,550 円)	5 , 1 0 0 円 (税込 5,355 円)	5 1 , 0 0 0 円 (税込 53,550 円)	5 , 1 0 0 円 (税込 5,355 円)
1 9 2 Kb/s	1 5 8 , 0 0 0 円 (税込 165,900 円)	1 5 , 8 0 0 円 (税込 16,590 円)	1 5 8 , 0 0 0 円 (税込 165,900 円)	1 5 , 8 0 0 円 (税込 16,590 円)
2 5 6 Kb/s	1 9 6 , 0 0 0 円 (税込 205,800 円)	1 9 , 6 0 0 円 (税込 20,580 円)	1 9 6 , 0 0 0 円 (税込 205,800 円)	1 9 , 6 0 0 円 (税込 20,580 円)
3 8 4 Kb/s	2 7 3 , 0 0 0 円 (税込 286,650 円)	2 7 , 3 0 0 円 (税込 28,665 円)	2 7 3 , 0 0 0 円 (税込 286,650 円)	2 7 , 3 0 0 円 (税込 28,665 円)
5 1 2 Kb/s	2 9 9 , 0 0 0 円 (税込 313,950 円)	2 9 , 9 0 0 円 (税込 31,395 円)	3 1 9 , 0 0 0 円 (税込 334,950 円)	3 1 , 9 0 0 円 (税込 33,495 円)
7 6 8 Kb/s	3 5 4 , 0 0 0 円 (税込 371,700 円)	3 5 , 4 0 0 円 (税込 37,170 円)	4 2 2 , 0 0 0 円 (税込 443,100 円)	4 2 , 2 0 0 円 (税込 44,310 円)

1 Mb/s	382,000円 (税込401,100円)	38,200円 (税込40,110円)	480,000円 (税込504,000円)	48,000円 (税込50,400円)
1.5 Mb/s	399,000円 (税込418,950円)	39,900円 (税込41,895円)	505,000円 (税込530,250円)	50,500円 (税込53,025円)
3 Mb/s	728,000円 (税込764,400円)	72,800円 (税込76,440円)	930,000円 (税込976,500円)	93,000円 (税込97,650円)
4.5 Mb/s	1,012,000円 (税込1,062,600円)	101,200円 (税込106,260円)	1,340,000円 (税込1,407,000円)	134,000円 (税込140,700円)
6 Mb/s	1,302,000円 (税込1,367,100円)	130,200円 (税込136,710円)	1,725,000円 (税込1,811,250円)	172,500円 (税込181,125円)

イ ATM型のもの

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料 金 額			
	プラン1 (プラン2以外のもの)		プラン2 (動的経路選択を行うもの)	
	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
0.5 Mb/s	198,000円 (税込207,900円)	19,800円 (税込20,790円)	298,000円 (税込312,900円)	29,800円 (税込31,290円)
1 Mb/s	279,000円 (税込292,950円)	27,900円 (税込29,295円)	382,000円 (税込401,100円)	38,200円 (税込40,110円)
2 Mb/s	433,000円 (税込454,650円)	43,300円 (税込45,465円)	610,000円 (税込640,500円)	61,000円 (税込64,050円)
3 Mb/s	587,000円 (税込616,350円)	58,700円 (税込61,635円)	840,000円 (税込882,000円)	84,000円 (税込88,200円)
4 Mb/s	745,000円 (税込782,250円)	74,500円 (税込78,225円)	1,070,000円 (税込1,123,500円)	107,000円 (税込112,350円)
5 Mb/s	903,000円 (税込948,150円)	90,300円 (税込94,815円)	1,300,000円 (税込1,365,000円)	130,000円 (税込136,500円)
6 Mb/s	1,061,000円 (税込1,114,050円)	106,100円 (税込111,405円)	1,550,000円 (税込1,627,500円)	155,000円 (税込162,750円)
7 Mb/s	1,243,000円 (税込1,305,150円)	124,300円 (税込130,515円)	1,794,000円 (税込1,883,700円)	179,400円 (税込188,370円)
8 Mb/s	1,425,000円 (税込1,496,250円)	142,500円 (税込149,625円)	2,037,000円 (税込2,138,850円)	203,700円 (税込213,885円)
9 Mb/s	1,607,000円 (税込1,687,350円)	160,700円 (税込168,735円)	2,260,000円 (税込2,373,000円)	226,000円 (税込237,300円)
10 Mb/s	1,789,000円 (税込1,878,450円)	178,900円 (税込187,845円)	2,430,000円 (税込2,551,500円)	243,000円 (税込255,150円)
11 Mb/s	1,971,000円 (税込2,069,550円)	197,100円 (税込206,955円)	2,725,000円 (税込2,861,250円)	272,500円 (税込286,125円)
12 Mb/s	2,153,000円 (税込2,260,650円)	215,300円 (税込226,065円)	2,958,000円 (税込3,105,900円)	295,800円 (税込310,590円)
13 Mb/s	2,335,000円 (税込2,451,750円)	233,500円 (税込245,175円)	3,191,000円 (税込3,350,550円)	319,100円 (税込335,055円)
14 Mb/s	2,517,000円 (税込2,642,850円)	251,700円 (税込264,285円)	3,414,000円 (税込3,584,700円)	341,400円 (税込358,470円)
15 Mb/s	2,699,000円 (税込2,833,950円)	269,900円 (税込283,395円)	3,647,000円 (税込3,829,350円)	364,700円 (税込382,935円)
16 Mb/s	2,851,000円 (税込2,993,550円)	285,100円 (税込299,355円)	3,870,000円 (税込4,063,500円)	387,000円 (税込406,350円)
17 Mb/s	3,003,000円 (税込3,153,150円)	300,300円 (税込315,315円)	4,093,000円 (税込4,297,650円)	409,300円 (税込429,765円)
18 Mb/s	3,155,000円 (税込3,312,750円)	315,500円 (税込331,275円)	4,326,000円 (税込4,542,300円)	432,600円 (税込454,230円)
19 Mb/s	3,307,000円 (税込3,472,350円)	330,700円 (税込347,235円)	4,539,000円 (税込4,765,950円)	453,900円 (税込476,595円)

2 0 Mb/s	3,459,000円 (税込3,631,950円)	345,900円 (税込363,195円)	4,753,000円 (税込4,990,650円)	475,300円 (税込499,065円)
2 1 Mb/s	3,581,000円 (税込3,760,050円)	358,100円 (税込376,005円)	4,966,000円 (税込5,214,300円)	496,600円 (税込521,430円)

ウ ATMデータ伝送1型のもの

(ア) タイプ1 (タイプ2以外のもの)

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	プラン1 (プラン2以外のもの)	プラン2 (動的経路選択を行うもの)
0.5 Mb/s	198,000円(税込207,900円)	298,000円(税込312,900円)
1 Mb/s	279,000円(税込292,950円)	382,000円(税込401,100円)
2 Mb/s	433,000円(税込454,650円)	610,000円(税込640,500円)

(イ) タイプ2 (あらかじめ利用できるIPアドレスの数を16までに制限するもの)

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料金額 (月額)
0.5 Mb/s	75,000円(税込78,750円)
1 Mb/s	96,000円(税込100,800円)
2 Mb/s	138,000円(税込144,900円)

エ ATMデータ伝送2型のもの

(ア) タイプ1 (タイプ2以外のもの)

1の加入契約回線等ごとに

品 目	料金額 (月額)	
	プラン1 (プラン2以外のもの)	プラン2 (動的経路選択を行うもの)
最低伝送品目		
3 Mb/s	587,000円 (税込616,350円)	840,000円 (税込882,000円)
4 Mb/s	745,000円 (税込782,250円)	1,070,000円 (税込1,123,500円)
5 Mb/s	903,000円 (税込948,150円)	1,300,000円 (税込1,365,000円)

(イ) タイプ2 (あらかじめ利用できるIPアドレスの数を16までに制限するもの)

1の加入契約回線等ごとに

品 目		料金額 (月額)
上限伝送品目	最低伝送品目	
0.5 Mb/s	0.1 Mb/s	58,000円(税込60,900円)
0.5 Mb/s	0.3 Mb/s	71,000円(税込74,550円)
1 Mb/s	0.1 Mb/s	61,000円(税込64,050円)
1 Mb/s	0.5 Mb/s	80,000円(税込84,000円)
2 Mb/s	0.2 Mb/s	70,000円(税込73,500円)
2 Mb/s	1 Mb/s	104,000円(税込109,200円)
3 Mb/s	0.3 Mb/s	79,000円(税込82,950円)
3 Mb/s	1.5 Mb/s	128,000円(税込134,400円)
4 Mb/s	0.4 Mb/s	88,000円(税込92,400円)
4 Mb/s	2 Mb/s	152,000円(税込159,600円)
5 Mb/s	0.5 Mb/s	97,000円(税込101,850円)
5 Mb/s	2.5 Mb/s	176,000円(税込184,800円)
6 Mb/s	0.6 Mb/s	106,000円(税込111,300円)
6 Mb/s	3 Mb/s	200,000円(税込210,000円)
7 Mb/s	0.7 Mb/s	115,000円(税込120,750円)
7 Mb/s	3.5 Mb/s	224,000円(税込235,200円)
8 Mb/s	0.8 Mb/s	124,000円(税込130,200円)
8 Mb/s	4 Mb/s	248,000円(税込260,400円)
9 Mb/s	0.9 Mb/s	133,000円(税込139,650円)
9 Mb/s	4.5 Mb/s	272,000円(税込285,600円)
10 Mb/s	1 Mb/s	142,000円(税込149,100円)

10 Mb/s	5 Mb/s	296,000円(税込310,800円)
---------	--------	----------------------

オ 利用回線型のもの

(ア) タイプ1(株式会社アッカ・ネットワークスのDSLアクセスサービスに係る利用回線を使用するもの)

1の加入契約回線ごとに

品目	区分		料金額(月額)
12 Mb/s	プラン1(利用回線が、利用回線型サービスに係るもの)	コース1(利用することのできるIPアドレスの数が1のもの)	8,700円(税込9,135円)
	プラン2(利用回線が、契約者回線型サービスに係るもの)	コース1(利用することのできるIPアドレスの数が1のもの)	10,400円(税込10,920円)

(2) 端末回線使用料については、次に定める額とします。

1の端末回線ごとに

品目	料金額	
	臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
64 Kb/s	35,000円(税込36,750円)	3,500円(税込3,675円)
128 Kb/s	50,000円(税込52,500円)	5,000円(税込5,250円)
192 Kb/s	72,000円(税込75,600円)	7,200円(税込7,560円)
256 Kb/s	89,000円(税込93,450円)	8,900円(税込9,345円)
384 Kb/s	110,000円(税込115,500円)	11,000円(税込11,550円)
512 Kb/s	136,000円(税込142,800円)	13,600円(税込14,280円)
768 Kb/s	176,000円(税込184,800円)	17,600円(税込18,480円)
1 Mb/s	215,000円(税込225,750円)	21,500円(税込22,575円)
1.5 Mb/s	220,000円(税込231,000円)	22,000円(税込23,100円)
3 Mb/s	442,000円(税込464,100円)	44,200円(税込46,410円)
4.5 Mb/s	581,000円(税込610,050円)	58,100円(税込61,005円)
6 Mb/s	707,000円(税込742,350円)	70,700円(税込74,235円)

(3) 契約者回線使用料については、次に定める額とします。

ア ATM型のもの

1の契約者回線ごとに

区分	料金額	
	臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
同軸ケーブルのもの	25,000円(税込26,250円)	2,500円(税込2,625円)
光ケーブルのもの	40,000円(税込42,000円)	4,000円(税込4,200円)

(4) 加算額については、次に定める額とします。

種別	単位	区分	料金額	
			臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
ア 回線接続装置：取扱局伝送設備との間で信号の送受信及び変換の機能を有するもの	1台ごとに	64Kb/s又は128Kb/s用のもの	1,700円(税込1,785円)	170円(税込178.5円)
		192Kb/s、256Kb/s、384Kb/s、512Kb/s、768Kb/s、1Mb/s又は1.5Mb/s用のもの	19,000円(税込19,950円)	1,900円(税込1,995円)
		3Mb/s、4.5Mb/s又は6Mb/s用のもの	21,000円(税込22,050円)	2,100円(税込2,205円)

	回線接続装置型の場合	1台ごとに	64Kb/s 又は 128Kb/s 用のもの	4,000円 (税込 4,200円)	400円 (税込 420円)
			192Kb/s、256Kb/s、384Kb/s、512Kb/s、768Kb/s、1Mb/s 又は 1.5Mb/s、3Mb/s、4.5Mb/s 又は 6Mb/s 用のもの	20,000円 (税込 21,000円)	2,000円 (税込 2,100円)
備考 I インタフェースに係るものに限り提供します。					
(イ) ATM型のもの	回線接続装置型の場合	1台ごとに	同軸ケーブルのもの	53,000円 (税込 55,650円)	5,300円 (税込 5,565円)
			光ケーブルのもの	58,000円 (税込 60,900円)	5,800円 (税込 6,090円)
	回線接続装置型の場合	1台ごとに		29,000円 (税込 30,450円)	2,900円 (税込 3,045円)
	回線接続装置型の場合	1台ごとに		33,000円 (税込 34,650円)	3,300円 (税込 3,465円)
	回線接続装置型の場合	1台ごとに		30,000円 (税込 31,500円)	3,000円 (税込 3,150円)
	回線接続装置型の場合	1台ごとに		11,000円 (税込 11,550円)	1,100円 (税込 1,155円)
	回線接続装置型の場合	1台ごとに			

(5) 第1種オープンデータ通信網サービスに係る付加機能に係るものについては、次に定める額とします。
ア IPv6 トンネリング機能に係るもの

区分	単位	料金額	
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
(ア) (イ)、(ウ)及び(I)以外のもの	64 Kb/s	5,000円 (税込 5,250円)	500円 (税込 525円)
	128 Kb/s	6,000円 (税込 6,300円)	600円 (税込 630円)
	192 kb/s	9,000円 (税込 9,450円)	900円 (税込 945円)
	256 Kb/s	12,000円 (税込 12,600円)	1,200円 (税込 1,260円)
	384 Kb/s	18,000円 (税込 18,900円)	1,800円 (税込 1,890円)
	512 Kb/s	24,000円 (税込 25,200円)	2,400円 (税込 2,520円)
	768 Kb/s	35,000円 (税込 36,750円)	3,500円 (税込 3,675円)
	1 Mb/s	47,000円 (税込 49,350円)	4,700円 (税込 4,935円)
	1.5 Mb/s	70,000円 (税込 73,500円)	7,000円 (税込 7,350円)
	3 Mb/s	140,000円 (税込 147,000円)	14,000円 (税込 14,700円)
4.5 Mb/s	200,000円 (税込 210,000円)	20,000円 (税込 21,000円)	

		6 Mb/s		200,000円 (税込 210,000円)	20,000円 (税込 21,000円)	
(イ) ATM型のもの		0.5 Mb/s		20,000円 (税込 21,000円)	2,000円 (税込 2,100円)	
		1 Mb/s		40,000円 (税込 42,000円)	4,000円 (税込 4,200円)	
		2 Mb/s		80,000円 (税込 84,000円)	8,000円 (税込 8,400円)	
		3 Mb/s		120,000円 (税込 126,000円)	12,000円 (税込 12,600円)	
		4 Mb/s		160,000円 (税込 168,000円)	16,000円 (税込 16,800円)	
		5 Mb/s から 120 Mb/s までのもの		200,000円 (税込 210,000円)	20,000円 (税込 21,000円)	
(ウ) ATMデータ伝送1型のもの	タイプ1のもの	0.5 Mb/s		20,000円 (税込 21,000円)	-	
		1 Mb/s		40,000円 (税込 42,000円)	-	
		2 Mb/s		80,000円 (税込 84,000円)	-	
		タイプ2のもの		14,000円 (税込 14,700円)	-	
(I) ATMデータ伝送2型のもの	タイプ1のもの (最低伝送品目)	0.5 Mb/s		20,000円 (税込 21,000円)	-	
		1 Mb/s		40,000円 (税込 42,000円)	-	
		2 Mb/s		80,000円 (税込 84,000円)	-	
		3 Mb/s		120,000円 (税込 126,000円)	-	
		4 Mb/s		160,000円 (税込 168,000円)	-	
		5 Mb/s		200,000円 (税込 210,000円)	-	
		タイプ2のもの	上限伝送品目	最低伝送品目	***	***
	0.5 Mb/s		0.1 Mb/s	8,000円 (税込 8,400円)	-	
	0.5 Mb/s		0.3 Mb/s	14,000円 (税込 14,700円)	-	
	1 Mb/s		0.1 Mb/s	8,000円 (税込 8,400円)	-	
	1 Mb/s		0.5 Mb/s	14,000円 (税込 14,700円)	-	
	2 Mb/s		0.2 Mb/s	10,000円 (税込 10,500円)	-	
	2 Mb/s		1 Mb/s	14,000円 (税込 14,700円)	-	
	3 Mb/s		0.3 Mb/s	14,000円 (税込 14,700円)	-	
	3 Mb/s		1.5 Mb/s	14,000円 (税込 14,700円)	-	
	4 Mb/s		0.4 Mb/s	14,000円 (税込 14,700円)	-	
4 Mb/s	2 Mb/s	14,000円 (税込 14,700円)	-			

	5 Mb/s	0.5 Mb/s	14,000円 (税込 14,700円)	-
	5 Mb/s	2.5 Mb/s	17,000円 (税込 17,850円)	-
	6 Mb/s	0.6 Mb/s	14,000円 (税込 14,700円)	-
	6 Mb/s	3 Mb/s	20,000円 (税込 21,000円)	-
	7 Mb/s	0.7 Mb/s	14,000円 (税込 14,700円)	-
	7 Mb/s	3.5 Mb/s	25,000円 (税込 26,250円)	-
	8 Mb/s	0.8 Mb/s	14,000円 (税込 14,700円)	-
	8 Mb/s	4 Mb/s	30,000円 (税込 31,500円)	-
	9 Mb/s	0.9 Mb/s	14,000円 (税込 14,700円)	-
	9 Mb/s	4.5 Mb/s	35,000円 (税込 36,750円)	-
	10 Mb/s	1 Mb/s	14,000円 (税込 14,700円)	-
	10 Mb/s	5 Mb/s	40,000円 (税込 42,000円)	-

(6) 高速デジタル型、ATM型、ATMデータ伝送1型及びATMデータ伝送2型に係る第1種オープンデータ通信網契約者は、改正前の規定にかかわらず、品目等の変更を請求することはできません。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているATMデータ伝送1型及びATMデータ伝送2型に係る第1種オープンデータ通信網サービスに関する特定他社接続回線に係る料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

ア 基本料

(ア) ATMデータ伝送1型に係るもの

1のATMデータ論理チャネルごとに

品目	料金額(月額)
0.5 Mb/s	17,900円(税込 18,795円)
1 Mb/s	35,800円(税込 37,590円)
2 Mb/s	64,800円(税込 68,040円)

(イ) ATMデータ伝送2型に係るもの

1のATMデータ論理チャネルごとに

品目		料金額(月額)
上限伝送品目	最低伝送品目	
0.5 Mb/s	0.1 Mb/s	4,100円(税込 4,305円)
0.5 Mb/s	0.3 Mb/s	10,700円(税込 11,235円)
1 Mb/s	0.1 Mb/s	4,800円(税込 5,040円)
1 Mb/s	0.5 Mb/s	18,500円(税込 19,425円)
2 Mb/s	0.2 Mb/s	9,300円(税込 9,765円)
2 Mb/s	1 Mb/s	37,000円(税込 38,850円)
3 Mb/s	0.3 Mb/s	13,900円(税込 14,595円)
3 Mb/s	1.5 Mb/s	52,200円(税込 54,810円)
4 Mb/s	0.4 Mb/s	18,500円(税込 19,425円)
4 Mb/s	2 Mb/s	67,400円(税込 70,770円)
5 Mb/s	0.5 Mb/s	23,600円(税込 24,780円)
5 Mb/s	2.5 Mb/s	84,800円(税込 89,040円)
6 Mb/s	0.6 Mb/s	27,800円(税込 29,190円)
6 Mb/s	3 Mb/s	102,200円(税込 107,310円)

7 Mb/s	0.7 Mb/s	32,500円(税込 34,125円)
7 Mb/s	3.5 Mb/s	117,300円(税込 123,165円)
8 Mb/s	0.8 Mb/s	37,100円(税込 38,955円)
8 Mb/s	4 Mb/s	132,500円(税込 139,125円)
9 Mb/s	0.9 Mb/s	41,700円(税込 43,785円)
9 Mb/s	4.5 Mb/s	146,500円(税込 153,825円)
10 Mb/s	1 Mb/s	47,200円(税込 49,560円)
10 Mb/s	5 Mb/s	160,600円(税込 168,630円)

イ 加算料

1のATMデータ契約者回線ごとに

品 目	料金額(月額)
3 Mb/s	12,500円(税込 13,125円)
6 Mb/s	14,900円(税込 15,645円)
9 Mb/s	16,100円(税込 16,905円)
12 Mb/s	17,300円(税込 18,165円)
15 Mb/s	18,600円(税込 19,530円)
18 Mb/s	19,900円(税込 20,895円)
21 Mb/s	21,100円(税込 22,155円)
24 Mb/s	22,300円(税込 23,415円)
27 Mb/s	23,700円(税込 24,885円)
30 Mb/s	24,900円(税込 26,145円)
33 Mb/s	26,200円(税込 27,510円)
36 Mb/s	27,400円(税込 28,770円)
39 Mb/s	28,700円(税込 30,135円)
42 Mb/s	30,000円(税込 31,500円)

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 5 平成17年6月1日実施の附則(涉外第17-0061号)第2項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成17年8月31日」を「平成17年11月30日」に改めます。
- 6 この附則5に係る、平成16年6月1日実施の附則(涉外第16-0116号)第9項及び第15項から第17項並びに平成16年10月1日実施の附則(涉外第16-0277号)第4項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、この改正規定実施の日において、「3料金月」を「2料金月」に改めます。
- 7 この附則5に係る、平成16年6月1日実施の附則(涉外第16-0116号)第9項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、この改正規定実施の日において、「料金表第1表第2(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)」に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)の支払いを要しません。」を「料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)」に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)及び端末設備使用料の支払いを要しません。」に改めます。
(付加機能に関する経過措置)
- 8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次に掲げる付加機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

オリジナルメールアドレス機能	利用者にあらかじめ指定されたオリジナルメールアドレス(あらかじめ利用者が所有するドメイン名を利用したメールアドレスをいいます。以下同じとします。)に対して送られた電子メールを、あらかじめ利用者に割り当てたメールアドレスに着信させる機能をいいます。	1のメールアドレスごとに	400円 (税込 420円)	40円 (税込 42円)
	備考	(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者(改正前の規定によるタイプ3のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者及び第8種オープンデータ通信網契約者を除きます。)に限り提供します。 (2) 当社は、1のメールアドレスにつき1の機能を提供します。 (3) 利用者は、当社にオリジナルメールアドレス(サブドメイン名(ドメイン名を階層構造的に分割するために、ドメイン名に付加した名称をいいます。以下同じとします。))を利用したメールアドレスを含みます。)を登録していただきます。		

仮想ドメイン情報ページ公開機能	<p>利用者にあらかじめ指定された仮想ドメイン名（あらかじめ利用者が所有するドメイン名をいいます。以下同じとします。）により、情報ページを使用してオープンデータ通信網サービス取扱所に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積及び公開を行う機能をいいます。</p>	蓄積できる情報ページの量が10メガバイトまで	10,000円 (税込10,500円)	1,000円 (税込1,050円)
		蓄積できる情報ページの量が20メガバイトまで	15,000円 (税込15,750円)	1,500円 (税込1,575円)
		蓄積できる情報ページの量が50メガバイトまで	27,000円 (税込28,350円)	2,700円 (税込2,835円)
		蓄積できる情報ページの量が100メガバイトまで	36,000円 (税込37,800円)	3,600円 (税込3,780円)
		蓄積できる情報ページの量が200メガバイトまで	45,000円 (税込47,250円)	4,500円 (税込4,725円)
		蓄積できる情報ページの量が500メガバイトまで	63,000円 (税込66,150円)	6,300円 (税込6,615円)
		蓄積できる情報ページの量が1ギガバイトまで	90,000円 (税込94,500円)	9,000円 (税込9,450円)
		蓄積できる情報ページの量が2ギガバイトまで	126,000円 (税込132,300円)	12,600円 (税込13,230円)
		備考	<p>(1) 契約者回線等を設置しているオープンデータ通信網契約者（改正前の規定によるタイプ3のプラン1のコース6の公衆無線接続型及びプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者、第7種オープンデータ通信網契約者並びに第8種オープンデータ通信網契約者を除きます。）が、当該サービスを利用する回線として、その契約者回線等を指定するときに限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、利用者の1の契約者回線等につき1の機能を提供します。</p>	
メールウィルスチェック機能（ドメイン	タイプ1	1のドメイン名（サブドメイン名を使用している場合は、サブドメイン名とします。以下この欄において同じとします。）に係るメールアドレスの数が10個までのもの	6,000円 (税込6,300円)	-

ン単位型)

1のドメイン名に係るメールアドレスの数が10個を超え25個までのもの	15,000円 (税込 15,750円)	-
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が25個を超え50個までのもの	30,000円 (税込 31,500円)	-
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が50個を超え100個までのもの	40,000円 (税込 42,000円)	-
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が100個を超え200個までのもの	62,000円 (税込 65,100円)	-
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が200個を超え300個までのもの	80,000円 (税込 84,000円)	-
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が300個を超え400個までのもの	96,000円 (税込 100,800円)	-
1のドメイン名に係るメールアドレスの数が400個を超え500個までのもの	110,000円 (税込 115,500円)	-

	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が500個を超え100個までごとに900個までのもの	そのメールアドレスの数が500個のものとみなした場合に適用される額、500個を超える100個までごとに20,000円(税込21,000円)を加算した額	-
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が900個を超え1,000個までのもの	200,000円(税込210,000円)	-
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が1,000個を超え1,000個までごとに10,000個までのもの	そのメールアドレスの数が1,000個のものとみなした場合に適用される額、1,000個を超える1,000個までごとに120,000円(税込126,000円)を加算した額	-
タイプ2	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が50個までのもの	40,000円(税込42,000円)	-
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が50個を超え100個までのもの	50,000円(税込52,500円)	-
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が100個を超え200個までのもの	72,000円(税込75,600円)	-
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が200個を超え300個までのもの	90,000円(税込94,500円)	-

	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が300個を超え400個までのもの	106,000円 (税込111,300円)	-
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が400個を超え500個までのもの	130,000円 (税込136,500円)	-
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が500個を超え100個までごとに900個までのもの	そのメールアドレスの数が500個のもの とみなした場合に適用される額 に、500個を超える100個までごとに20,000円 (税込21,000円)を加算した額	-
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が900個を超え1,000個までのもの	220,000円 (税込231,000円)	-
	1のドメイン名に係るメールアドレスの数が1,000個を超えるもの	そのメールアドレスの数が1,000個のもの とみなした場合に適用される額 に、1,000個を超える1,000個までごとに200,000円 (税込210,000円)を加算した額	-
備考	<p>(1) タイプ1に係るメールウィルスチェック機能(ドメイン単位型)は、改正前の規定による第1種オープンデータ通信網契約者(イーサネット型に係るもの(タイプ3に係るものに限ります。))を除きます。)又はタイプ4に係る第4種オープンデータ通信網契約者に限り提供します。 ただし、改正前の規定によるオリジナルメールアドレス機能に係るものを除きます。</p> <p>(2) タイプ2に係るメールウィルスチェック機能(ドメイン単位型)は、電気通信事業法に定める電気通信事業者である改正前の規定による第1種オープンデータ通信網契約者(イーサネット型に係るもの(タイプ3に係るものに限ります。))を除きます。)に限り提供します。 ただし、改正前の規定によるオリジナルメールアドレス機能に係るものを除きます。</p> <p>(3) (1)の場合において、オープンデータ通信網契約者は、その保有する電気通信設備を用いて他人の通信を媒介しその他電気通信設備を他人の通信の用に供するために、本機能を利用することはできません。</p> <p>(4) 当社は、1のドメイン名につき1の機能を提供します。</p> <p>(5) 利用者は、当社にオリジナルメールアドレス及びオリジナルメールアドレスに対応したIPアドレスを登録していただきます。</p> <p>(6) 当社は、メールウィルスチェック機能(ドメイン単位型)の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

(料金等の支払いに関する経過措置)

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につい

ては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成 17 年 9 月 1 日実施の附則(涉外第 17-0146 号)第 5 項から第 7 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 17 年 11 月 30 日」を「平成 17 年 9 月 30 日」に改めます。
- 2 平成 17 年 10 月 1 日から平成 17 年 11 月 30 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 3 料金月について、第 97 条(定額利用料の支払義務)及び第 105 条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 3(第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)及び端末設備使用料の支払いを要しないほか、第 101 条(工事費の支払義務)及び第 105 条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第 2 表(工事に関する費用)に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、収容局の設定に関する工事費、配線設備多重装置の設定に関する工事費及び料金表第 3 表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線及び特定利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ 1(プラン 2、プラン 5 又はプラン 6 に係るものに限ります。)、タイプ 5 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込
 - (2) タイプ 1 のプラン 1 又はタイプ 3 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1(プラン 2、プラン 5 又はプラン 6 に係るものに限ります。)又はタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) 第 4 種オープンデータ通信網契約者(平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1(平成 15 年 1 月 1 日の改正規定実施前にタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 として締結したものを除きます。)、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1(コース 1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。)を指定している場合に提供するものに限ります。)又はコース 5 に係るものに限ります。)又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係るものに限ります。)による、タイプ 1(プラン 2、プラン 5 又はプラン 6 に係るものに限ります。)又はタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1(プラン 5 又はプラン 6 に係るものに限ります。)又はタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) 第 4 種オープンデータ通信網契約者(平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1(平成 15 年 1 月 1 日の改正規定実施前にタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 として締結したものに限ります。)又はタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 に係るものに限ります。)による、タイプ 1(プラン 5 又はプラン 6 に係るものに限ります。)又はタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ 5(平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1、プラン 2 のコース 1 又は平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものを含みます。)に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 5 又はタイプ 1 のプラン 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 3 平成 17 年 10 月 1 日から平成 17 年 11 月 30 日までの間、次の表に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者に対して当社は、当社がその申込等を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 1 2 料金月について、料金表第 1 表第 3(第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)を、料金月単位に次の表に掲げる料金額につき減額します。この場合において、申込等を行った第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日が、その料金月の初日以外の日であったとき又はこの規定の適用を受けている期間において、料金月の初日以外の日にプランの変更等を請求若しくは第 4 種オープンデータ通信網サービスの解除を行ったときは、減額する料金額をその利用日数に応じて日割りします。

申 込 等 の 内 容	減額する料金額
(1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込	880円
(2) タイプ1(プラン1又はプラン2に係るものに限ります。)、タイプ3のプラン1又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	
(3) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1(コース1又はコース2に係るものに限ります。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。))を指定している場合に提供するものに限ります。))又はコース5に係るものに限ります。)、タイプ5(平成16年6月1日の改正規定実施前のプラン1、プラン2のコース1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。))又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係るものに限ります。))による、タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	
(4) タイプ1のプラン8に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込	790円
(5) (2)又は(3)に規定する第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン8に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求	

4 平成17年10月1日から平成17年11月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。))について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) タイプ5(平成16年6月1日の改正規定実施前のプラン1、プラン2のコース1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。))に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

5 この附則第2項及び第3項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、その規定の適用が終了したときから12料金月について、二度以上の変更の請求により、再びタイプ1(前2項の規定を受けたプランに限ります。))に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行った場合、期間を限定した利用料の支払いを要しない適用又は利用料を減額する適用を受けることはできません。

6 この附則第2項により、3料金月の利用料金について、その支払いを要しない取扱い(「当該取扱」といいます。以下この項において同じとします。))を受けた次の表の左欄のプラン等に係る第4種オープンデータ通信網契約者が、平成17年10月1日から平成17年11月30日までの間、次の表の右欄のプラン等に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した場合であって、その提供を開始した日において、当該取扱に残余の料金月があるときは、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、第4種オープンデータ通信網契約者はその残余の料金月に相当する第4種オープンデータ通信網サービスの料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。))について、その支払いを要しません。

タイプ5のプラン3	タイプ5のプラン2
-----------	-----------

7 平成17年10月1日から平成17年11月30日までの間、タイプ1に係る情報ページウィルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がそのタイプ1に係る情報ページウィルスチェック等機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第6(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料(タイプ1に係る情報ページウィルスチェック等機能に係るものに限ります。))の支払いを要しないほか、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する付加機能の利用開始に関する工事費(タイプ1に係る情報ページウィルスチェック等機能に係るものに限ります。))について、

その支払いを要しません。この場合において、1の第4種オープンデータ通信網契約に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、タイプ1に係る情報ページウィルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供を請求したものについてはこの項の規定を適用しません。

8 平成17年10月1日から平成17年11月30日までの間、タイプ1（プラン3又はプラン4に係るものを除きます。）、タイプ3のプラン1、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行う申込者は、その申込と同時にタイプ3のプラン1のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行った場合には、当社がその申込を承諾しタイプ3のプラン1のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ3のプラン1のコース6の通常型に係るもの）に限ります。）に係る基本料の部分に限ります。）の支払いを要しません。

9 平成17年10月1日から平成17年11月30日までの間、タイプ1（プラン3又はプラン4に係るものを除きます。）、タイプ3のプラン1、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行う申込者は、その申込と同時にメールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の提供を請求した場合には、当社がそのメールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能に係るもの）に限ります。）の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年10月3日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ1のプラン7及びプラン8に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については次に定める額とします。

ア 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
タイプ1	プラン7	1,880円 (税込1,974円)
	プラン8	1,580円 (税込1,659円)

3 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るもの）に限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) タイプ1のプラン1又はタイプ3のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きま

す。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。))を指定している場合に提供するものに限り。))又はコース5に係るものに限り。))又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係るものに限り。))による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (4) タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成16年6月1日の改定規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り。))又はタイプ1のプラン1のコース2に係るものに限り。))による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 4 平成17年12月1日から平成18年1月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

この場合において、当該申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第101条(工事費の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に係る費用)に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、収容局の設定に関する工事費、配線設備多重装置の設定に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(特定利用回線に係るものに限り。))について、その支払いを要しません。

- (1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み
 - ア タイプ1のプラン5及びプラン6に係る第4種オープンデータ通信網契約
 - イ タイプ1のプラン7及びプラン8に係る第4種オープンデータ通信網契約
 - ウ タイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約
- (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5、プラン6、プラン7若しくはプラン8又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1(プラン1又はプラン2に係るものに限り。)、タイプ3のプラン1又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限り。))又はコース5に係るものに限り。))若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り。))、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5又はプラン6に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り。))及び端末設備使用料に限り。))に2分の1を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7又はプラン8に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り。))及び端末設備使用料に限り。))に2分の1を乗じて得た額
(1)のウの申込又は(2)の変更等のうちタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む8料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り。))及び端末設備使用料に限り。))に2分の1を乗じて得た額

- 5 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に係る費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限り。))について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン

3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1、プラン2のコース1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るもの）に限り、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

6 この附則第3項又は第4項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。

7 この附則第3項により、2料金月の利用料金について、その支払いを要しない取扱い（「当該取扱」といいます。以下この項において同じとします。）を受けた次の表の左欄のプラン等に係る第4種オープンデータ通信網契約者が、平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間において次の表の右欄のプラン等に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した場合であって、その提供を開始した日において当該取扱に残余の料金月があるときは、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線の料金等）の規定にかかわらず、第4種オープンデータ通信網契約者はその残余の料金月に相当する第4種オープンデータ通信網サービスの料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）について、その支払いを要しません。

タイプ5のプラン3	タイプ5のプラン2
-----------	-----------

8 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間、タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がそのタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り、）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。この場合において、1の第4種オープンデータ通信網契約に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供を請求したものについてはこの項の規定を適用しません。

9 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間、タイプ1（プラン3又はプラン4に係るものを除きます。）、タイプ3のプラン1（コース6に係るものを除きます。）、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行う申込者は、その申込と同時にタイプ3のプラン1のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網サービスの申込を行った場合には、当社がその申込を承諾しタイプ3のプラン1のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ3のプラン1のコース6の通常型に係るものに限り、）に係る基本料の部分に限り、）の支払いを要しません。

10 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間、タイプ1（プラン3又はプラン4に係るものを除きます。）、タイプ3のプラン1（コース6については、通常型に係るものに限り、）、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行う申込者は、その申込と同時にメールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の提供を請求した場合には、当社がそのメールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能に係るものに限り、）の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

11 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 18 年 2 月 1 日から実施します。ただし、タイプ 5 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する変更については、平成 18 年 2 月 15 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 1 のプラン 5 及びプラン 6 並びにタイプ 5 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については次に定める額とします。

ア タイプ 1 のプラン 5 及びプラン 6 に係るもの

(ア)基本料

区 分		1 の契約者識別符号ごとに 料 金 額 (月額)
タイプ 1	プラン 5	1,880 円 (税込 1,974 円)
	プラン 6	1,580 円 (税込 1,659 円)

イ タイプ 5 のプラン 3 に係るもの

(ア) 基本料

区 分		1 の契約者識別符号ごとに 料 金 額 (月額)
タイプ 5	プラン 3 (網ふくそうが発生していない状態で利用回線の終端の場所への伝送方向については最大 40 メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大 1 メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの)	2,880 円 (税込 3,024 円)

- 3 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17 - 0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 4 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 1 月 31 日」を「平成 18 年 3 月 31 日」に改めます。

この場合において、タイプ 1 のプラン 5 及びプラン 6 に係るものについては、改正後のこの約款の規定によるタイプ 1 のプラン 5 及びプラン 6 に係るものと読み替え、タイプ 5 のプラン 3 に係るものについては、この改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3 に係るもの又は改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 3 に係るものと読み替えて適用します。

- 4 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17 - 0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 3 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 5 のプラン 3 に係るものについては、改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 3 に係るものと読み替えて適用します。

- 5 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 5 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 5 のプラン 3 に係るものについては、改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 3 と読み替えて適用し、当該附則第 5 項に次に掲げる各号を加えます。

(1) 改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) 改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 1 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- 6 この附則第 3 項又は第 4 項の規定の適用を受けたタイプ 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第 3 項又は第 4 項の規定の適用を受けることはできません。

- 7 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17 - 0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 9 項及び第 10 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 1 のプラン 5 及びプラン 6 並びにタイプ 5 のプラン 3 に係るものについては、改正後のこの約款の規定によるタイプ 1 のプラン 5 及びプラン 6 並びにタイプ 5 のプラン 3 と読み替えて適用します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 2 月 15 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 平成 18 年 2 月 15 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、利用回線の移転に係る請求又は利用回線の移転に係る請求と同時にプランの変更の請求(タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更に限ります。)を行った第 4 種オープンデータ通信網契約者(タイプ 5、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 のコース 1 若しくはコース 2 又は平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 に係るもの)に限ります。)は、平成 18 年 5 月 31 日までにその移転に係る工事が完了したときは、移転に係る工事の完了した日(移転に係る請求と同時にプランの変更の請求を行った場合は、変更後のプランに係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日とします。)の属する料金月の翌料金月について、第 97 条(定額利用料の支払義務)及び第 105 条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 3(第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する当該プランに係る利用料(基本料の部分に限ります。)について、その支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 3 月 1 日から実施します。

(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する一般型のイーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から実施します。

(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定利用回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、特定接続回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなし、改正前の規定により特定利用回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスで使用している特定利用回線は、この改正規定実施の日において、特定接続回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスで使用する特定接続回線とみなします。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

3 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則(涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号)第 3 項、第 5 項及び第 8 項から第 10 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 5 月 31 日」に改めます。ただし、平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 5 月 31 日までの間に次に掲げる変更の請求を行った第 4 種オープンデータ通信網契約者については、当該附則第 3 項の規定のうち 2 料金月の料金表第 1 表第 3(第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料の支払いを要しない規定は適用しません。

(1) タイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) 第 4 種オープンデータ通信網契約者(平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1(平成 15 年 1 月 1 日の改正規定実施前にタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 として締結したもの)に限ります。)又はタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 に係るもの)に限ります。)による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

4 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則(涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号)第 3 項の規定により、2 料金月の利用料金について、その支払いを要しない取扱い(「当該取扱」といいます。以下この項において同じとします。)を受けた次の表の左欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 5 月 31 日までの間において次の表の右欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した

場合であって、その提供を開始した日において、当該取扱に残余の料金月があるときは、第 97 条（定額利用料の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、第 4 種オープンデータ通信網契約者はその残余の料金月に相当する第 4 種オープンデータ通信網サービスの平成 18 年 2 月 15 日実施の附則（涉外第 17-0308 号）第 2 項に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）について、その支払いを要しません。

タイプ 5 のプラン 3（平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のものに限ります。）	タイプ 5 のプラン 2
---	--------------

- 5 平成 18 年 2 月 1 日実施の附則（涉外第 17-0308 号）第 3 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 5 月 31 日」に改めます。
- 6 平成 18 年 2 月 15 日実施の附則（涉外第 17-0337 号）第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 3 月 31 日」を「平成 18 年 5 月 31 日」に、「平成 18 年 5 月 31 日」を「平成 18 年 7 月 31 日」に改めます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 18 年 5 月 20 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から実施します。
（第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 平成 18 年 4 月 1 日実施の附則（涉外第 17-0394 号）第 3 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 5 月 31 日」を「平成 18 年 8 月 31 日」に改めます。
- 3 平成 18 年 4 月 1 日実施の附則（涉外第 17-0394 号）第 5 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 5 月 31 日」を「平成 18 年 6 月 30 日」に改めます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 18 年 7 月 1 日から実施します。
（第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 平成 18 年 6 月 1 日実施の附則（涉外第 2006-0063 号）第 3 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 6 月 30 日」を「平成 18 年 8 月 31 日」に改めます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 18 年 7 月 3 日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 18 年 7 月 6 日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 18 年 7 月 12 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 8 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については次に定める額とします。

ア 基本料

1 の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
タイプ 5	プラン 1 (網ふくそうが発生していない状態で利用回線の終端の場所への伝送方向については最大 1,024 キロビット/秒まで、他の伝送方向については最大 512 キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの)	1,850 円 (税込 1,942.5 円)

(2) 工事に係る費用及び手続きに関する費用の適用除外

タイプ 5 のプラン 1 (この改正規定実施前のものに限ります。)に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者がタイプ 5 のプラン 1 (この改正規定実施後のものに限ります。)に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更を請求する場合は、第 101 条 (工事費の支払義務) の規定にかかわらず、料金表第 2 表 (工事に係る費用) に規定する利用回線の変更に係る工事費及び料金表第 3 表 (手続きに関する費用) に規定する手続きに関する費用 (利用回線の変更に係るものに限ります。) について、その支払いを要しません。

3 平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 2 のコース 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者が、タイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更を請求する場合は、第 101 条 (工事費の支払義務) の規定にかかわらず、料金表第 2 表 (工事に係る費用) に規定する利用回線の変更に係る工事費及び料金表第 3 表 (手続きに関する費用) に規定する手続きに関する費用 (利用回線に係るものに限ります。) について、その支払いを要しません。

4 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 3 項及び第 8 項から第 10 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 5 のプラン 1 に係るものについては、改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 1 に係るものと読み替えて適用します。

5 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 4 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 5 のプラン 1 に係るものについては、この改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 に係るもの又は改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 1 に係るものと読み替えて適用します。

6 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 5 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 5 のプラン 1 に係るものについては、改正後のこの約款の規定によるタイプ 5 のプラン 1 と読み替えて適用し、当該附則第 5 項に次に掲げる号を加えます。

(1) この改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

7 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則 (涉外第 17-0255 号及び涉外第 17-0262 号) 第 3 項の規定により、2 料金月の利用料金について、その支払いを要しない取扱い (「当該取扱」といいます。以下この項において同じとします。) を受けた次の表の左欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者が、平成 18 年 8 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日までの間において次の表の右欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した場合であって、その提供を開始した日において当該取扱に残余の料金月があるときは、第 97 条 (定額利用料の支払義務) 及び第 105 条 (特定他社接続回線の料金等) の規定にかかわらず、第 4 種オープンデータ通信網契約者はその残余の料金月に相当する第 4 種オープンデータ通信網サービスの料金表第 1 表第 3 (第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの) に規定する利用料 (基本料の部分に限ります。) について、その支払いを要しません。

タイプ 5 のプラン 1 (この改正規定実施前のものに限ります。)	タイプ 5 のプラン 1 (この改正規定実施後のものに限ります。)
-----------------------------------	-----------------------------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 9 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 平成 18 年 6 月 1 日実施の附則(渉外第 2006-0063 号)第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 8 月 31 日」を「平成 18 年 10 月 31 日」に改めます。

3 平成 18 年 7 月 1 日実施の附則(渉外第 2006-0099 号)第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 18 年 8 月 31 日」を「平成 18 年 10 月 31 日」に改めます。

4 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則(渉外第 17-0255 号及び渉外第 17-0262 号)第 3 項の規定により、2 料金月の利用料金について、その支払いを要しない取扱い(「当該取扱」といいます。以下この項において同じとします。)を受けた次の表の左欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者が、平成 18 年 9 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日までの間において次の表の右欄のプラン等に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の変更の請求を行い、当社がその変更の請求を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した場合であって、その提供を開始した日において当該取扱に残余の料金月があるときは、第 97 条(定額利用料の支払義務)及び第 105 条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、第 4 種オープンデータ通信網契約者はその残余の料金月に相当する第 4 種オープンデータ通信網サービスの料金表第 1 表第 3 (第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)について、その支払いを要しません。

タイプ 5 のプラン 1 (平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のものに限ります。)	タイプ 5 のプラン 1
---	--------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 9 月 28 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については次に定める額とします。

ア 基本料

1 の契約者識別符号ごとに

区 分		料 金 額 (月額)
タイプ 1	プラン 2	1,250 円 (1,312.5 円)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供するタイプ 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプランとみなします。

プラン 6	プラン 5
プラン 8	プラン 7

4 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則(渉外第 17 - 0255 号及び渉外第 17-0262 号)第 3 項及び第 4 項並びに平成 18 年 4 月 1 日実施の附則(渉外第 17-0394 号)第 3 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 1 のプラン 2 に係るものについては、この改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係るもの又は改正後のこの約款の規定によるタイプ 1 のプラン 2 に係るものと読み替えて適用します。

5 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則(渉外第 17 - 0255 号及び渉外第 17-0262 号)第 9 項及び第 10 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、タイプ 1 のプラン 2 に係るものについては、この改正規定実施後のこの約款の規定によるタイプ 1 のプラン 2 に係るものと読み替えて適用します。

6 平成 17 年 12 月 1 日実施の附則(渉外第 17 - 0255 号及び渉外第 17-0262 号)第 3 項、第 4 項及び第 10 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網契約の申込みのうち、特定起算日に係る料金の取扱いを適用するものは、当該附則第 3 項、第 4 項及び第 10 項の規定のうち「提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む」とあるのを「特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む」と読み替えて適用します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。ただし、この附則の第 2 項に規定するタイプ 3 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス、第 8 種オープンデータ通信網サービス及び付加機能の廃止に関する変更は、平成 19 年 9 月 1 日から実施します。

(第 8 種オープンデータ通信網サービス等の廃止)

2 この改正規定実施前のタイプ 3 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービス、第 8 種オープンデータ通信網サービス及び電子メール着信通知機能については、平成 19 年 9 月 1 日をもって廃止します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 3 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、平成 19 年 9 月 1 日までの間、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については次に定める額とします。

ア 基本料

1 の契約者識別符号ごとに

区 分			料 金 額 (月額)
タイプ 3	プラン 2 (別に定める端末機器(以下「特定端末」といいます。)を使用するもの)	コース 2	400円 (税込 420円)
		コース 3	1,400円 (税込 1,470円)
		コース 4	2,350円 (税込 2,467.5円)
		コース 5	4,700円 (税込 4,935円)

イ 加算料

区 分	単 位	料 金 額
タイプ 3 プラン 2	1 の契約者識別符号につき通信時間 1 分までごとに	10円(税込 10.5円)

(2) 第 4 種オープンデータ通信網契約者は、コースの変更の請求をすることはできません。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 3 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供するタイプ 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスとみなします。

(第 8 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 8 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、平成 19 年 9 月 1 日までの間、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については次に定める額とします。

区 分	単 位	料 金 額
利用料金	1 の通信につき通信時間 1 分までごとに	10円 (税込 10.5円)

(付加機能に関する経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次に掲げる付加機能に関する料金その他の取扱いは、平成 19 年 9 月 1 日までの間、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分		単 位	料金額
電子メール着信通知機能	あらかじめ利用者に割り当てたメールアドレスに対して送られた電子メールが、メール蓄積装置に着信したことを別に定める方法により利用者に通知する機能をいいます。	1の通知ごとに	5円(税込5.25円)
	備考	(1) タイプ3のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者又は第8種オープンデータ通信網サービスに係る契約者に限り提供します。 (2) 当社は1のメールアドレスにつき1の機能を提供します。	

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年11月16日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(第2種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

1 平成18年10月23日から平成18年11月30日までの間、第2種オープンデータ通信網サービスを利用した第2種オープンデータ通信網契約者は、第98条(利用料金等の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第2(第2種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料について、その支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。ただし、電子メール制御機能の自動返信に係る変更は、平成18年11月7日から実施します。

(第1種オープンデータ通信網サービスに係る電子メールの利用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第1種オープンデータ通信網サービスに係る電子メールに関する取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 第1種オープンデータ通信網契約者が電子メールの利用にあたり蓄積できる情報量は5メガバイトまでとし、蓄積できる期間は90日間とします。

(第4種オープンデータ通信網サービスに係る電子メールの利用に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第4種オープンデータ通信網サービス(タイプ4のコース2、コース3、コース4及びコース5に係るもの)に限り、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 第4種オープンデータ通信網契約者(タイプ4のコース2、コース3、コース4及びコース5に係るもの)に限り、電子メールの利用にあたり蓄積できる情報量は5メガバイトまでとし、蓄積できる期間は90日間とします。

(付加機能に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりオープンデータ通信網契約者(第1種オープンデータ通信網契約者又はタイプ4のコース2、コース3、コース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者に限り、以下この項において同じとします。)に提供している次に掲げる付加機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

区 分	単 位	料金額		
		臨時以外のもの (月額)	臨時のもの(日 額)	
メ ー ル ア ド レ ス 追 加 機 能	あらかじめ利用者(付加機能の提供を受けるオープンデータ通信網契約者をいいます。以下同じとします。)に割り当てたメールアドレスの他にメールアドレスを追加する機能をいいます。	1のメールアドレスごとに	200円 (税込210円)	20円 (税込21円)
	備 考	(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者に限り提供します。 (2) 当社は、利用者の1の契約者回線等につき当社が別に定める数までのメールアドレスを提供します。 (3) 1のメールアドレスにつき蓄積できる通信の情報量は5メガバイトまでとし、蓄積できる期間は90日間とします。 (4) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更することがあります。 (5) (4)の規定により、メールアドレスを変更する場合には、あらかじめそのことをオープンデータ通信網契約者にお知らせします。		
蓄 積 情 報 量 増 加 機 能	利用者が、電子メールの利用に係るメール蓄積装置の利用に係る情報蓄積装置に蓄積できる情報量(以下この欄において「蓄積情報量」といいます。)を増加させる機能をいいます。	電子メールの利用に係るもの	0円	0円
		蓄積情報量の増加が15メガバイトまでのもの	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)
		蓄積情報量の増加が25メガバイトまでのもの	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)
		蓄積情報量の増加が45メガバイトまでのもの	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)
		蓄積情報量の増加が95メガバイトまでのもの	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)
		蓄積情報量の増加が145メガバイトまでのもの	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)
		蓄積情報量の増加が195メガバイトまでのもの	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)
	蓄積情報量の増加が245メガバイトまでのもの	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)	

		蓄積情報量の増加が295メガバイトまでのもの	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)
備考	(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者が、当該サービスを利用する機能として、その電子メール又はメールアドレス追加機能を指定するときに限り提供します。 (2) 1の電子メール又はメールアドレス追加機能の蓄積情報量については295メガバイトの増加を限度とします。			
(メールウィルスチェック機能)	利用者がメールアドレスを使用して送り、又は受ける電子メールにコンピュータウィルスが含まれている場合に、当社が別に定めるところにより、そのコンピュータウィルスの削除等を行う機能をいいます。	1の機能ごとに	200円 (税込210円)	20円 (税込21円)
備考	(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者に限り提供します。 (2) 当社は、1のメールアドレスにつき1の機能を提供します。 (3) 当社は、メールウィルスチェック機能(メールアドレス単位型)の利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。			
電子メール制御機能	次に掲げる事項について、任意に利用することができる機能をいいます。 ア 着信規制(利用者に係るメール蓄積装置に送信された電子メールについて、利用者が別に定めるところによりあらかじめ指定したものである場合に、そのメール蓄積装置への蓄積ができなくすることをいいます。) イ 自動転送(利用者に係るメール蓄積装置に送信された電子メールについて、利用者が別に定めるところによりあらかじめ指定したメールアドレス対して、転送を行うことをいいます。)	1のメールアドレス(利用者に係るものに限ります。)ごとに	100円 (税込105円)	10円 (税込10.5円)
備考	(1) 電子メールを利用しているオープンデータ通信網契約者に限り提供します。 (2) 着信規制又は自動転送を同時に行う場合は、着信規制、自動転送の順に優先的に取り扱います。			

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

5 平成18年9月1日実施の附則(J06001303)第3項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成18年10月31日」を「平成18年12月31日」に改めます。

6 平成18年11月1日から平成18年12月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込みであって特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線の料金等)の規定にかかわらず、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) 特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコー

- ス1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係るものに限ります。）による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 7 平成18年11月1日から平成18年12月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しませぬ。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 8 この附則第6項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第6項の規定の適用を受けることはできません。
- 9 平成18年11月1日から平成18年12月31日までの間、タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がそのタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しませぬ。この場合において、1の第4種オープンデータ通信網契約に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供を請求したものについてはこの項の規定を適用しませぬ。
- 10 平成18年11月1日から平成18年12月31日までの間、タイプ1（プラン3又はプラン4に係るものを除きます。）、タイプ3（コース6に係るものを除きます。）、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行う申込者は、その申込と同時にタイプ3のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行った場合には、当社がその申込を承諾しタイプ3のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ3のコース6の通常型に係るものに限ります。）に係る基本料の部分に限ります。）の支払いを要しませぬ。

(料金等の支払いに関する経過措置)

11 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 11 月 15 日から実施します。

(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなします。

特定接続回線型のタイプ 7 のもの	特定接続回線型のタイプ 7 のプラン 1 のもの
特定契約者回線型の 1 0 0 Mb/s 品目のタイプ 1 のもの	特定契約者回線型の 1 0 0 Mb/s 品目のタイプ 1 のプラン 1 のもの

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 11 月 20 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 12 月 7 日から実施します。

(電子メール及び付加機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により第 4 種オープンデータ通信網契約者に提供している電子メール及び当該電子メールにおいて提供する蓄積情報量増加機能に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) オープンデータ通信網契約者が電子メールの利用にあたり蓄積できる通信の情報量(蓄積情報量増加機能の提供を受けるものについては、当該機能の提供を受けない場合の情報量とします。)は 5 メガバイトまでとし、蓄積できる期間は 9 0 日間とします。

(2) 付加機能使用料については次に定める額とします。

ア 蓄積情報量増加機能に係るもの

区 分	単 位	料金額	
		臨時以外のもの(月額)	臨時のもの(日額)
電子メールの利用に係るもの	蓄積情報量の増加が 5 メガバイトまでのもの	0 円	0 円
	蓄積情報量の増加が 1 0 メガバイトまでのもの	0 円	0 円
	蓄積情報量の増加が 1 5 メガバイトまでのもの	0 円	0 円
	蓄積情報量の増加が 2 5 メガバイトまでのもの	5 0 0 円 (税込 525 円)	5 0 円 (税込 52.5 円)
	蓄積情報量の増加が 4 5 メガバイトまでのもの	5 0 0 円 (税込 525 円)	5 0 円 (税込 52.5 円)
	蓄積情報量の増加が 9 5 メガバイトまでのもの	5 0 0 円 (税込 525 円)	5 0 円 (税込 52.5 円)
	蓄積情報量の増加が 1 4 5 メガバイトまでのもの	5 0 0 円 (税込 525 円)	5 0 円 (税込 52.5 円)
	蓄積情報量の増加が 1 9 5 メガバイトまでのもの	5 0 0 円 (税込 525 円)	5 0 円 (税込 52.5 円)

蓄積情報量の増加が24 5メガバイトまでのもの	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)
蓄積情報量の増加が29 5メガバイトまでのもの	500円 (税込525円)	50円 (税込52.5円)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりメールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能のうち1の機能の提供を受けている第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン3及びプラン4並びにタイプ4のコース1に係るものを除きます。）について、当該付加機能に関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

4 この附則の第2項及び第3項の適用を受ける第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン3及びプラン4並びにタイプ4のコース1に係るものを除きます。）が、電子メールの利用にあたり蓄積できる通信の情報量を20メガバイトまでに変更する請求若しくは蓄積情報量増加機能（電子メールに係るものに限ります。）、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）若しくは電子メール制御機能の申込、変更若しくは廃止に係る請求をするとき又は第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン3及びプラン4並びにタイプ4のコース1に係るものに限ります。）が、電子メールの利用にあたり蓄積できる通信の情報量を20メガバイトまでに変更する請求若しくは蓄積情報量増加機能（電子メールに係るものに限ります。）の申込、変更若しくは廃止に係る請求をするときは、この附則の第2項及び第3項の規定は適用しません。

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

5 平成18年12月7日から平成18年12月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、約款の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能に係るものに限ります。）の支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）又は電子メール制御機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年12月20日から実施します。

（第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第1種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第1種オープンデータ通信網サービスとみなします。

特定サービス型のもの	特定サービス型のタイプ1のもの
------------	-----------------

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 平成18年11月1日実施の附則（J06006611）第5項から第7項、第9項及び第10項並びに平成18年12月7日実施の附則（J06010984及びJ06011037）第5項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成18年12月31日」を「平成19年3月31日」に改めます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 28 日から実施します。ただし、第 4 種オープンデータ通信網サービス及びイーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス（区分 1 の接続契約者回線を使用するものに限ります。）に係る変更については、平成 19 年 2 月 1 日から実施します。

(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなします。

契約者回線を使用するものであってイーサネット型のもの（当社が別に定めるオープンデータ通信網サービス取扱所に契約者回線が終端するものを除きます。）	契約者回線を使用するものであってイーサネット型の一般取扱所型のもの
--	-----------------------------------

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス（契約者回線を使用するものであって、当社が別に定めるオープンデータ通信網サービス取扱所に契約者回線が終端するものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

イーサネット型の一般取扱所型に係るものと同額

(2) 契約者回線使用料については、次に定める額とします。

1 の契約者回線ごとに

区 分	料金額（月額）
契約者回線使用料	4,000 円（税込 4,200 円）

備 考

取扱所交換設備に收容されている契約者回線の終端の場所が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、別に算定する実費を支払っていただきます。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス（区分 1 の接続契約者回線を使用するものであって、東日本電信電話株式会社に係るものに限ります。）に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

イーサネット型の接続契約者回線を使用するものと同額

(2) 接続契約者回線使用料については、次に定める額とします。

1 の接続契約者回線ごとに

区 分	料金額（月額）
接続契約者回線使用料	4,000 円（税込 4,200 円）

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 2 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 3 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 3 月 31 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 平成 19 年 1 月 1 日実施の附則 (JJ06013587) 第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 19 年 3 月 31 日」を「平成 19 年 6 月 30 日」に改めます。ただし、平成 17 年 1 月 2 日 1 日実施の附則 (渉外第 17 - 0255 号及び渉外第 17 - 0262 号) 第 4 項第 2 号イの表中「(1)のウの申込又は(2)の変更等のうちタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約に係るもの」の減額する期間について、「8 料金月」を「4 料金月」と読み替えて適用します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 23 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 6 月 21 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 平成 19 年 4 月 1 日実施の附則 (J06023761) 第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 19 年 6 月 30 日」を「平成 19 年 9 月 30 日」に改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 平成 19 年 7 月 1 日実施の附則 (J07010168) 第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 19 年 9 月 30 日」を「平成 19 年 12 月 31 日」に改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 11 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 20 年 1 月 1 日から実施します。ただし、第 1 種オープンデータ通信網サービスの加入契約回線等の移転に係る変更については、平成 20 年 1 月 7 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 2 平成 19 年 10 月 1 日実施の附則（J07019913）第 2 項に規定する第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成 19 年 12 月 31 日」を「平成 20 年 3 月 31 日」に改めます。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 20 年 2 月 19 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成 20 年 3 月 1 日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 20 年 3 月 7 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

（第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- 2 平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

この場合において、当該申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、第 101 条（工事費の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、収容局の設定に関する工事費、配線設備多重装置の設定に係る工事費及び料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（特定利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約

イ タイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約

ウ タイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約

- (2) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 5 若しくはプラン 7 又はタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者への変更の請求

ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはプラン 2、タイプ 3、タイプ 5 又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ 1 のプラン 5 若しくはプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

イ 平成 18 年 9 月 28 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2、平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、タイプ 1 のプラン 1 のコース 2、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース 5 に係るものに限ります。）若しくはタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限ります。）、平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。）及び端末設備使用料に限りません。）に2分の1を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）	
(1)のウの申込又は(2)の変更等のうちタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月	

3 平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込みであって特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限りません。）又はコース5に係るものに限りません。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係るものに限りません。）による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

4 平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限りません。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り、）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り、）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限り、）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り、）若しくはコース2に係るものに限り、）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 この附則第2項又は第3項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項又は第3項の規定の適用を受けることはできません。
- 6 平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間、タイプ1（プラン3又はプラン4に係るものを除きます。）、タイプ3（コース6に係るものを除きます。）、タイプ5又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行う申込者は、その申込と同時にタイプ3のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込を行った場合には、当社がその申込を承諾しタイプ3のコース6の通常型に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（第4種オープンデータ通信網サービス（タイプ3のコース6の通常型に係るものに限り、）に係る基本料の部分に限り、）の支払いを要しません。
- 7 平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り、）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年5月8日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年5月9日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第4種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第4種オープンデータ通信網サービスとみなします。

タイプ4のコース1の通常型	タイプ4のコース1
---------------	-----------

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ4のコース1の音声通信限定利用型に

係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のおりとしします。

(1) 利用料については、次に定める額としします。

ア 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分				料 金 額 (月額)
タイプ4	プラン2	コース1	音声通信限定利用型	1,600円(税込1,680円)
	プラン4	コース1	音声通信限定利用型	8,200円(税込8,610円)
	プラン5	コース1	音声通信限定利用型	3,130円(税込3,286.5円)

4 平成20年7月1日から平成20年9月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとしします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

この場合において、当該申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第101条(工事費の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、収容局の設定に関する工事費、配線設備多重装置の設定に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(特定利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約

ウ タイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5若しくはプラン7又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。))又はコース5に係るものに限ります。))若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。))、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。)	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。))及び端末設備使用料に限ります。)に2分の1を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。)	
(1)のウの申込又は(2)の変更等のうちタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月	

5 平成20年7月1日から平成20年9月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープン

ンデータ通信網契約者は、第 97 条（定額利用料の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しないほか、料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み

- ア タイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約
- イ タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 2 又はタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはタイプ 3 又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ 1 のプラン 2、プラン 5 若しくはプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1（平成 15 年 1 月 1 日の改正規定実施前にタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 として締結したものを除きます。）、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース 5 に係るものに限ります。）又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 1 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 1 料金月とします。）	当該料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。））
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 2 料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。））

6 この附則第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受けたタイプ 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受けることはできません。

7 平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第 101 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (2) タイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 1 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) タイプ 5 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 1 又はプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) タイプ 1 のプラン 2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (5) タイプ 5（平成 16 年 6 月 1 日改正規定実施前のプラン 1 又は平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものに限ります。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (6) タイプ 5（平成 16 年 6 月 1 日改正規定実施前のプラン 2 のコース 1 又は平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものに限ります。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 の

- プラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 8 平成20年7月1日から平成20年9月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年8月8日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年8月29日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- 1 平成20年10月1日から平成20年12月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

この場合において、当該申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第101条（工事費の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する特定利用回線の設置に係る工事費、収容局の設定に関する工事費、配線設備多重装置の設定に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（特定利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

- ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約
- イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約
- ウ タイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約

- (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5若しくはプラン7又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）及び端末設備使用料に限り、）に2分の1を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）及び端末設備使用料に限り、）に2分の1を乗じて得た額
(1)のウの申込又は(2)の変更等のうちタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）及び端末設備使用料に限り、）に2分の1を乗じて得た額

2 平成20年10月1日から平成20年12月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。

- (1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- ア タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約
- イ タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約
- (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ 平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む1料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む1料金月とします。）	当該料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。））
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。））

- 3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。
- 4 平成20年10月1日から平成20年12月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成20年10月1日から平成20年12月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表

第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウィルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウィルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウィルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）

6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年10月15日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成21年1月5日から実施します。

附 則

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

1 平成21年1月1日から平成21年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約

ウ タイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5若しくはプラン7又はタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。）に限りません。）に2分の1を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）	
(1)のウの申込又は(2)の変更等のうちタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月	

2 平成21年1月1日から平成21年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン2又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む1料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む1料金月とします。）	当該料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。）に限りません。）
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限りません。）に限りません。）

- 3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。
- 4 平成21年1月1日から平成21年3月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成21年1月1日から平成21年3月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年1月30日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 3 月 5 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

- (1) 利用料については、次に定める額とします。

ア 基本料

1 の契約者識別符号ごとに
料 金 額 (月額)

区 分			1 の契約者識別符号ごとに 料 金 額 (月額)
タイプ 3	コース 6	同時利用条件型 (別に定める電気通信事業者の提供する電気通信サービスに係る契約を締結していることを条件とするもの)	-

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 3 月 17 日から実施します。

(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなします。

イーサネット型の一般型のタイプ 1 であって接続契約者回線の区分が区分 3 のもの	イーサネット型の一般型のタイプ 1 のクラス 1 であって接続契約者回線の区分が区分 3 のもの
---	--

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

- (1) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約

イ タイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約

- (2) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 1 のプラン 5 又はプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはプラン 2、タイプ 3、タイプ 5 又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ 1 のプラン 5 若しくはプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

イ 平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 18 年 9 月 28 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2、平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、タイプ 1 のプラン 1 のコース 2、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1 (コース 1 (別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとしま

す。)を指定している場合に提供するものに限り、又はコース5に係るものに限り、)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。)	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り、)に限り、)に2分の1を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。)	

2 平成21年4月1日から平成21年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り、))の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限り、)について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限り、)又はコース5に係るものに限り、)又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。

4 平成21年4月1日から平成21年6月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限り、)について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り。）若しくはコース2に係るものに限り。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成21年4月1日から平成21年6月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成21年4月20日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 平成21年7月1日から平成21年9月30日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとしま

す。)を指定している場合に提供するものに限ります。)又はコース5に係るものに限ります。)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。)	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)に2分の1を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。)	

3 平成21年7月1日から平成21年9月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。))又はコース5に係るものに限ります。))又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

4 この附則第2項又は第3項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項又は第3項の規定の適用を受けることはできません。

5 平成21年7月1日から平成21年9月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限り。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り。）若しくはコース2に係るものに限り。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 6 平成21年7月1日から平成21年9月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限り。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年8月3日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成21年8月11日から実施します。

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- 2 平成21年7月1日実施の附則（J09009794）第2項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置における表のうち、「(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの」について、次表に改めます。

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む8料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む8料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り）に限り）に2分の1を乗じて得た額

(イ) (ア)以外るとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に 係る第4種オープンデータ通信網サービスの 提供を開始した日から、その提供を開始 した日の属する料金月を含む4料金月（特 定起算日に係る料金の適用を受けるもの については、特定起算日から、特定起算日 の属する料金月を含む4料金月とします。）
--------------	---

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

(第9種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第9種オープンデータ通信網サービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後のこの約款の規定により提供する第9種オープンデータ通信網サービスの次の表の右欄のプランとみなします。

プラン1	プラン2
プラン2	プラン3
プラン3	プラン4

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

3 平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。)を指定している場合に提供するものに限り、)又はコース5に係るものに限り、)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に 係る第4種オープンデータ通信網サービスの 提供を開始した日から、その提供を開始 した日の属する料金月を含む8料金月（特 定起算日に係る料金の適用を受けるもの については、特定起算日から、特定起算日 の属する料金月を含む8料金月とします。）	それぞれの料金月 における当該申込 等に係るプランの 料金額(料金表第 1表第3(第4種 オープンデータ通 信網サービスに係 るもの)に規定す る利用料(基本料 の部分に限りま

	(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に 係る第4種オープンデータ通信網サービスの 提供を開始した日から、その提供を開始 した日の属する料金月を含む4料金月(特 定起算日に係る料金の適用を受けるもの については、特定起算日から、特定起算日 の属する料金月を含む4料金月とします。)	す。)に限りま す。)に2分の1 を乗じて得た額
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうち タイプ1のプラン7に係る第4種 オープンデータ通信網契約に係るもの			

4 平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。)に限ります。)の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。))又はコース5に係るものに限ります。))又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

5 この附則第3項又は第4項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。

6 平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。))に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(5) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。))に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(6) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。))に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(7) タイプ5(平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。))に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(8) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。))若しくはコース2に係るものに限りま

- す。)による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 7 平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第6(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料(メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)の支払いを要しないほか、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する付加機能の利用開始に関する工事費(タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。(料金等の支払いに関する経過措置)
- 8 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年12月16日から実施します。

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

ア 基本料

1の契約者識別符号ごとに

区 分		料金額(月額)	
タイプ6 (特定利用回線と接続して提供するものであって、協定事業者の電気通信サービスの提供区間及びIP電話サービス契約約款に規定するプラン2に係る第1種IP電話サービスの基本料を併せて当社が1の料金を設定するもの)	プラン1	6,380円 (税込6,699円)	
	プラン2	4,280円 (税込4,494円)	
	プラン3	4,280円 (税込4,494円)	

(2) 加算額については、次に定める額とします。

ア 端末設備使用料

区 分		単 位	料金額(月額)
タイプ6に係る回線終端装置	プラン1に係るもの	回線終端装置1台ごとに	900円(税込945円)
	プラン3に係るもの		500円(税込525円)
タイプ6に係る配線設備多重装置		配線設備多重装置1台ごとに	500円(税込525円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

1 平成22年1月1日から平成22年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ1のプラン5又はプラン7に係る第4種オープ

ンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分		減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む8料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む8料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）に2分の1を乗じて得た額
	(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの			

2 平成22年1月1日から平成22年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。

- 4 平成 22 年 1 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第 101 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ 5 のプラン 1 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ 5 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 1 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ 5 のプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 1 又はプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ 1 のプラン 2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ 5（平成 16 年 6 月 1 日改正規定実施前のプラン 1 又は平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものに限ります。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ 5（平成 16 年 6 月 1 日改正規定実施前のプラン 2 のコース 1 又は平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のプラン 1 に係るものに限ります。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 2 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ 5（平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のプラン 3 に係るものに限ります。）に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 のプラン 1 又はプラン 3 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第 4 種オープンデータ通信網契約者（平成 18 年 9 月 28 日改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 又は平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1（平成 15 年 1 月 1 日の改正規定実施前にタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 として締結したものに限ります。）若しくはコース 2 に係るものに限ります。）による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成 22 年 1 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ 1 に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 2 料金月（タイプ 1 のプラン 2、プラン 5 又はプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 2 料金月とします。）について、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ 1 に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第 101 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ 1 に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ 1 に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 22 年 1 月 15 日から実施します。
（第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型のタイプ 4 のコース 2 に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスについては、この改正規定実施の日以降の別に定める日までの間、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型のタイプ 4 のコース 1 に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。
 - (1) 利用料については、次に定める額とします。
 - ア 基本料

1 の加入契約回線等ごとに

品目の組合せ		料 金 額	
I P v 4 の品目	I P v 6 の品目	臨時以外のもの (月額)	臨時のもの (日額)
1 Mb/s	1 Mb/s	1 9 6 , 0 0 0 円(税込 205,800 円)	1 9 , 6 0 0 円(税込 20,580 円)
1 Mb/s	2 Mb/s	2 9 6 , 0 0 0 円(税込 310,800 円)	2 9 , 6 0 0 円(税込 31,080 円)
1 Mb/s	3 Mb/s	3 9 6 , 0 0 0 円(税込 415,800 円)	3 9 , 6 0 0 円(税込 41,580 円)
1 Mb/s	4 Mb/s	4 9 6 , 0 0 0 円(税込 520,800 円)	4 9 , 6 0 0 円(税込 52,080 円)
1 Mb/s	5 Mb/s	5 9 6 , 0 0 0 円(税込 625,800 円)	5 9 , 6 0 0 円(税込 62,580 円)
2 Mb/s	1 Mb/s	2 9 1 , 0 0 0 円(税込 305,550 円)	2 9 , 1 0 0 円(税込 30,555 円)
2 Mb/s	2 Mb/s	3 9 1 , 0 0 0 円(税込 410,550 円)	3 9 , 1 0 0 円(税込 41,055 円)
2 Mb/s	3 Mb/s	4 9 1 , 0 0 0 円(税込 515,550 円)	4 9 , 1 0 0 円(税込 51,555 円)
2 Mb/s	4 Mb/s	5 9 1 , 0 0 0 円(税込 620,550 円)	5 9 , 1 0 0 円(税込 62,055 円)
2 Mb/s	5 Mb/s	6 9 1 , 0 0 0 円(税込 725,550 円)	6 9 , 1 0 0 円(税込 72,555 円)
3 Mb/s	1 Mb/s	3 8 1 , 0 0 0 円(税込 400,050 円)	3 8 , 1 0 0 円(税込 40,005 円)
3 Mb/s	2 Mb/s	4 8 1 , 0 0 0 円(税込 505,050 円)	4 8 , 1 0 0 円(税込 50,505 円)
3 Mb/s	3 Mb/s	5 8 1 , 0 0 0 円(税込 610,050 円)	5 8 , 1 0 0 円(税込 61,005 円)
3 Mb/s	4 Mb/s	6 8 1 , 0 0 0 円(税込 715,050 円)	6 8 , 1 0 0 円(税込 71,505 円)
3 Mb/s	5 Mb/s	7 8 1 , 0 0 0 円(税込 820,050 円)	7 8 , 1 0 0 円(税込 82,005 円)
4 Mb/s	1 Mb/s	4 6 6 , 0 0 0 円(税込 489,300 円)	4 6 , 6 0 0 円(税込 48,930 円)
4 Mb/s	2 Mb/s	5 6 6 , 0 0 0 円(税込 594,300 円)	5 6 , 6 0 0 円(税込 59,430 円)
4 Mb/s	3 Mb/s	6 6 6 , 0 0 0 円(税込 699,300 円)	6 6 , 6 0 0 円(税込 69,930 円)
4 Mb/s	4 Mb/s	7 6 6 , 0 0 0 円(税込 804,300 円)	7 6 , 6 0 0 円(税込 80,430 円)
4 Mb/s	5 Mb/s	8 6 6 , 0 0 0 円(税込 909,300 円)	8 6 , 6 0 0 円(税込 90,930 円)
5 Mb/s	1 Mb/s	5 4 6 , 0 0 0 円(税込 573,300 円)	5 4 , 6 0 0 円(税込 57,330 円)
5 Mb/s	2 Mb/s	6 4 6 , 0 0 0 円(税込 678,300 円)	6 4 , 6 0 0 円(税込 67,830 円)
5 Mb/s	3 Mb/s	7 4 6 , 0 0 0 円(税込 783,300 円)	7 4 , 6 0 0 円(税込 78,330 円)
5 Mb/s	4 Mb/s	8 4 6 , 0 0 0 円(税込 888,300 円)	8 4 , 6 0 0 円(税込 88,830 円)
5 Mb/s	5 Mb/s	9 4 6 , 0 0 0 円(税込 993,300 円)	9 4 , 6 0 0 円(税込 99,330 円)

備考
I P v 4 を使用して行う通信に係る品目及び I P v 6 を使用して行う通信に係る品目の組合せにより、基本料を適用します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 3 月 8 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 3 月 31 日の午前 2 時から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

(1) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約

イ タイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約

(2) 次のアからウの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更又はア若しくはウの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際電話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分		減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む8料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む8料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）に2分の1を乗じて得た額
	(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの			

3 平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6、平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限り、）又は

コース5に係るものに限りま。) 若しくはタイプ6又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

- 4 この附則第2項又は第3項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項又は第3項の規定の適用を受けることはできません。
- 5 平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限りま。) について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。) に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りま。) に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りま。) に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5(平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限りま。) に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限りま。) 若しくはコース2に係るものに限りま。) による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 6 平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。) について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第6(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料(メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限りま。) の支払いを要しないほか、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する付加機能の利用開始に関する工事費(タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限りま。) について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。(料金等の支払いに関する経過措置)
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。

(第4種オープンデータ通信網契約に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次の表の左欄の第4種オープンデータ通信網契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款に規定する同表の右欄の第4種オープンデータ通信網契約に移行したものとみなします。

平成 21 年 12 月 16 日の改正規定実施前のタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約	タイプ 3 のコース 6 の通常型に係る第 4 種オープンデータ通信網契約
平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約	

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 5 月 17 日から実施します。

(旧特定契約者回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定契約者回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス(以下この附則において「旧特定契約者回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービス」といいます。)に関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

1 の特定契約者回線ごとに

品 目	区 分		料金額(月額)
5 0 Mb/s	タイプ 1		9,110 円(税込 9,565 円)
	タイプ 2		10,910 円(税込 11,455 円)
1 0 0 Mb/s	タイプ 1	プラン 1	29,800 円(税込 31,290 円)
		プラン 2	32,800 円(税込 34,440 円)
	タイプ 2		198,000 円(税込 207,900 円)
	タイプ 3		980,000 円(税込 1,029,000 円)

(旧第 1 種オープンデータ通信網契約者からの申込みに関する経過措置)

3 この改正規定実施の日以降の別に定める日までの間、旧第 1 種オープンデータ通信網契約者(旧特定契約者回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスに係るオープンデータ通信網契約者をいいます。)から、旧特定契約者回線型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスの申込みがあった場合、当社は第 14 条(第 1 種オープンデータ通信網契約申込の承諾)の規定に準じてその申込みを承諾します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 5 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

(1) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約

イ タイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約

(2) 次のアからウの契約者によるタイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更又はア若しくはウの契約者によるタイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはプラン 2、タイプ 3、タイプ 5 又は特定起算日に係る料金の適用を受け

るものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り、）、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分		減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む8料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む8料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）に2分の1を乗じて得た額
	(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの			

3 平成22年7月1日から平成22年9月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限り、）に限り、）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限り、）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6、平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限り、）又はコース5に係るものに限り、）若しくはタイプ6又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

4 この附則第2項又は第3項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二

度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項又は第3項の規定の適用を受けることはできません。

- 5 平成22年7月1日から平成22年9月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。
- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 6 平成22年7月1日から平成22年9月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成22年8月2日から実施します。
（第4種オープンデータ通信網サービスの複合利用割引に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している、第4種オープンデータ通信網サービスに係る優先接続との複合利用に係る料金の取扱いに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

優先接続との複合利用に係る料金の取扱いの適用	ア 当社は、第4種オープンデータ通信網契約者（タイプ1のプラン3及びプラン4並びにタイプ3のコース3及びコース4に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）からの申出により優先接続との複合利用に係る料金の取扱い（以下「複合利用割引」といいます。）を行います。
------------------------	---

イ 複合利用割引とは、次の(ア)の条件を満たす場合に、第4種オープンデータ通信網サービスの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する「利用料」のうち基本料の額とします。）から、次表に規定する額を料金月及び請求書単位に割引くことをいいます。

(ア) 次のa及びbの条件の組合せ

a 別に定める協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る次の通話区分又は通信区分について、当社の事業者識別番号（電話サービス等契約約款に規定する事業者識別番号をいいます。以下この欄において同じとします。）を指定していること。

(a) 次の及びの通話区分の組合せ

県間市外通話の通話区分

市内通話、県内市外通話又は国際通話の通話区分のうち1通話区分以上

(b) 次の及びの通信区分の組合せ

県間市外通信の通信区分

市内通信、県内市外通信又は国際通信の通信区分のうち1通信区分以上

b 第4種オープンデータ通信網契約者が、当社の電話サービス等契約約款に規定する第1種中継電話等契約者と同一のものであること。

合計料金額（電話サービス等契約約款に規定する第1種中継電話等契約に係る通話等料金（第1種移動体電話設備への着信に係るものを除き、別に定める特別課金機能又は通話等料金の取扱いの適用があったときは、その適用後の通話等料金とします。）を料金月単位に合計した額をいいます。以下この欄において同じとします。）が、4,000円未満の場合	200円
合計料金額が、4,000円以上の場合	400円

ウ 複合利用割引は、第4種オープンデータ通信網契約者からの適用の申出を当社が承諾した日（承諾した日においてその第4種オープンデータ通信網サービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とし、イに規定する条件を満たしていない場合は、その条件を満たすことを当社が別に定めるところにより確認できた日とします。以下この欄において同じとします。）の属する料金月の翌料金月の初日（第4種オープンデータ通信網契約者から特に要請があり、当社のオープンデータ通信網サービスに関する業務の遂行上支障がない場合は、その承諾した日の属する料金月の初日とします。）から適用を開始することとし、その次料金月以降においても第4種オープンデータ通信網契約者から終了の申出がない限り、継続するものとします。複合利用割引の終了の申出があった場合は、その終了日の属する料金月の末日まで、その複合利用割引を適用します。

エ 当社は、複合利用割引の適用を受けている第4種オープンデータ通信網契約者が、次のいずれかに該当する場合は、複合利用割引の適用は終了したものと取り扱います。

この場合、その終了日の属する料金月の末日まで、その複合利用割引を適用します。

(ア) 複合利用割引の適用を受けている第4種オープンデータ通信網契約者に係る第4種オープンデータ通信網契約の解除があったとき。

(イ) イに規定する条件を満たさなくなったとき。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成22年8月23日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

（第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している特定接続回線型のタイプ8及び特定契約者回線型のタイプ2に係る第1種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 利用料については、次に定める額とします。

ア 特定接続回線型のもの

1の加入契約回線ごとに

品目	区分		料金額(月額)
100 Mb/s	タイプ8	プラン1	29,800円(税込31,290円)
		プラン2	32,800円(税込34,440円)

イ 特定契約者回線型のもの

1の特定契約者回線ごとに

品目	区分		料金額(月額)
100 Mb/s	タイプ2	プラン1	29,800円(税込31,290円)
		プラン2	32,800円(税込34,440円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 平成22年10月1日から平成22年12月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者について、当社は次表に掲げる料金減額の取扱いを行います。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) 次のアからウの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更又はア若しくはウの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。)を指定している場合に提供するものに限ります。)又はコース5に係るものに限ります。)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分		減額する期間	減額する額
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む8料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む8料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）に2分の1を乗じて得た額
	(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む4料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む4料金月とします。）	
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの			

3 平成22年10月1日から平成22年12月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6、平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）若しくはタイプ6又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

4 この附則第2項又は第3項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第2項又は第3項の規定の適用を受けることはできません。

5 平成22年10月1日から平成22年12月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 6 平成22年10月1日から平成22年12月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成22年11月1日から実施します。

附 則

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

1 平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。

(1) タイプ1のプラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のアからウの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更又はア若しくはウの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約者

ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）若しくはタイプ5（プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。）、平成15年8月1日の改正

規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）
(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）	

2 平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6、平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）若しくはタイプ6又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。

4 平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種

オープンデータ通信網契約への変更の請求

- (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成23年1月1日から平成23年3月31日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

- 1 平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）の支払いを要しません。
 - (1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み（その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するときに限ります。）
 - (2) 次のアからウの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求（その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するときに限ります。）
 - ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3、タイプ5又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ6に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとしま

す。)を指定している場合に提供するものに限りま。又はコース5に係るものに限りま。若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限りま。)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

2 平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。

(1) 次の第4種オープンデータ通信網契約の申込み(この附則第1項の(1)の場合を除きます。)

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約

イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約

(2) この附則第1項の(2)のアからウの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更(この附則第1項の(2)の場合を除きます。)又はこの附則第1項の(2)のア若しくはウの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

区分		支払を要しない期間	支払を要しない料金
(1)のアの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの		当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分)に限ります。)
(1)のイの申込又は(2)の変更等のうちタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るもの	(ア) (イ)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。)	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分)に限ります。)
	(イ) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。)	

3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。

4 平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分)に限りま。に限りま。の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限りま。に限りま。について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年12月16日の改正規定実施前のタイプ6、平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限りま。に限りま。))又はコース5に係るものに限りま。若しくはタイプ6又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

5 平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利

用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 6 平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。（料金等の支払いに関する経過措置）
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成23年4月21日から実施します。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

2 平成23年4月1日実施の附則（J10050094）第1項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置について、「平成23年5月31日」を「平成23年6月30日」に改めます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

1 平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。

- (1) タイプ 1 のプラン 5 又はプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次のアからウの契約者によるタイプ 1 のプラン 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更又はア若しくはウの契約者によるタイプ 1 のプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはプラン 2、タイプ 3、タイプ 5 又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ 1 のプラン 5 若しくはプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成 21 年 12 月 16 日の改正規定実施前のタイプ 6 又は平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 6 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
 - ウ 平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 18 年 9 月 28 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2、平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、タイプ 1 のプラン 1 のコース 2、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース 5 に係るものに限ります。）若しくはタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限ります。）、平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 3 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 3 料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）
(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 2 料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 2 料金月とします。）	

2 平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 2 料金月について、第 97 条（定額利用料の支払義務）及び第 105 条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第 3 表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次の第 4 種オープンデータ通信網契約者による、タイプ 5 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはタイプ 3 又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ 1 のプラン 2、プラン 5 若しくはプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成 21 年 12 月 16 日の改正規定実施前のタイプ 6、平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1（平成 15 年 1 月 1 日の改正規定実施前にタイプ 1 のプラン 1 のコース 2 として締結したものを除きます。）、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全

ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限りま。) 又はコース5に係るものに限りま。) 若しくはタイプ6又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

- 3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。
- 4 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限りま。)について、その支払いを要しません。
 - (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きま。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (5) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りま。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (6) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限りま。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (7) タイプ5(平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限りま。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - (8) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限りま。)若しくはコース2に係るものに限りま。)による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月としま。)について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第6(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料(メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限りま。)の支払いを要しないほか、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する付加機能の利用開始に関する工事費(タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限りま。)について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。
- 6 当社は、平成23年7月1日から平成23年9月30日までの間、公衆無線基地局設備に係る契約者識別機能を利用する第4種オープンデータ通信網契約者について、料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する契約者識別機能使用料の適用において、「2,000円(税込2,100円)を上限に」とあるのを「500円(税込525円)を上限に」と読み替えて適用しま。 (料金等の支払いに関する経過措置)
- 7 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとしま。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年8月1日から実施しま。

(第1種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第1種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第1種オープンデータ通信網サービスとみなします。

特定接続回線型のタイプ6のもの	特定接続回線型のタイプ8のもの
特定接続回線型のタイプ7のもの	特定接続回線型のタイプ10のもの

(第4種オープンデータ通信網サービスの複合利用割引に関する経過措置)

- 3 平成22年8月2日実施の附則(J10016178)第2項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスに係る優先接続との複合利用に係る料金の取扱いの適用は、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

優先接続との複合利用に係る料金の取扱いの適用	<p>ア 当社は、第4種オープンデータ通信網契約者(次の(ア)から(イ)に掲げるものに限ります。以下この欄において同じとします。)からの申出により優先接続との複合利用に係る料金の取扱い(以下「複合利用割引」といいます。)を行います。</p> <p>(ア) タイプ1のプラン3若しくはプラン4又はタイプ3のコース3若しくはコース4に係るもの</p> <p>(イ) 平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、コース2、コース4、コース5若しくはコース6、タイプ3のプラン1のコース5、タイプ5のプラン1のコース1若しくはコース2又はタイプ6に係るもの</p> <p>(ウ) 平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1に係るもの</p> <p>(イ) 平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係るもの</p> <p>イ 複合利用割引とは、次の(ア)又は(イ)のいずれかの条件を満たす場合に、第4種オープンデータ通信網サービスの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)、平成16年6月1日実施の附則(涉外第16-0116号)第4項、平成15年8月1日実施の附則(涉外第15-0074号)第3項又は平成13年11月1日実施の附則(経企第13-0142号)第4項に規定する「利用料」のうち基本料の額とします。)から、料金月及び請求書単位に200円を減額して適用することをいいます。</p> <p>(ア) 次のa及びbの条件の組合せ</p> <p>a 別に定める協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定に係る次の通話区分又は通信区分について、当社の事業者識別番号(電話サービス等契約約款に規定する事業者識別番号をいいます。以下この欄において同じとします。)を指定していること。</p> <p>(a) 次の及びの通話区分の組合せ 県間市外通話の通話区分 市内通話、県内市外通話又は国際通話の通話区分のうち1通話区分以上</p> <p>(b) 次の及びの通信区分の組合せ 県間市外通信の通信区分 市内通信、県内市外通信又は国際通信の通信区分のうち1通信区分以上</p> <p>b 第4種オープンデータ通信網契約者が、当社の電話サービス等契約約款に規定する第1種中継電話等契約者と同一のものであること。</p> <p>(イ) 申込者が、IP電話サービス契約約款に規定する第1種IP電話契約者(プラン1に係るものに限ります。)であること。</p> <p>ウ 複合利用割引は、第4種オープンデータ通信網契約者から終了の申出があった場合は、その終了日の属する料金月の末日まで適用します。</p> <p>エ 当社は、複合利用割引の適用を受けている第4種オープンデータ通信網契約者が、次のいずれかに該当する場合は、複合利用割引の適用は終了したものと取り扱います。</p> <p>この場合、その終了日の属する料金月の末日まで、その複合利用割引を適用します。</p> <p>(ア) 複合利用割引の適用を受けている第4種オープンデータ通信網契約者に係る第4種オープンデータ通信網契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) イに規定する条件を満たさなくなったとき。</p>
------------------------	---

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。ただし、イーサネット型に係る第 1 種オープンデータ通信網サービスのうち、特定取扱所型であって I P v 6 併用型に係るものの追加に関する変更及び特定終端型以外であって I P v 6 型又は I P v 6 併用型のものに係る収容オープンデータ通信網サービス取扱所に係る変更については、平成 23 年 10 月 3 日から実施します。

(第 1 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなします。

イーサネット型の一般取扱所型のもの	イーサネット型の一般取扱所型であって一般終端型のもの
-------------------	----------------------------

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次の表の左欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスは、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定により提供する右欄の第 1 種オープンデータ通信網サービスとみなします。

イーサネット型のタイプ 1 のもの	イーサネット型の I P v 4 型であってタイプ 1 のもの
イーサネット型のタイプ 2 のもの	イーサネット型の I P v 4 型であってタイプ 2 のもの
イーサネット型のタイプ 3 のもの	イーサネット型の I P v 6 型であってタイプ 1 のもの
イーサネット型のタイプ 4 のもの	イーサネット型の I P v 6 併用型であってタイプ 1 のもの
イーサネット型のタイプ 5 のもの	イーサネット型の I P v 4 型であってタイプ 5 のもの

(第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

4 平成 23 年 10 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、第 97 条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。

- (1) タイプ 1 のプラン 5 又はプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次のア又はイの契約者によるタイプ 1 のプラン 5 又はプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはプラン 2、タイプ 3、タイプ 5 又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ 1 のプラン 5 若しくはプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

イ 平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 18 年 9 月 28 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2、平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、タイプ 1 のプラン 1 のコース 2、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1 (コース 1 (別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。)を指定している場合に提供するものに限り。))又はコース 5 に係るものに限り。))若しくはタイプ 5 (プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限り。))、平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第 4 種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 3 料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 3 料金月とします。)	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第 1 表第 3 (第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。))

(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)
--------------	---

5 平成23年10月1日から平成23年12月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条(定額利用料の支払義務)及び第105条(特定他社接続回線等の料金等)の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限ります。))に限ります。)の支払いを要しないほか、料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。))について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。)、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。))又はコース5に係るものに限ります。))又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

6 この附則第4項又は第5項の規定の適用を受けたタイプ1に係る第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第4項又は第5項の規定の適用を受けることはできません。

7 平成23年10月1日から平成23年12月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表(手続きに関する費用)に規定する手続きに関する費用(利用回線に係るものに限ります。))について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) タイプ1のプラン2(特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。))に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (5) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。))に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (6) タイプ5(平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。))に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5(平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。))に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限り。))若しくはコース2に係るものに限ります。))による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

- 8 平成 23 年 10 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ 1 に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第 4 種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む 2 料金月（タイプ 1 のプラン 2、プラン 5 又はプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む 2 料金月とします。）について、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ 1 に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第 101 条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ 1 に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ 1 に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。
- 9 当社は、平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日までの間、公衆無線基地局設備に係る契約者識別機能を利用する第 4 種オープンデータ通信網契約者について、料金表第 1 表第 3（第 4 種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する契約者識別機能使用料の適用において、「2,000 円（税込 2,100 円）を上限に」とあるのを「500 円（税込 525 円）を上限に」と読み替えて適用します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 10 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 23 年 11 月 18 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（第 4 種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置）

1 平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求（「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。）を行った申込者又は第 4 種オープンデータ通信網契約者は、第 97 条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。

(1) タイプ 1 のプラン 5 又はプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次のア又はイの契約者によるタイプ 1 のプラン 5 又はプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ 1 のプラン 1 若しくはプラン 2、タイプ 3、タイプ 5 又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ 1 のプラン 5 若しくはプラン 7 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

イ 平成 21 年 3 月 5 日の改正規定実施前のタイプ 3 のコース 6 の同時利用条件型、平成 18 年 9 月 28 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2、平成 18 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1、平成 18 年 2 月 15 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 3、平成 16 年 6 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 1 のコース 1、タイプ 1 のプラン 1 のコース 2、タイプ 1 のプラン 2、タイプ 2、タイプ 3 のプラン 1（コース 1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。）を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース 5 に係るものに限ります。）若しくはタイプ 5（プラン 1 又はプラン 2 のコース 1 に係るものに限ります。）、平成 15 年 8 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 5 のプラン 1 又は平成 13 年 11 月 1 日の改正規定実施前のタイプ 1 のプラン 2 に係る第 4 種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）
(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）	

2 この附則第1項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項の規定の適用を受けることはできません。

3 平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

4 平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

(1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

(6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定

- 実施前のプラン1に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5(平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。)に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者(平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1(平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。)若しくはコース2に係るものに限ります。)による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- 5 平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)について、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第1表第6(付加機能使用料)に規定する付加機能使用料(メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)の支払いを要しないほか、第101条(工事費の支払義務)の規定にかかわらず、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する付加機能の利用開始に関する工事費(タイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。)について、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能(メールアドレス単位型)、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。(料金等の支払いに関する経過措置)
- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年1月13日から実施します。

附 則

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

- 1 平成24年2月1日から平成24年3月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。
- (1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。)を指定している場合に提供するものに限ります。)又はコース5に係るものに限ります。)若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限ります。)、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
- エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。）	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）
(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）	

2 平成24年2月1日から平成24年3月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月（特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。）について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

(1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み

(2) この附則第1項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

3 この附則第1項又は第2項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第1項又は第2項の規定の適用を受けることはできません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年3月17日から実施します。

(第7種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ3に係る第7種オープンデータ通信網サービスに関する料金その他の取扱いは、なお従前のとおりとします。

3 この附則第2項の規定にかかわらず、IPデータサービス契約約款に規定する第1種IPデータ契約者（平成24年3月17日の改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している別に定める第1種IPデータ契約を締結しているものに限ります。）から、タイプ3に係る第7種オープンデータ通信網サービスの申込みがあった場合、当社は第62条（第7種オープンデータ通信網契約申込の承諾）の規定に準じてその申込みを承諾します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

(第4種オープンデータ通信網サービスの複合利用割引に関する経過措置)

2 平成23年8月1日実施の附則（J11016464）第3項に規定する第4種オープンデータ通信網サービスの複合利用割引に関する経過措置について、「料金月の末日まで」を「料金月の前料金月の末日まで」に改めます。

(第4種オープンデータ通信網サービスに関する経過措置)

3 平成24年4月1日から平成24年5月31日までの間、次に掲げる申込又は変更の請求(「申込等」といいます。以下この附則において同じとします。)を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、第97条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、次表に規定するとおり料金の支払いを要しません。

- (1) タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次のアからエの契約者によるタイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン1若しくはプラン2、タイプ3又はタイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - ウ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成18年9月28日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2、平成18年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1、平成18年2月15日の改正規定実施前のタイプ5のプラン3、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1、タイプ1のプラン1のコース2、タイプ1のプラン2、タイプ2、タイプ3のプラン1(コース1(別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号(電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号をいいます。以下この附則において同じとします。))を指定している場合に提供するものに限り。))又はコース5に係るものに限り。))若しくはタイプ5(プラン1又はプラン2のコース1に係るものに限り。))、平成15年8月1日の改正規定実施前のタイプ5のプラン1又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - エ 平成17年12月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン7若しくはプラン8又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース6若しくはコース8に係る第4種オープンデータ通信網契約者

区分	支払を要しない期間	支払を要しない料金
(ア) その申込等と同時に、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスと接続する特定利用回線について、協定事業者に対する申込み手続きを当社が代行するとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む3料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む3料金月とします。)	それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り。))
(イ) (ア)以外のとき	当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。)	

4 平成24年4月1日から平成24年5月31日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む12料金月(特定起算日に係る料金の適用を受けるものについては、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む12料金月とします。))について、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額(料金表第1表第3(第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの)に規定する利用料(基本料の部分に限り。))に限り。))に2分の1を乗じて得た額を減額する取扱いを行います。

- (1) タイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) この附則第1項の(2)のア若しくはウ又は次のア若しくはイの契約者によるタイプ1のプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
 - ア タイプ1のプラン5に係る第4種オープンデータ通信網契約者
 - イ 平成18年2月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン5若しくはプラン6又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース4若しくはコース5に係る第4種オープンデータ通信網契約者

5 この附則第3項又は第4項の規定の適用を受けた第4種オープンデータ通信網契約者は、二度以上の変更の請求により、再びこの附則第3項又は第4項の規定の適用を受けることはできません。

6 平成24年4月1日から平成24年6月30日までの間、次に掲げる申込等を行った申込者又は第4種オープン

ンデータ通信網契約者は、当社がその申込等を承諾し、当該申込等に係る第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月について、第97条（定額利用料の支払義務）及び第105条（特定他社接続回線等の料金等）の規定にかかわらず、それぞれの料金月における当該申込等に係るプランの料金額（料金表第1表第3（第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの）に規定する利用料（基本料の部分に限ります。）に限ります。）の支払いを要しないほか、料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約の申込み
- (2) 次の第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

ア タイプ1のプラン1若しくはタイプ3又は特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のタイプ1のプラン2、プラン5若しくはプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約者

イ 平成21年3月5日の改正規定実施前のタイプ3のコース6の同時利用条件型、平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものを除きます。）、タイプ1のプラン2、タイプ2若しくはタイプ3のプラン1（コース1（別に定める協定事業者の電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続において、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話の全ての通話区分又は県内市外通信、県間市外通信及び国際通信の全ての通信区分について、当社の事業者識別符号を指定している場合に提供するものに限ります。）又はコース5に係るものに限ります。）又は平成13年11月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者

7 平成24年4月1日から平成24年6月30日までの間、次に掲げる変更の請求を行った第4種オープンデータ通信網契約者は、当社がその変更の請求を承諾し第4種オープンデータ通信網サービスの提供を開始したときは、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する利用回線のプランの変更に係る工事費及び料金表第3表（手続きに関する費用）に規定する手続きに関する費用（利用回線に係るものに限ります。）について、その支払いを要しません。

- (1) タイプ5のプラン1に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (2) タイプ5のプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (3) タイプ5のプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン2に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (4) タイプ1のプラン2（特定起算日に係る料金の適用を受けるものであって特定起算日前のものを除きます。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (5) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン1又は平成15年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (6) タイプ5（平成16年6月1日改正規定実施前のプラン2のコース1又は平成18年8月1日の改正規定実施前のプラン1に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン2又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (7) タイプ5（平成18年2月15日の改正規定実施前のプラン3に係るものに限ります。）に係る第4種オープンデータ通信網契約者による、タイプ5のプラン1又はプラン3に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求
- (8) 第4種オープンデータ通信網契約者（平成18年9月28日改正規定実施前のタイプ1のプラン2又は平成16年6月1日の改正規定実施前のタイプ1のプラン1のコース1（平成15年1月1日の改正規定実施前にタイプ1のプラン1のコース2として締結したものに限ります。）若しくはコース2に係るものに限ります。）による、タイプ5に係る第4種オープンデータ通信網契約への変更の請求

8 平成24年4月1日から平成24年6月30日までの間、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の提供を請求した第4種オープンデータ通信網契約者は、当社が当該機能の提供を開始した日から、その提供を開始した日の属する料金月を含む2料金月（タイプ1のプラン2、プラン5又はプラン7に係る第4種オープンデータ通信網契約に係るものであって付加機能使用料について特定起算日に係る料金の適用を受けるものは、特定起算日から、特定起算日の属する料金月を含む2料金月とします。）について、第97条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第1表第6（付加機能使用料）に規定する付加機能使用料（メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能に係るものに限ります。）の支払いを要しないほか、第101条（工事費の支払義務）の規定にかかわらず、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する付加機能の利用開始に関する工事費（タイプ1に係る情報ページウイ

ルスチェック等機能に係るものに限り、その支払いを要しません。この場合において、メールウイルスチェック機能（メールアドレス単位型）、電子メール制御機能又はタイプ1に係る情報ページウイルスチェック等機能の廃止を行い、再び提供の請求があったものについては、この項の規定を適用しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

9 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成24年4月2日から実施します。

別紙1 収容オープンデータ通信網サービス取扱所の名称及び所在場所

1 第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(1) 契約者回線に係るもの

ア イーサネット型に係るもの

(ア) 特定取扱所型以外のもの

a 特定終端型以外のもの

(a) 一般型であってIPv4型に係るもの

収容オープンデータ通信網サービス取扱所の名称	収容オープンデータ通信網サービス取扱所の所在場所
札幌センター	札幌市東区
新札幌センター	札幌市東区
ホワイトキューブ札幌	札幌市北区
利府センター	宮城県宮城郡
仙台センター	仙台市宮城野区
新田端センター	東京都北区
新東京センター	東京都豊島区
東京マルチメディアセンター	東京都江東区
東京イーストセンター	東京都江東区
梶ヶ谷センター	川崎市宮前区
熱田センター	名古屋市熱田区
大阪センター	大阪市淀川区
豊崎センター	大阪市北区
金沢センター	石川県金沢市
吉備センター	岡山市北区
福岡東センター	福岡市東区

(b) 一般型であってIPv6型又はIPv6併用型に係るもの

収容オープンデータ通信網サービス取扱所の名称	収容オープンデータ通信網サービス取扱所の所在場所
新東京センター	東京都豊島区
東京イーストセンター	東京都江東区
豊崎センター	大阪市北区

(c) 予備型に係るもの

収容オープンデータ通信網サービス取扱所の名称	収容オープンデータ通信網サービス取扱所の所在場所
新東京センター	東京都豊島区
東京イーストセンター	東京都江東区
梶ヶ谷センター	川崎市宮前区
熱田センター	名古屋市熱田区
豊崎センター	大阪市北区
福岡東センター	福岡市東区

b 特定終端型に係るもの

収容オープンデータ通信網サービス取扱所の名称	収容オープンデータ通信網サービス取扱所の所在場所
東京イーストセンター	東京都江東区
豊崎センター	大阪市北区

(イ) 特定取扱所型に係るもの

a IPv4型であってタイプ1又はタイプ2に係るもの

収容オープンデータ通信網サービス取扱所の名称	収容オープンデータ通信網サービス取扱所の所在場所
新東京センター	東京都豊島区

東京マルチメディアセンター	東京都江東区
東京イーストセンター	東京都江東区
豊崎センター	大阪市北区
ホワイトキューブ札幌	札幌市北区

b IPv6併用型であってタイプ1又はタイプ2に係るもの

収容オープンデータ通信網サービス取扱所の名称	収容オープンデータ通信網サービス取扱所の所在場所
新東京センター	東京都豊島区
東京イーストセンター	東京都江東区
豊崎センター	大阪市北区

c タイプ5に係るもの

収容オープンデータ通信網サービス取扱所の名称	収容オープンデータ通信網サービス取扱所の所在場所
クロスゲート新砂	東京都江東区

イ 特定サービス型に係るもの

(ア) タイプ1に係るもの

収容オープンデータ通信網サービス取扱所の名称	収容オープンデータ通信網サービス取扱所の所在場所
新東京センター	東京都豊島区
豊崎センター	大阪市北区

(イ) タイプ2に係るもの

収容オープンデータ通信網サービス取扱所の名称	収容オープンデータ通信網サービス取扱所の所在場所
新東京センター	東京都豊島区

別紙2 インターネット接続事業者

株式会社インターネットイニシアティブ 日本インターネットエクスチェンジ株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ ピーシー コミュニケーションズ 富士通株式会社 NEC ビッグロブ株式会社 KDDI株式会社 インターネットマルチフィード株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社ケイ・オブティコム ソネットエンタテインメント株式会社 株式会社ドリーム・トレイン・インターネット さくらインターネット株式会社 株式会社ブロードバンドタワー メディアエクスチェンジ株式会社

別紙3 特定協定事業者及び指定サービス契約

1 第1種オープンデータ通信網利用契約に係るもの

契約相手となる特定協定事業者の名称	締結する指定サービス契約
株式会社城北ニューメディア	TCTインターネット接続サービスに係る契約
株式会社南東京ケーブルテレビ	CTSインターネット接続サービスに係る契約
株式会社伊豆急ケーブルネットワーク	インターネット国際コミュニケーションサービスに係る契約
マイ・テレビ株式会社	M-NETサービスに係る契約
株式会社ニューメディア	デジタル通信サービスに係る契約

ケーブルネット埼玉株式会社
日野ケーブルテレビ株式会社
株式会社秋田ケーブルテレビ
金沢ケーブルテレビネット株式会社
豊島ケーブルネットワーク株式会社
福井ケーブルテレビ株式会社
北ケーブルネットワーク株式会社
大分ケーブルテレコム株式会社
湘南ケーブルネットワーク株式会社
ケーブルテレビ徳島株式会社
香川テレビ放送網株式会社
株式会社シティーケーブル周南
株式会社ハートネットワーク
熊本ケーブルネットワーク株式会社
株式会社ドリームウェーブ静岡
岡山ネットワーク株式会社
宮崎ケーブルテレビ株式会社
青森ケーブルテレビ株式会社
株式会社ケーブルネット鈴鹿
株式会社長崎ケーブルメディア
Kビジョン株式会社
株式会社コアラテレビ
株式会社テレビ鳴門
八戸テレビ放送株式会社
稲沢シーエーティーヴィ株式会社
株式会社シティーケーブルネット
山梨CATV株式会社
いちかわケーブルネットワーク株式会社
上越ケーブルビジョン株式会社
あづみ野テレビ株式会社
株式会社シティーテレコムかながわ
三豊ケーブルテレビ放送株式会社
株式会社TOKAIケーブルネットワーク
滋賀ケーブルネットワーク株式会社
ユーテレビ株式会社
株式会社時事タイムス放送社
宇都宮ケーブルテレビ株式会社
高岡ケーブルネットワーク株式会社
ソフトバンクモバイル株式会社
株式会社ケーブルテレビ佐伯
株式会社日本ネットワークサービス
株式会社シーテック
今治市
山口ケーブルビジョン株式会社
株式会社アイティービー
株式会社ひろしまケーブルテレビ
株式会社ラッキータウンテレビ
株式会社メック
玉島テレビ放送株式会社
三沢市
丹南ケーブルテレビ株式会社
KCVコミュニケーションズ株式会社
大分ケーブルネットワーク株式会社

CNSインターネット接続サービスに係る契約
日野ケーブルテレビインターネットに係る契約
CNAインターネットサービスに係る契約
KCTインターネット接続サービスに係る契約
としまインターネット接続サービスに係る契約
FCTVインターネットサービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
OCTインターネットサービスに係る契約
SCN-NETサービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
KBNインターネットサービスに係る契約
CCSNETサービスに係る契約
ハートネットサービスに係る契約
KCNインターネットサービスに係る契約
静岡ケーブルネットワークサービスに係る契約
ONIネットサービスに係る契約
ケーブルインターネットサービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
NCMインターネットサービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
コアラねっとサービスに係る契約
NCNインターネットサービスに係る契約
HTV-NETサービスに係る契約
TOPTOWERネットサービスに係る契約
CCNインターネット接続サービスに係る契約
ふる一つねっとサービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
JCVネットサービスに係る契約
ANCネットサービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
MCBインターネットサービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
デジタル通信サービスに係る契約
3G通信サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
CCnetサービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
波方町インターネット接続サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
LTVインターネットサービスに係る契約
ケーブルレッジインターネット接続サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約
インターネット接続サービスに係る契約

別紙4 オープンデータ通信網サービスに係る協定事業者の名称等

1 第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(1) イーサネット型に係るもの

ア 一般型であってIPv4型に係るもの

(ア) 区分2に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
株式会社ケイ・オプティコム	高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款

(イ) 区分3に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	IPルーティング網接続専用サービス(プラン2のうち、第3種サービスであってタイプ2に係るものに限ります。)	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	IPルーティング網接続専用サービス(プラン2のうち、第3種サービスであってタイプ2に係るものに限ります。)	専用サービス契約約款

(ウ) 区分4に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
株式会社STNet	高速イーサネット網接続サービス	高速イーサネット網サービス契約約款

(エ) 区分6に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
北海道総合通信網株式会社	イーサネット通信網サービス	イーサネット通信網サービス契約約款

(オ) 区分7に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東北インテリジェント通信株式会社	高速イーサネット網サービス	高速イーサネット網サービス契約約款

(カ) 区分8に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	イーサネット通信網サービス	イーサネット通信網サービス契約約款

(キ) 区分9に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	パワードイーサネットサービス	パワードイーサネットサービス契約約款

(ク) 区分10に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
北陸通信ネットワーク株式会社	イーサネット通信網サービス	イーサネット通信網サービス契約約款

(ケ) 区分11に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
九州通信ネットワーク株式会社	高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款

(コ) 区分12に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
沖縄通信ネットワーク株式会社	高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款

(サ) 区分13に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
中部テレコミュニケーション株式会社	第 種イーサネット網サービス	イーサネット網サービス契約約款

イ 一般型であってIPv6型又はIPv6併用型に係るもの

(ア) 区分2に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
株式会社ケイ・オプティコム	高速イーサネット専用サービス	専用サービス契約約款

(イ) 区分3に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	IPルーティング網接続専用サービス(プラン2のうち、第3種サービスであってタイプ2に係るものに限ります。)	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	IPルーティング網接続専用サービス(プラン2のうち、第3種サービスであってタイプ2に係るものに限ります。)	専用サービス契約約款

(ウ) 区分9に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	パワードイーサネットサービス	パワードイーサネットサービス契約約款

ウ 予備型に係るもの

(ア) 区分2に係るもの

アの(ア)に準じます。

(イ) 区分3に係るもの

アの(イ)に準じます。

(ウ) 区分4に係るもの

アの(ウ)に準じます。

(エ) 区分8に係るもの

アの(エ)に準じます。

(オ) 区分9に係るもの

アの(オ)に準じます。

(カ) 区分10に係るもの

アの(カ)に準じます。

(キ) 区分11に係るもの

アの(キ)に準じます。

(ク) 区分12に係るもの

アの(ク)に準じます。

(ケ) 区分13に係るもの

アの(ケ)に準じます。

(2) 利用回線型に係るもの

次のア及びイに掲げる電気通信サービスの組合せによるもの

ア

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	D S L 等接続専用サービス	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	D S L 等接続専用サービス	専用サービス契約約款

イ

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
ソフトバンク B B 株式会社	D S L インターネット接続サービス	法人向けソフトバンク B B サービス利用規約

(3) 特定接続回線型に係るもの

ア イ以外のもの

電気通信サービスの種類	契約約款の名称
光回線インターネット接続サービス	法人向け B B サービス利用規約

イ タイプ 10 に係るもの

電気通信サービスの種類	契約約款の名称
B G P インターネット接続サービス	法人向け B B サービス利用規約

(4) 特定契約者回線型に係るもの

ア タイプ 1 に係るもの

次の(ア)及び(イ)に掲げる電気通信サービスの組合せによるもの

(ア)

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	D S L 等接続専用サービス	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	D S L 等接続専用サービス	専用サービス契約約款

(イ)

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
ソフトバンク B B 株式会社	D S L インターネット接続サービス	法人向けソフトバンク B B サービス利用規約

イ タイプ 4 に係るもの

(ア) プラン 1 に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス (メニュー 4 に係るものに限ります。)	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス (メニュー 4 に係るものに限ります。)	I P 通信網サービス契約約款

(イ) プラン 2 に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス (メニュー 5 に係るものに限ります。)	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス (メニュー 5 に係るものに限ります。)	I P 通信網サービス契約約款

ウ タイプ 5 に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
ソフトバンクモバイル株式会社	3 G 通信サービス (3 G サービスに係るものに限ります。)	3 G 通信サービス契約約款

2 第4種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(1) 利用回線に係るもの

ア タイプ1及びタイプ4に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P通信網サービス(メニュー4に係るものに限ります。)	I P通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P通信網サービス(メニュー4に係るものに限ります。)	I P通信網サービス契約約款

イ タイプ5に係るもの

次の(ア)及び(イ)に掲げる電気通信サービスの組合せによるもの

(ア)

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	D S L等接続専用サービス	専用サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	D S L等接続専用サービス	専用サービス契約約款

(イ)

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
イー・アクセス株式会社	プロードバンド通信ネットワークサービス	プロードバンド通信ネットワークサービス契約約款

(2) 特定利用回線に係るもの

ア イ以外のもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P通信網サービス(メニュー5に係るものに限ります。)	I P通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P通信網サービス(メニュー5に係るものに限ります。)	I P通信網サービス契約約款

イ タイプ1のプラン7に係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
中部テレコミュニケーション株式会社	光ネットアクセスサービス(プラン1のタイプ1に係るもの又はプラン2に係るものに限ります。)	光ネットアクセスサービス契約約款

別紙5 料金区域

1 第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(1) 料金区域を単位料金区域ごとに定めるもの

区域区分	接続契約者回線等の区分	単位料金区域名
区域内	区分3	札幌、仙台、土浦、東京、武蔵野三鷹、国分寺、立川、八王子、青梅、千葉、川崎、横浜、厚木、平塚、藤沢、船橋、市川、成田、浦和、川口、熊谷、名古屋、静岡、大阪、堺、八尾、京都、金沢、神戸、広島、高松、福岡、北九州
	区分6	札幌

(2) 料金区域を都道府県ごとに定めるもの

区域区分	接続契約者回線等の区分	都道府県名
区域内	区分2	大阪府、京都府、兵庫県
	区分4	香川県、愛媛県
	区分7	宮城県
	区分8	広島県、岡山県
	区分9	東京都、神奈川県
	区分10	石川県
	区分11	福岡県
	区分13	愛知県

別紙6 接続契約者回線と他社接続回線の組合せの条件

1 イーサネット型（予備型に係るものを除きます。）の第1種オープンデータ通信網サービスに係るもの

(1) 区分2の接続契約者回線等に係るもの

接続契約者回線の品目等		相互接続することのできる他社接続回線の品目
10BASE-T	1 Mb/s	協定事業者の契約約款（別紙4の1の(1)のアの(ア)のaに定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表をいいます。以下(1)において同じとします。）に規定する1 Mb/sのもの
	2 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する2 Mb/sのもの
	3 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する3 Mb/sのもの
	4 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する4 Mb/sのもの
	5 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する5 Mb/sのもの
	10 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する10 Mb/sのもの
100BASE-TX	100 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する100 Mb/sのもの
1000BASE-LX又は1000BASE-SX	1 Gb/s	協定事業者の契約約款に規定する1 Gb/sのもの

(2) 区分4、区分6、区分7、区分8、区分10、区分11、区分12及び区分13の接続契約者回線等に係るもの

接続契約者回線の品目等		相互接続することのできる他社接続回線の品目
10BASE-T	1 Mb/s	協定事業者の契約約款（別紙4の1の(1)のアの(ア)のc、d、e、f、h、i、j及びkに定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表をいいます。以下(2)において同じとします。）に規定する1 Mb/sのもの
	2 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する2 Mb/sのもの
	3 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する3 Mb/sのもの
	4 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する4 Mb/sのもの
	5 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する5 Mb/sのもの
	10 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する10 Mb/sのもの
100BASE-TX	100 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する100 Mb/sのもの

(3) 区分9の接続契約者回線等に係るもの

接続契約者回線の品目等		相互接続することのできる他社接続回線の品目
10BASE-T	1 Mb/s	協定事業者の契約約款（別紙4の1の(1)のアの(ア)のg及び別紙4の1の(1)のアの(イ)のbに定める協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表をいいます。以下(3)において同じとします。）に規定する1 Mb/sのもの
	2 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する2 Mb/sのもの
	3 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する3 Mb/sのもの
	4 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する4 Mb/sのもの
	5 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する5 Mb/sのもの
	10 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する10 Mb/sのもの
100BASE-TX	100 Mb/s	協定事業者の契約約款に規定する20 Mb/s、30 Mb/s、40 Mb/s、50 Mb/s及び100 Mb/sのもの
1000BASE-SX	1 Gb/s	協定事業者の契約約款に規定する200 Mb/s、300 Mb/s、400 Mb/s、500 Mb/s及び1 Gb/sのもの

別紙7 第1種オープンデータ通信網サービスの品目と接続契約者回線等の品目の組合せの条件

1 区分3（イーサネット型のタイプ1に係るものに限ります。）に係るもの

(1) クラス2以外のもの

ア 接続契約者回線等のユーザ・網インタフェースが10BASE-Tのとき

第1種オープンデータ通信網サービスの品目	接続契約者回線等の品目
1 Mb/s	1 Mb/s
2 Mb/s	2 Mb/s
3 Mb/s	3 Mb/s
4 Mb/s	4 Mb/s
5 Mb/s	5 Mb/s
10 Mb/s	10 Mb/s

イ 接続契約者回線等のユーザ・網インタフェースが100BASE-TXのとき

第1種オープンデータ通信網サービスの品目	接続契約者回線等の品目
1 Mb/s	1 Mb/s
2 Mb/s	2 Mb/s
3 Mb/s	3 Mb/s
4 Mb/s	4 Mb/s
5 Mb/s	5 Mb/s
10 Mb/s	10 Mb/s
100 Mb/s	100 Mb/s

ウ 接続契約者回線等のユーザ・網インタフェースが1000BASE-SX又は1000BASE-LXのとき

第1種オープンデータ通信網サービスの品目	接続契約者回線等の品目
300 Mb/s	300 Mb/s
600 Mb/s	600 Mb/s
1 Gb/s	1 Gb/s

(2) クラス2に係るもの

ア 接続契約者回線等のユーザ・網インタフェースが10BASE-T又は100BASE-TXのとき

第1種オープンデータ通信網サービスの品目	接続契約者回線等の品目
3 Mb/s	3 Mb/s
10 Mb/s	10 Mb/s